

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年6月30日

【計算期間】 第22期（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）

【ファンド名】 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）
- ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
(GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND))
- GOLDMAN SACHS US\$ FUND)【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・
サービスズ・リミテッド
(Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 グレン・ソーブ (Glenn Thorpe)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、セント・スティーブンス・グリーン47 - 49
(47-49 St Stephen's Green, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 柳 祥代【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2021年4月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.93円）による。

（注2）ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）（以下「ファンド」という。）は、アイルランド法に基づいて設定されるが、ゴールドマン・サックス・米ドルファンド（以下「米ドル・ポートフォリオ」という。）の受益証券（以下「米ドル受益証券」、「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」という。）は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは1月1日に始まり12月31日に終わる1年を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

1999年4月22日に設立されたゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）（以下「ファンド」という。）は、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書（以下「信託証書」という。）に基づくユニット・トラストとして設定され、かつ、UCITS規則（下記参照）に従いアイルランド中央銀行（以下「アイルランド中央銀行」という。）による認可を受けたオープン・エンド型のアイルランドのアンプレラ型投資信託である。

アイルランドーファンドは、2011年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づく「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）としてアイルランド中央銀行により認可された。アイルランド中央銀行によるファンドの認可がファンドのパフォーマンスに関する保証になることはなく、アイルランド中央銀行がファンドのパフォーマンスまたは債務不履行に関して責任を負うことはない。アイルランド中央銀行は本書の内容に関して責任を負わず、ファンドの認可はアイルランド中央銀行がファンドを推奨または保証していることを意味するものではない。

欧州連合ーファンドは、UCITSとしての適格性を有しており、特定のEU加盟国および特定の欧州経済地域（EEA）加盟国における公衆に対するマーケティングに関して理事会指令2009/65/EC（改正済）に基づく承認を申請した。

米国ー本書に基づき募集が行われる受益証券は、その販売の一環としての募集または販売に関して1933年米国証券法（改正済）に基づいた登録はされておらず、その予定もない。ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）に基づく登録を受けておらず、その予定もない。したがって、管理会社の最終的裁量により、受益証券は、米国人（本書にかかる用語が定義されている。）に対する募集もしくは販売または米国人の利益のための募集もしくは販売が行われない可能性がある。信託証書には、管理会社が米国人に対する受益証券の譲渡の登録を拒絶できる旨の規定がある。申込人は、管理会社により別途認められる場合を除き、自らが米国人でないことを証明しなければならない。

ファンドは、アイルランド中央銀行に届出、承認を得た時点で、異なるクラス受益証券を随時発行することができるアンプレラ型ファンドである。受益証券はファンドに対する権益を表章し、それぞれ別個の投資ポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」という。）を構成する。現在、ファンドは、ゴールドマン・サックス・ミドルファンド（Goldman Sachs US\$ Fund）の1つのポートフォリオから構成される。受益証券発行前に、管理会社は受益証券が発行されるポートフォリオを指定する。個々のポートフォリオについて、それぞれのポートフォリオごとに記録および会計が保持され、かかるポートフォリオの資産は当該ポートフォリオに適用される投資目的に従って投資される。ポートフォリオ毎に個別の監査報告書が作成され、ファンドの年次報告書に記載される。管理会社は、新しいクラス受益証券の設定時に、新しいクラス受益証券の投資方針および目的の詳細、ならびに当初募集期間、基準価格、投資顧問会社、当該クラス受益証券に関するその他の関連情報のそれぞれの詳細を掲載したファンドの英文目論見書補遺を発行する。

ポートフォリオのファンド証券の発行および買戻しは当該ポートフォリオの取引日においてのみ行われる。ファンドの規則は、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する信託証書において定められている。ファンドは、信託証書に定める方法により解散されるまで存続する。

ファンドに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の受益権を表章する。

各ポートフォリオは、それ自体の負債を負担するが、他のポートフォリオの債務に対しては責任を負わない。

それぞれのポートフォリオの受益証券は、アメリカ合衆国国民に対する場合を除き自由に譲渡する。また、管理会社は、個人、企業または法人による受益証券の所有が規制上のもしくは法令上の要件に違反する場合、ファンドの税金上の地位に影響を及ぼすおそれがある場合、またはファンドに金銭的不利益をもたらす場合、かかる所有を制限することがある。ファンドは、価値、手数料、その他費用に関する取決め、最低申込水準および販売に関して異なる取決めを有する各ポートフォリオに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。これを条件として、同一のポートフォリオのそれぞれの受益証券は、当該ポートフォリオの収益および分配金に対し、もしくは解散の際に当該ポートフォリオの資産に対して、同一のポートフォリオの他の受益証券と同等に参加する権利を有する。各ポートフォリオの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されない。

米ドル・ポートフォリオの投資目的は、別紙の ．に記載されるとおりである。

信託金の限度額については定められていない。

各ポートフォリオは日本の開示法令に規定されるファンド・オブ・ファンズである。

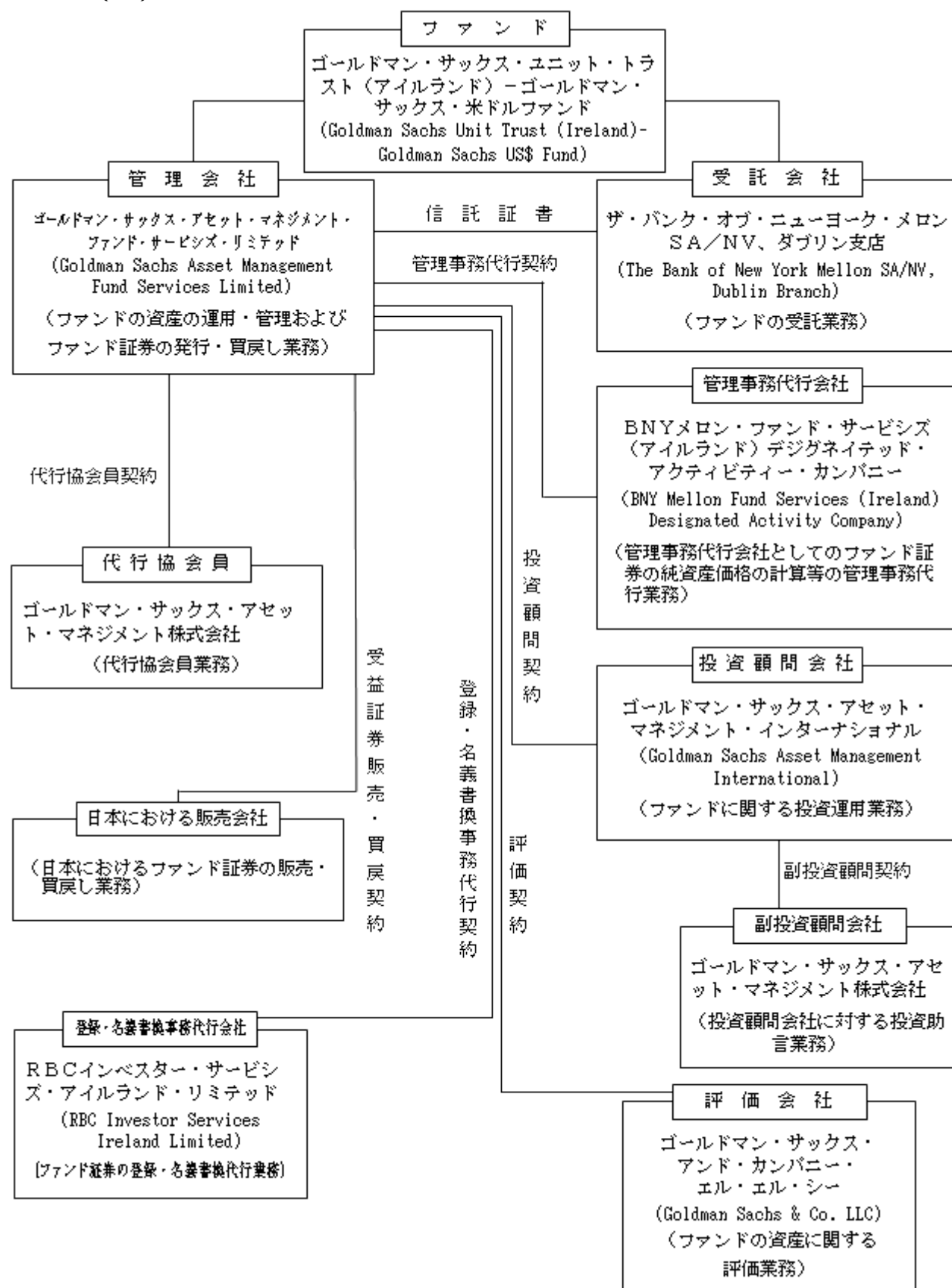
（２）【ファンドの沿革】

1999年 1 月 4 日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
1999年 4 月22日	ゴールドマン・サックス・MMF 信託証券締結
1999年 4 月30日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂信託証券締結
1999年 4 月30日	米ドル・ポートフォリオの運用開始
2001年 7 月31日	ユーロ・ポートフォリオの運用開始
2007年 3 月16日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
2007年 5 月31日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の退任および旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の任命
2012年11月 1 日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2013年12月13日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・グローバル・サービスズ・リミテッド）の設立
2014年 6 月27日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂・再録済信託証券締結
2015年 9 月10日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂・再録済信託証券締結
2015年 9 月30日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の退任および旧管理会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・グローバル・サービスズ・リミテッド）の任命
2016年 9 月16日	ゴールドマン・サックス・MMF 改訂・再録済信託証券締結
2018年 3 月20日	管理会社の設立
2018年 9 月17日	ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）改訂・再録済信託証券締結（ファンドの名称変更）
2019年 2 月21日	ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）改訂・再録済信託証券締結
2019年 2 月28日	旧管理会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・グローバル・サービスズ・リミテッド）の退任および管理会社の任命

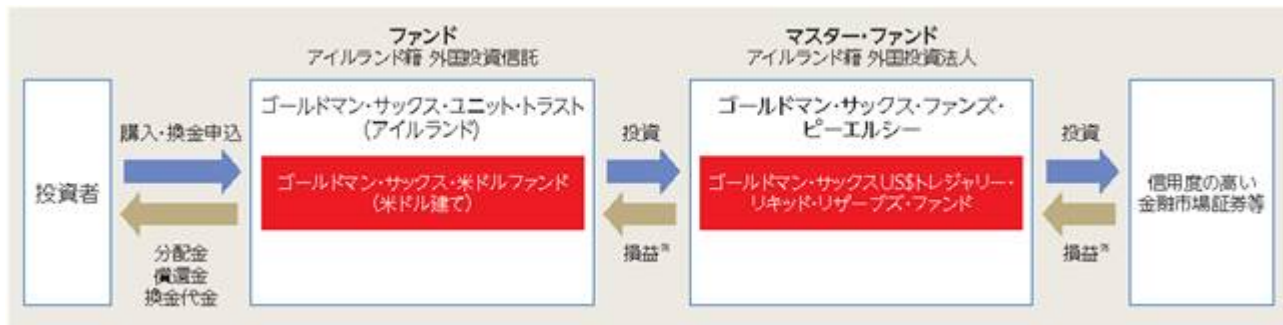
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

()



()



損益はすべて投資者である受益者に帰属する。

「マスター・ファンド」とは、アイルランドにおいて有限責任法人として、かつ、UCITS規則に基づきサブ・ファンド間で分別された負債を有するアンブレラ型投資信託として設定された変動資本を有する投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーをいう。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・ファン ド・サービスズ・リミテッド (Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)	1999年4月30日付のファンドの信託証書 (注1)(2000年9月19日付第一追補信託 証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託 証書、2007年2月7日付第三追補信託証 書、2007年5月22日付(2007年5月31日発 効)管理会社の退任および任命に関する証 書、2009年3月5日付第五追補信託証書、 2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、 2015年6月3日付(2015年6月10日発効) 追補信託証書、2015年9月10日付(2015年 9月30日発効)管理会社の退任および任命 に関する証書、2015年9月10日付(2015年 9月30日発効)改訂・再録信託証書、2016 年9月16日付(2016年9月30日発効)改 訂・再録信託証書、2018年9月17日付 (2018年9月28日発効)改訂・再録信託証 書、2019年2月21日付(2019年2月28日発 効)管理会社の退任および任命に関する証 書および2019年2月21日付(2019年2月28 日発効)改訂・再録信託証書により改訂・ 補足済み)に基づきファンドの資産の運 用・管理業務を行う。 また、ファンド証券の発行・買戻し業務を 行う。

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン S A / N V、ダブリン支店 (The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch)	1999年4月30日付で管理会社との間で締結された信託証書（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、2015年6月3日付追補信託証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）改訂・再録信託証書、2016年9月16日付（2016年9月30日発効）改訂・再録信託証書、2018年9月17日付（2018年9月28日発効）改訂・再録信託証書、2019年2月21日付（2019年2月28日発効）管理会社の退任および任命に関する証書および2019年2月21日付（2019年2月28日発効）改訂・再録信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの受託業務を行う。
管理事務代行会社	B N Y メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company)	2019年2月27日付（2019年2月28日効力発生）で管理会社との間で締結された管理事務代行契約（注2）に従いファンド証券の純資産価格の計算等の管理事務代行業務を行う。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	2019年2月27日付（2019年2月28日効力発生）で管理会社との間で締結された投資顧問契約（注3）に従いファンドに関する投資運用業務を行う。
登録・名義書換事務代行会社	R B C インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)	2019年2月27日付（2019年2月28日効力発生）で管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約（注4）に従いファンドの登録および名義書換事務代行業務を行う。
評価会社	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シー (Goldman Sachs & Co. LLC)	2019年2月28日付で管理会社との間で締結された評価契約（注5）に基づきファンドの資産に関する評価業務を行う。

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	2019年2月27日付（2019年2月28日効力発生）で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注6）に従い代行協会員を務める。

- （注1）信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社および受託会社を拘束する。
- （注2）管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。
- （注3）投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。
- （注4）登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する登録業務および名義書換代行業務を行う事を約する契約である。
- （注5）評価契約とは、評価会社と管理会社との間で締結された、評価会社が、ファンドの資産に関する評価業務を行うことを約する契約である。
- （注6）代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。

管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド				
1．設立準拠法	管理会社は、アイルランド中央銀行により、UCITS規則に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2．事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。			
3．資本金の額	授權資本金は、一株当たり1ユーロの普通株式1,000億株に分割される1,000億ユーロおよび一株当たり1米ドルの普通株式1,000億株に分割される1,000億米ドルである。2021年4月末日現在、払込済資本金は2,500万米ドル（約27.23億円）および2ユーロ（約264円）であり、発行済口数は25,000,002口である。 （注）ユーロの円貨換算は、2021年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.99円）による。以下同じ。			
4．沿革	2018年3月20日に設立された。			
5．大株主の状況 （2021年4月末日現在）	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー （Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C.）	アメリカ合衆国、 19801、デラウェア州、 ウィルミントン、オレン ジ・ストリート1209、 コーポレーション・トラ スト・センター	株 25,000,002	% 100

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（イ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ＵＣＩＴＳ規則である。

（ロ）準拠法の内容

ファンドは、管理会社およびザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンＳＡ／ＮＶ、ダブリン支店（以下「受託会社」という。）間で締結された信託証書により設立され、信託証書に基づきユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型投資信託である。

ファンドは、ＵＣＩＴＳ規則に基づき、アイルランド中央銀行により認可・監督されている。

アイルランド中央銀行は、アイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またはファンドの債務不履行に関する法律によりアイルランド中央銀行に与えられる機能を果たすことを理由として責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドに関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。また、アイルランド中央銀行がファンドを推奨または保証していることを意味するものでも、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもない。

アイルランド中央銀行は、管理会社および受託会社の任命を認可し、投資顧問会社を承認しなければならない。かつ、これらの健全性が保たれるようにしなければならない。アイルランド中央銀行は、一定の場合、受託会社の認可を取り消すことができる。

受益証券の販売に関連して作成される目論見書およびその追補ならびにこれらの刷新または追記は、アイルランド中央銀行に提出されなければならない。

受託会社は、独立監査人の監査を受けなければならない。

（５）【開示制度の概要】

（ ）アイルランドにおける開示

（イ）アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が必要とされている。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）である。ファンドは、2013年中央銀行（監督および施行）法（第48条(1)）（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2019年規則に基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出する必要があるとされている。

（ロ）受益者に対する開示

毎年12月31日に終了する期間に関し、ファンドの監査済財務書類を含む年次報告書が当該ファンドの受益者に交付される。

年次報告書は、会計年度末後４ヶ月以内に、受益者に送付される。また、未監査半期財務書類を含む毎年６月30日に終了する６ヶ月間に関する半期報告書は、半期末後２ヶ月以内に、受益者に送付される。

年次報告書および半期報告書に加えて、受益者には関係ポートフォリオに関する個別の月次報告書が提供される。また、受益者は、その要求により管理会社から取引ごとに印刷された確認書およびその口座の年初来の明細書を受領することができる。管理会社は、また、要求があれば、受益者のために口座管理サービスを提供することもできる。（日本国内では本段落に記載された取扱いとは異なる取扱いが行われる。）

販売・買戻価格の決定が後記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続き等、（２）ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、ポートフォリオの販売買戻価格はブルームバーグに各取引日（別紙の ．に

詳述される取引日および管理会社が決定するその他の日（ただし、各暦月に2取引日以上あることを条件とする。）に報告され、管理会社が随時決定するその他のメディアに対し、または当該メディアを通じて各取引日に公表される。販売価格および買戻価格は管理事務代行会社から入手することができる。

ファンドのポジションに関する情報

管理会社は、ファンドの利益保護のために策定された特定の制限に従うとともに、マーケット・タイミングの制限および関連慣行を含むがこれらに限定されない適用法令を遵守し、ファンドの定期報告、ファンドのポジションおよび活動に関する情報ならびにその他の情報で機密情報とされたものの開示を許可することができる。ファンドの特定のポートフォリオに関する様々な要因（当該ポートフォリオのために投資顧問会社から提供された投資戦略、対象投資家およびポートフォリオに現在投資している既存の受益者ならびに管理会社が適切であると判断する他の要因を含むがこれらに限定されない。）によってはかかる開示に遅れ（以下、本項において「時間差」という。）が伴うことがあり、これは受益者がファンドのポジションに関するリアルタイムの情報を取得できない可能性があることを意味する。ファンドのポートフォリオに異なる時間差が生じる可能性があることにより、あるポートフォリオの受益者が他のポートフォリオの受益者よりも先に開示を受ける可能性があり、当該開示に同一の保有投資先の情報が含まれている可能性がある。提供された情報は想定に基づいていることがあり、ファンドの公式の帳簿および記録と一致しない可能性があるため、当該情報の正確性または完全性に関する保証はない。

管理会社にかかる開示を実施する義務はないが、これを行う場合には、管理会社は、投資顧問会社と共に策定した方針および条件（疑義を避けるために付言すると、ファンドのポジションに関する情報および該当するポートフォリオに関連する時間差が含まれる。）に一致する方法で、かかる情報を要求するすべての受益者がその開示を受けられるよう努めるものとする。前記にかかわらず、ファンドはかかる情報を、サービス提供者（ファンドに対する契約上の義務を果たすためにかかる情報の入手を必要とする副投資顧問会社を含む。）、ファンドのための監査業務、保管業務、議決権代理行使およびその他同様のサービスの提供者ならびに格付機関と共有することができる。ファンドはまたポートフォリオのポジションに関する情報を、一定のファンド・アナリスト、価格決定サービスを行う者、格付機関またはその他の法主体または第三者、受益者または潜在的受益者で他の受益者よりも短い時間差で当該情報を受領することに関して正当な業務目的を有する者に対して開示することもできる。管理会社は、管理会社が受諾可能な条件（当該条件には、当該情報をファンドの利益に反する方法で利用してはならない旨が規定されるものとする。）で情報の機密性維持を約束する意思のない受益者、潜在的受益者、第三者またはその他の法主体がかかる情報を入手できるようにする義務を負わない。管理会社は、かかる開示にファンドの最善の利益に反して情報が利用されるという重大なリスクが伴うと管理会社が合理的に確信する場合、または開示情報の濫用があったときにファンドを適切に保護する法令上および規制上の体制が備わっていないと管理会社の合意的裁量により判断される法域の居住者である者に対してもしくはかかる者の代理人に対して開示が行われる予定がある場合、受益者に情報を提供する義務を有しないものとする。管理会社は自らの完全な裁量によりかかる開示を停止することができ、管理会社により開示が停止される場合、従前に当該情報を受領した受益者に認められる唯一の救済は、目論見書の条件に従って自らが保有する受益証券の買戻請求を行うことのみとする。管理会社は、かかる情報開示を行う責任をファンドの代理人に委任することができる。

管理会社または、かかる権限が付与される場合は投資顧問会社は、既存の権利および／もしくは義務の範囲を明確化し、ならびに／または一定の情報を利用可能にすることを合意する書簡を投資家との間で締結することもできる。当該書簡は、（ ）受益者間の優先的取り扱いを可能にする権利および／もしくは義務を設定または変更するものではなく、ならびに／または（ ）投資家が通常の場合は他のいずれかの投資家が利用できない情報を請求した場合、当該投資家に対し当該情報を利用可能にする旨合意するものではない。当該書簡は、（ ）投資家が公

正に取り扱われること、ならびに()ファンドおよび投資家の最善の利益が書簡の承認において考慮されなければならないことを、一般条項において確保することを求める管理会社によって策定された方針に基づき承認される。

() 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(イ) 認可の届出の受理

UCITS規則の下での認可投資信託（以下「認可投資信託」という。）は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

(ロ) 認可の拒否または取消

アイルランド中央銀行が、() 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、

() 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益に

とって望ましくないと判断する場合、または()（前記()に反することなく）認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がUCITS規則の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはUCITS規則により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可投資信託の認可を取り消すか承認を拒否することがある。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所（高等法院）に訴えを提起することができる。

(ハ) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければならない。

(二) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、UCITS規則に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。監査人は、同様に、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

本書の日付現在において、以下のポートフォリオが、アイルランド中央銀行の承認を得て管理会社により設定されている。

ポートフォリオ

ポートフォリオの基準通貨

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド

米ドル

投資目的および方針

ポートフォリオの資産は、別紙の ． に規定されているポートフォリオの投資目的および方針に従い、個別に投資される。米ドル・ポートフォリオの投資方針については、別紙の ． 「 6 ． US \$ フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針」および「 7 ． US \$ マスター・ファンドの投資方針」に記載されるとおりである。

ポートフォリオによる投資が成功すること、またはポートフォリオの投資目的が達成されることに関する確約または保証はできない。ポートフォリオに投資を行う際に検討されるべき要因については、本書の「 3 投資リスク、（ 1 ）リスク要因」を参照のこと。特に、ポートフォリオの投資対象である、安定した投資証券 1 口当たり純資産価格の達成を目的とするゴールドマン・サックスUS \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・ポートフォリオ」という。）がこれを行うという表明または保証はなく、元本に損失が生じる可能性があることに留意されたい。

投資目的および方針の変更

管理会社は、ポートフォリオの投資目的および投資方針を編成すること、ならびに、その後、政治状況および経済状況に照らして投資目的または投資方針を変更することについて責任を負う。

ポートフォリオの全受益者の書面による事前承認またはポートフォリオの受益者集会における過半数による承認がない場合、ポートフォリオの投資目的は変更することができず、またポートフォリオの投資方針に重要な変更を加えることはできない。

投資方針および／または投資目的の変更の場合、特定ポートフォリオの受益者が、当該変更がなされる前に自己の受益証券の買戻しを要求できるよう、管理会社は合理的な期間において通知を行う。

ポートフォリオ運用技法

ポートフォリオは、UCITS 規則および要件に従い、ポートフォリオの効率的な運用のため、後記「マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法」に記載される、マスター・ファンドが用いるのと同じの資金運用技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段を用いる前に、投資顧問会社は、これらの使用が予定されているポートフォリオの効率的なポートフォリオ運用にとって、これらが経済的に適切であることを合理的に確信しなければならない。疑義を避けるために記載すると、ファンドの純資産額の10%を超えて当該ポートフォリオ運用取引に使用されない。

マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法

すべてのマスター・ポートフォリオに適用されるポートフォリオ運用技法

投資家は、ポートフォリオ運用技法を使用する際にマスター・ファンドがUCITS 規則に基づいてアイルランド中央銀行により随時策定される条件および制限ならびに下記の条件および制限を遵守しなければならない点に留意すべきである。以下の記載は、欧州証券市場監督局により随時発表される追加のガイドラインおよび／または下記に関してアイルランド中央銀行により随時発表される追加のガイダンス従って適用される。

直接的および間接的な運用費および手数料を控除したリバース・レボ取引から生じるすべての収益は、マスター・ファンドに帰属する。マスター・ファンドは、かかる手数料および経費を、かかる投資に関連するサービスの対価として代理人その他の仲介業者に支払うことができる。かかる代理人その他の仲介業者は、適用される証券・銀行法により許可されるマスター・ファンド、

管理会社、投資運用会社または保管銀行の関連会社であってもなくてもよい。かかる代理人その他の仲介業者の身元は、マスター・ファンドの監査済財務諸表に開示される。

取引相手方は、通常OECD管轄区域に所在する法人格を有する事業体であり、適切な信用度を有することを確保するための信用評価を受ける。

レポ取引

マスター・ポートフォリオは、レポ取引を通じて、証券を売却することができる。レポ取引は、これに基づきマスター・ポートフォリオが証券を売却し、買主（銀行や証券会社等）が特定期間内に特定価格でマスター・ポートフォリオへの証券の売戻しに合意する契約である。再売却価格は、当初の購入価格に合意された市場金利（対象証券の表面利率または満期とは無関係）を減算した金額を反映する。

かかる取引から発生したすべての利益収入は、マスター・ポートフォリオに帰属する。買主が破産した場合または買主が合意された証券の売戻しを怠った場合、マスター・ポートフォリオは、損失（レポ取引の履行の遅延に関わる利益または元金および費用の損失を含む。）を被るおそれがある。レポ取引を締結すべきかを検討する際、投資運用会社は買い手の信用度を慎重に考慮する。レポ取引は、中央銀行UCITS規則、マスター・ファンドの目論見書およびマスター・ポートフォリオの英文目論見書補遺に記載された条件および制限に服する。

レポ取引の締結の際、マスター・ポートフォリオは、以下について確保しなければならない。

- (a) レポ取引は、流動性を管理するためにのみ、7事業日以内に一時的に用いられ、下記(c)以外の投資目的では用いられない。
- (b) 取引相手方は、マスター・ポートフォリオの事前合意なく、担保の売却、投資、質権設定またはその他の譲渡を禁止されている。
- (c) マスター・ポートフォリオが受領する現金は、下記の「許可されるタイプの担保」に記載される要件に従い利用することができる。
- (d) マスター・ポートフォリオが受領する現金は、その資産の10%を超えない。
- (e) マスター・ポートフォリオは、2事業日以内の事前通知を発することにより、レポ取引を解約する権利を有する。

取引の使用がマスター・ポートフォリオの投資方針(マスター・ポートフォリオの英文目論見書補遺に記載される)によって許される場合、当該使用はマスター・ポートフォリオの純資産価額の0%から50%までとなる予定であり、当該取引に利用可能なマスター・ポートフォリオの資産は、最大でその純資産価額の100%である。マスター・ポートフォリオは、常に買戻義務を履行できる状態を維持しなければならない。

リバース・レポ取引

マスター・ポートフォリオは、リバース・レポ取引を通じて、証券を購入（借入）することができる。リバース・レポ取引は、これに基づきマスター・ポートフォリオが証券を買い付け、売り主（銀行や証券会社等）が特定期間内に特定価格での証券の買戻しに合意する契約である。再売却価格は、当初の購入価格に合意された市場金利（対象証券の表面利率または満期とは無関係）を加算した金額を反映する。

かかる取引から発生したすべての利益収入は、マスター・ポートフォリオに帰属する。売主が破産した場合または売主が合意された証券の買戻しを怠った場合、マスター・ポートフォリオは、損失（レポ取引の履行の遅延に関わる利益または元金および費用の損失を含む。）を被るおそれがある。リバース・レポ取引を締結すべきかを検討する際、投資運用会社は売り手の信用度を慎重に考慮する。リバース・レポ取引は、中央銀行UCITS規則、マスター・ファンドの目論見書およびマスター・ポートフォリオの英文目論見書補遺に記載された条件および制限に服する。

リバース・レポ取引の締結の際、マスター・ポートフォリオは、以下について確保しなければならない。

- (a) マスター・ポートフォリオは、2取引日以内の事前通知を発することにより、契約を解約する権利を有する。
- (b) マスター・ポートフォリオが受領する資産の市場価額は、常に、少なくともマスター・ポートフォリオが支払う現金価額に等しい額である。
- (c) リバース・レポ取引の同一取引相手方に提供される現金の総額は、マスター・ポートフォリオの資産の15%を超えないものとする。
- (d) マスター・ポートフォリオが受領する資産は短期金融市場証券であり、下記の「許可されるタイプの担保」に記載される要件を遵守しなければならない。
- (e) マスター・ポートフォリオは、発生主義または時価評価ベース（現金が、時価評価ベースで随時回収される場合、リバース・レポ取引の時価評価ベースは純資産価格の計算に使用されるものとする。）のいずれかで現金全額を回収することができなければならない。

許可されるタイプの担保

ポートフォリオ運用技法に関する取引相手方のリスク・エクスポージャーについては、本セクションに要約するとおり、適用法令に基づき担保としての適格性のある資産の形で当該相手方から提供される担保を考慮する。

マスター・ファンドが受領した担保は、適用法令およびアイルランド中央銀行が随時発行するガイダンスに定められた基準（とりわけ、流動性、評価、発行体信用度、相関関係、担保運用関連リスクおよび執行可能性に関するもの）をマスター・ファンドが遵守する場合、マスター・ファンドの取引相手方リスク・エクスポージャーを軽減するために使用することができる。特に、担保は以下の条件を満たさなければならない。

- () 現金以外で受領した担保は、高い信用度および高い流動性を有し、売却前の評価額に近い価格で速やかに売却できるように透明性のある価格設定を有する規制された市場または多面的取引システムで取引されなければならない。さらに担保は、UCITS規則のレギュレーション74の規定を遵守するものとする。
- () 現金以外で受領した担保は少なくとも毎日評価されなければならない、また適切に保守的な超過担保が準備されない限り、高い価格変動性を示す資産は担保として受領してはならない。
- () 現金以外で受領した担保は、取引相手方とは無関係の法主体により発行されなければならない、それは取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を示さないことが予想される。
- () リバース・レポ取引との関係で受領した担保は、担保がマスター・ファンドの目論見書の記載に従う場合を除き、1発行体の最大エクスポージャーがマスター・ポートフォリオの純資産価額の15%になるよう十分に分散されなければならない。
- () 現金以外で受領した担保は、取引相手方に関係なくまたは取引相手方の承認を得ることなく、いつでもマスター・ファンドにより完全に執行されるものとする。

上記の基準に従い、マスター・ポートフォリオはポートフォリオ運用技法の観点から以下のタイプの担保を受容することが提案されている。

- () 現金
- () 政府証券またはその他の公共団体が発行する証券
- () E Uの信用機関、E U非加盟の欧州経済地域（E E A）加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）において認可された銀行、E U加盟国もしくはE E A加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本統一化合意加盟国（スイス、カナダ、日本、米国）において認可された銀行またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおいて認可された信用機関（以下「該当信用機関」という。）により発行された預金証書
- () 該当信用機関またはノンバンク発行体により発行された債券／コマーシャル・ペーパー、および
- () 該当信用機関により発行され、無条件かつ取消不能で残存期間が3ヶ月以下の信用状

上記の基準に従い、かつ、リバース・レポ取引との関連において、マスター・ポートフォリオは、（ ）満期（例えば、最終満期日）まで397日以下の、マスター・ファンドの目論見書の記載に必要な応じて従う、マスター・ファンドの目論見書に記載される政府短期金融市場証券、および（ ）マスター・ファンドの目論見書の記載に必要な応じて従う、欧州連合、加盟国の中央管轄庁もしくは中央銀行、第三国の中央管轄庁または中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティが発行もしくは保証する流動性譲渡可能証券および短期金融市場証券を担保として受領することが予定されている。

担保の評価は、毎日、入手可能な市場価格を使用し、かつ、各資産クラスに関してその超過担保方針に基づいてマスター・ファンドが決定する適切な割引を考慮して行われる。この方針においては、特に担保発行体の信用度、価格変動性ならびにマスター・ファンドが通常の流動性条件下および例外的な流動性条件下で実行する流動性ストレステストの結果が考慮される。また当該方針において、価格変動性、担保発行体の信用度、資産の満期もしくは通貨またはストレステストの結果等、受領した担保の性質による様々な要因も考慮される。

所有権の移転がある場合、受領した担保は、マスター・ポートフォリオの代わりに保管銀行（またはその副保管銀行）により保有される。他のタイプの担保取引に関して、担保は、良識的な監督下にあり、かつ担保提供者と無関係の第三者保管者によって保有され得る。

担保の再投資

受領した現金担保の再投資は、以下のいずれかのみが可能である。

- ・ 該当信用機関に預託することまたは該当信用機関により発行される預金証書に投資すること
- ・ 優良国債に投資すること
- ・ リバース・レポ取引の目的のために使用すること（ただし、当該取引が良識的な監督下にある信用機関との取引であり、かつ、マスター・ファンドがいつでも発生主義で現金全額を回収できる場合に限る。）
- ・ 短期マネー・マーケット・ファンドに投資すること

再投資される現金担保は、現金以外の担保に適用される分散要件に従って分散されなければならない。投資された現金担保は、取引相手方に預託してはならず、取引相手方により発行される証券に投資してはならない。レポ取引は、UCITS規則または欧州議会および欧州連合理事会による欧州マネー・マーケット・ファンド規制（当該欧州マネー・マーケット・ファンド規制に基づき公告される委任規則を含む。）（以下「欧州MMF規制」という。）上、借入れまたは貸付けを構成しない。

受領した現金以外の担保を売却し、再投資し、または同担保に質権を設定することはできない。

リスク

ポートフォリオ運用活動およびかかる活動に関する担保の運用には一定のリスク（現金担保の再投資に関するリスクを含む。）が伴う。

リバース・レポ取引を行う際の主なリスクは、債務超過に陥り、またはその他の状況下で取引条件により義務付けられたとおりにマスター・ファンドに対して証券もしくは現金を返す義務を履行することが不可能になったか、もしくは当該義務履行を拒絶する取引相手方による不履行のリスクである。取引相手方リスクは、マスター・ファンドのために行われる担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、リバース・レポ取引は完全には担保されない可能性がある。リバース・レポ取引に基づいてマスター・ファンドに対して支払うべき手数料および返済は担保されない可能性がある。さらに、担保の価値は、担保リバランス日の間に低下する可能性、または不正確に決定もしくは監視が行われる可能性がある。このような場合に取引相手方に不履行があった場合、マスター・ファンドは受領した現金以外の担保を該当時点の市場価格で売却することが必要となる可能性があり、これによりマスター・ファンドに損失が発生することがある。

マスター・ポートフォリオも、受領した現金担保を再投資した場合に損失を被る可能性がある。かかる損失は、行われた投資の価値低下に起因して発生する可能性がある。かかる投資対象の価値の低下は、取引条件によって義務付けられた、取引相手方に対するマスター・ファンドか

らの返済に使用可能な担保の額を減少させてしまうことになる。マスター・ファンドには、元々受領した担保と取引相手方への返済に使用可能な額の間の差額を埋める必要が生じることとなり、これによりマスター・ファンドに損失が発生することとなる。

レポ取引またはリバース・レポ取引は、決済が行われない、または決済が遅滞するといったオペレーショナル・リスクおよびかかる取引に関して使用される文書に関する法的リスクも伴う。

マスター・ポートフォリオは、投資運用会社としての同一会社グループ内の他の会社とリバース・レポ取引をすることができる。関連会社である取引相手方（もしあれば）は、商業上合理的な方法によりマスター・ポートフォリオとの間で成立させたりリバース・レポ取引に基づく自らの義務を履行する。加えて、当該投資運用会社は、裁量執行義務に従い、かつ、常にマスター・ポートフォリオおよびその投資主の利益のために、取引相手方を選択し取引を行う。ただし、投資主は、当該投資運用会社が自らの役割と自らまたは関連会社である取引相手方の利益の間の利益相反に直面する可能性があることを承知すべきである。

本書の「３ 投資リスク、（１）リスク要因」も参照のこと。

発行日ベースおよび先渡予約ベースで証券を購入する場合

投資制限に従い、マスター・ファンドは、マスター・ポートフォリオのために、発行日ベースまたは先渡予約ベースで証券を購入することができる。発行日取引は、取引実行時にマスター・ファンドにとって有利と思われる価格および利回りを確保するため、将来に払込および交付が行われる条件でマスター・ポートフォリオが証券を購入する場合に生じる。先渡予約取引では、マスター・ポートフォリオは、通例の決済時期以後の将来の日に確定価格での証券の売買を契約する。これの代わりに、マスター・ポートフォリオは、その所有する他の証券の先渡し売却について相殺契約を締結することができる。発行日ベースまたは先渡予約ベースで売買される証券は、購入予定証券の価値が決済日前に低下する場合または売却予定証券の価値が決済日前に値上がりする場合、損失リスクを伴う。マスター・ポートフォリオは、通常、そのポートフォリオのために証券を取得する意向で発行日ベースまたは先渡予約ベースで証券を購入するが、マスター・ファンドの投資運用会社が適切と考える場合には、決済前に発行日証券または先渡予約を処分することができる。

（２）【投資対象】

ゴールドマン・サックス・米ドルファンドは、その資産の全部または実質的に全部（いかなる状況においてもポートフォリオの純資産額の少なくとも90%）をマスター・ポートフォリオに投資する。ポートフォリオは当該マスター・ポートフォリオと同様の運用実績およびリスク要因を有すると予想される。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンドの投資先ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、別紙の「７．US\$・マスター・ファンドの投資方針」、「11．US\$・マスター・ファンドが投資する証券の説明」に記載される。

米ドル・ポートフォリオは、設定来、信用度の高い金融市場証券に分散投資するアイルランド籍外国投資信託である「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド」（以下「旧投資対象ファンド」という。）に投資してきたが、欧州MMF規制に伴う諸変更を総合的に勘案し、投資対象資産の安定性をより高めるため、2018年9月末より、アイルランド籍外国投資信託である「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド」に投資先を変更した。なお、欧州MMF規制の発効後も、旧投資対象ファンドおよびマスター・ポートフォリオは引き続き「マネー・マーケット・ファンド」に該当する。

マスター・ポートフォリオは、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することをめざす。ただし、欧州MMF規制に従って、一定の状況下において、買戻し手数料の徴収や買戻しを制限もしくは停止するなどの措置を取る流動性管理手法を実施することがある。

（３）【運用体制】

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）のグローバル債券・通貨運用グループが担当する。

GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」は世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っている。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。



- * リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではない。
- * 上記運用体制は今後変更されることがある。

●ファンドが投資するマスター・ファンドについて

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
主な投資方針	①購入時において満期まで397日以下の証券、証券および債務に投資し、60日以下の加重平均満期(weighted average maturity)と、120日以下の加重平均残存年限(weighted average life)を維持します。 ②株式への投資は行いません。 ③受益証券は米ドル建てであり、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することを目指します。
主な投資対象	マスター・ファンドは、以下の信用度の高い金融市場証券等に投資します。 ■短期金融商品(アメリカ合衆国財務省証券) ■決済機関への預金 ■リバース・レポ取引
管 理 会 社	■ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	■ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	■ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ビー(GSAMニューヨーク)

（４）【分配方針】

本書の別紙の「４．分配」に記載されるとおりである。

ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

各ポートフォリオの資産は、UCITS規則に含まれる投資制限（以下に概説される。）および管理会社があらゆるポートフォリオにつき採用する関連英文目論見書補遺に記載される追加の投資制限（もしあれば）に従い、投資される。以下のポートフォリオに対する言及は、関連あるポートフォリオの勘定のために行われる管理会社を意味する。

（ ）認可された投資対象

ポートフォリオは、以下に投資することができる。

- (a) EU加盟国もしくはEU非加盟国の公認取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- (b) 発行後間もない譲渡性のある証券で、公認取引所への正式上場が１年以内に認められる予定の証券
- (c) 公認取引所で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- (d) UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- (e) AIFのユニット・トラストの受益証券
- (f) 金融機関における預金
- (g) 金融派生商品

（ ）投資制限

- (a) ポートフォリオは、第（ ）項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- (b) ポートフォリオは、発行後間もない譲渡性のある証券で、公認取引所への正式上場が１年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するポートフォリオによる投資については適用されない。
 - 当該証券が（ ）上記第（ ）項(a)の要件を満たすか、（ ）当該証券が、発行後１年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合、および
 - 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がポートフォリオによって評価される価格でまたはおおよそその価格でポートフォリオにより７日以内に換金されることができる場合。
- (c) ポートフォリオは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、ポートフォリオがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
- (d) （ ）(c)項の10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- (e) （ ）(d)項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、（ ）(c)項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- (f) 中央銀行UCITS規則のレギュレーション7に特定される金融機関以外の同一金融機関において付随的流動資産として保管される預金は、(a) 関連あるポートフォリオの純資産価額の10%を超えないものとし、(b) 受託会社に預金される場合は関連あるポートフォリオの20%を超えないものとする。

- (g) 店頭市場派生商品の取引相手方に対するポートフォリオのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。

かかる制限は、() E E Aで認可されている金融機関、() 1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(E E A加盟国以外)によって認可されている金融機関または() ジャージ、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる。

- (h) 上記の() (c)項、() (f)項および() (g)項にかかわらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。

- (i) 上記の() (c)項、() (d)項、() (f)項、() (g)項および() (h)項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。

- (j) グループ会社は、() (c)項、() (d)項、() (f)項、() (g)項および() (h)項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。

- (k) ポートフォリオは、E U加盟国、その地方公共団体、E U非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。

個々の発行体は、目論見書に記載されなければならない、また以下のリストから引用されることがある。

O E C D加盟国政府、インド政府およびブラジル政府(関係銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、欧州中央銀行、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレートAファンディング・エルエルシー

ポートフォリオは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

- () 投資信託(「C I S」)への投資

- (a) ポートフォリオによるNON - U C I T Sへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。

- (b) C I Sは純資産の10%を超えて他のC I Sに投資することを禁止されている。

- (c) ポートフォリオが、管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のC I Sの受益証券に投資する場合、管理会社または他の会社は、当該他のC I Sの受益証券に対するポートフォリオによる投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。

- (d) 他の投資ファンドの受益証券へ投資することにより、管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社がポートフォリオを代理して手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、管理会社はかかる手数料が関連あるポートフォリオの資産に払い込まれることを保証するものとする。

- () 一般条項

- (a) 管理会社は、ポートフォリオのために、発行体の経営に重要な営業を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

- (b) ポートフォリオは、以下を超えて取得することはできない。
- (1) 同一発行体の無議決権株式の10%
 - (2) 同一発行体の債務証券の10%
 - (3) 同一C I Sの受益証券の25%
 - (4) 同一機関の短期金融市場証券の10%
- 上記() (b)項(2)、(3)および(4)の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) () (a)項および() (b)項は以下については適用されないものとする。
- (1) E U加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (3) 一または複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (4) あるE U非加盟国の法律に基づき当該保有がポートフォリオが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登録上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にポートフォリオが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、E U非加盟国の会社がその投資方針において() (c)項ないし() (j)項、() (a)項、() (b)項、() (a)項、() (b)項、() (d)項、() (e)項および() (f)項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の() (e)項および() (f)項に従うものとする。
 - (5) 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中にポートフォリオが保有する株式
- (d) ポートフォリオは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- (e) アイルランド中央銀行は、最近認可されたポートフォリオに対しその認可日から6ヶ月間() (c)項ないし() (k)項、() (a)項および() (b)項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるポートフォリオはリスク分散原則を遵守するものとする。
- (f) 管理会社が支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、ポートフォリオは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- (g) 管理会社は、以下について担保を付さずに販売しない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券
 - C I Sの受益証券、または
 - 金融派生商品
- (h) ポートフォリオは付随的に流動資産を保有することができる。
- () 金融派生商品
- (a) F D Iに関するポートフォリオのグローバル・エクスポージャーは、その純資産総額を超えてはならない。
 - (b) F D Iの裏付資産（譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたF D Iを含む。）に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行U C I T S規則で規定された投資制限を超過してはならない。（本項は指数型F D Iについては適用されないが、裏付指数は中央銀行U C I T S規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。）

(c) ポートフォリオは店頭市場(OTC)で取引されるFDIに投資することができる。ただし、OTC取引の取引相手方は、慎重な監督に服し、アイルランド中央銀行が承認するカテゴリーに属する機関とする。

(d) FDIへの投資は、アイルランド中央銀行が定める条件および制限に従う。ポートフォリオは、アイルランド中央銀行が承認するリスク管理プロセスに記載される派生商品のみを利用する。

管理会社は、アイルランド中央銀行の承認を得て、関連あるポートフォリオの認可日から6ヶ月を上限として、同一発行体の有価証券への投資はファンドの資産の20%を超えて行わない旨の投資制限を含む上記投資制限の適用除外および前記「ポートフォリオ運用技法」に記載される投資技法の使用に関する料率制限の適用除外をポートフォリオに許可することがある。ただし、かかるポートフォリオは、別途リスク分散原則を遵守するものとする。

()米ドル・ポートフォリオは、デリバティブ取引を行っていない。

借入方針

ポートフォリオは、以下の場合を除き、金銭を借り入れず、融資を提供せず、または第三者のための保証人とならない。

()ポートフォリオの外貨通貨借入額がバック・ツー・バック預金額を超える場合、管理会社はかかる超過額がUCITS規則の目的上借入れとみなされることを保証するものとする。

()ポートフォリオが一時的にポートフォリオの純資産の10%を超えない金額の借入れを行う場合。ただし、当該目的上、かかる借入れおよびリバース・レボ取引に関する未払総額は、ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないものとする。

本書の「投資制限」セクションのほかに、ポートフォリオに適用される本書の別紙の . に各ポートフォリオに適用される追加の投資制限が定められている。管理会社は、受託会社から書面による承認を受け、かつ、アイルランド中央銀行の要件に従うことによってのみ、ファンドの投資対象が保有される国またはファンドの受益証券が販売される国の法令および管理会社またはその関係会社が受益者との間で締結した契約上の取決めを遵守するために、投資顧問会社またはポートフォリオのために任命された販売会社または副販売会社の助言を受けた上で、随時追加の投資制限を課すことができるが、かかる制限は、全体として関連ポートフォリオの受益者の利益を害するものではないと管理会社が判断することを条件とする。ポートフォリオに適用されるこうした投資制限の変更は、関連英文目論見書補遺に反映され、関連の受益者に通知される。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドのリスク考察

投資しようとする者が考慮すべきリスクには、ファンドに特有のものであり、投資することができずファンドのポートフォリオに適用されるリスク、およびポートフォリオに特有のものであり、投資者が投資しようとするポートフォリオの受益証券に特有なもので、当該ポートフォリオおよびマスター・ポートフォリオに関して採用される投資目的、方針および戦略に関して発生するリスクが含まれる。マスター・ポートフォリオに関するリスクは以下に記載される。投資しようとする者は、各自、ファンドおよびポートフォリオの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察すべきである。投資の価値およびそこから得られる収入は増減する。よって、受益証券の価格は上下する可能性があり、投資家はファンドおよび／またはそのポートフォリオへの当初の投資額を取り戻せない可能性がある。

アンブレラ型回収金口座の運営：受益証券の発行に先立ってポートフォリオに関して受領した申込金はファンド名義のアンブレラ型回収金口座において保管される。投資家はかかる受益証券が発行されるまで申込金に関して当該ポートフォリオまたはファンドの無担保債権者であり、またかかる受益証券が発行される時点まで、当該ポートフォリオの純資産価格の値上がりまたはその他受益者の権利（配当を受ける権利）の恩恵を受けない。ポートフォリオまたはファンドが支払不能に陥った場合、ポートフォリオまたはファンドが無担保債権者に対して全額支払うために十分な資金を有しているという保証はない。

ポートフォリオが買戻金および配当を支払うことは、管理事務代行会社が申込書類の原本を受領すること、またマネーロンダリング防止手続を遵守することを条件とする。これにかかわらず、買戻しを行う受益者は、買い戻される受益証券に関して、関連する買戻日以降受益者でなくなる。買戻しを行う受益者および分配を受領する権利を有する受益者は、買戻日または分配日（場合に応じる。）以降、買戻額または分配額に関して、ポートフォリオの無担保債権者であり、またポートフォリオまたはファンドの純資産価格の値上がりまたはその他受益者の権利（追加の配当を受ける権利）の恩恵を受けない。かかる期間中にポートフォリオまたはファンドが支払不能に陥った場合、ポートフォリオまたはファンドが無担保債権者に対して全額支払うために十分な資金を有しているという保証はない。したがって、買戻しを行う受益者および分配を受領する権利を有する受益者は、残りの書類および情報を速やかに管理事務代行会社に提供することを保証すべきである。その不履行については、受益者自らリスクを負担する。

ファンドのポートフォリオに債務不履行を生じた場合、ポートフォリオが権利を有するが、アンブレラ型回収金口座の運営の結果他のポートフォリオに送金した可能性がある金員の回収は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラ型回収金口座の運営手続きの条項に従う。当該金額の回収の実施の遅延および／または当該金額の回収に関する紛争が起きることがあり、債務不履行にあるポートフォリオは、関連あるポートフォリオに対する支払いに十分な資金を有しないことがある。従って、かかるポートフォリオまたはファンドが当該金員を回収する保証はない。さらに、かかる状況において、ポートフォリオまたはファンドが無担保債権者に弁済するための十分な資金を有する保証はない。

ポートフォリオ、マスター・ファンド、管理会社および投資顧問会社の再編の可能性

ゴールドマン・サックスは、（ ）ゴールドマン・サックス、ポートフォリオ、マスター・ファンドまたは、管理会社または投資顧問会社もしくはそれらの関係会社が運営するその他のサブ・ファンドおよび口座に対する銀行監督当局の規制（BHC Aおよびボルカー・ルールを含むがこれらに限定されない。）の影響または適用性を軽減または除外するために、または（ ）UCITS 通達を遵守するため（UCITS 通達の変更の結果が否かを問わない。）、または（ ）一もしくは複数のEU加盟国または管理会社が決定する他の法域において確実な方法その他によりポートフォリオまたはマスター・ファンドの販売を許可するため、投資主への通知を行うことなく独自の裁量で、将来において、管理会社および投資顧問会社を再編する（または管理会社またはファンドの管理会社にポートフォリオ、マスター・ファンドまたは運営構造の再編（適宜）を提案する）ことがある。ゴールドマ

ン・サックスは、管理会社または投資顧問会社の移動または本拠地移動によりこの結果の遂行を目指し、管理会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド、投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルを他の組織に変更し、投資顧問会社の所有権を譲渡し、ポートフォリオ/マスター・ファンドの投資資産の運用を行う他の投資アドバイザー（関係会社を含む。）を任命するか、ゴールドマン・サックスのファンド/マスター・ファンドへの投資金（もしあれば）を減額するか、自己の裁量で決定するその他の方法により上記の両方を行う。かかるいずれかの譲受人または代替投資アドバイザーまたはマネジャーは、ゴールドマン・サックスとは関連がないことがある。かかる変更に関連して、投資顧問会社は、その裁量において、その報酬の全部もしくは一部を受領する権利を譲渡するか、投資アドバイザーの報酬の全部もしくは一部を受領する目的で、他の組織をポートフォリオに認め、ポートフォリオに投資顧問会社の報酬の全部もしくは一部をいずれかの投資アドバイザーに支払わせることがある。

課税

投資予定者は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに留意されたい。「課税上の取扱い」の項を参照のこと。

サステナブル・ファイナンス

現在のところ、投資が持続可能であることを確保するために検討すべき世界的に受諾された制度または要因一覧は存在せず、サステナブル・ファイナンスを支配する法的小および規制上の枠組みは、整備中である。持続可能な投資を促進するための枠組み設立に関する2020年6月18日付け欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）2020/852は、まもなく、欧州経済圏における環境上持続可能な経済活動を特定するための共通分類法（以下「分類規則」という。）を規定する。しかしながら、分類規則の範囲は、当初、6つの環境目的に限定され（したがって、ESG（環境・社会・ガバナンス（Environment, Social, Governance））の全体像を網羅するものではない。）、現在のところ、欧州経済圏外で、全世界的に使用される予定はない。

現在、共通基準が存在しないため、環境・社会・ガバナンスすなわちESG目的の策定および達成には異なるアプローチが存在する可能性がある。ESG要因は、投資テーマ、資産クラス、投資哲学およびポートフォリオ構成を規定する様々なESG指標の主観的使用に大きく依存することがある。適用される選択および組み入れ比率は、一定の範囲において、主観的または、同一名称を持つが、背景にある意味が異なるメトリクスに基づくことがある。ESG情報は、外部情報および/または内部情報の如何を問わず、性質上および多くの場合において、特に適切に規定された市場基準がない場合および持続可能な投資に対する多数のアプローチが存在することによって、定性的かつ判断による査定に基づく。このため、主観性および裁量の要素は、ESGデータの解釈および使用に内在するものである。したがって、ESG基準に関する戦略を比較することは困難な場合がある。投資家は投資家が一定の種類のESG基準に付与する、あるいは付与しない主観的価値がファンドの主観的価値とは大幅に異なることがあることを留意すべきである。

ESG基準の投資プロセスへの適用は、非金融上の理由により、一定の発行体の証券を排除することがあり、このため、ESG基準またはサステナビリティ基準を用いていない他のファンドに利用可能な市場機会を活用しない可能性がある。

第三者データ提供者からのESG情報は、不完全、不正確または入手不可能な場合があり、有価証券の適切な包含および排除の査定目的でファンドが当該データに依拠する際に悪影響を及ぼすことがある。

サステナブル・ファイナンスへのアプローチは、ESG要因およびリスクに対処するための投資意思決定プロセスの改善ならびに法制上および規制上の発展の双方により、時間とともに進展および発展する可能性がある。

サステナビリティ関連開示

2019年11月27日に金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）2019 / 2088（以下「EUサステナブル・ファイナンス開示規則」という。）が発表された。EUサステナブル・ファイナンス開示規則は、（ ）サステナビリティ・リスクがどのようにファンドの運用に織り込まれているかという点、および（ ）ファンドが推進する環境および社会的特性または持続可能な投資目的という点について、投資家への開示において、より透明性を高めることを目的としている。

したがって、EUサステナブル・ファイナンス開示規則で求められる開示要件を本書に追記している。

投資運用会社がESG基準をどのように投資プロセスに組み込んでいるかについての情報は、ファンドの投資目的および投資方針に適宜、記載されることがある。また、ファンドの投資にあたり想定されるサステナブル・リスクについては、上記の「サステナブル・ファイナンス」の項および、適用がある場合は、ファンドの投資方針に記載されている。

サステナブル・ファイナンス開示規則

ポートフォリオは、随時サステナビリティ・リスクにさらされている。サステナビリティ・リスクは、EUサステナブル・ファイナンス開示規則において、投資価値に実際のもしくは潜在的に重大なマイナスの影響を及ぼし得る環境、社会またはガバナンス事象もしくは状況として定義される。サステナビリティ事象もしくは状況の範囲は非常に広く、投資資産に対するその関連性、重要性および影響は、ポートフォリオが追求する投資戦略、資産クラス、投資対象の所在地およびアセット・セクターなどの多数の要因に依拠する。状況によって、サステナビリティ・リスクの例は、物理的環境リスク、気候変化リスク、サプライ・チェーン混乱、不適切な労働慣行、取締役会の多様性欠如および汚職を含むことがある。これらが具体化する場合、サステナビリティ・リスクは、ポートフォリオ内に保有される投資資産の価額を減少させ、ポートフォリオのパフォーマンスおよびリターンに重大な影響を及ぼす可能性がある。

ポートフォリオの投資戦略およびポートフォリオ内の投資資産を参照し、投資顧問会社は、サステナビリティ事象または状況がポートフォリオのリターンに重大なマイナスの影響を及ぼすことは予想していない。したがって、投資顧問会社は、投資意思決定において、サステナビリティ・リスクについて具体的には考慮しないものの、関連するサステナビリティ事象または状況および特定の投資対象またはポートフォリオに対する潜在的悪影響について、随時鑑みがある場合がある。

ポートフォリオ・レベルにおける主たる悪影響の検討方法についての開示を義務付ける、EUサステナブル・ファイナンス開示規則の第7条に関連して、管理会社は、この義務については特に関連する規制上のテクニカル基準が欧州関連当局によって未だに最終決定されていないため、多くの不確定要素が未だに存在する点を留意している。管理会社は、最終的な規制上のテクニカル基準の発効日までの間、現在ポートフォリオについてこの分野に関するアプローチを検討中である。

マスター・ファンドに関するリスク考察

マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されることを確約することはできない。

マスター・ポートフォリオへの投資は、完全な投資プログラムにはならない。投資家は、マスター・ポートフォリオへの投資を他のタイプの投資で補完することを検討すべきである。

1. 投資リスク

1.1 決済リスク

市場によって清算および決済に関する手続も異なる。決済の遅れは、マスター・ポートフォリオの資産の一部が投資されず、当該資産上でいずれの利益も稼得されず、またはマスター・ポートフォリオが魅力的な投資機会を逸しうる一時的な期間をもたらす。決済上の問題により、証券を売却できない場合は、その後の当該証券の価格下落により当該マスター・ポートフォリオに損失が生ずる可能性があり、当該マスター・ポートフォリオが証券を売却する契約を締結していた場合は、購入者に対する損害賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場で

は、証券の引渡し前に支払が必要な場合があり、マスター・ポートフォリオは信用リスクを負うことになる。

マスター・ポートフォリオは、決済金の先払いまたは証拠金の預託を要するため事実上より短期の決済サイクルの市場または投資先に投資することがある。その結果、マスター・ポートフォリオは、当該市場および投資における取引で借入れ費用を負担することがある。

1.2 市場リスク

マスター・ポートフォリオは、全世界的な金融市場および経済状況の悪化により悪影響を受ける可能性があり、そのいくつかは、本書に記載のリスクを増大させ、その他の悪影響を及ぼすことがある。政府は、随時、特定の市場に直接および規制により介入する。かかる介入は、しばしば、価格に直接影響することを意図しており、さらに、その他の要因と併せて、当該市場の一部または全部を急速に同一の方向へ誘導する可能性がある。

市況の悪化および経済市場に関する不確実性は、概して、実際のまたは潜在的な投資対象の市場価格の下落または投資対象の流動性の低下をもたらす可能性がある。かかる下落または非流動性は、マスター・ポートフォリオに損失を被らせ、マスター・ポートフォリオの投資機会を減少させることにつながったり、マスター・ポートフォリオがその投資目的を達成するのに成功することを妨げたり、またはマスター・ポートフォリオがかかる市況の悪化が広まっているなかで損失を出して投資対象を処分しなければならなくなるようにさせたりする可能性がある。

かかる市場崩壊が生じた場合、上記の影響（投資対象の市場価格の下落および流動性の低下を含む。）は、マスター・ポートフォリオが同時に投資を行っている市場の一部または全部に影響を及ぼす可能性があり、マスター・ポートフォリオおよびその投資に重大な悪影響が及ぶおそれがある。さらに、かかる市場崩壊がさらに進んだ場合、更なる規制要件の変更またはその他の政府介入を招く可能性もある。かかる規制は、「緊急」時に実施されることがあり、その場合、マスター・ポートフォリオが特定の投資戦略を実施したり、または未決済のポジションに係るリスクを管理したりすることが突如としてできなくなる可能性がある。

1.3 地政上のリスク

様々な国の発行体の証券への投資には、特定のリスクがある。かかるリスクには、政治的および経済的発展、為替コントロールの実施、没収、ならびにその他政府による制限を含む。様々な国の発行体の有価証券への投資は、一つの国の発行体の有価証券にのみ投資することからは得られない利益をもたらしうるが、一般的に一つの国の発行体の有価証券への投資には伴わない特定の重大なリスクも伴う。

発行体は、通常、世界中のそれぞれの国の、様々な会計、監査および財務報告基準、慣習ならびに要件に従っている。取引量、価格の変動および有価証券の流動性は、それぞれの国の市場ごとに異なる。さらに、証券取引所、証券会社ならびに上場および非上場企業の政府の監督および規制のレベルは世界中で異なる。

1.4 公開取引証券

マスター・ポートフォリオが公開取引されている確定利付証券および／または持分証券を取得した場合、マスター・ポートフォリオは、公開証券への投資に固有のリスクにさらされる。また、かかる状況において、マスター・ポートフォリオは、非公開で相対取引される債券に投資する際に本来得られる財務上の特約またはその他の契約上の権利を得ることができない場合がある。さらに、マスター・ポートフォリオは、潜在的投資対象の検討時または投資後において、非公開で相対取引される投資対象に比べて、公開証券への投資に関連する情報を同程度に入手できない場合がある。その上、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが公開証券の発行体に関する重要な非公開情報を有している場合、当該公開証券に投資し、および当該公開証券について保有している既存の投資対象を売却する能力が制限されることがあ

る。かかる状況において証券を売却できない場合、マスター・ポートフォリオの投資成果に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

1.5 過去のパフォーマンスに依拠しないこと

投資顧問会社およびマスター・ポートフォリオの過去の投資パフォーマンスは、投資顧問会社またはマスター・ポートフォリオの将来の成果を示すものと解釈してはならない。現在または過去において投資顧問会社、その関連会社およびゴールドマン・サックスにより設立された他の投資信託および運用されている他の勘定で、マスター・ポートフォリオの投資プログラムと異なるもしくは類似する投資プログラムを有しているもしくは有していた、またはより長い運用歴を有する可能性のあるものの成果も同じく、マスター・ポートフォリオが達成しうる成果を示すものではない。マスター・ポートフォリオは、異なる証券ポートフォリオに投資を行う。よって、マスター・ポートフォリオの成果は、その投資顧問会社および当該投資信託および勘定が過去に達成した成果とは異なる場合があり、かつ、かかる成果とは独立したものである。さらに、マスター・ポートフォリオおよびその運営方法は、投資目的およびリターンの目的ならびに投資配分戦略および（一定の場合において）投資手法が異なるなど、いくつかの点において、ゴールドマン・サックスの他の投資ビークルまたは勘定とは異なる場合がある。ゴールドマン・サックスにより設立されたまたは運用される他の投資信託に関するパフォーマンスまたは関連情報を希望する投資予定者は、通常のゴールドマン・サックスの担当者または投資顧問会社に連絡することができる。

1.6 安定した純資産価額リスク

マスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオから収益が生じた際、その収益を分配することによって、1口当たりの純資産価格を固定価格で維持するために、合理的努力を行うクラスを有している。しかしながら、マスター・ポートフォリオが、マスター・ポートフォリオ投資マネジャーが投資時に、平均的な信用度以上の信用度を有すると合理的に考える有価証券へ投資する一方で、投資先の発行体が債務不履行となるか、発行体に帰属する価額が毀損するリスクが常に存在することに留意するべきである。このような場合に、マスター・ファンドが、マスター・ポートフォリオの1口当たり純資産価格を固定価格で維持することができなくなることがあり、その場合、元本の喪失が生じる可能性が高い。マスター・ポートフォリオが安定した1口当たり純資産価格を維持できる表明または保証はない。かかる元本の喪失は重大かつ、突然の可能性がある。マスター・ポートフォリオの投資主は、投資運用者もしくは関連会社がマスター・ポートフォリオから不良資産を購入したり、マスター・ポートフォリオに資本注入したり、マスター・ポートフォリオと資本援助契約を締結したりその他マスター・ポートフォリオの関連するクラスが安定した1口当たり純資産価格を維持することを援助するための措置を講じることを期待すべきではない。

1.7 マイナス利回り環境

現在のデフレ環境および低成長見通しの結果、マスター・ポートフォリオの投資先である短期金融市場証券がマイナスの純利回りで将来、取引される場合がある。これらの証券は、政府証券および企業または商業銀行が発行または保証する債券、預金およびレボ取引を含む。かかる証券は、累積投資クラスの1口当たり純資産価格および分配クラスの保有者へ分配するため利用可能なインカムの額に悪影響を及ぼす。さらに、その結果、マスター・ポートフォリオは元本確保の目的を達成することができなくなることがあり、ポートフォリオがマイナス利回り（即ちマスター・ポートフォリオの費用および経費が取引日にポートフォリオのインカムおよび収益を超えることがある。）になることがある。このため、累積投資クラスの1口当たり純資産価格および分配クラスの保有者へ分配するため利用可能なインカムの額に相応の減少が生じる。

マスター・ポートフォリオの分配クラスの利回りがマイナスの場合、マスター・ファンドに代わって取締役または管理会社は、関連する分配クラスの投資家を相当する累積投資クラスに移行させることがある。投資家は、かかる状況において、マスター・ポートフォリオの関連する累積投資クラスの1口当たり純資産価格にマイナス利回りが生じること、およびそのため、かかる1口当たり純資産価格が安定して推移しないことに留意すべきである。マスター・ファンドまたはマスター・ファンドの管理会社は、かかる移行について関連する受益者に通知する。マスター・ファンドはかかる通知を事前に提供し、関連する受益者が希望すれば移行前に買戻しを行うことを許可する予定であるが、マイナス利回り環境が唐突に開始する場合、これは不可能となることがある。

上記の受益証券移転の後、マスター・ポートフォリオの関連する分配クラス受益証券の購入はできなくなる。しかしながら、マイナス利回り環境が終了し、マスター・ファンドの取締役または管理会社が、関連する分配クラス受益証券が安定した一口当たり純資産価格を維持できると判断する場合、マスター・ファンドは、再び分配クラス受益証券を販売することができる。

1.8 金利リスク

金利が上昇している期間中、マスター・ポートフォリオの利回り（およびその投資対象有価証券の時価）は一般的な市場金利よりも低くなる傾向がある。金利が下落している期間では、マスター・ポートフォリオの利回りは高くなる傾向がある。低金利の状況では、マスター・ポートフォリオには追加リスクが生じる。マスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオの利回りが低くなり、マスター・ポートフォリオが投資主に対してプラスの利回りをもたらし、マスター・ポートフォリオの資産から費用を支払い、または、一時的にしても、分配クラスの1口当たり純資産価格を維持するマスター・ポートフォリオの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

1.9 信用／債務不履行リスク

有価証券の発行体もしくは保証人、または買戻し条件付売買契約を締結した銀行もしくは他の金融機関は、利子の支払いおよび元本の返済に関する債務不履行に陥る可能性がある。さらに、このリスクには、地方債を保証する海外信用状、信用保証状または保険証書が債務不履行に陥るリスクが含まれる場合がある。

マスター・ポートフォリオの投資有価証券の信用度は、投資時においては信用度に関する条件を満たしていても、その後低下する場合があります、しかもこの低下は急に起こることがある。場合によっては、マスター・ポートフォリオが保有する単一の有価証券またはマスター・ポートフォリオが保有する有価証券の保証人の格下げまたは債務不履行によりマスター・ポートフォリオの流動性が損われ、純資産総額の大幅な下落を生じさせる可能性がある。

2 . 投資に関する法的問題

2.1 政府による投資制限

一部の国においては、政府による規則および制限により、ファンドが購入できる有価証券の金額および種類、または既に購入済みの有価証券の売却が制限される。マスター・ポートフォリオが一部国々の企業または政府の証券に投資する可能性は制限されたり、ある場合には禁止されることがある。よって、マスター・ポートフォリオの資産の大部分は、かかる制限が存在しない国々に投資される。このような制限は、ファンドが購入する証券の時価、流動性および権利にも影響を及ぼす可能性があり、マスター・ポートフォリオの費用を増大させる可能性がある。

さらに、投資の利益および元本の本国送金は、政府の一定の同意が必要となるなど制限の対象となることが多く、直接の制限が存在しない場合でも、本国送金の仕組み、または一部の国においては米ドル通貨もしくは非政府事業体が利用可能なその他の主要通貨の不足は、マス

ター・ポートフォリオの運営の一部の側面に影響を及ぼしうる。米ドル通貨またはその他の主要通貨の供給が十分でない国々では、マスター・ポートフォリオへの支払を米ドルまたは当該その他の通貨で行う必要のある発行体は、現地通貨を米ドル通貨または当該その他の通貨に交換することが困難であるか遅延する可能性があり、よって、マスター・ポートフォリオによる投資の利益および元本の本国送金が妨げられる場合がある。さらに、かかる困難は、当該国の政府事業体がかかる不足通貨を優先的に獲得する権利を付与された場合に悪化する可能性がある。その上、複数の国々の証券市場に投資するマスター・ポートフォリオの能力は、外国投資を規制する法律により、様々な程度に規制または管理されており、これらの規制は、一定の状況において、マスター・ポートフォリオによる直接投資を禁じている場合がある。さらに、規制当局および取引所は、特定の市場に関する取引その他の活動を規制する権限を有しており、マスター・ポートフォリオ、および自らの投資戦略を追求し、投資目的を達成するマスター・ポートフォリオの能力に重大な悪影響を及ぼしうるその他の規制を課す場合がある。

2.2 投資保証の不存在

マスター・ポートフォリオへの投資は、銀行口座への預金の性質を有するものではなく、銀行預金口座または証券口座の保有者を保護するために提供される政府、政府機関その他の保証スキームにより保護されるものではなく、そもそも保証により保護されるものではない。

2.3 UCITS規制についての規制上の解釈

マスター・ファンドの各サブ・ファンドは、マスター・ファンドの目論見書に定める投資制限に服する。通常、かかる投資制限は、マスター・ファンド全体のレベルではなく、マスター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用される。しかしながら、一部の規制は、関連する規制当局（欧州証券・市場機構（ESMA）またはアイルランド中央銀行など）により、マスター・ファンドレベルで適用される旨解釈されてきた。これは、関連する規制を遵守しているか判断する目的において、マスター・ファンドの各サブ・ファンドの保有資産が合算されることを意味する。これにより、ある特定の規制の適用が、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドについて、マスター・ファンド全体ではなくマスター・ファンドのサブ・ファンドレベルで適用された場合よりも禁止的となる可能性がある。その結果、マスター・ポートフォリオは、本来であれば保有していたであろう資産を処分しなければならず、またはかかる資産の購入を抑えなければならないことがあり、マスター・ポートフォリオの投資目的を達成する能力が妨げられる場合がある。

さらに、EU法規の適用および解釈（またはEU加盟国におけるかかる適用および解釈の実施）は、EU加盟国によって異なる場合がある。その結果、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの投資戦略は、マスター・ファンドの当該サブ・ファンドが他のEU加盟国で設定された場合に当該戦略が実施されたであろう方法とは異なる方法で実施されることがある。

3. 債券への投資

3.1 確定利付債券

マスター・ファンドは、確定利付債券に投資することができる。当該有価証券への投資は、収益および元本の上昇の機会を提供し、一時的なディフェンシブ目的および流動性の確保を目的としても利用される。確定利付債券は、発行体が元本および／または利息を将来日付において支払う債務のことであり、有価証券の中でも、企業が発行したボンド、ノートおよびディベチャー、政府もしくはその政府機関が発行または保証する債務証券、地方債、およびモーゲージ・バックおよびアセット・バック証券を含む。かかる有価証券には、固定金利を支払うもの、または変動金利を支払うもの、およびゼロクーポン債を含む。確定利付債券は、発行体または保証人の債務の元本および利息を支払えないリスク（信用リスク）を負うとともに、金利感応度、発行体の信用力に関する市場の見方および市場全体の流動性等の要因による価格変動のリスク（市場リスク）も負っている。

マスター・ポートフォリオによる債務証券への投資は、早期償還条項、借換オプション、繰上償還オプションまたは類似の条項が付される場合があり、それぞれの場合において、発行体は、マスター・ポートフォリオにより保有される債券の元本を予定よりも早く払い戻さなければなくなる可能性がある。これは、金利が下落した場合、または発行体の業績により債務の借換えをより低コストで行うことが可能となった場合に起こりうる。投資の早期返済は、マスター・ファンドの投資目的および投下資本からの利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

3.2 債券への投資ならびに金利および為替レートの変動リスク

債券へ投資しているマスター・ポートフォリオの投資証券の純資産価額は、中央銀行の金融政策、インフレーションレベルおよび一般的な経済状況の変化を含む様々な市場要因によって生じる金利および為替レートの変動に応じて変化しうる。金利の変動とは独立に為替レートの変動によって価額が影響される範囲を除き、金利が下落する場合、債券の価値は一般に上昇すると予想することができる。逆に金利が上昇する場合、債券の価値は一般に下落すると予想することができる。特定の通貨建ての債券への投資のパフォーマンスは、当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。マスター・ポートフォリオの純資産価額は、基準通貨で計算されるため、非基準通貨建ての投資対象のパフォーマンスは、当該通貨の対基準通貨価値および当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。非基準通貨投資対象に影響を及ぼしうる他の事象（政治環境や発行体の信用度の変化など）が存在しない場合、非基準通貨の価値上昇は、一般に、当該マスター・ポートフォリオの非基準通貨投資対象の基準通貨相当額を増加させると予想できる。金利の上昇または非基準通貨の対基準通貨価値の下落は、一般に、当該マスター・ポートフォリオの非基準通貨建ての投資対象の価値を低下させると予想できる。

3.3 信用格付け

投資運用会社はマスター・ポートフォリオのために、有価証券を評価するため信用格付けを使用することができるが、義務を負うものではない。格付機関により発行される信用格付は、格付対象証券の元利支払に関する安全性を評価するように意図されている。しかしながら、このような信用格付は、非投資適格格付証券の時価リスクを評価せず、したがって投資対象の真のリスクを十分に反映していない可能性がある。さらに、信用格付機関は、当該証券の時価に影響する経済の変化または発行体の状況の変化を反映するようにタイムリーに格付けを変更する場合も、変更しない場合もある。したがって、信用格付は、投資クオリティの仮指標として使用されるに過ぎない。非投資適格格付債務および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務証券への投資の場合に比べ、マスター・ファンドの投資運用会社の信用分析に依存する度合いが大きい。通常、格付機関は、方針として、債券発行体企業に対しては、当該企業が本拠とする国に対して与えられる格付けよりも高い格付けは付与しない。

4. その他の投資対象

4.1 リバース・レポ取引に伴うリスク

リバース・レポ取引を行う際の主なリスクは、債務超過に陥り、またはその他の状況下で取引条件により義務付けられたとおりマスター・ポートフォリオに対して現金を返す義務を履行することが不可能になったか、もしくは当該義務履行を拒絶する取引相手方による不履行のリスクである。取引相手方リスクは、マスター・ポートフォリオのために行われる担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、リバース・レポ取引は完全には担保されない可能性がある。リバース・レポ取引に基づいてマスター・ポートフォリオに対して支払うべき手数料および返済は担保されない可能性がある。さらに、担保の価値は、担保リバランス日の間に低下する可能性、または不正確に決定もしくは監視が行われるか、またはマスター・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される可能性があり、この結果、マスター・ファンドの基準通貨および担保の表示通貨間で為替変動が悪化した場合、マスター・ファンドに損失リスクが生じる

可能性がある。このような場合に取引相手方に不履行があった場合、マスター・ポートフォリオは受領した現金以外の担保を該当時点の市場価格で売却することが必要となる可能性があり、これによりマスター・ポートフォリオに損失が発生することがある。

マスター・ポートフォリオも、受領した現金担保を再投資した場合に損失を被る可能性がある。かかる損失は、行われた投資の価値低下に起因して発生する可能性がある。かかる投資対象の価値の低下は、取引条件によって義務付けられた、取引相手方に対するマスター・ポートフォリオからの返済に使用可能な担保の額を減少させてしまうことになる。マスター・ポートフォリオには、元々受領した担保と取引相手方への返済に使用可能な額の間の差額を埋める必要が生じることとなり、これによりマスター・ポートフォリオに損失が発生することとなる。

リバース・レポ取引は、一般的に一方当事者から銀行または証券ディーラーへの証券の売却と売り手が特定日に当該証券を金利を反映した固定価格で購入することを同時に約することを含む。当該取引はある目的のための一種の借入の形式とみなされることがある。リバース・レポ取引は、マスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオのボラティリティを増大させることがある一種のレバレッジの形式である。

リバース・レポ取引は、決済が行われない、または決済が遅滞するといったオペレーショナル・リスクおよびかかる取引に関して使用される文書に関する法的リスクも伴う。

マスター・ポートフォリオは、マスター・ファンドの運用会社または投資運用会社としての同一会社グループ内の他の会社と証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引をすることができる。関連会社である取引相手方（もしあれば）は、商業上合理的な方法によりマスター・ポートフォリオとの間で成立させた証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に基づく自らの義務を履行する。加えて、投資顧問会社は、最良執行に従い、かつ、常にマスター・ポートフォリオおよびその投資主の最善の利益のために、取引相手方を選択し取引を行う。ただし、投資主は、マスター・ファンドの運用会社または投資運用会社が自らの役割と自らの利益または関連会社である取引相手方の利益の間の利益相反に直面する可能性があることを承知すべきである。

5. 取引、取引相手方および保管

5.1 取引相手方リスク

マスター・ポートフォリオは、上場取引か、取引所外取引かにかかわらず、マスター・ポートフォリオが取引を行う相手方、取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされている。マスター・ポートフォリオは、決済不履行のリスクも負うことがある。これには、コマーシャル・ペーパーおよび類似の証書の発行体によるクレジット・デフォルトのリスクへのエクスポージャーが含まれることがある。また、取引の決済および資産の保管に関連する市場慣行によって、リスクが増大することがある。

デリバティブのブローカーの支払不能もしくは債務不履行またはマスター・ポートフォリオの取引に関与するその他のブローカーの支払不能もしくは債務不履行によって、マスター・ポートフォリオの承諾を得ることなくポジションの換金または手仕舞いが行われることがある。一定の状況において、マスター・ポートフォリオは、自らが担保として預ける実際の資産を取り戻すことができないことがあり、現金により行うことのできる支払を受諾しなければならないことがある。

5.2 保管銀行および副保管会社リスク

マスター・ファンドの保管銀行によりその保管が義務付けられ、かつ、マスター・ファンドの保管銀行の帳簿においてマスター・ファンドに帰属すると確認されるマスター・ファンドの資産に関して、マスター・ポートフォリオの資産はマスター・ファンドの保管銀行の他の資産から分離される。このことにより、マスター・ファンドの保管銀行が破産に陥った場合にリターン無しとなるリスクを軽減することはできるが、当該リスクを予防することにはならない。他方で、マスター・ファンドの保管銀行に預託される現金預金は、法律上の性質においてはその他の銀行預金と何ら変わらないものであり、それゆえ、マスター・ファンドが自らの保管銀行の一般債権者となる破産の場合におけるリスクの増大にさらされる。

マスター・ファンドの保管銀行は、マスター・ファンドが投資を行う国において資産を保有する副保管会社を任命することがあり、そのため、マスター・ファンドの保管銀行による法律上の債務の遵守にかかわらず、かかる副保管会社の破産リスクにさらされる。資産の保有を保証する法律上および規制上の保護が手薄な法域において、マスター・ファンドの資産に対してリスクが存在することがあり、または、マスター・ファンドの保管銀行がかかる市場において副保管会社を設定していない可能性があることから、マスター・ポートフォリオは、当該市場において一切の投資を行うことができないことがある。

マスター・ファンドまたはその保管銀行がマスター・ポートフォリオの資産の全部または一部を副保管会社に委託し、総括的な金額による財産が当該副保管会社により保有される場合、財産がマスター・ポートフォリオおよびマスター・ファンドのものとして認識される要件に加えて、多くの留意事項（副保管会社の運用モデル、決済の効率性、マスター・ファンドの保管銀行および／またはマスター・ファンドに係る費用面、口座設定の煩雑さ、指示のフロー、調整面を含む。）が考慮され、現地の法律、規制および市場慣行に従わねばならない。

5.3 ブローカー、銀行、取引相手方および取引所の不履行

マスター・ファンドは、オペレーション、コストまたは他の理由により、ブローカーまたは取引相手方による債務不履行の場合に最も保護的なオプションではない可能性のある分別保管モデルを選択することがある。マスター・ポートフォリオのブローカーまたはその他の当事者は、マスター・ポートフォリオに対して提供される証拠金貸付またはその他の融資に対する担保として保有されている特定の資産を含むマスター・ポートフォリオ資産を保有することができる。かかる取決め条項および適用法に従い、担保権者は、担保権者が締結した証券貸付またはその他の取引に関連して、当該資産の再担保が認められる。マスター・ポートフォリオは、ブローカーの破産、当該ブローカーがマスター・ポートフォリオのために取引を実行および決済するために利用する決済代理人の破産、または取引所の決済機関の破産の場合のブローカーに預けた資産の損失リスクにさらされている。さらに、特定の法域ではブローカーはマスター・ポートフォリオと顧客資金を分離保管するように求められているが、ブローカーが顧客資金を適切に分離していない場合、マスター・ポートフォリオは、当該ブローカーの破産または債務超過の場合に、当該ブローカーに預けている資金を失うリスクにさらされている。マスター・ポートフォリオはまた、規制当局が顧客資金の分離保管を義務付けていないブローカーに預けた資金を失うリスクがある。マスター・ポートフォリオは、投資運用会社、または資金の分離保管を求められていないその他の外国為替ディーラーのいずれかとの外国為替取引につき証拠金を設定することを求められる場合がある（ただし、かかる資金は、通常、マスター・ポートフォリオの名義で外国為替ディーラーの帳簿および記録に分離勘定で保持される。）。ディーラーの別の顧客またはディーラー自身がその顧客の勘定における多額の不足金を支払うことができないためなどの特定の状況で、マスター・ポートフォリオは、資金が適切に分離保管されていても、当該ブローカーまたはディーラーに預けている資金の損失リスクにさらされることがある。

マスター・ポートフォリオが取引を行う相手方、または取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の破産、前段落に記載の顧客の損失の場合、マスター・ポートフォリオは、当該者が保有する資産、または所有する金額を、マスター・ポートフォリオに属することが明らかな場合でも、回収できないこともあり、かかる資産または金額が回収可能な場合でも、マスター・ポートフォリオは、その金額の一部しか回収できないこともある。さらに、マスター・ポートフォリオが当該資産または金額の一部を回収できる場合でも、かかる回収には、相当の時間を要する。マスター・ポートフォリオの財産の回収可能金額を受領する前は、マスター・ポートフォリオは、当該者が保有するポジションを取引したり、当該者がマスター・ポートフォリオに代わり保有するポジションおよび現金を譲渡したりすることはできない。これにより、マスター・ポートフォリオに多大な損失が生じることがある。

マスター・ポートフォリオは、「店頭」または「ディーラー間」市場での取引を行うことができる。当該市場への参加者は、通常、「取引所を基本とした」市場の会員のような信用評価および規制監督に従わない。かかるリスクは、通常、決済機関保証、日々の値洗いおよび清算、分離および仲介者に適用される最低資本要件などの特徴を有している上場取引に伴うリスクとは大幅に異なる。二者の取引相手方で直接締結される取引は、通常、かかる保護の恩恵を受けず、よって、マスター・ポートフォリオは、とりわけ契約条項に関する紛争、または信用または流動性の問題を原因とする、取引相手方が合意した条件に従い取引を決済しないリスクに、さらされる可能性がある。このような「取引相手方リスク」は、満期までの期間が長い契約ほど、決済不能をもたらす事象の発生が増える。マスター・ポートフォリオが一または複数の取引相手方との間の取引ができないこと、取引相手方の独立した評価または財務能力の欠如、および決済を実行する規制市場の不存在により、マスター・ポートフォリオに損失が生ずる可能性が高まる。

マスター・ポートフォリオは、直接または間接的に、有価証券、通貨、金融デリバティブ商品（スワップ、先渡契約、先物、オプションならびに現先および逆現先契約を含む。）および（投資方針により認められている）その他の証券を本人として取引することができる。その場合、譲受人または取引相手方としてのマスター・ポートフォリオは、裏付証券、先物またはその他の投資対象の清算の遅延、および（ ）マスター・ポートフォリオが取引する相手であるプリンシパル側が当該取引につき履行不能となりまたは履行を拒否するリスク（マスター・ポートフォリオにより提供された担保を適時に返却できないこと、または返却を拒否することを含むが、これに限定されない。）、（ ）マスター・ポートフォリオが担保に関わる権利を行使する期間中に当該担保の価値が下落する可能性があること、（ ）譲渡、指定または交換したポジションにつき、担保を再追加または再設定する必要性、（ ）当該期間中の収益レベルの低下および収益を利用することができないこと、（ ）権利行使にかかる費用、ならびに（ ）スワップ契約に基づく特定の権利の執行可能性に関する法的不確実性およびスワップ契約上提供された担保に対する優先性の欠如の可能性から生じる損失を含む損失の両者を被る可能性がある。このような不履行または拒否は、債務超過、破産またはその他の理由によるかを問わず、マスター・ポートフォリオに相当の損失を被らせる可能性がある。マスター・ポートフォリオは、取引戦略上ある取引の効果を実質的に相殺する効果を有することが意図されていたその他の取引において第三者に不履行があった場合であっても、当該取引の履行義務を免除されない。

5.4 三者間担保運用サービス

マスター・ファンドはリバース・レポ取引を行うことがある。かかる取引に基づき取得された担保はマスター・ファンドの預託機関またはその代理人に移さなければならないが、この要件は、担保の所有権移転が行なわれない場合は適用されない。さらに、いずれの場合においてもマスター・ファンドは国際的な中央証券預託機関および信用機関（この種の取引の専門家として一般に認識されている機関）の三者間担保運用サービスを利用することがある。そのような場合、三者間担保代理人は、マスター・ファンドの預託機関の委託先にはならない。かかる三者間担保取引に従って担保が保有される場合、マスター・ファンドは、国際的な中央証券預

託機関または他の関連機関が不履行に陥った場合、ブローカー、取引相手方および取引所について上記に記載されるものと同様のリスクにさらされる。

5.5 取引所取引

マスター・ポートフォリオは、直接または間接的に、各地における取引所で先物および証券の取引を行うことがある。例えば、一部の取引所は、パフォーマンスについて取引所または当該取引所の決済機関（もしあれば）の責任ではなくトレーダーが商品契約を締結している個人の構成員の単独責任とする「相対取引のための取引所」である。かかる取引所上での取引の場合、マスター・ポートフォリオは、取引相手方による契約に関する不履行リスクまたは履行拒否リスクの対象となる。さらに、一定の法域において、マスター・ポートフォリオは、自らのポジションを取引する取引所またはその決済機関または決済会社の不履行リスクにもさらされ、また、金融上の不正行為に係るより高いリスクおよび／または適切なリスク監視ならびにリスク管理の欠如に係るリスクが存在することがある。

5.6 電子取引

マスター・ポートフォリオは、電子取引および電子オーダー・ルーティング・システムでの取引を行うことができ、これらは一般的な立会取引およびマニュアルのオーダー・ルーティング方式とは異なるものである。電子システムを用いた取引は、かかるシステムを提供している取引所、または当該商品を上場している取引所の規則および規制に従う。電子取引および電子オーダー・ルーティング・システムの特徴は、注文付け合わせの方法、取引開始および終了の方法ならびに価格、取引エラーの取扱方針および取引制限または取引要件につき、それぞれの電子システム間で大きく異なる。アクセスの資格、およびシステムに参加できる注文の種類に関する停止および制限の理由についても相違がある。こうした各項目につき、特定のシステムでの取引、またはシステムの利用に関して、様々なリスク要因が考えられる。それぞれのシステムには、システムへのアクセス、レスポンス時間の違い、および安全性に関わるリスクもある。インターネットをベースにしたシステムの場合、さらにサービス・プロバイダーならびに電子メールの受領および監視に関するリスクもある。

電子取引または電子オーダー・ルーティング・システムを使つての取引は、システムまたはコンポーネントの故障に伴うリスクにもさらされている。システムまたはコンポーネントの故障の場合、一定の期間、新規注文を出すことができず、既存の注文の執行または事前に発注した注文の変更もしくはキャンセルができない可能性がある。システムまたはコンポーネントの故障は、注文、または注文の優先順位の損失を招くこともある。電子取引システムで申し込んだ投資は、同一取引時間中に電子取引、および立会取引でも取引されることがある。電子取引または電子オーダー・ルーティング・システムを提供している取引所、またはかかる商品を上場している取引所は、自身の責任、ブローカーおよびソフトウェアおよび通信システム提供会社の責任、ならびにシステムの故障および遅延により回収できる金額を制限する規則を採用している。かかる責任の制限規定は、取引所間で異なる。

5.7 頻繁な取引および回転率

取引費用の追加は、マスター・ポートフォリオのパフォーマンスに不利に影響する可能性がある。かかる取引費用は、より頻繁な取引によって取引費用が通常増加するため、マスター・ポートフォリオの投資マネジャーが先物、先物オプション、先渡、スワップ、通貨、証券およびその他投資対象の取引を頻繁に行う場合に生じる。また、マスター・ポートフォリオは、実質的であり、かつ、相当の仲介手数料、手数料およびその他取引費用を伴う可能性があるマスター・ポートフォリオ内の回転率をもたらす短期市場の留意事項に基づき投資を行う。

5.8 LIBOR

ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）は、ロンドンの主要銀行が他の銀行から借り入れる金利に基づいて推計した金利の平均値である。マスター・ポートフォリオは、LIBORレートを使用して評価される証書の取引を行うか、またはLIBORを参照して支払債務を決定する契約を締結することができる。2017年7月27日に、金融行動監視機構は、LIBORを2021年までに段階的に廃止することを発表した。それまで、マスター・ポートフォリオは、良好な流動性または価格によりLIBORを参照する証書に投資を継続することができる。2021年までに、LIBORを参照する既存の証書および契約が新たな金利を参照することが可能となるような移行メカニズムが、業界によって決定されることが予想されている。しかしながら、LIBORの終了はマスター・ポートフォリオにリスクをもたらす。現時点でこれらのリスクを網羅的に特定することはできないが、適切な移行メカニズムが見つからない、またはマスター・ポートフォリオに適さない可能性があるリスクを含んでいる。さらに、規制当局または取引相手方によって一方的に課される代替的な参照金利および価格調整は、マスター・ポートフォリオには適さない可能性があり、その結果、ポジションを手仕舞い、代替取引を行うためのコストが発生する。

6. レバレッジおよびヘッジ

6.1 借入リスク

マスター・ポートフォリオは、前記「投資制限」に定められる範囲内で、一時的に借入れを行う権限を付与されている。マスター・ポートフォリオは、単一の事業体（これはマスター・ファンドの預託機関の関連会社である場合がある。）からのみ借入れを行うことを選択することができるが、かかる単一体により課される借入金利は、市況により変動することがある。その結果、かかる単一体により課された借入金利が最も競争力のあるものではないことがある。

リボルビング・クレジット枠の獲得に替えて、またはそれに加えて、マスター・ポートフォリオは、随時、必要な場合、限定付き与信枠を頼るのではなく、全てまたは一部の借入必要額について資金の借入に努めるよう決定することができる。よって、かかる借入は、通常、コミットメント料の支払いはないが、限定つき与信枠がある場合よりも、借入時の利息は高くなり、マスター・ポートフォリオが、かかる融資が入手できない状況か、または高金利でしか入手できない状況に陥る危険性もある。さらに、当該借入の条項では、かかる借入が貸付人の要求に応じて、いつでも、払戻しに応じなければならない旨規定されていることがあり、これにより、かかる要求に従う場合は、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼすことがある。

該当する貸し手は、マスター・ポートフォリオの運営について一定の制限または要件（マスター・ポートフォリオの容認された投資対象およびマスター・ポートフォリオからの買戻しに関する制限、ならびにマスター・ポートフォリオの評価手続き、マスター・ポートフォリオの流動性およびマスター・ポートフォリオが貸し手に提供するパフォーマンスその他についての報告書または通知に関する要件を含むが、これらに限定されない。）を設けることがある。

債務不履行に陥った結果、債務不履行を回避するために、または返済要件を充足すべく現金を調達するために、マスター・ポートフォリオは、本来であれば清算することのないマスター・ポートフォリオのポートフォリオに組み入れられている資産を清算しなければならないことがある。また、マスター・ポートフォリオは、そのポートフォリオの引渡しを行わなければならない場合がある。かかる事態により、マスター・ポートフォリオのポートフォリオは重大な悪影響を被る可能性があり、結果的にマスター・ポートフォリオが投資目的を達成できなくなるか、または投資戦略を利用できなくなることがある。

さらに、マスター・ポートフォリオに対する持分により全部または一部が担保されるマスター・ポートフォリオによる借入れに関連して、マスター・ポートフォリオが負担するレバレッジ水準により、マスター・ポートフォリオに対する貸し手がマスター・ポートフォリオに対する持分を担保に貸付けを行う金額が制限される場合があり、また借入条件には、マスター・ポートフォリオによる借入れに関する債務不履行その他の事態は、マスター・ポート

フォリオが絶対的または相対的に一定のレバレッジ限度またはレバレッジ比率を超えることで誘発される可能性があることに関わる誓約が含まれることがある。マスター・ポートフォリオに対する貸し手の利払いまたは元本の返済を受領する権利は、一般的に、マスター・ポートフォリオの投資者のかかる権利よりも優先順位が高く、かかる借入れの条件によって、マスター・ポートフォリオの活動の一部（分配を行う能力を含む。）が制限されることがある。

7. マスター・ファンドの仕組みおよび運用

7.1 申込金および買戻金回収口座の運営

受益証券の発行に先立ちマスター・ポートフォリオについて受領された申込金は、マスター・ファンドの名義でアンブレラ型現金回収口座に保有され、マスター・ポートフォリオの資産となる。投資者は、当該受益証券が発行されるまで、購入金額についてマスター・ポートフォリオの無担保債権者となり、受益証券が発行される時点まで、マスター・ポートフォリオの純資産価額の上昇または他の投資主権（配当受領権を含む。）から恩恵を受けない。マスター・ポートフォリオまたはマスター・ファンドの債務超過の場合、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ファンドが無担保債権者に全額を支払うために十分な資金を保有する保証はない。

マスター・ポートフォリオによる買戻金および配当の支払いは、マスター・ファンドの管理事務代行会社による当初申込み書類の受領およびすべての対マネー・ロンダーリング手続きへの遵守を条件とする。これにかかわらず、買戻しを行う投資主は、関連ある買戻日から、買い戻された受益証券に関して、投資主ではなくなる。買戻しを行う投資主および配当受領権を有する投資主は、（適宜）買戻日または配当日から、マスター・ポートフォリオの無担保債権者となり、買戻金または配当金について、マスター・ポートフォリオの純資産価額の上昇またはその他の投資主権（さらなる配当受領権を含む。）から恩恵を受けない。この期間中にマスター・ポートフォリオまたはマスター・ファンドが債務超過に陥った場合、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ファンドが無担保債権者に全額を支払うために十分な資金を保有する保証はない。このため、買戻しを行う投資主および配当受領権を有する投資主は、未処理の書類および情報がマスター・ファンドの管理事務代行に速やかに提供されることを確保するものとする。この確保を行わない場合は、当該投資主自身がリスクを負担する。

マスター・ファンドの別のサブ・ファンドの債務超過の場合、マスター・ポートフォリオが権利を有するが、アンブレラ型現金回収口座の運営の結果、かかる他のサブ・ファンドに譲渡された可能性がある金額の回収は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラ型現金回収口座の運営手続きの条項に基づく。当該金額の回収の実施における遅延および／または当該金額の回収に関する紛争が生じることがあり、債務超過状態のサブ・ファンドは、マスター・ポートフォリオに支払うべき金額を弁済するために十分な資金を有しないことがある。従って、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ファンドが当該金額を回収する保証はない。さらに、かかる状況下で、マスター・ポートフォリオまたはマスター・ファンドが無担保債権者に弁済するために十分な資金を保有する保証はない。

7.2 マスター・ファンドの定款の変更はすべての投資主を拘束する。

マスター・ファンドの定款は、マスター・ファンドの投資主の定められた過半数からの必要な承諾を得て修正することができる。マスター・ファンドの定款には、購入者が購入者の利益一般に影響を及ぼす事項について検討および投票するため総会を招集し出席することを定めた規定が含まれる。かかる総会において可決された決議は、関連する総会に出席せず投票しなかった購入者および過半数に反する態様で議決権を行使した購入者を含むすべての購入者を拘束することができる。

7.3 マスター・ファンドに係る変更はすべての投資主を拘束する。

マスター・ファンドは、() 特定の場合にはマスター・ファンドの投資主の承諾を得ずとも、および() その他の特定の場合にはマスター・ファンドの投資主の定められた過半数からの必要な承諾を得た上で、ならびに/または() マスター・ファンドの投資主に対しかかる変更に関する事前の通知を行い、一定期間にわたり無償で自ら保有する投資証券の買戻しを行うことができる権利を付与した上で、マスター・ファンドの投資証券に係る条項および条件を変更することができる。投資証券に係る条項および条件には、購入者が自らの利益全般に影響する事項について検討および議決するために総会を招集し、これに出席することを定めた規定が含まれる。かかる総会において可決された決議は、すべての投資主（関連する総会に欠席し、かかる総会において議決権を行使しなかった投資主および過半数に反する態様で議決権を行使した投資主を含む。）を拘束することができる。

7.4 相互的悪影響

マスター・ファンドの約款に別途規定されない限り、アイルランド法に従い、マスター・ファンドは第三者に対して一体として義務を負うべきではなく、そのサブ・ファンド間で債務の相互影響の潜在的可能性があるべきではない。よって、アイルランド法上、各マスター・ファンドのポートフォリオの各サブ・ファンドは「リング防護」されており、単一の資産負債プールを成すとみなされ、従って、マスター・ファンドの各サブ・ファンドの投資主および債権者の権利は当該サブ・ファンドの資産に限定されるべきとされる。しかし、他の法域の裁判所でマスター・ファンドに対し訴訟が提起された場合に、マスター・ファンドのサブ・ファンドの分離性が必ず維持されると明確に保証することはできない。

あるマスター・ポートフォリオの各種の投資証券クラスに帰属する資産と負債間には法律上の分離は存在しない。各投資証券クラスの資産と負債は、マスター・ファンドの管理事務代行会社が内部的に各投資証券クラスに帰属させる。かかる分離は、請求権がアイルランド法上もたらされるか否かに関わらず、第三者債権者によって容認されないことがある。一部の取引に係る一定の経費および費用（例えば、外国為替ヘッジに関連する上記の経費および費用）は第三者および特に債権者（例えば、為替先物予約の取引相手方）に関する関連するクラスに配分されるが、マスター・ポートフォリオは、単一の資産プールとみなされる。マスター・ポートフォリオは、かかる債務がマスター・ポートフォリオの特定の投資証券クラスに帰属するものである場合であっても、かかる債務のすべてについて全体として責任を負う場合がある。ただし、特定の取引相手方との間でその他の条件が合意されている場合を除く。

7.5 誤り、誤りの修正方針および投資主への通知

マスター・ファンドの取締役は、マスター・ファンドの保管銀行と協議の上、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびマスター・ポートフォリオの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの処理における誤りについて、修正措置が必要か否か、またはマスター・ファンドもしくはその投資主に対し補償を支払うべきか否かを決定するため、検討を行う。

マスター・ファンドの取締役は、その単独裁量により、誤りの修正を承認することができ、これにより投資証券の申込みおよび買戻しの処理に影響が及ぶ可能性がある。マスター・ファンドの取締役は、修正措置が講じられた場合またはマスター・ファンドもしくはその投資主への補償が支払われる場合に何らかの制限となりうる誤りの解決に関して重要性に関する方針に従うことができる。さらに、適用法に合致するとマスター・ファンドの取締役により承認された方針に従い、必ずしもすべての誤りが補償すべき誤りになるとは限らない。したがって、補償すべき誤りまたはその他の誤りが発生した期間に投資証券を購入したまたは買い戻したマスター・ポートフォリオの投資主は、補償すべき誤りまたはその他の誤りの解決に関連して補償を受けられない可能性がある。

投資主は、誤りの修正に、かかる投資主が保有する投資証券の口数、かかる投資証券が発行された時の投資証券一口当たり純資産価格、またはかかる投資主に支払われる買戻代金に対する調整が必要でない限り、誤りの発生またはその解決について通知されない可能性がある。

マスター・ファンドの投資アドバイザーの誤りおよび誤りの修正に関する方針についての追加の情報は、投資アドバイザー会社のフォームADVパート2Aに記載されている。投資アドバイザー会社のフォームADVパート2Aの写しはSECのウェブサイト

(www.adviserinfo.sec.gov)で入手することができる。投資アドバイザー会社は、いつでも、その単独の裁量により、マスター・ポートフォリオの投資主に対し通知を行わずとも、その誤りおよび誤りの修正に関する方針を変更または追補することができる。

7.6 マスター・ファンドにおける投資証券の不正確な発行または買戻金の支払いに対処するための調整

例えば、取引日において効力を有していた純資産総額が不正確であったため、個別の投資主に対して不正確な口数の投資証券が発行されているとマスター・ファンドがいずれかの時点で判断した場合、マスター・ファンドは、当該投資主の公平な扱いのために必要であるとマスター・ファンドが判断する取決めを行うことができる。このような取決めには、状況に応じて、当該投資主の投資証券の一部を追加的対価なしに買戻し、または対価なしに当該投資主に対して新たな投資証券を発行し、このような買戻しまたは発行の後に当該投資主により保有される投資証券の口数が正確な純資産総額に基づき発行されていた場合の投資証券の口数と同じになるようにすることなどがある。ある取引日に関して純資産価額が誤っていたとの判断は、純資産価額に反映されている税金その他の債務がその発生額を下回っているまたは上回っているとマスター・ファンドの取締役が専門家の助言に基づき後日判断した場合になされることがある。また、投資証券の買戻し（投資主による全部の買戻しに関連するものを含む。）が行われた後の時点において、かかる買戻しにより当該投資主または元投資主に支払われた金額に重大な誤りがあったとマスター・ファンドが判断した場合（（a）当該投資主もしくは元投資主が当該投資証券を購入した際またはかかる買戻しが実行された際の純資産価額に重大な誤りがあったことによる場合または（b）マスター・ポートフォリオの分配クラスについて、マスター・ファンドがマスター・ファンドの目論見書に記載される関連する評価時点以前に買戻し支払を処理し、買戻し支払金が支払われ、後日（評価時点後）、不正確であると判断された場合を含む。）、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの当該投資主または元投資主の平等な取扱いに必要と判断する調整を行う。この調整は、追加的対価なしで当該投資主の残余保有口数の一部を買い戻すこと、または、当該投資主または元投資主に対し、正確な純資産価額で買戻しが実行されていれば当該投資主または元投資主が受領する権利を有したであろうとマスター・ファンドが判断する追加金額を支払うことを含む。さらに、マスター・ファンドの単独の裁量により、当該投資主または元投資主から、当該投資主または元投資主が受領したとマスター・ファンドが判断する過払額の支払を求めることができ（当該投資主または元投資主は、かかる過払額を支払う義務を負うものとする。）、いずれの場合も利息は付さないものとする。さらに、マスター・ファンドは、義務を負うわけではないものの、支払われた金額が誤っていた場合（ただし、重大な誤りではない場合とする。）、上記の調整を行うことがある。マスター・ファンドが投資主または元投資主からこのような金額の支払いを求めないことを選択した場合、またはマスター・ファンドが投資主または元投資主からこのような金額を徴収することができない場合、純資産総額は、このような金額が徴収されていた場合よりも少ない金額となる。

特定の場合において、マスター・ファンドは、これまで発生額のない過去の期間に帰属する直接債務もしくは間接債務（税金債務を含む。）に関して支払を行わなければならないか、または適用法に基づく制限に従い、かかる直接債務もしくは間接債務の発生額を計上することを決定することがある。過去の期間に適用された該当する投資証券の純資産価額がその時点の会計基準に基づき必ずしも誤りではなかった場合であっても、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの取締役の単独の裁量により、適用法に基づく制限に従い、直接債務または間接債務の負担額を、マスター・ポートフォリオの投資主および元投資主により当該債務が発生または存在した期間におけるマスター・ポートフォリオに対する各自の持分に依拠して当該直

接債務または間接債務が負担されるよう、またはマスター・ファンドが公正かつ合理的と判断するその他の方法によりマスター・ポートフォリオの投資主および元投資主の間で配分するために措置を講じることが適切であると判断することがある。かかる措置には、前段落に記載される一または複数の取決め（純資産価額（過去の期間の純資産価額を含む。）の調整、投資主の投資証券の部分的買戻しまたは投資主に対する追加の投資証券の無償発行、およびマスター・ポートフォリオの投資主または元投資主から分配済の金額の払戻しを求めることを含む。）が含まれることがある。

7.7 「公正価値」価格およびマスター・ファンドの投資アドバイザーに支払われる報酬への影響

特定の場合において、評価会社は、（マスター・ファンドの評価者としての役割において）マスター・ファンドおよびその子会社の資産の一部の「公正価値」価格を提供しなければならないことがあり、その上、かかる場合において、評価会社の「公正価値」は、次に入手可能なかかる資産の市場価格とは大きく乖離することがある。投資家は、かかる場合において、評価会社が投資顧問会社の関連当事者である場合には利益相反の可能性が生じることがあることに留意すべきであり、証券の推定実現価格の見積額が高いほど投資顧問会社に支払われる報酬も高くなる。

7.8 申込金の受領前、および申込効力発生日前の取引

マスター・ポートフォリオは、投資マネジャーの単独の裁量により、販売会社または副販売会社により受領された申込書を基準に、投資証券の申込みの効力発生日以前にいつでも取引を開始することができる。さらに、前述の一般性を限定せず、投資アドバイザーの単独の裁量により、マスター・ポートフォリオは、申込みに関わる資金の受領を基準に、申込みの効力発生日以降であれば、かかる資金が当該効力発生日に受領されていない場合でも、取引を実施できる。マスター・ファンドの原口座約款に従い、投資者または投資予定者は、申込みの効力発生日現在の当該金額の受領を基準にしたマスター・ポートフォリオの取引の結果生じた損失または費用を含む、申込金の不払いまたは支払遅延に起因してまたはそれに関連して生じる損失または費用に対する責任を有する。こうした行為は、マスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。申込金の不払いまたは支払遅延は、マスター・ポートフォリオに損失および費用を生じさせ、マスター・ポートフォリオは該当する投資者または投資予定者からかかる損失または費用を完全には取り戻せないことがある。さらに、投資アドバイザーは、実施されていない申込みを予想して、マスター・ポートフォリオのために投資またはその他ポートフォリオ決定を行うことができるが、かかる申込みが行われないことや、遅延が分かった場合には、マスター・ポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。

7.9 現物分配

マスター・ポートフォリオは、原則として、買戻しが行われた投資証券に関する買戻代金およびその他の分配金（もしあれば）を現金で支払う予定である。ただし、マスター・ポートフォリオは、関連する投資主の承諾または承認を得ることを条件として、投資主に対し、分配（買戻しが行われた投資証券に関する分配を含むが、これに限定されない。）の全部または一部を現物で行う権利を有する。

マスター・ポートフォリオがかかる証券の分配を行う場合、投資主は、分配される証券がマスター・ポートフォリオの比例按分額を完全に反映したものであるとは限らないリスクを負い、また投資主は、かかる証券を処分するために仲介手数料その他の経費を支払わなければならないことがある。さらに、マスター・ポートフォリオにより分配される証券その他の資産は、容易に販売可能または売却可能であるとは限らず、無期限の期間にわたって投資主（またはかかる資産を保有するために設立された特別目的ビークルもしくは清算トラスト）が保有しなければならない可能性がある。かかる証券の清算に関連して発生する損失リスクおよび遅延リスクならびに費用（該当する特別目的ビークルまたは清算トラストの設立および維持に伴う

費用、ならびに仲介手数料その他の経費を含む。)は、該当する投資主が負担するが、これにより、当該投資主は、かかる分配が現金で行われていれば受領したであろう現金よりも少ない現金しか最終的に受領できない可能性がある。現物で分配される資産は、通常、該当する分配日に評価されるものの、かかる資産の評価は変動し、かかる分配の目的でかかる資産に付された価格が、かかる資産の処分（または結果的に生じる清算）に関連して実現される実際の金額を反映したものであるとは限らない。

7.10 受益証券の追加募集に適用される特別留意事項

マスター・ポートフォリオの投資証券の募集は、マスター・ファンドの取締役が決定する時期に行うことができ、かかる募集は、マスター・ファンドの取締役が決定する時期に終了する。マスター・ファンドの取締役は、特定の日において、マスター・ポートフォリオの一部の投資主および/またはマスター・ポートフォリオの投資主となる予定の者（ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの一部の従業員（マスター・ファンドの投資アドバイザーの投資チームのメンバーを含む。）を含むが、これらに限定されない。）に限り投資証券の申込みを認めることがある。かかる申込みは、マスター・ファンドの取締役が決定する時（マスター・ポートフォリオが不利なパフォーマンスに見舞われている時、マスター・ポートフォリオもしくは市場がボラティリティに見舞われている時、または流動性その他の目的のためにマスター・ポートフォリオが追加の現金を調達することが望ましいとマスター・ファンドの取締役が判断する時を含むが、これらに限定されない。）に行われる。ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオのその他の投資主および/またはマスター・ポートフォリオの投資者となる予定の者が投資を認められていない時にマスター・ポートフォリオと並行して投資を行うマスター・ポートフォリオ、一もしくは複数のフィーダー・ファンドおよび/または一もしくは複数のその他の投資ビークルに多額の追加投資を行う可能性がある。かかる追加投資は、かかる投資が行われる前のマスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオに対する既存投資主の間接的な持分を希薄化する可能性があり、マスター・ポートフォリオによる将来の投資のパフォーマンスが過去の投資を下回った場合には、マスター・ポートフォリオに対するかかる投資主の持分が悪影響を受けることがある。

さらに、受益証券の当初募集後に取得された受益証券は、多大なオープン・ポジションを有するマスター・ポートフォリオに対する持分を表章している。かかる受益証券が当該受益証券の取得以前の期間につき保有していたマスター・ポートフォリオのオープン・ポジションに対する持分を有するため、かかるポジションに対するマスター・ファンドの投資アドバイザーの取引アプローチの適用が、追加受益証券のパフォーマンスと、これ以前に発行済の受益証券のパフォーマンスに対するものとは、質的に異なる効果を生じる可能性がある。例えば、未決済取引が多大な利益を発生させた後は、（一定のレベルまでの）その後の損失は、それ以前の利益の一部に限った割戻しであるとみなされ、実質的な損ではないとみなされるため、マスター・ポートフォリオがとる多くの取引アプローチが、ポジションの損失に対する許容度が上がる中で、より積極的になり、ポジションの規模が増大する。継続募集の受益証券の購入者は、当該受益証券を購入した日以前のオープン・ポジションにかかる利益の恩恵を受領することはないため、その後の損失は、当該保有者についての完全な損失となり、一部利益の割戻しとはならない。さらに、マスター・ポートフォリオによる特定の取引アプローチが、事前に決定した利益額を発生させた後は、ポジションを清算または部分的に清算することにより、利益確定戦略を採ることがある。新規受益証券が、発行日以前のかかる利益の恩恵を受けないため、当該受益証券を保有する投資主は、マスター・ファンドの投資アドバイザーの「利益確定」により（大きな利益を継続して生み出していた）ポジションを清算させられ、全く自身の利益になっていないということになる。特定のポジションのパフォーマンスだけでなく、ポートフォリオ全般のパフォーマンスに基づく同様の分析を適用する一般に同様の効果を有するアプローチもある。

7.11 米国人に係る強制買戻しのリスク

マスター・ファンドの目論見書に記載されるとおり、マスター・ファンドの取締役は、管理会社に対し、（マスター・ファンドの販売者としての役割において）適用ある方針および手続きに基づきマスター・ファンドへの投資が認められる容認された米国人の数を都度決定する権限を付与しており、これに伴い、マスター・ファンドの取締役は、かかる投資主が投資証券の保有を継続することがマスター・ファンド（マスター・ポートフォリオを含む。）またはその投資主全体に不利な税務上、金銭上、法務上、規制上または重大な管理事務上の不利益をもたらす可能性がある場合には、米国人が保有する投資証券の強制的な譲渡または買戻しを要求することがある。あるサブ・ファンドへの投資が認められている容認された米国人の数は、他のマスター・ポートフォリオへの投資が認められている容認された米国人である投資主の数に影響することがあり、またいずれかのサブ・ファンドにおける大量の申込みまたは買戻しは、別のサブ・ファンドへの投資が認められている容認された米国人の数に影響することがあり、かかる容認された米国人が保有する投資証券の強制買戻しまたは投資が認められる容認された米国人を追加することが一時的もしくは永久的に禁止されることにつながる場合があることに留意すべきである。

7.12 大量買戻しのリスク

マスター・ポートフォリオ（ゴールドマン・サックスが運用する一または複数のその他の投資信託または勘定を含むが、これらに限定されない。）の投資主から一時期に集中した大量の買戻請求があった場合、マスター・ポートフォリオは、買戻しの資金に充てるために現金を調達する目的で、また縮小した資産基盤を適切に反映したポートフォリオを実現する目的で、本来であれば望ましい時期よりも迅速に一定の投資対象を清算する必要に迫られることがある。大量の買戻請求により、マスター・ポートフォリオの投資プログラムの実行を成功させる投資顧問会社の能力は制限されることがあり、買い戻される投資証券の価格および買い戻されずに残存する投資対象の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、大量の買戻請求が行われた期間にかかわらず、結果としてマスター・ポートフォリオの純資産価額が減少することで、マスター・ポートフォリオが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる場合がある。投資主は、特定の取引日に関して大量の買戻請求があったことの通知をマスター・ポートフォリオから受領することはないため、買戻しを行う投資主よりも先にまたはかかる投資主と同時期に自ら保有する投資証券またはその一部の買戻しを行う機会を得られない可能性がある。特定の場合において、マスター・ポートフォリオは、買戻しを停止または延期することを認められることがある。

限られた期間内に大量の買戻請求が集中するというリスクは、マスター・ポートフォリオが仕組み商品の募集に直接または間接的に関連する投資対象（かかる仕組み商品、特に、満期が決まっている仕組み商品に基づくポジションのヘッジに関連するものを含むが、これに限られない。）を受け入れた場合に高まる可能性がある。マスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオがその単独裁量により決定するところに従い、かかる投資対象を受け入れる場合もあれば、受け入れない場合もあるが、かかる投資は、いつでも、最大でマスター・ポートフォリオの純資産価額の相当部分を占める可能性がある。

マスター・ポートフォリオの投資主または投資者がマスター・ポートフォリオの相当数の投資証券の買戻しを請求した場合、マスター・ファンドの取締役は、マスター・ポートフォリオに制限を設け、将来の買戻数を制限するか、またはその他著しく縮小した資産規模でマスター・ポートフォリオを継続するよりもマスター・ポートフォリオを終了することを決定することがある。早期にマスター・ポートフォリオを終了する決定がなされた場合、マスター・ポートフォリオのリターン、ひいてはマスター・ポートフォリオの投資主に悪影響が及ぶ可能性がある。

マスター・ポートフォリオが保有する証券が指数に組み込まれる（または以前に組み込まれていた指数から除かれる）場合、投資家は当該指数の構成に基づきその投資の決定を行うた

め、当該マスター・ポートフォリオの純資産価額が変動する可能性があることを投資家は承知しているべきである。多額の投資の追加または投資の引揚げが、マスター・ポートフォリオの基本費用に不利な影響を生じることがある。

7.13 議決権および株式凍結

随時、マスター・ポートフォリオに保有される証券の発行体は、当該証券に関連して法人活動を開始することがある。債務証券に関連する法人活動は、中でも、債務証券の早期償還の申し出または債務証券の株式への転換の申し出を含む。マスター・ファンドは、マスター・ファンドが保有する投資資産に関して行使しうる全ての議決権またはその他の権利を、マスター・ファンドの裁量により行使するか、またはそれらの行使を確保する。当該権利の行使について、マスター・ファンドは、議決権またはその他の権利の行使に関する指針を設定し、その裁量により当該議決権またはその他の権利を行使しないこと、またはそれらの権利の行使を確保しないことを選択することができる。

一部の法人活動は任意であり、マスター・ファンドが時宜を得た方法で参加を選択する場合にのみ、当該法人活動に参加できる。一定の法人活動への参加は、マスター・ポートフォリオの価額を上昇させることがある。

マスター・ファンド、その管理会社または投資マネジャーが自発的法人活動のマスター・ファンドの委託先から十分な事前通知を受領する場合、投資マネジャーまたは管理会社は、その裁量権を行使して、（商業的に合理的な方法による利用が不可能な情報により）マスター・ファンドが当該法人活動に参加するか否かを誠実に決定する。マスター・ファンド、その管理会社または投資マネジャーが自発的法人活動に関する十分な事前通知を受領していない場合、マスター・ファンドは当該法人活動に参加することを適切なタイミングで選択できないことがある。自発的法人活動への参加または不参加の結果、マスター・ファンドの価額に悪影響が及ぶことがある。

一部の資産は「株式凍結」の対象となる。これは、対象となる投資資産に実質的な権利を有する者の代理人として行為する関連ある保管者による議決権またはその他の権利の行使を円滑に行うために、投資資産が保管システムにおいて凍結される場合に発生する。株式凍結は、通常、関連ある投資資産の投資家の次期総会の1日から20日前に発生する。投資資産が「凍結」されている間は、投資資産の取引を行うことはできない。このため、当該非流動性を緩和するため、マスター・ファンド（またはその代理人）は、「株式凍結」の対象となる投資資産に関する議決権の行使を差し控えることがある。

7.14 買戻し手数料、買戻規制および一時停止リスク

マスター・ファンドの目論見書に記載されているように、マスター・ファンドの管理会社は、市況またはその他の要因によりマスター・ファンドの流動性が必要最小限度を下回る場合を含む一定の状況において、マスター・ファンドの投資証券の売却に際して買戻し手数料を課すか、または一時的にマスター・ファンドの投資証券の取引を停止することができる。従って、マスター・ファンドの投資主は、投資証券を売却することができないことがあり、買戻しには、一定の時期に買戻し手数料が課されることがある。さらに、90日間以内に合計15日以上解約停止を行った場合には、該当する公債コンスタントNAV MMF（以下「公債CNAV MMF」という。）はその認可された地位を失うものとし、マスター・ファンドの取締役は直ちにその事実を書面でマスター・ファンドの投資主に通知するものとする。

8．規制上の問題

8.1 マネー・マーケット・ファンド改革

マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関するE U規則2017/1131が、2019年2月11日からマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオ（公債CNAV MMF）に適用された。この規制は、マスター・ファンド、マスター・ポートフォリオおよびそれらが行う取引ならびに投資

市場にもたらす全影響について不確実性が残っている。かかる不確実性自体が、マスター・ポートフォリオに支障を及ぼすことがある。さらに、マスター・ポートフォリオに適用される将来の規制要件の影響または規制要件の変更は（規制その他の実施によるか否かを問わず）未知であり、マスター・ポートフォリオに支障を及ぼすことがあり、マスター・ポートフォリオの各投資戦略の実施に影響を及ぼし、さらに、マスター・ポートフォリオにコスト増をもたらすことがある。マスター・ファンドおよび管理会社は、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオが投資主の最善の利益において各戦略を実施し続けることを目的として、適用ある規制要件の遵守のために必要または望ましいと判断する取り決めを採用する。

8.2 増加および変更しつつある規制

近年の世界的な金融危機以来、金融サービス（資産運用業界を含む。）に対する政治上および規制上の監視が強化されている。

また、ヨーロッパ、米国その他の国の規制当局が、特に資産運用業界を対象とする、厳しい法律（税法を含む。）もしくは規制、法律もしくは規制の変更、その解釈もしくは施行の変更、またはマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性のあるその他の変更を導入する重大なリスクが存在する。

将来における税金その他に関する法律の制定または規制により、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに多額の税金その他の経費が生じる可能性があり、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの設立方法もしくは運営方法の大幅な改編が必要となることがある。

8.3 規制の不確定性

近時に制定された法律（ドッド・フランク法およびかかる法律に従い策定が必要とされる規制を含む。）に関しては大きな不確実性があるため、かかる法律が最終的にマスター・ファンド、そのポートフォリオならびにこれらが取引および投資を行う市場に及ぼす総合的な影響については定かではない。かかる不確実性および結果として生じる混乱自体もまた、市場の効率的な機能発揮および特定の投資戦略の成功に支障を及ぼす可能性がある。さらに、マスター・ポートフォリオの取引戦略を追求する能力は、マスター・ポートフォリオに適用される追加の規制上の要件（ゴールドマン・サックスのその他の活動に起因して課される要件など（ゴールドマン・サックスが銀行持株会社（以下「BHC」という。）として規制を受けることを選択したことにより課される要件または特定の投資者もしくは特定の種類の投資者がマスター・ポートフォリオに投資することにより課される要件を含むが、これらに限定されない。））または規制上の要件の変更により悪影響を受けることがある。「銀行持株会社としての規制」の項および「ボルカー・ルール」の項を参照されたい。ゴールドマン・サックス、マスター・ファンドおよび/またはそのポートフォリオに適用される現行の規制の変更または新たな規制により、マスター・ファンドおよび/またはマスター・ポートフォリオは、重大な悪影響を被る可能性がある（マスター・ポートフォリオが多額の税金その他の経費を請求されることにより、マスター・ポートフォリオの設立方法もしくは運営方法の大幅な改編が必要となることにより、またはその他の方法でマスター・ポートフォリオが制限を課されることにより重大な悪影響を被る場合を含むが、これらに限定されない。）。

8.4 銀行持株会社としての規制

ゴールドマン・サックスは、1956年米国銀行持株会社法（改正済）（以下「BHCA」という。）の趣旨内ではマスター・ファンドを「支配する」とみなされるため、BHCAにより課される制限および関連する規制はマスター・ファンドに適用されることが見込まれる。従って、BHCAおよびその他の適用ある銀行法、規則、規定、指針、ならびに連邦準備制度理事会（以下「連邦準備制度理事会」という。）を含むがそれに限定されない所管監督機関によるそれらの解釈および運用は、投資顧問会社、管理会社、マスター・ファンドの取締役、ゴール

ドマン・サックス、およびそれらの関連会社を一方としマスター・ファンドを他方とした取引およびそれらの間の関係を制限することがあり、またマスター・ファンドによる投資や取引およびマスター・ファンドの事業運営を制限することがある。ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドに適用されるBHC A規制は、とりわけ、マスター・ファンドの特定の投資を行う能力、特定の投資の規模を規制し、マスター・ファンドの投資対象の一部またはすべての保有期間に上限を設定し、投資顧問会社が、マスター・ファンドの投資先である会社の管理および運営に参加できる可能性を制限し、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドに投資する能力を制限する。

さらに、一部のBHC Aの規定は、関連主体により所有、保有または支配されるポジションの合算を要求することがある。従って、一定の場合にはゴールドマン・サックスとその関連会社（管理会社および投資顧問会社を含む。）が顧客勘定や自己勘定で保有するポジションは、マスター・ポートフォリオにより保有されるポジションとの合算が必要とされることがある。かかる場合においてBHC Aの規定が保有ポジション額の上限を課す場合は、ゴールドマン・サックスは自己勘定または他の顧客勘定で投資を行う上で利用可能な機能を利用することがあり、それによりマスター・ポートフォリオは一部投資を制限ないし清算しなければならないかもしれない。「利益相反」の項を参照のこと。

上記の規制が将来的にもたらす潜在的なインパクトは不確定である。上記の規制は、管理会社または投資顧問会社がマスター・ポートフォリオの投資プログラム内で一定の戦略を追求することができる可能性に影響することで、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼしうる。さらに、ゴールドマン・サックスが将来において銀行持株会社の資格を停止されることがあり、そのことがマスター・ポートフォリオに対し追加的制限を課すことになりうる。さらには、ドッド・フランク法ならびに新たな法律を施行する監督および監視官庁により今後発布される新たな規則および規制によりゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドが受ける影響またはかかる新たな法律による影響が、マスター・ポートフォリオに対し重大な悪影響を及ぼさないとの保証もない。

ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオの投資主への通知を行うことなく独自の裁量で、将来において、ゴールドマン・サックス、マスター・ポートフォリオ、またはマスター・ファンドのその他のサブ・ファンドおよび投資アドバイザーおよびその関連会社が管理運用する口座に対する銀行監督当局の規制の影響または適用性を軽減または除外するために、マスター・ファンドの投資アドバイザーおよび/または管理会社を再編することがある。ゴールドマン・サックスは、他の法人を投資アドバイザーの後任とすることにより、またはゴールドマン・サックスが決定するその他の手段により、かかる目的の達成を追求することができる。後任の投資マネジャーはゴールドマン・サックスの非関連会社である場合がある。

8.5 C F T C

マスター・ファンドの投資アドバイザーは、要求される範囲内で、適用可能な多くの米国先物商品取引委員会（以下「C F T C」という。）への登録免除の一つに従い、マスター・ポートフォリオの運用を行う。どの免除規定が適用されるかによって、特定のC F T Cの商品プール運営者（以下「C P O」という。）の規制がマスター・ポートフォリオに対して適用される。

マスター・ファンドの投資アドバイザーは、商品取引法の下において、その運用する他の資産プールに関するC P OとしてC F T Cに登録されているが、マスター・ポートフォリオの補遺または他の形式の開示書類において別途規定されない限り、商品取引所法の規則第4.13(a)(3)に基づくC P Oとしての登録を免除されている（以下「規則第4.13(a)(3)免除」という。）ものとして、マスター・ポートフォリオを運営する。投資アドバイザーは、当該免除の要件を充足していることを根拠に、かかるマスター・ポートフォリオに関して規則第4.13(a)(3)免除に依拠することができるものと考えている。当該免除の要件には、（ ）投資証券の募集および販売が随時改正される米国1933年証券法の下での登録を免除されており、米国において公衆に

対する販売活動が行われないこと、() マスター・ポートフォリオがいかなる時も「商品持分」に関して規則第4.13(a)(3)()の取引制限を遵守していること、() マスター・ポートフォリオに参加する者が規則第4.13(a)(3)の下での適格要件を充足するものと投資アドバイザーが合理的に考えていること、および、() 商品先物または商品オプション市場における取引のためのビークルとして投資証券の販売が行われるものではないことが含まれている。規則第4.13(a)(3)免除に依拠するために、マスター・ポートフォリオは、限られた分量の商品持分取引しか行うことが許容されておらず、当該取引には先物取引およびスワップが含まれる。このような制限の結果として、マスター・ポートフォリオは一定の取引しか行うことができず、そのことがマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに不利に影響する可能性がある。

また、マスター・ポートフォリオの投資証券は、現在、非米国人に対してのみ募集され、かつ、販売されており、投資顧問会社はC F T Cによる規制に従うか登録が免除されることにより「商品プール」としてマスター・ポートフォリオを運用することが要求されていないことにも留意すべきである。将来、マスター・ファンドが米国人に対してマスター・ポートフォリオの投資証券の募集を行う場合、事前に、適用されるC F T Cによる規制を遵守するか、かかる規制からの適切な免除に依拠することになる。

投資顧問会社が、C P Oとしての登録を免除されるか、または、C F T Cによる規制に従う「商品プール」ではないものとしてマスター・ファンドを運営する場合、投資顧問会社は、C F T Cに準拠した開示書類および認証済年次報告書をマスター・ファンドの投資主に交付することは要求されない。疑義を避けるため、かかる点は、マスター・ファンドの投資主がマスター・ファンドの目論見およびマスター・ポートフォリオに関する補遺に記載されるとおり受領する他の報告書には何ら影響を与えない。

8.6 ボルカー・ルール

2010年7月に、ドッド・フランク法が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。米国の金融規制当局は、ボルカー・ルールの法的機能を執行するため、2013年12月10日に最終的な規則を発行した。ドッド・フランク法に従い、ボルカー・ルールは2012年7月21日に発効した。ただし、連邦準備制度理事会は、金融機関に対し2015年7月21日までボルカー・ルールおよびその最終規則の遵守を義務付けない旨を規定した指令を発行した。ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、またはこれらの運用を行うことができる。マスター・ポートフォリオはボルカー・ルールの目的上、「規制対象ファンド」として取り扱われないことが予定されている。マスター・ポートフォリオがボルカーの規制対象ファンドとして取り扱われる場合、これらのボルカー・ルールの条件は、特に金融機関（ゴールドマン・サックスおよびその関連会社を含む。）が、金融機関の関連会社が運営するヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンド、または当該ヘッジ・ファンドもしくはプライベート・エクイティ・ファンドが支配する投資ビークルとの間における「対象取引」および他の一部取引に従事することを一般に禁止している。

「対象取引」は、取引の結果、金融機関またはその関連会社が、関連会社が運営するファンドに対しクレジット・エクスポージャーを保有することとなるローンまたは融資の供与、資産の購入および他の取引（デリバティブ取引および保証を含む。）を含む。さらに、ボルカー・ルールは、ゴールドマン・サックスおよび当該組織間において他の一部取引が、「対等な」条件で行われなければならない旨規定している。マスター・ファンドが重大な範囲においてゴールドマン・サックスとの間で当該取引を行う予定はなく、その結果ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオ間の対象取引の禁止は、マスター・ポートフォリオに重大な影響を与えるとは予想されない。

また、ボルカー・ルールは金融機関が当該金融機関およびその顧客、取引先または取引相手間の重大な利益相反を伴うかもしくはこれに帰結するようないかなる行為、または直接もしくは間接的に、銀行業務によって高リスク資産もしくは高リスク取引戦略に対する重大なエク

ボージャーを有することになる行為に従事することを禁止している。しかしながら、当該禁止が最終的にゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオにどのように影響するかという点は著しく不透明なままである。当該制限によりマスター・ポートフォリオが一部の投資または投資戦略を控え、他の措置を採るか控える可能性があり、当該措置がマスター・ポートフォリオに不利益を与える場合もある。

上記のとおり、ボルカー・ルールに基づき、ゴールドマン・サックスは一定の条件を満たした場合に限り、ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの「スポンサー」となり、これらを運用することができる。ゴールドマン・サックスは、これらの条件を満たす予定であるが、何らかの理由により、ゴールドマン・サックスがこれらの条件またはボルカー・ルールに基づく他の条件を満たせないか、または満たさないことを選択した場合、ゴールドマン・サックスはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとなることはできない。このような場合、マスター・ファンドの構造、事業およびガバナンスは、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオのスポンサーとしてみなされないように変更する必要が生じるか、またはマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオを終了させる必要がある。

さらに、ドッド・フランク法の他の条項がマスター・ポートフォリオの取引戦略遂行能力に悪影響を及ぼし、マスター・ポートフォリオの事業および運営に重大な変更を要するか、またはマスター・ポートフォリオにその他の悪影響を与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、将来、その単独の裁量により、マスター・ポートフォリオの投資主に対して通知を行わずとも、ゴールドマン・サックス、マスター・ポートフォリオまたは投資アドバイザー、マネジャーおよびこれらの関連会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対するボルカー・ルールの影響または適用可能性を軽減または排除する目的で、投資アドバイザーの再編、またはマスター・ファンドの再編の提案を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドへの投資額（もしあれば）を減少させることにより、またはゴールドマン・サックスが決定するその他の方法により、かかる結果を得ることを目指す。

9. マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社に関する開示

9.1 潜在的利益相反

マスター・ファンドの取締役会、管理会社、投資顧問会社、その管理事務代行会社、その保管銀行、その登録・名義書換代行会社およびこれらの各関係会社および代理人はそれぞれ、随時、マスター・ファンドと類似の投資目的を有する他の投資信託に関して取締役、管理者、投資運用者、投資顧問、販売者、管理事務代行者、名義書換代行者もしくは保管者を務めることができ、または別途にかかる投資信託に関与することができる。したがって、これらの者のいずれも、業務の過程において、マスター・ファンドまたは投資主との間での潜在的な利益相反を有しうる。このような場合において、それぞれの者は、常に、マスター・ファンドに対する自己の義務および特に利益相反が生じる可能性がある場合に投資を進める際にマスター・ファンドの投資主の最善の利益に適うよう行為する義務を顧慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する努力を行い、特に、投資顧問会社は、マスター・ファンドに投資機会を配分するにあたり公正かつ公平であると投資顧問会社が誠実にみなす態様で行為する。特定の投資対象の推定実現価格を決定する際に、マスター・ファンドの評価者による見積りが利用されることがある。投資者は、かかる場合には、証券の推定実現価格の見積額が高くなるほど管理会社または投資顧問会社に支払われる報酬も高くなるため、利益相反の可能性が生じる場合があることに留意すべきである。

また、管理会社、投資顧問会社、管理事務代行会社、保管者、登録・名義書換代行会社およびこれらの各関係会社はそれぞれ、取引が独立の当事者間で取り決められ、投資主の最善の利益に従い行われることを条件として、随時、本人または代理人としてマスター・ファンドとの取引を行いうる。また取引は、（ ）マスター・ファンドの保管銀行（または、マスター・ファ

ンドの保管銀行もしくはマスター・ファンドの保管銀行の関係会社が関与する取引の場合はマスター・ファンドの管理会社）により独立した適格者として承認された者による取引の証明付評価が入手され、もしくは（ ）取引が組織化された投資対象の取引所において当該取引所の規則に従い最良の条件で執行され、または（ ）独立の当事者間で取り決められ、取引日において投資主の最善の利益に従い行われるとマスター・ファンドの保管銀行（または、マスター・ファンドの保管銀行もしくはマスター・ファンドの保管銀行の関係会社が関与する取引の場合はマスター・ファンドの管理会社）が認める条件で取引が執行されることを条件とする。マスター・ファンドの保管銀行（または、マスター・ファンドの保管銀行が関与する取引の場合はマスター・ファンドのマネージャー）は、かかる義務を遵守する方法、および上記（ ）に言及される取引の場合には、取引が独立当事者間の取り決めおよびマスター・ファンドの投資主の最善の利益に従い行われたと認める根拠を書面にするものとする。

マスター・ファンドの取締役会および管理会社はそれぞれ、管理会社の利益相反に関する方針に従い、公正かつマスター・ファンドの投資主の最善の利益に適うように利益相反が解決されることを確保する努力を行うものとする。マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスを任命して、マスター・ファンドに数多くのサービスを提供させており、管理会社の利益相反に関する方針に従って行為するものとしてゴールドマン・サックスに依拠している。

現在存在するかかる相反を最小限に抑える方針および手続の適用にもかかわらず発生する可能性のある利益の一般的性質または原因は、別紙の ． に記載される。

9.2 ゴールドマン・サックスのグローバル・プレゼンス

ゴールドマン・サックスはその社員を含め、世界中でフルサービスを提供する投資銀行、証券会社、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、ゴールドマン・サックスは、幅広い金融サービスを大きくかつ多様な顧客基盤に対して提供する。ゴールドマン・サックスは、かかる資格およびその他の資格において、あらゆる市場および取引において顧客に助言を行い、また、顧客の勘定ならびに自己が援助し、運用しおよび助言を行う関係および商品を通じて、自己ならびに顧客およびそのスタッフのアカウントのための多岐にわたる投資対象を購入し、売却し、保有し、および推奨する。かかる活動および取引は、潜在的な利益相反を生じる可能性がある。さらに、顧問、その関係会社および取締役、受託者、管理者、メンバー、パートナー、役員および従業員が自身のアカウントおよび自身が運用するその他のアカウントのために行う活動は、マスター・ファンドおよびその投資主に不利となる利益相反を生じる可能性がある。当該潜在的利益相反の一部の詳細は、別紙の ． に記載される。

9.3 ゴールドマン・サックス特有の利益相反

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッドはマスター・ファンドの管理会社および販売会社を務め、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルはマスター・ファンドの投資顧問を務め、その関連会社は副投資顧問を務めることがあり、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーはマスター・ファンドの評価会社を務める。また、マスター・ファンドの取締役会の現構成員の一部は、ゴールドマン・サックスにより雇用されているかまたはゴールドマン・サックスと関連のある者である。ゴールドマン・サックスはまた、マスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオの管理会社、投資顧問、副投資顧問、評価者もしくは販売者以外の資格（ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手またはアドバイザーを含む。）、またはマスター・ファンドもしくはマスター・ポートフォリオのためのその他の商業上の資格において行為することがあり、マスター・ファンドおよびその投資主に不利益をもたらす可能性のある追加の潜在的利益相反が生じる場合がある。当該潜在的利益相反の一部の詳細は、別紙の ． に記載される。

また、別紙の ．は、マスター・ファンドの管理会社、その投資顧問会社およびゴールドマン・サックスが、マスター・ファンドにより、それと共に、またそのために実行される取引において有することのできる金銭的またはその他の利益に関連する可能性のある一定の利益相反および潜在的利益相反を記載する。それは、発生する可能性のあるすべての潜在的利益の完全な列挙または説明ではなく、それを意図するものではない。

管理会社、投資顧問会社およびゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反についての追加情報は、投資顧問会社のフォーム A D V に記載され、投資主となる予定の者は、投資証券を購入する前にかかるフォームに目を通すべきである。フォーム A D V パート 1 およびパート 2 の写しは S E C のウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手することができる。投資主は、マスター・ポートフォリオに投資を行ったことにより、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびかかる利益相反に直面した場合のマスター・ファンドの運営について同意したものとみなされる。

9.4 主要人物への依存

マスター・ファンドの投資プログラムの管理および指図を行うにあたり、投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスの特定の主要人物に大きく依拠する場合がある。規制その他の理由により、ゴールドマン・サックスの執行役その他の従業員に支払われる報酬額は減額される可能性があり、または就労ビザその他の許可に依拠する従業員は、かかるビザもしくは許可が取り消されるもしくは更新されないことがある。そのため、特定の主要人物（投資顧問会社の投資チームのメンバーを含む。）は、ゴールドマン・サックスを離れる可能性がある。かかる主要人物の離職またはかかる主要人物による一定の職務の遂行不能により、効果的にマスター・ファンドの投資プログラムを実行する投資顧問会社の能力が悪影響を受けることがあり、マスター・ファンドにも悪影響が及ぶ可能性がある。投資チームの編成の変更は、長期的に、また投資主に対して通知がなされずに行われることがある。

10．税務に関する開示

10.1 不確定な税務ポジション

投資主は、税法および税務規定が継続して変更されていること、および変更が遡及的に行われることもあることに留意しなければならない。さらに、特定の税務当局の税法および税務規定の解釈および適用が、明白でなく、一貫しておらず、不透明である場合がある。そのため、受益証券の申込みおよび買戻しが生じた時のマスター・ポートフォリオの純資産価額が、過去の実現または未実現利益に対するものを含めマスター・ポートフォリオの税金債務（遡及的に有効となり賦課される税金債務を含む。）を正確に反映していないことがある。さらに、受益証券の申込みおよび買戻しが生じた時のマスター・ポートフォリオの純資産価額が、最終的に支払うことのないまたは最終的に要請される金額より少額である税金債務に対する引当金（かかる税金債務の見積りを含む。）を反映していることもある。会計基準が変更されることもあり、マスター・ファンドに以前は引当を要請されていなかった潜在的な税金債務の引当金を求めるようになったり、最終的にマスター・ポートフォリオが当該税金債務の対象になるとは予想されない状況であることもある。

マスター・ファンドが、後に税金債務の引当金が発生するか、および／または以前は発生しなかった税金債務に関連して支払いを要求される場合、および／または投資対象（以前に実現した投資対象を含む。）がその評価に反映していなかった税金債務を生じる場合、かかる引当金または支払いによる金額は、通常、当該税金に関わる収益が生じたか、または取引が行われた時点よりも、かかる決定または支払いの時点のマスター・ポートフォリオの投資主間に配分される。さらに、後にマスター・ファンドが、税金債務の引当金が、当該税金に対する債務を上回っているまたは将来上回ると判断した場合、かかる決定から生じた利益は、通常、当該税金の発生に関連する収益が生じたか、または取引が行われた時点よりも、かかる決定時点のマスター・ポートフォリオの投資主間に配分され、それ以前に受益証券の買戻しを行った投資主

は、追加報酬を受領することではなく、買戻していない投資主は当該利益を得る。投資主は、上記決定または支払いにつき通知を受けない。

税金債務が発生していない期間にマスター・ポートフォリオに投資する投資主は、該当する投資の時点で債務が発生していた場合よりも高い純資産価額のマスター・ポートフォリオに投資することになり、同様に、税金債務が発生している期間にマスター・ポートフォリオに投資する投資主は、該当する投資の時点ではかかる債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価額のマスター・ポートフォリオに投資することになる。一方、潜在的な税金債務が発生していない期間にマスター・ポートフォリオの投資証券の買戻しを行う投資主は、該当する買戻しの時点でかかる債務が発生していた場合よりも高い純資産価額のマスター・ポートフォリオから投資証券を買い戻すことになり、同様に、債務が発生している期間に投資証券の買戻しを行う投資主は、該当する買戻しの時点ではかかる債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価額のマスター・ポートフォリオから買い戻すことになる。かかる場合、マスター・ポートフォリオは、当該税金の発生額がその後支払われなかった場合には不測の過少投資による影響があったとみなされることもある。

10.2 投資主に関する情報の開示

2014年6月30日以降に行われたマスター・ファンドおよび各マスター・ポートフォリオに対する米国源泉の利息または配当金（およびその他の類似の支払金）に関する一定の支払いおよび2016年12月31日以降に行われた米国源泉の利息または配当金を生じる可能性のある財産の売却またはその他の処分による総手取金に起因する一定の支払いには、各種報告要件が満たされない限り、30%の源泉徴収税が課される。特に、かかる報告要件は、とりわけ、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオがその投資主それぞれから一定の情報を入手し、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオが、アイルランド政府（もしくはアイルランド歳入庁）または米国内国歳入庁にかかる情報の一部を開示する。要求された情報を提供しなかった投資者は、2016年12月31日以降マスター・ファンドまたはマスター・ポートフォリオが行う買戻額または分配金の支払の全部または一部に関してかかる源泉徴収税が課されることになる場合がある。マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオがかかる源泉徴収税を課されないとの保証はない。こうした税金リスクならびにマスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオへの投資に付随するその他の一定の税金リスクについては、マスター・ファンドの目論見書に記載される。

さらに、マスター・ポートフォリオ、管理会社、投資顧問会社もしくはその関連会社および/またはマスター・ファンド、管理会社もしくは投資顧問会社のサービス・プロバイダーもしくは代理人は、（ ）開示当事者に対する管轄権を有するもしくは主張する特定の法域もしくはマスター・ポートフォリオが直接的もしくは間接的に投資を行う特定の法域の一もしくは複数の規制当局および/もしくは税務当局に対して、ならびに/または（ ）投資顧問会社、管理会社もしくはマスター・ファンドの一もしくは複数の取引相手方もしくはサービス・プロバイダーに対して、マスター・ポートフォリオおよび投資主に関する一定の情報（マスター・ポートフォリオが保有する投資対象ならびに投資主の氏名およびその実質的所有の割合を含むが、これらに限定されない。）の開示をその時々において要求されるか、またはそれらの単独の裁量によりかかる開示が望ましいと判断することがある。各投資主は、当初口座契約を締結することにより、当該投資主に関するかかる開示を承諾したものとされる。

10.3 E R I S Aに関わる考察

マスター・ファンドは、その資産がE R I S Aのタイトル、または1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）第4975条に服する「年金資産」とみなされないことを期待しているが、これが該当する場合となることの保証はない。マスター・ファンドの資産が「年金資産」とみなされる場合（つまり、マスター・ファンドのいずれかのクラスの持分利息の25%以上が、「年金投資家」により保有されている場合）、マスター・ファンドは、とりわ

け、マスター・ファンドのために行う投資につき、マスター・ファンドが、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社との取引、およびそれらを通じての取引を禁じられる可能性があることを含むがこれに限定されない活動を実行する能力につき一定の制限に服する可能性がある。さらに、かかる場合、マスター・ファンドは、年金投資家またはE R I S Aのタイトル、または歳入法第4975条の対象とならないその他の従業員年金につき、その他の投資者が当該時点でマスター・ファンドの持分の買戻しまたは譲渡が認められていないことに関わりなく、マスター・ファンドへの持分のすべてまたは一部を減額または終了するよう要請することができる。

10.4 税金に関する公表要件から生じる特別リスク

ドイツ

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、ドイツ税務透明性報告書に記載される。この場合、マスター・ファンドは、とりわけドイツ財務当局が、公表済み税務情報の正確性を確認するために、請求に応じて当該当局に書類を提出しなければならない。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。また、ドイツの税金が課される投資家は、ドイツの財政当局がマスター・ファンドの算定方法に同意せず、公表済の税務情報が誤っていると判断する事態が生じた場合、原則として、その後の修正は遡及効果を有せず、当該会計年度に限って効力を生じることに留意すべきである。したがって、当該年度に分配を受領するまたはみなし所得分配の帰属を受けるドイツの投資家は、かかる修正により有利または不利な影響を受ける可能性がある。

オーストリア

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、オーストリア税務透明性報告書に記載される。この場合、マスター・ファンドは、とりわけオーストリア財務当局が、公表済み税務情報の正確性を確認するために、請求に応じて当該当局に書類を提出しなければならない。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。さらに、0eKBのサイトに公表された税務情報は、12月15日までに同暦年内で訂正されることがあり、これによりオーストリア人投資家の預金から既に控除された源泉徴収税が自動的に訂正されることになる。各暦年の12月15日後の訂正は、自動的に処理されず、投資家は、誤った控除額を訂正するため、所得税納税証明書を出さなければならない。

スイス

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、スイス税務透明性報告書に記載される。この場合、マスター・ファンドは、とりわけスイス財務当局が、公表済み税務情報の正確性を確認するために、請求に応じて当該当局に書類を提出しなければならない。かかる数値の算定の基礎は解釈次第であるため、かかる財政当局がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。

イギリス

マスター・ファンドの裁量で、受益証券クラスは、イギリス税務報告書に記載される。イギリス税務報告の地位が特定の受益証券クラスについて必要な場合、マスター・ファンドは歳入関税庁に申請を行い、申請の処理のために必要な情報を歳入関税庁に提供しなければならない。受益証券クラスがイギリス税務報告地位を一度受理すると、マスター・ファンドは申告義務のある所得の計算書の作成を含む、関連する受益証券クラスに関する年次報告要件を遵守し、所定の期日より前に当該計算書を歳入関税庁に提出しなければならない。申告義務のある

所得の算定の基礎は、場合によっては解釈次第であるため、かかる歳入税関庁がマスター・ファンドの算定方法を承認するまたはこれに同意するとの保証はない。

10.5 外国税

マスター・ファンドは、アイルランド以外の国において、稼得利益およびマスター・ファンドの投資対象から生じたキャピタル・ゲインに対し税金（源泉徴収税を含む。）を課されることがある。マスター・ファンドは、アイルランドと他国の間の二重課税防止条約に基づくかかる外国税率の軽減による恩恵を受けることができない場合がある。したがって、マスター・ファンドは、特定の国において自らが負担した外国源泉徴収税について還付請求を行うことができないことがある。かかる状況が変わり、マスター・ファンドが外国税の還付を受けた場合、マスター・ファンドの純資産価額は改定されることなく、還付時の比率に応じてその時点で存在するマスター・ファンドの投資主に恩恵が配分される。

10.6 米国免税投資家

容認された課税米国人は、マスター・ファンドへの参加が規制されるか、またはマスター・ポートフォリオに投資することによりマスター・ポートフォリオがその時々において用いる種類の投資戦略を直接的もしくは間接的に実行することが規制される米国の連邦および州の法律、規則および規制に服することがある。免税投資家は、種類ごとに異なる法律、規則および規制に服することがあり、投資予定者は、マスター・ファンドへの投資の適切性および税効果について自己のアドバイザーに相談するよう強く奨励される。

（２）リスクに対する管理体制

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

米ドル・ポートフォリオは、デリバティブ取引を行っていない。また、米ドル・ポートフォリオは、信用リスクについて、U C I T S に係る E U 指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

* 上記リスクに対する管理体制は今後変更されることがある。

（３）リスクに関する参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資１口当たり純資産価格の推移



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



●グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

●上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

別紙の ．の「５．経費および費用」に記載されるとおりである。

（４）【その他の手数料等】

その他の費用

ポートフォリオは、ポートフォリオに発生した訴訟関連費用、またはファンドに発生した訴訟関連費用のうち、ポートフォリオの割合に比例した分について責任を負う。信託証書の規定に従い、ファンドは、一定の場合、ファンドによる、またはファンドのための訴訟に関して生じた支出および費用等を受託会社に補償する。管理会社は、ファンドもしくは当該ポートフォリオによる、またはファンドもしくは当該ポートフォリオのための訴訟に関して管理会社に生じた支出および費用を、ファンドもしくは当該ポートフォリオから回収する権限を有する。

ポートフォリオは、管理会社が負担する諸経費以外のすべての諸費用、またはファンドのすべての諸費用のうち、場合に応じて、いずれかの特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちそのポートフォリオの純資産総額の割合に比例した費用を支払う。ポートフォリオが支払う費用（またはその割合に比例した費用）には以下のものが含まれる。

(イ) 監査人および会計士の報酬

(ロ) 弁護士報酬

(ハ) 当該ポートフォリオ証券の販売代理人もしくは現地代理人（当該報酬および費用は通常の取引料率による。）または販売人に支払われる報酬および費用

(ニ) 関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ホ) 当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する通知書の作成、翻訳および配付のための費用

(ヘ) 他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(ト) 保管および譲渡のための費用

(チ) 受益者集会の費用

(リ) 保険料

(ヌ) 当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ル) 当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ファンドに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷または届出するための費用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配付費用

(ヲ) 当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

(ワ) 関連する地域における地方紙による通知の公告費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。

ポートフォリオは、当初募集の準備に際して生じた設定費用を支払うものとし、こうした費用は5年間または管理会社が定めるその他の期間にわたり償却される。さらに、当初設定されたポートフォリオより後に設定されるすべてのポートフォリオに対し、管理会社が決定する、当初設定費用の一部を割り当てることができる。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

2021年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

2020年9月30日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）アイルランド

管理会社は、受託会社が課税目的上アイルランドの居住者であることを前提として、ファンドおよび受益者の課税上の地位が以下に記されるとおりであるとの助言を得ている。

以下は、受益証券の購入、保有および処分に対する特定のアイルランドの税務上の影響についての概要である。本概要は、該当する可能性のあるアイルランドのすべての税務上の影響に関する包括的説明を意図するものではない。本概要は、受益証券の絶対的受益者である者のポジションのみに関するものであり、他の特定のクラスの者には適用されない可能性がある。

本概要は、本文書の日付において効力のあるアイルランド税法およびアイルランド歳入委員会（Irish Revenue Commissioners）の慣例に基づくものである（また、将来のまたは遡及的変更の影響を受ける。）。受益証券への投資を予定している者は、受益証券の購入、保有および処分に対するアイルランドまたはその他の税務上の影響について自身のアドバイザーに相談すべきである。

ファンドへの課税

ファンドは、自らがアイルランドの課税居住者となり、その他の法域の課税居住者とならないように、その業務を行うことを意図している。ファンドがアイルランドの課税居住者であるとの前提に基づき、ファンドはアイルランドの税務上、投資信託としての資格を有しており、従って、その収益または利益に対してアイルランドの租税は免除される。

後述の通り、受益証券がアイルランドの非居住者である受益者により保有される場合（およびその他ある一定の状況における場合）、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に対してアイルランドの所得税に関する報告を行う義務を負う。なお、「居住者」および「通常居住者」の用語の説明は、本項の末尾に記載する。

非アイルランド受益者への課税

受益者が、アイルランドの税務上アイルランドに居住（または通常居住）していない場合、ファンドは、受益者の非居住状態を確認する当初買付契約書に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しない。アイルランドの居住者（または通常居住者）ではない投資者のために受益証券を保有する仲介者が当該申告書を提出することができるが、当該仲介者の知る限り当該投資者がアイルランドの居住者（または通常居住者）ではないということを条件とする。「仲介者」の用語の説明は本項の末尾に記載する。

ファンドがかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記を参照のこと。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収する。受益者の申告が誤りであると合理的に示唆する情報を有している場合であっても、ファンドは、アイルランドの租税を徴収する。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しない。ただし、受益者が会社であり、アイルランドの支店を通じて受益証券を保有している場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではない。受益者がアイルランドの課税居住者になった場合、ファンドはそのことを通知されなければならない。

原則として、アイルランドの課税居住者でない受益者は、自己の受益証券に関して他のアイルランドの納税義務を有しない。しかし、受益者が自己の受益証券をアイルランドの支店または代理人を通じて保有している会社である場合、受益者は、当該受益証券に関して生じた収益および利益に関してアイルランド法人税を（自己査定に基づき）納税する義務を負う場合がある。

免税アイルランド受益者への課税

アイルランドの税務上、受益者がアイルランドの居住者（または通常居住者）であり、アイルランドの租税統合法（以下「租税統合法」という。）第739条D(6)に記載される分類に含まれる場合、ファンドは、受益者の免税状態を確認する当初買付契約書に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しない。

租税統合法第739条D(6)に記載される分類は、以下の通り要約される。

- 1．（租税統合法第774条、784条、785条に定める）年金基金
- 2．（租税統合法第706条に定める）生命保険事業を営む会社
- 3．（租税統合法第739条Bに定める）投資信託
- 4．（租税統合法第739条Jに定める）投資リミテッド・パートナーシップ
- 5．（租税統合法第737条に定める）特別投資信託
- 6．（租税統合法第731条(5)(a)の適用を受ける）無認可のユニット・トラスト
- 7．（租税統合法第739条D(6)(f)(i)に定める）慈善事業
- 8．（租税統合法第734条(1)に定める）適格管理会社
- 9．（租税統合法第734条(1)に定める）特定会社
- 10．（租税統合法第739条D(6)(h)に定める）適格ファンドおよび貯蓄マネジャー
- 11．（租税統合法第739条D(6)(i)に定める）個人退職貯蓄口座（P R S A）の管理事務会社
- 12．（1997年信用組合法第2条に定める）アイルランドの信用組合
- 13．国家資産管理庁
- 14．国家財務管理局もしくは財務大臣が単独で実質的に所有するファンド投資ピークル（2014年
国家財務管理局（改正）法第37条に定める。）または国家財務管理局を通じて行為するア
イルランド
- 15．（租税統合法第110条に定める）適格会社
- 16．ファンドにアイルランドの租税の徴収または報告を義務づけることなく、ファンドの受益証
券を保有することを（統合租税法に基づき、またはアイルランド内国歳入庁の特別優遇措置
により）許可されているアイルランドの居住者

免税資格を申請するアイルランド居住受益者は、受益証券に関連してアイルランドの租税額を自己査定に基づき報告する義務を負う。

ファンドが、受益者についてかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記を参照のこと。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収する。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しない。ただし、受益者がアイルランドの法人税の対象となる会社である場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではない。

その他のアイルランド受益者に対する課税

受益者がアイルランドの税務上、アイルランドの居住者（または通常居住者）であり、「免税」受益者（上記を参照のこと。）でない場合、ファンドは、分配、買戻し、譲渡および下記に記載の「8年目事由」に対するアイルランドの租税を徴収する。

ファンドによる分配

ファンドが非免税アイルランド居住受益者に対して分配金を支払う場合、ファンドは、分配金からアイルランドの税金を徴収する。アイルランドの徴収される租税は以下の通りである。

- 1．25%の適用を適切に申告している法人である受益者に対して分配金が支払われる場合、分配金の25%
- 2．その他の場合、分配金の41%

ファンドは、かかる税金をアイルランド内国歳入庁に支払う。

原則として、受益者は分配金に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはない。ただし、受益者が、分配金が取引の受取金である会社である場合、分配金総額は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができる。

受益証券の買戻しおよび譲渡

ファンドが非免税アイルランド居住受益者の保有する受益証券を買い戻す場合、ファンドは受益者に支払う買戻代金からアイルランドの租税を徴収する。

同様に、当該アイルランド居住受益者が受益証券に対する権利を（販売またはその他の方法により）譲渡した場合、ファンドはかかる譲渡に関してアイルランドの租税を報告する。徴収され

る、または報告を行うアイルランドの租税は、買い戻された、または譲渡された受益証券につき受益者に生じる利益（もしあれば）に従って計算され、以下に相当する。

- 1．受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる利益の25%
- 2．その他の場合、かかる利益の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払う。受益証券の譲渡の場合、かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができる。これにより新たなアイルランドの租税が課される場合がある。

原則として、受益者は受益証券の買戻しまたは譲渡に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはない。ただし、受益者が、買戻しまたは譲渡の支払が取引の受取金である会社である場合、受益証券取得にかかる費用を差し引いた総支払額（徴収されたアイルランドの租税を含む。）は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができる。また、受益証券がユーロ建てでない場合、受益者は（自己査定に基づき）、受益証券の譲渡により生じる為替収益についてアイルランドのキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負うことがある。

「8年目」事由

非免税アイルランド居住受益者が、取得から8年以内に受益証券を処分しない場合、受益者はアイルランドの税務上、受益証券の取得から8年目の時点（およびその後8年毎に）で受益証券を処分したものとみなされる。かかるみなし処分において、ファンドは、かかる8年の期間中に生じた受益証券の価格の上昇（もしあれば）について報告する。かかる報告されるアイルランドの税金は以下に相当する。

- 1．受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる価格の上昇の25%
- 2．その他の場合、かかる価格の上昇の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払う。かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができる。

ただし、非免税アイルランド居住者の保有する当該ポートフォリオの受益証券が（価格ベースで）10%を下回る場合、ファンドは、かかるみなし処分によるアイルランドの租税を報告しないことを選択することができる。この場合、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に、かかる10%の要件が満たされているにつき毎年確認し、アイルランド内国歳入庁に非免税アイルランド居住受益者の詳細（その受益証券の価格およびアイルランドの税務参照番号を含む。）を提出し、ファンドがかかる免除の申請を選択したことを非免税アイルランド居住受益者に通知しなければならない。

ファンドにより免除が申請される場合、非免税アイルランド居住受益者は自己査定に基づき、8年後（およびその後8年毎に）ファンドが支払うべきアイルランドの租税をアイルランド内国歳入庁に支払わなければならない。

8年の期間中に上昇した受益証券の価値に関して支払われるアイルランドの租税は、かかる受益証券に関連して別途将来支払われるアイルランドの租税に関して比例的に相殺され、超過額については受益証券の最終処分の際に還付を受けることができる。

受益証券の交換

受益者が、ポートフォリオの他の受益証券またはファンドの他のファンドの受益証券を独立当事者間における取引条件により交換する場合であって、受益者に対する支払が伴わない場合、ファンドはかかる交換に関してアイルランドの租税を徴収しない。

印紙税

受益証券の発行、譲渡または買戻しに対するアイルランドの印紙税（またはその他のアイルランドの譲渡税）の適用はない。受益者がファンドから資産の分配金を正貨で受け取る場合、アイルランドの印紙税が賦課されることがある。

贈与税および相続税

アイルランドの資産取得税（税率30％）は、アイルランドに所在する資産に対して、あるいは、贈与または相続を行った者がアイルランドの居住者または通常居住者である、もしくは贈与または相続を受け取る者がアイルランドの居住者でまたは通常居住者である場合、適用される。

受益証券がアイルランド籍のファンドにより発行されている場合、かかる受益証券は、アイルランドに所在する資産として取扱われる。ただし、受益証券の贈与または相続は下記の場合、アイルランドの贈与税および相続税が免除される。

- （ ）受益証券がかかる贈与日または相続日、および「評価日」（アイルランドの資産取得税の目的上定義される。）において、贈与または相続財産に含まれている場合
- （ ）処分日において、かかる贈与を行いまたは相続が行われた受益者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合
- （ ）贈与日、または相続日において、受贈者または相続者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合

用語の意味

法人における「居住者」の意味

アイルランド内に管理および監督の中核組織を有する法人は、当社がどこで設立されたかに関係なく、アイルランドの課税居住者である。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有さないが、2015年1月1日以降にアイルランド内で設立された法人は、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者ではないとみなされる場合を除き、アイルランドの課税居住者である。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有さないが、2015年1月1日以前にアイルランド内で設立された法人は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者である。

- (a) かかる法人（または関連会社）が、アイルランド内で取引を行っており、かつ、かかる法人が、EU加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結している国の居住者に最終的に支配されているか、あるいは、かかる法人（または関連会社）が、EUまたは租税条約国の公認の証券取引所に上場している法人である場合
- (b) かかる法人が、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づき、アイルランドの居住者ではないとみなされる場合

また、2015年1月1日以前にアイルランド内で設立された法人は、（ ）当該法人がアイルランドとの二重課税防止条約が有効である領域（以下「関連領域」という。）において管理および監督され、かかる管理および監督がアイルランドで実行された場合には、当該法人をアイルランドの課税居住者にするために十分である場合、また（ ）当該法人が当該関連領域で統合された場合にその法律に基づき当該関連領域の課税居住者であった場合、また（ ）当該法人がいずれかの領域の法律により税務上の目的で当該領域の居住者であると別段みなされない場合、アイルランドの居住者とみなされる。

個人における「居住者」の意味

個人は、以下の場合、一暦年度について、アイルランドの課税居住者とみなされる。

- (a) 当該暦年度にアイルランドに183日以上滞在した場合
- (b) 当該暦年度にアイルランドに滞在した日数とその前年度にアイルランドに滞在した日数の合計が280日に達する場合。個人が、一暦年度に、アイルランドに30日以下しか滞在しなかった場合、かかる2年基準の適用上計算に入れない。

個人が自ら当該日のいずれかの時間に滞在している場合、かかる個人は当該日にアイルランドに滞在しているとみなされる。

個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語（「居住者」とは異なる。）は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味する。

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となる。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2019年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2022年の課税年度終了時までには通常居住者のままである。

「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいう。

- (a) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払を受領する等の取引を遂行し、または、
- (b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

OECDの共通報告基準

欧州連合理事会は、先頃、課税分野における行政上の協力に関するEU通達2011/16/EUを改正するEU通達2014/107/EUを採用した。かかる2014年通達は、経済協力開発機構の提案する「共通報告基準」と呼ばれる制度の採用を定め、2016年1月1日現在の欧州連合内での自動的な情報交換について記載する。かかる措置に基づき、ファンドは、受益者に関する情報（受益者の身元および居住地ならびに受益者が受益証券に関して受領する所得、売却益または買戻益を含む。）を報告しなければならない場合がある。かかる情報は、OECDの共通報告基準を実施する他のEU加盟国および法域の税務当局の間で共有される可能性がある。

各受益者は、アイルランドが共通報告基準を実施したことを認識すべきである。受益者（個人の識別名を含む。）およびファンドへの投資（勘定残高、所得、利益および収益に関する情報を含む。）に関する一定の情報は、ファンドによってアイルランドの税務当局に毎年報告される可能性があり、管理会社は、受益者が課税居住者である共通報告基準を採用および実施する法域の税務当局と当該情報を交換する。

外国口座税務コンプライアンス法

通常外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）と呼ばれる米国の源泉徴収規定に従い、ファンドおよびポートフォリオが様々な報告要件を遵守する場合を除いて、外国金融機関その他の外国組織に対して行われる米国源泉の一定または確定可能な年次または定期的な所得に関する特定の支払、米国源泉の利息または配当を発生させる可能性のある財産の売却その他の処分からの手取金総額に帰属する2018年12月31日以降に行われる特定の支払、および外国金融機関により2018年12月31日以降に行われる特定の支払（またはその一部）には、30%の源泉徴収税が賦課される。米国はアイルランド政府との間でアイルランド金融機関によるFATCAの実施に関する政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）を締結した。各ポートフォリオは、この目的において「外国金融機関」として扱われる予定である。外国金融機関としておよびFATCAを遵守するため、ファンドは、数ある要件の中でもとりわけ（ ）「特定米国人」（すなわち、免税事業体および他の特定の者以外の課税対象となる米国人）である受益者または特定の場における特定米国人に保有されている受益者（以下「米国人所有外国事業体」という。）を判断するためにそのすべての受益者に関する情報を取得および検証する必要、ならびに（ ）アイルランド政府または米国内国歳入庁に対し、FATCAを遵守していないその受益者、特定米国人および米国人所有外国事業体に関する情報を毎年報告する必要がある。各ポートフォリオについて30%の源泉徴収税が免除されるという保証はない。

各受益者は、ポートフォリオに投資することにより、条約の規定、政府間協定の規定またはその他の直接もしくは間接的なポートフォリオによる規定に従って当該受益者が税務上の居住地としている法域の税務当局に対して当該受益者に関する情報が提供されることがあることを認識すべきである。

税務申告

受益者は、「概要—受益者に対する報告」に記載される一定の財務情報を受領し、必要な税務申告書の作成に当該情報を使用することができる。各受益者が税務申告書を提出する義務を負う特定の法域によっては、当該受益者に提供される情報が、当該受益者がその税務申告義務を遵守するためには不適時または不十分である可能性がある。各受益者は、自身の所得税申告書を作成

および提出する責任を負い、受益者は、自身の所得税申告書の提出日の延長を求めなければならない。

他の法域：受益者に対する課税

受益者は、ポートフォリオの持分への投資により、他の法域（自身が居住する法域以外の法域を含む。）において課税対象となる可能性がある。課税居住者である法域における受益者の課税上の取扱いは、当該法域の法律に全面的に依拠し、法域毎に大きく異なる可能性がある。受益者は、課税居住者である法域の特別な税務、報告およびその他制度（潜在的な重大な不利な税効果を含む。）の対象となる可能性がある。例えば、一定の法域の留意事項には、とりわけ、（ ）ポートフォリオが設立および運営される方法および／または法域が、受益者のポートフォリオに対する持分の基礎価額および当該価額について控除を受ける受益者の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があること、（ ）受益者のポートフォリオに対する持分から生じる所得の全部または一部が、ポートフォリオ資産への直接投資に適用される比率に比べて不利な税率の課税対象となる可能性があること、（ ）ポートフォリオ資産への直接投資によって源泉徴収税の控除を求めることができる一方で、受益者がポートフォリオにより負担されるかかる源泉徴収税の控除を求めることができない可能性があること、（ ）ポートフォリオへの投資によって、受益者が課税居住者である法域において、自身がポートフォリオから受領した現金を大幅に上回る課税所得（ポートフォリオから生じる受益者の実際の経済収益を上回る金額である可能性があり、発生主義の課税に起因するものを含むが、これに限られない。）を認める可能性があること、（ ）課税居住者である法域においてポートフォリオの控除または損失に対する受益者負担の使用が制限される可能性があること、（ ）ポートフォリオの持分への投資に関して、受益者が課税居住者である法域において特別な申告要件がある可能性があること、また（ ）受益者に提供された情報が、受益者が課税居住者である法域において必要な税務申告書を提出するためには不適時または不十分である可能性があることが含まれる可能性がある。従って、各潜在的受益者は、潜在的受益者がその課税居住者である法域におけるサービスを利用するために、税務上の影響に関して自らの税務顧問に相談することを強く勧められる。

他の法域：ポートフォリオに対する課税

ポートフォリオが実現する利益および収益は、それが居住する法域および投資する法域において、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、印紙税およびその他税金が課せられる可能性がある。配当、利息およびキャピタル・ゲインに対する課税は、国によって異なり、相当高い場合がある。さらに、一定の国では、税法および課税手続が明確に定義されておらず、当該法律が遡求課税を認めている可能性があるため、ポートフォリオは、投資活動を行うかまたはその資産の評価を行う際に合理的に予期しなかった現地の税金債務を将来課される可能性がある。概してポートフォリオはこれらの税金を削減する可能性のある条約の恩恵を受けない。ポートフォリオが支払う税金の税率は予測できない。

ゴールドマン・サックスは、法律上、税務上または会計上の助言を行わない。ゴールドマン・サックスの顧客は、その特別な状況に基づいて、独立した税務上の助言を受けるべきである。

マスター・ファンドへの投資に関連するファンドの課税上の取扱い

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの英文目論見書において、マスター・ファンドがアイルランドの税務上の居住者となり、他のいずれかの法域の税務上の居住者とならないよう、業務を行なう意向であることを記載している。マスター・ファンドは、このように業務を行なうことを条件として、アイルランドの課税目的上、「投資信託」としての資格を有するものとし、その結果、その収益および利益に関しアイルランドの税金を免除されるものとする。

上記を前提として、マスター・ファンドは、自身の受益証券が非免税アイルランド居住受益者によって保有されている場合（およびその他の、特定の場合）、アイルランド歳入委員会に対しアイルランドの所得税を申告する義務がある。ただし、ファンドは、アイルランドの課税目的上、アイルランドの居住者であり、かつTCAの第739条Bの意味の範囲内において投資信託であ

るため、ファンドは、マスター・ファンドの免税アイルランド居住受益者としての資格を得るものとし、よって、マスター・ファンドは、ファンドが免税対象者であることを確認する申告書を受け取った場合、ファンドが保有するマスター・ファンドの受益証券に関し、アイルランドの税金を差し引かないことが予想される。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2021年 4 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資法人 （ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド）	アイルランド	378,136,485	100.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）		- 70,427	- 0.02
合計（純資産総額）		378,066,059 （41,183百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年 4 月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	数量 (口数)	取得原価 (ドル)		時価 (ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド	アイルランド	外国投資法人	378,136,485	1.00	378,136,485	1.00	378,136,485	100.02

【投資不動産物件】

該当事項なし (2021年 4 月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし (2021年 4 月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2020年5月末日から2021年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第13会計年度末 (2011年12月末日)	700,068	76,258	0.01	1.0893
第14会計年度末 (2012年12月末日)	729,318	79,445	0.01	1.0893
第15会計年度末 (2013年12月末日)	650,960	70,909	0.01	1.0893
第16会計年度末 (2014年12月末日)	543,857	59,242	0.01	1.0893
第17会計年度末 (2015年12月末日)	322,140	35,091	0.01	1.0893
第18会計年度末 (2016年12月末日)	417,715	45,502	0.01	1.0893
第19会計年度末 (2017年12月末日)	478,876	52,164	0.01	1.0893
第20会計年度末 (2018年12月末日)	454,841	49,546	0.01	1.0893
第21会計年度末 (2019年12月末日)	393,779	42,894	0.01	1.0893
第22会計年度末 (2020年12月末日)	378,639	41,245	0.01	1.0893
2020年5月末日	387,828	42,246	0.01	1.0893
6月末日	406,325	44,261	0.01	1.0893
7月末日	402,952	43,894	0.01	1.0893
8月末日	400,336	43,609	0.01	1.0893
9月末日	388,669	42,338	0.01	1.0893
10月末日	389,317	42,408	0.01	1.0893
11月末日	384,674	41,903	0.01	1.0893
12月末日	378,639	41,245	0.01	1.0893
2021年1月末日	384,836	41,920	0.01	1.0893
2月末日	386,805	42,135	0.01	1.0893
3月末日	387,689	42,231	0.01	1.0893
4月末日	378,066	41,183	0.01	1.0893

【分配の推移】

会計年度	分配金（注）
第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000109円)
第14会計年度 (2012年1月1日 - 2012年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000109円)
第15会計年度 (2013年1月1日 - 2013年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000109円)
第16会計年度 (2014年1月1日 - 2014年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000109円)
第17会計年度 (2015年1月1日 - 2015年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000109円)
第18会計年度 (2016年1月1日 - 2016年12月31日)	1口当たり0.000018米ドル(0.001961円)
第19会計年度 (2017年1月1日 - 2017年12月31日)	1口当たり0.000073米ドル(0.007952円)
第20会計年度 (2018年1月1日 - 2018年12月31日)	1口当たり0.000139米ドル(0.015141円)
第21会計年度 (2019年1月1日 - 2019年12月31日)	1口当たり0.000172米ドル(0.018736円)
第22会計年度 (2020年1月1日 - 2020年12月31日)	1口当たり0.000024米ドル(0.002614円)

（注）分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額である。

【収益率の推移】

	収益率（注）
第13会計年度 （2011年1月1日 - 2011年12月31日）	0.01%
第14会計年度 （2012年1月1日 - 2012年12月31日）	0.01%
第15会計年度 （2013年1月1日 - 2013年12月31日）	0.01%
第16会計年度 （2014年1月1日 - 2014年12月31日）	0.01%
第17会計年度 （2015年1月1日 - 2015年12月31日）	0.01%
第18会計年度 （2016年1月1日 - 2016年12月31日）	0.18%
第19会計年度 （2017年1月1日 - 2017年12月31日）	0.73%
第20会計年度 （2018年1月1日 - 2018年12月31日）	1.39%
第21会計年度 （2019年1月1日 - 2019年12月31日）	1.72%
第22会計年度 （2020年1月1日 - 2020年12月31日）	0.24%

（注）ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間中における合計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の期間末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日)	23,010,473,517 (23,010,473,517)	23,825,547,784 (23,825,547,784)	70,006,753,326 (70,006,753,326)
第14会計年度 (2012年1月1日 - 2012年12月31日)	19,544,365,998 (19,544,365,998)	16,619,330,187 (16,619,330,187)	72,931,789,137 (72,931,789,137)
第15会計年度 (2013年1月1日 - 2013年12月31日)	29,616,936,214 (29,616,936,214)	37,452,682,018 (37,452,682,018)	65,096,043,333 (65,096,043,333)
第16会計年度 (2014年1月1日 - 2014年12月31日)	25,327,731,586 (25,327,731,586)	36,038,052,718 (36,038,052,718)	54,385,722,201 (54,385,722,201)
第17会計年度 (2015年1月1日 - 2015年12月31日)	32,689,395,308 (32,689,395,308)	54,861,104,388 (54,861,104,388)	32,214,013,121 (32,214,013,121)
第18会計年度 (2016年1月1日 - 2016年12月31日)	38,118,395,809 (38,118,395,809)	28,560,924,634 (28,560,924,634)	41,771,484,296 (41,771,484,296)
第19会計年度 (2017年1月1日 - 2017年12月31日)	21,101,112,501 (21,101,112,501)	14,984,981,565 (14,984,981,565)	47,887,615,232 (47,887,615,232)
第20会計年度 (2018年1月1日 - 2018年12月31日)	23,247,506,828 (23,247,506,828)	25,651,021,320 (25,651,021,320)	45,484,100,740 (45,484,100,740)
第21会計年度 (2019年1月1日 - 2019年12月31日)	53,933,160,782 (53,933,160,782)	60,039,359,163 (60,039,359,163)	39,377,902,359 (39,377,902,359)
第22会計年度 (2020年1月1日 - 2020年12月31日)	62,722,273,816 (62,722,273,816)	64,236,285,081 (64,236,285,081)	37,863,891,094 (37,863,891,094)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄（2021年4月末日現在）

銘柄名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
国名	アイルランド
種類	外国投資法人
投資比率(%)	100.02

実質的な上位10銘柄（2021年4月末日現在）

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2021年5月25日	13.94
2	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2021年6月3日	8.09
3	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2021年5月18日	7.10
4	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2021年7月8日	5.05
5	BNP PARIBAS, S.A. RP	買戻条件付取引	0.01	2021年5月3日	3.86
6	BNP PARIBAS, S.A. RP	買戻条件付取引	0.02	2021年5月20日	3.75
7	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2021年5月27日	3.62
8	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2021年6月1日	3.42
9	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2021年5月13日	3.21
10	US TREASURY FRN	政府発行債	0.24	2021年7月31日	3.21

●上記は、US\$マスター・ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移（1口当たり、税引前）

会計年度	分配金(米ドル)
第13会計年度(2011年1月1日-2011年12月31日)	0.000001
第14会計年度(2012年1月1日-2012年12月31日)	0.000001
第15会計年度(2013年1月1日-2013年12月31日)	0.000001
第16会計年度(2014年1月1日-2014年12月31日)	0.000001
第17会計年度(2015年1月1日-2015年12月31日)	0.000001
第18会計年度(2016年1月1日-2016年12月31日)	0.000018
第19会計年度(2017年1月1日-2017年12月31日)	0.000073
第20会計年度(2018年1月1日-2018年12月31日)	0.000139
第21会計年度(2019年1月1日-2019年12月31日)	0.000172
第22会計年度(2020年1月1日-2020年12月31日)	0.000024
直近1年累計(2021年4月末日まで)	0.000001
設定来累計(2021年4月末日まで)	0.003272

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。
- 設定来累計は、四捨五入のため各会計年度の分配金の合計と一致しない場合があります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売

買付は、投資者が関連ある主要投資家情報文書を受領した場合のみに受諾される。

当初募集終了後、ポートフォリオについて、各取引日にポートフォリオの受益証券を購入するため、当初買付契約書が締結されることがある。受益証券は1口当たりの純資産価格で発行される。

ポートフォリオの受益証券の当初最低申込額は、別紙の ．に記載されるとおりである。

かかる最低額は、管理会社または販売契約に従い特定の受益証券について販売業務を提供する組織（以下「副販売会社」という。）の裁量により、全般的に、またはある場合のみ、増減されるかまたは放棄されることがある。

当初申込手続

ポートフォリオの受益証券の申込みは、管理会社、副販売会社または日本における販売会社から入手できる当初買付契約を使用した申込書により行わなければならない。申込人は、当該当初買付契約に記載される指示に従い、当該ポートフォリオの受益証券を申込まなければならない。適式に完成された当初買付契約は、同買付契約に記載された指示に従い、管理会社、副販売会社または日本における販売会社（さらには登録・名義書換事務代行会社）に送付され、当初申込終了前に受領しなければならない。

管理会社、副販売会社または日本における販売会社は、記入済みの当初買付契約を受け取らない限り、また、受け取るまでは当初募集期間における申込人に対するポートフォリオの受益証券の割当および発行について検討する義務を負わないものとし、また、以下に明記されている日時または各ポートフォリオに適用される本書の別紙の ．に記載されている日時までにかかる当初買付契約に関する申込金の決済について検討する義務を負わないものとする。申込金は、当初募集期間の終了日の翌取引日に、または管理会社が決定するとおり、清算済み資金で受け取られなければならない。

1口当たり純資産価格が当該ポートフォリオの基準価格を下回る場合、申込みは、管理会社によって受理されないものとする。

継続的申込手続

当初募集期間以後は、買付申込みは、該当する取引日の12：00（正午）（ダブリン時間）までに（当初買付契約に記載されているアドレス／番号にファクシミリまたは電子媒体によって）受理されなければならない。かかる申込みは、記入済みの当初買付契約（または申込人が以前に当初買付契約に記入したことがある場合は、継続買付契約）を管理会社（その後の送付については、登録・名義書換事務代行会社）に送付することによって、または別途定められた方法によって行われなければならない。かかる時刻後に受け取られた申込書は、翌取引日に処理されるものとする。ただし、例外的な状況下では、管理会社の単独裁量により、日本における販売会社の同意を得て、かつ申込書が評価時点以前に受領されることを条件として、かかる時刻後に受け取られた申込書は、当該取引日に受理され得るものとする。

管理会社、副販売会社または日本における販売会社は、申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保する。拒絶された場合、申込金またはその残金は、関係する取引日後可及的速やかに、申込人の危険負担で、無利息で申込人に返還される。受益証券の割当および発行の通知書は、関係取引日以後に、可能な限り速やかに送付される。

受益証券の端数を表象する申込金は、申込人に返還されず、関係ポートフォリオの資産の一部として保持される。取引から48時間以内に、取引確認書が通常発行される。所有権は、当該ポートフォリオに関するファンドの登録簿への記載により証明され、ファックスによる所有権確認書が投資者に送付される。

受益者の登録情報および支払いに関する指示についての変更は、文書の原本の受領または電子媒体による指示によってのみ行われ得る。

決済の期限は、取引が行なわれた取引日の翌取引日とする。当該取引日に管理事務代行会社が支払金の全額を受領しない場合は、管理会社またはその代理人は、受益証券の一切の割当を取消す権利、および／または申込金の支払いの遅延または未払いにより管理会社または受託会社が被った金利およびその他の課徴金および費用を投資者に請求する権利を有するものとし、また、管理会社は、かかる費用を支払うためにかかる投資者の受益証券のすべてまたは一部を売却する権利を有するものとする。

一度提出された申込書は、適用法令に従って、取消し不能であるものとし、また、申込人に対し拘束力を生じるものとする。支払いは、該当するポートフォリオの受益証券の表示通貨で行われるものとする。

申込金および買戻金回収口座の運営

管理会社は、ファンドの名義でアンブレラ・レベルの回収口座（以下「アンブレラ型回収金口座」という。）を開設し、サブ・ファンド・レベルでかかる口座を開設していない。ファンドに支払う申込金ならびにファンドから支払われる買戻金および分配金は、関連するアンブレラ型回収金口座に支払われる。アンブレラ型回収金口座内の金銭（関連するファンドに関して受領する事前申込金を含む。）は、ファンドのサービス・プロバイダーのために2013年中央銀行（監督および施行）法（第48条(1)）2015年投資家資金規則によって提供される保護を受ける資格を有していない。

受益証券が発行されるまでおよび／または申込金がポートフォリオの名義の口座に支払われるまで、また買戻金または分配金が支払われるまで、アンブレラ型回収金口座内の当該金銭は、それらが帰属するポートフォリオの資産であり、関連する投資家は、ポートフォリオが支払うまたはポートフォリオに支払われる金額に関して、ポートフォリオの無担保債権者であり、受益者ではない。

ポートフォリオに帰属するすべての申込金（受益証券の発行の前に受領した申込金を含む。）およびポートフォリオから支払われるすべての買戻金、配当または現金分配金は、当該ファンドのアンブレラ型回収金口座を経由し、またそれを通じて管理される。アンブレラ型回収金口座に払い込まれた申込金は、ポートフォリオのために管理会社／受託会社の名義の口座に払い込まれる。買戻金および分配金（凍結された買戻金または分配金を含む。）は、支払期日（または、凍結された支払いの支払いが許可される場合にはその後の日）まで、関連するアンブレラ型回収金口座において保管され、その後関連するまたは買戻しを行う受益者に対して支払われる。

受託会社は、アンブレラ型回収金口座内の金銭の保管および管理ならびにアンブレラ型回収金口座の関連ある金銭が、ポートフォリオに帰属することを確認することについて責任を負う。

管理会社および受託会社は、アンブレラ型回収金口座に関する運営手続きに合意している。当該手続きは、ファンドの参加サブ・ファンド、アンブレラ型回収金口座から金銭を送付するために従うべき手続きおよび手順、日々の調整プロセス、および申込み金の支払いの遅延および／または時差のため他のポートフォリオに帰属する金銭のポートフォリオへの送金によりポートフォリオについて不足金が発生する場合に従うべき手続きを特定する。

申込金が投資家またはポートフォリオを特定するための十分な書類なくしてアンブレラ型回収金口座に支払われる場合、当該申込金は、関連する投資家に返還されるものとする。必要な完全かつ正確な書類を提出しないことについては、投資家がリスクを負担する。

マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリング防止のための対策により、申込人の身分に関する詳細な証明および申込金の源泉が要求される可能性がある。（ ）申込人が申込人の名義で保有している公認金融機関の口座から支払いを行なう場合、または（ ）申込みが公認仲介機関を通して行なわれる場合など、各申込みの状況により詳細な証明は要求されないこともある。かかる例外は、上記の金融機関または仲介機関がアイルランドによって同等のマネー・ロンダリング禁止規定を有するとみなされる国に存続している場合のみ適用される。

一例として、個人は、パスポートまたは公証人により適法に証明された身分証明書の写し、および公共料金の請求書もしくは銀行の報告書等のかかる者の住所の証明および生年月日の証明を提出することを要求される場合がある。法人の申込人の場合は、設立（および名称の変更）の証明書、基本定款および定款（またはこれらに相当するもの）、およびすべての取締役の氏名、役職、生年

月日および自宅の住所および会社の住所を記載した文書の認証ある写しを提出することを要求される場合がある。申込金の源泉を確認するために、管理事務代行会社の裁量により、追加の情報を要求される場合がある。

管理会社またはその代理人は、申込人の身元または申込金の源泉を確認するために必要であると考え情報を要求する権利を有するものとし、これにより生じた一切の遅延について責任を負わないものとする。申込人が、確認のために要求された一切の情報を提出しなかった場合、またはかかる提出が遅れた場合、管理会社またはその代理人は、申込書および申込金の受領を拒否することができる。

（ロ）日本における販売

日本においては、有価証券届出書、「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される期間中の取引日に、同書、「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。原則として、申込受付時間は、午後３時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。

販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。最低販売額または口数は、別紙の ．に記載される。

ファンド証券は、販売取扱会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されない。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を「外国証券取引口座約款」に基づき継続して保有することはできるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

「米国人」とは、英文目論見書別添４「米国人および非米国人の定義」に記載される者をいう。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、販売取扱会社から取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、基準通貨または円貨によるものとする（ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。）。基準通貨との換算は別段の定めのない限り当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料は請求されない。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産総額が１億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) ファンド証券の買戻し

(イ) 海外における買戻し

受益者は、関係ポートフォリオの取引日にその保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、1口当たりの純資産価格である。

買戻契約に基づく買戻請求書は、登録・名義書換事務代行会社の事務所に、買戻しが行われる取引日の12:00（正午）（ダブリン時間）までに（当初買付契約に記載されているアドレス／番号にファクシミリまたは電子媒体によって）送付されなければならない。請求書がいずれかの取引日の12:00（正午）（ダブリン時間）以降に受領された場合、かかる請求書は、翌取引日に処理されるものとする。ただし、例外的な状況では、管理会社の単独裁量により、かつ請求書が評価時点以前に受領されることを条件として、かかる時刻後に受け取られた請求書は、当該取引日に受理され得るものとする。

買戻された受益証券に関して宣言され、かつ発生したすべての分配金は、管理会社の裁量において、当該受益証券の売却による買戻代金とともに支払われることがある。分配金および買戻代金は、通常、買戻の実行される取引日の翌取引日に、当該ポートフォリオのクラス受益証券の表示通貨で、受益者の費用負担において、受益者の銀行口座への電信送金により支払われる。しかし、状況によっては、分配金および買戻代金は、正当に締結された買戻契約書の受領から3取引日目までに支払われることがある。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後は、管理事務代行会社、管理会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行についてそれ以上に責任を負うものではない。こうした業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

受益者は、管理会社から事前に書面で同意を得なければ、自己の買戻請求を撤回することはできない。例外的に、当該ポートフォリオの資産の評価が一時的に停止されている場合に、停止期間の終了前に管理会社が書面による届出を受領している場合は、撤回が有効となる。請求が上記のように撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の取引日に実行される。

管理会社は、一取引日に買戻されるポートフォリオの受益証券の口数を、発行済の当該ポートフォリオの受益証券の総口数の10%に限定することができる。このような場合、当該取引日に自己の受益証券の買戻しを希望するすべての関係受益者が当該受益証券について同様の比率の買戻しを受けよう、上記の制限は按分して適用され、また買い戻されなかったが、比率が限定されなければ買い戻されていたはずの受益証券は、翌取引日の買戻しのため繰り越される。繰り越された買戻請求は、それより後の請求と同等に処理される。買戻請求が上記のように繰り越される場合、登録・名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者にその旨を通知する。

受益者から記入済みの当初買付契約（マネー・ロンダリング防止手続に関する一切の文書を含む。）を受領し、かつマネー・ロンダリング防止手続が完了するまでは、受益者に対する買戻金の支払いは行なわれないものとする。

強制買戻し

信託証書に基づき、受益証券を購入または保有することができる対象者から除外されている受益者によって受益証券が保有されている場合、またはかかる受益証券の保有により、ポートフォリオまたはかかるポートフォリオの受益者全員が規制上、金銭上、法律上、税務上または重大な管理上の不利益を被ることになる場合、管理会社は、かかる受益証券をいつでも買い戻し、または譲渡を要求することができる。かかる買戻しは、いずれかの取引日において、かかる受益証券の買戻しが行なわれる当該取引日の1口当たり純資産価格に相当する価格で行なわれるものとする。

誤り、誤りの修正に関する方針および受益者に対する通知

管理会社は、修正が必要であるか、またはファンドもしくは受益者に対し補償を支払うべきかを決定するために、受託会社と協議の上、投資目的、投資方針もしくは投資制限の違反、ポートフォリオの純資産価額の計算の誤り、または申込みおよび買戻しの手続に関する誤りについて、検討するものとする。

管理会社は、単独の裁量により、同じ手続を再度行うことを含め、受益証券の申込みおよび買戻しの手続に影響を与える可能性のある誤りの修正を許可することができる。管理会社は、修正が行なわれる時期またはファンドもしくは受益者に対し補償が支払われる時期を限定もしくは制限する可能性のある、誤りに関する決議について、重大性の方針に従うものとする。また、適用法に合致する管理会社により承認される方針に従って、すべての誤りが補償可能になるとは限らない。よって、補償可能な誤りまたはその他の誤りが発生する可能性のある期間において、受益証券を購入または買い戻す受益者は、補償可能な誤りまたはその他の誤りの決議により補償されない可能性もある。

受益者は、誤りの修正のために、かかる受益者が保有する受益証券の口数、またはかかる受益証券が発行された際の純資産価額、またはかかる受益者に対し支払われた買戻金に調整が行われる必要がある場合を除き、誤りの発生または誤りに関する決議について、通知されない可能性がある。

投資顧問会社の誤りおよび誤りの修正方針に関する追加の情報は、投資顧問会社のフォームADVのパート2Aに記載される。投資顧問会社のフォームADVのパート2Aの写しは、米国証券取引委員会のウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）にて入手することができる。投資顧問会社は、その単独裁量により、いつでも、受益者に対して通知することなく、自身の誤りおよび誤りの修正方針に関する変更または補足を行なうことができる。

（ロ）日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。原則として、買戻請求の受付時間は、午後3時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ポートフォリオの取引日に管理会社に取次がれる。

買戻価格は、当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格である。

取引日に買戻しを請求した受益者は、発生済未払いの分配金をファンド証券の買戻代金とともに、またはファンド証券の買戻代金受領後に受領する。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款および累積投資約款に従い、販売取扱会社を通じて、円貨、または販売取扱会社が応じる場合には、関連ポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻代金の支払いは原則として買戻しを請求した取引日の翌取引日に行われる（ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。）。買戻しは1口を単位とする。買戻手数料は請求されない。ただし、日本における販売会社はこれと異なる最低買戻単位を定めることがある。日本における販売会社の買戻しの単位については、有価証券届出書、「第一部 証券情報、(8)申込取扱場所」の記載より、日本における販売会社に予め照会されたい。

(2) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止

管理会社は、受託会社の同意をもって、下記の全期間またはその一部期間について、ポートフォリオの1口当たり純資産価格の決定および受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

- （ ）ポートフォリオの資産の一部（最終評価において当該ポートフォリオの純資産総額の5%を超える価値を有するもの。）が上場、値付、取引または売買される公認取引所が停止されている期間（通常の週末および休日の停止を除く。）、またはこのような公認取引所の取引が制限されている期間。
- （ ）管理会社の判断により、当該ポートフォリオにとってその所有する資産の処分を適正に実行することが不可能となるか、またはこのような処分が受益者にとって大きく不利となるような事態が存在する期間。

- () 資産額の確定に通常使用される手段の故障が発生している期間、または他の何らかの理由により、資産額が合理的に確定できない期間。
- () 受益証券の買戻しを理由とする支払いを行う目的のために要求される資金を当該ポートフォリオから本国送金できない期間、または投資対象の換金もしくは取得または受益証券の買戻しを理由とする支払いにおける資金の振替えが、管理会社の判断によれば、通常の為替レートで実施できない期間。
- () あるポートフォリオが投資対象とする投資信託がその純資産総額の算定を停止するかまたはその受益証券の買戻しを停止する場合。

停止期間中には、受益証券は発行されず（当該ポートフォリオによりまたはこれを代理して申込が既に受領され、容認されている場合を除く。）また買戻されない。管理会社がその終了を宣言する時点で、いずれにせよ、当該停止の要因が解消し、かつ停止が認められるような他の条件が存在していない最初の取引日に、こうした停止は解消するものとする。管理会社の判断により、当該停止期間が14日を上回る可能性が高い場合は、こうした停止は、管理会社が決定する方法により公表される。こうした停止は、アイルランド中央銀行に対し直ちに通知される。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ポートフォリオの純資産総額は、当該ポートフォリオの基準通貨で表示され、各評価日の評価時点に、管理会社が、ポートフォリオの負債（管理会社が必要または適切とみなす引当金を含む。）を差し引いた後のその資産を算定することにより決定される。実現可能な範囲で、当該クラスまたはシリーズの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬、運用実績報酬（もしあれば）およびその他の報酬を含む。）が日々計上される。1口当たり純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産総額を発行済受益証券数で除し、算出額を当該ポートフォリオの基準通貨の最小単位に四捨五入して、各評価日に管理会社の委託先としての管理事務代行会社によって算定される。

資産には以下が含まれるものとする。

- (a) あらゆる有価証券、手元資金、貸付資金または預金（その経過利息を含む。）
 - (b) あらゆる手形、一覧払い約束手形、約束手形および売掛債権
 - (c) 利付証券（相場価格に含まれる利息を除く。）に係るすべての経過利息
 - (d) 管理会社が随時確定する前払い費用を含む、あらゆる種類および性質のその他一切の資産
- 特定の場合または一般的に管理会社が別に定めない限り、証券の時価が配当落ち、利落ちまたは他の支払金落ちの相場であり、当該配当、利息または他の支払いがファンドに支払われるべきであって、受領されていない場合は、当該配当、利息または他の支払いの金額も資産の決定上計算に入れられる。

ポートフォリオの資産額の算定において、

- () 現金、預金および類似の投資対象は、その額面価格に経過利息を加算し、評価されるものとする。
- () 投資信託の受益証券または投資証券は、当該投資信託によって公表される、入手可能な最新の1口当たりまたは1株当たりの純資産価格を基準として評価されるものとする。
- () 上記の評価基準に従って特定の投資対象の評価を行なうことが不可能な場合、もしくは不正確となる場合、またはかかる評価が証券の公正市場価額を示していない場合、管理会社（または管理会社の委託先である評価会社）は、かかる特定の金融商品の適正な評価額を得るために他の一般に認められた評価基準を採用する権利を有するものとする。ただし、かかる評価方法は、受託会社によって承認されたものでなければならないものとする。

ポートフォリオの純資産総額の算定においては、

- () 資産の買付または売却が合意済みであるが、当該買付または売却が終了していない場合、当該資産は算入され、または売却資産は除外されるものとし、場合に応じ除外された総買付

対価または算入された純売却対価については、当該買付または売却が適切に終結されたものとみなされる。

- () 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該ポートフォリオにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされ、当該ポートフォリオの資産には、当該受益証券につき受領される現金または他の資産が含まれるものとされる。
- () 受益証券の消却により、受益証券数が削減されることが管理会社から受託会社に対し通知されているが、当該消却が終了していない場合、当該ポートフォリオの資産については、当該消却をもって受益者に支払われる金額分が減額される。
- () 当該ポートフォリオにより回収可能な元本に対する実際または推定の税額が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 発生済みで受領されていない利息または配当、またはその他の収益が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 収益に対し課税された税金の払戻請求および二重課税免除請求にかかる総額（実額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない）が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 当該ポートフォリオの実現・未実現の収益の総額（実額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない）が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 当該ポートフォリオの実現・未実現の損失の総額（実額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない）が当該ポートフォリオの負債に加算される。

発行済受益証券数の算定においては、

- (a) 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該ポートフォリオにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされる。
- (b) 受益証券の消却により、受益証券数が削減されることが管理会社により受託会社に対し通知されているが、当該消却が評価時点以前に終了していない場合、消却される当該受益証券は発行済みとはみなされない。

ポートフォリオまたはポートフォリオ中のあるクラスの受益証券の純資産総額の算定に必要な管理報酬、運用実績報酬（もしあれば）およびその他の報酬を含む報酬ならびに負債に関するその他の情報は、別紙の「５．経費および費用」に記載される。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管される。日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書および取引残高報告書等が交付される。ただし、日本の受益者が自己の名義でファンド証券を登録する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

（３）【信託期間】

信託証書に定められる方法に従い解散されない限り、ファンドは無期限で存続する。

ただし、ファンドまたはポートフォリオは以下の場合、以下の事情の発生についての通知をもって解散されることがある。

（イ）管理会社による場合

- () 受益者またはかかるポートフォリオの受益者により、受益証券の買戻しを承認する特別決議が可決され、４週間以上６週間以内に通知がなされた場合
- () ポートフォリオの英文目論見書補遺に別段の規定がある場合を除き、受益証券の当初募集後いずれかの時点で、かかるポートフォリオの純資産総額が3,000万米ドルまたは外貨建ての相当額を下回った場合（ただし、受益者に対し４週間以上６週間以内の事前通知が当該期間の４週間以内になされることを条件とする。）

- () ファンドまたはかかるポートフォリオに対するアイルランド中央銀行の認可後1年を経過したいずれかの時点における場合（ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知がなされることを条件とする。）
- () ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合または管理会社がこの点についての法律意見を求めた上で、かかる資格を喪失する可能性が高いと判断した場合
- () ファンドもしくはポートフォリオの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
- () 管理会社が辞任の申し出をした後3ヶ月以内に、受託会社が信託証書の規定に基づき新任の管理会社を任命しなかった場合
- () その他英文目論見書補遺に記載されたポートフォリオの終了事由に該当する場合
- (口) 受託会社による場合
 - () 管理会社が清算手続（組織変更または合併を目的として行われる、受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合、または2014年会社法に基づき管財人が管理会社に任命されるか、類似の措置がいずれかの法域で発生した場合
 - () ファンドもしくはポートフォリオの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
 - () 受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6ヶ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づき新任の受託会社を任命しなかった場合

かかる受益証券の買戻しは、ファンドが解散されるまで、またはファンドが買戻しの実行を確実にするために十分な受益証券を発行するまで、延期される。ファンドは、公正かつ合理的と認められ、受託会社により承認される方法で、買戻しが延期される受益証券を選択することができるものとする。

解散の場合、またはポートフォリオの全受益証券が買戻される場合、（債権者に対する弁済後の）分配可能な資産は、ポートフォリオの保有受益証券の価格に応じ、受益者へ分配される。他のポートフォリオのいずれにも関係しないファンドの残余資産は、受益者への分配の直前のポートフォリオの純資産総額に応じてポートフォリオの間で分配され、また受益者の保有するポートフォリオ受益証券の価格に応じ、ポートフォリオの受益者の間で分配される。ファンド受益者の一般決議による認可をもって、ファンドは受益者に対し現金で分配を行うことができる。全受益証券が買戻され、ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、ファンドは、受益者の特別決議による許可をもって、受益者間の分配のために、こうしたファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができる。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年12月31日をもって終了する。

(5) 【その他】

(イ) ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

(ロ) 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ファンドがUCITSとしての認可を喪失させる目的以外の目的に資すると考える方法・範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、こうした訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはこうした訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

（八）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、30日以上前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、是正可能な本契約の重大な違反を犯したが、30日間是正されなかった場合など一定の場合には、他の当事者に対し書面による通知をすることにより、即時に解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

本契約の当事者は、相手方に対する書面による90日前の通知により、本契約をいつでも解除することができる。

本契約は、あらゆる事項に関し、アイルランド法に準拠し、解釈される。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することにより終了する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することで解約することができる。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

評価契約

本契約は、無期限に効力を有するものとする。

本契約は、いずれかの当事者が60暦日前に他の当事者に書面により通知することにより、いつでも解約することができる。

本契約は、英国法に準拠し、解釈される。

登録・名義書換事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、90日前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、解約することができるが、いずれかの当事者が、本契約の重大な規定の違反を犯した場合は30日前の書面による通知により、または、いずれかの当事者が債務超過に陥るか、登録・名義書換事務代行会社がアイルランド中央銀行により承認されなくなった場合は、即時に解約することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

（二）解散

前記「（3）信託期間」を参照のこと。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。こうした日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき、受益権を販売会社に代理行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

（イ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

（ロ）買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書および目論見書の規定に従って請求することができる。

(ハ) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(二) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる（米国外で開催される。）。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。挙手においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、各自一議決権を有する。投票においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、その保有する各受益証券につき一議決権を有する。各受益者は、各受益証券1口につき一議決権が付与されている。

（注）受益者の管理会社または受託会社に対する上記(イ)および(ハ)に関する請求権の時効期間は、一般的には、請求権の発生事由発生日から(イ)に関しては6年間、(ハ)に関しては12ヶ月間である。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されない。

異なるポートフォリオ受益証券の受益者の個々の権利と利益を考慮し、(a) 管理会社が、一つのポートフォリオの受益証券にのみ影響すると判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(b) 管理会社が、複数のポートフォリオの受益証券に影響するが、各々のポートフォリオの受益証券にかかる受益者間に利益相反を生じないと判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる単一受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(c) 管理会社が、複数のポートフォリオに影響し、各々のポートフォリオにかかる受益者間に利益相反を生じまたは生じうると判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる受益者による単一の受益者集会における可決に代えて、当該ポートフォリオにかかる受益者による個別の受益者集会において可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(d) 上記の受益者集会について、信託証書の別紙のすべての規定は、受益証券および受益者に関する言及をそれぞれ当該クラスまたは特定の受益証券および当該クラスまたは特定の暫時の受益者に関する言及であるものとして、準用される。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、方針変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(イ) 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

(ロ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

管理会社は、日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.93円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 財政状態計算書
 2020年12月31日現在

	注記	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c) , 6	378,779,413	41,260,441	393,623,251	42,877,381
未収収益	3 (b)	37,378	4,072	570,593	62,155
資産合計		<u>378,816,791</u>	<u>41,264,513</u>	<u>394,193,844</u>	<u>42,939,535</u>
負債					
未払分配金	10	151	16	25,204	2,745
未払管理会社報酬	7	3,215	350	6,662	726
未払投資顧問報酬	7	37,501	4,085	133,216	14,511
未払管理事務代行報酬	7	7,630	831	12,734	1,387
未払受託報酬	7	6,717	732	8,376	912
未払販売報酬	7	3,253	354	69,742	7,597
未払代行協会員報酬	7	19,345	2,107	20,393	2,221
未払名義書換事務代行報酬	7	36,212	3,945	49,616	5,405
未払監査報酬		15,970	1,740	17,035	1,856
未払弁護士報酬		9,876	1,076	20,208	2,201
未払印刷費		31,997	3,485	42,753	4,657
その他の負債		<u>6,013</u>	<u>655</u>	<u>8,881</u>	<u>967</u>
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		<u>177,880</u>	<u>19,376</u>	<u>414,820</u>	<u>45,186</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	8 , 9	<u>378,638,911</u>	<u>41,245,137</u>	<u>393,779,024</u>	<u>42,894,349</u>

管理会社の取締役会を代表して、

（署名）

取締役

（署名）

取締役

2021年4月14日

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 包括利益計算書
 2020年12月31日終了年度

	注記	2020年12月31日終了年度 米ドル	千円	2019年12月31日終了年度 米ドル	千円
収益					
受取配当金および受取利息	3 (b)	2,203,881	240,069	8,637,121	940,842
投資純収益		2,203,881	240,069	8,637,121	940,842
費用					
管理会社報酬	7	40,030	4,360	38,808	4,227
投資顧問報酬	7	800,678	87,218	775,883	84,517
管理事務代行報酬	7	30,473	3,319	30,380	3,309
受託報酬	7	20,053	2,184	19,998	2,178
販売報酬	7	800,678	87,218	775,882	84,517
代行協会員報酬	7	80,061	8,721	77,601	8,453
名義書換事務代行報酬	7	136,383	14,856	103,653	11,291
監査報酬		15,759	1,717	17,548	1,912
弁護士報酬		46,449	5,060	108,596	11,829
印刷費		22,374	2,437	50,479	5,499
その他の費用		11,520	1,255	8,741	952
費用合計		2,004,458	218,346	2,007,569	218,684
控除：投資顧問報酬 / 販売報酬放棄額	7	(812,907)	(88,550)	-	-
運用費用合計		1,191,551	129,796	2,007,569	218,684
運用利益		1,012,330	110,273	6,629,552	722,157
財務費用					
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(1,012,330)	(110,273)	(6,629,552)	(722,157)
財務費用合計		(1,012,330)	(110,273)	(6,629,552)	(722,157)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		-	-	-	-

利益および損失は継続投資活動からのみ発生した。本包括利益計算書において取り扱われているもの以外に、利益または損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
 2020年12月31日終了年度

	注記	2020年12月31日終了年度		2019年12月31日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		393,779,024	42,894,349	454,841,007	49,545,831
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	627,222,738	68,323,373	539,331,608	58,749,392
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(642,362,851)	(69,972,585)	(600,393,591)	(65,400,874)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		378,638,911	41,245,137	393,779,024	42,894,349

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
財務書類に対する注記
2020年12月31日終了年度

1．組織

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集団投資事業）（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき、ファンドを認可した。

ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド（以下「GSAMFSL」という。）を管理会社に任命している。管理会社が請け負い、権限を委任する機能については、重要な契約および関連当事者の注記を参照のこと。

ファンドは、信託証書に従って、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ダブリン支店（以下「受託会社」という。）をファンドの受託会社に任命している。

2020年12月31日現在、ファンドは1つのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・米ドルファンド（以下「ポートフォリオ」という。）を保有しており、このポートフォリオはその資産のすべてまたは実質的にすべてをゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・サブ・ファンド」という。）に投資している。

マスター・サブ・ファンドは、アイルランド法に基づき組成された有限責任のオープン・エンド型投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであり、かつ、UCITSとしてアイルランド中央銀行により認可されている。マスター・サブ・ファンドの年次報告書および監査済財務書類は、管理事務代行会社から入手することができる。

2．投資目的

ポートフォリオの投資目的は、インカムおよびキャピタル・ゲインから構成される高水準のトータル・リターンである。この目的を達成するために、ポートフォリオの各クラス受益証券発行受入金のすべてまたは実質的にすべてが、マスター・サブ・ファンドのXディストリビューション・クラス投資証券に投資される。

３．重要な会計方針

(a) 財務書類の作成基準

ファンドは、財務報告基準第102号（以下「F R S 第102号」という。）「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を適用している。

本財務書類はファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。管理会社の取締役は、この通貨がファンドの対象となる取引、事象および状況による経済的影響を最も正確に示すものとみなしている。

本財務書類の作成は、F R S 第102号、1990年ユニット・トラスト法で構成されるアイルランド制定法およびU C I T S 規則に従っている。本財務書類は、取締役がファンドは予測可能な将来にわたって事業活動を行う存在として継続可能と考えているため、継続企業の前提に基づき作成されている。

本財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記４を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な外観を提供する財務書類の作成において適用される会計基準であるF R S 第102号は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、純損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、F R S 第102号セクション３「財務諸表の表示」に含まれているものを適用しているため、管理会社は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの事業の性質をより適正に反映していると考えている。管理会社は、上記の点が変更された本財務書類は、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供していると考えている。

(b) 投資取引および関連投資収益ならびに運用費用

投資取引は取引日基準で計上される。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は当該投資の期間にわたり計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、当該投資の期間にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（もしあれば）控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

企業は、F R S 第102号に基づき、すべての金融商品の会計処理について、以下のいずれかを適用することが要求されている。（a）F R S 第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての要件、（b）欧州連合において使用が選択された国際会計基準（以下「I A S」という。）第39号「金融商品：認識および測定」（以下「I A S 第39号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件、（c）国際財務報告基準（以下「I F R S」という。）第9号「金融商品」（以下「I F R S 第9号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件。ファンドは、I A S 第39号の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件を適用することを選択している。

分類

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産もしくは金融負債は、売買目的保有に分類された、または純損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産もしくは金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集団投資スキームがある。

純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産には、未収金が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定しない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識している。金融資産および金融負債の購入および売却は取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、またはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

公正価値測定の原則

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は I A S 第39号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損損失（もしあれば）控除後の取得原価で計上される。純損益を通じて公正価値で測定する以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って算定される。

（ 1 ）集団投資スキームに対する持分

U C I T S 集団投資スキーム等のオープン・エンド型集団投資スキームへの投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、マスター・サブ・ファンドの評価方針に従いマスター・サブ・ファンドが提供する 1 口当たり純資産価格に基づいている。

（ 2 ）すべての有価証券

第三者の値付機関もしくはディーラーから時価が入手できない、または取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。評価者は管理会社によって任命される。2020年12月31日終了年度における評価者はゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価はゴールドマン・サックス・コントローラーズ・ディビジョン（以下「コントローラーズ」という。）によって実施された。

投資は、一般的に公正妥当と認められている会計原則に従い評価されており、公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に評価者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クロージング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣性項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益 / (損失) または未実現投資利益 / (損失) の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金宣言額は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供している。

F R S 第102号セクション22「負債および資本」に準拠して、かかる受益証券は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類されている。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券の買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 評価者が算定した評価額

2020年12月31日および2019年12月31日現在、公正価値を算定するために見積りおよび仮定が利用された資産はなかった。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法（改正済）第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランドの税金を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランドの税金を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払い、または受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡、受益証券の処分もしくは解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

- (a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、その旨の関連宣言書をファンドに提出した者、および
 - (b) 一定のアイルランドの税金の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提出した者
- 以下は、課金事象に含まれない。

- () アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済清算システムにおいて保有される受益証券に関する取引
- () ファンドの受益者への支払いが行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換
- () ファンドの適格な統合または再構築によって生じる、他のファンドとの受益証券の交換、または
- () 配偶者や元配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられる可能性があり、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が所在する国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

F R S 第102号セクション34の修正に従って、ファンドは、測定を行うにあたり使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである。

- レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における無調整の公表価格。
- レベル2 - 活発でない市場における公表価格、または重要なインプット（類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない）が直接的または間接的のいずれかにかかわらず観測可能な金融商品。公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定が含まれることがある。
- レベル3 - （公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定も含めた）重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、F R S 第102号に従って公正価値で測定する金融商品の内訳を示している。

2020年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	378,779,413	-	-	378,779,413
合計	378,779,413	-	-	378,779,413

2019年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	393,623,251	-	-	393,623,251
合計	393,623,251	-	-	393,623,251

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

注記1に要約されているとおり、ファンドはザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全所有間接子会社であるG S A M F S Lを管理会社に任命している。G S A M F S Lは、日次で計上され、通常は月次の後払いで支払われる年間管理報酬を受け取る資格を有している。当期において管理会社が稼得した金額は40,030米ドル（2019年12月31日：38,808米ドル）であった。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社はファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、日次で計上され、通常は月次の後払いで支払われる年間報酬を受け取る資格を有している。

当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2020年12月31日	2019年12月31日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	0.10%	0.20%

2020年12月31日および2019年12月31日終了年度における投資顧問報酬は、以下のとおりであった。

	2020年12月31日		2019年12月31日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	800,678米ドル	406,453米ドル	775,883米ドル	ゼロ米ドル

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資に関して、マスター・サブ・ファンドが負担することとなっている年間の報酬および費用の総額は、0.05%を上限としている。米ドル・クラスに関して支払うべき投資運用報酬はない。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびにマスター・サブ・ファンドの通常の運用および管理費用のポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額は、現在、自主的に限度が設けられており、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々のNAVの年率0.70%を上限としている。

投資顧問会社は、ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るという自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実際もしくはおおよその利回りを反映する手法でポートフォリオの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、パフォーマンスの保証または元本の保護とは解釈されない。ファンドの英文目論見書は、ポートフォリオの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書および財政状態計算書における投資顧問報酬／販売報酬放棄額は、費用の上限を設けた結果として放棄した金額、および／またはプラスの正味利回りを維持するために結果として放棄した金額により構成されている。

管理会社の取締役の報酬

バーバラ・ヒーリー氏、ピクトリア・パリー氏およびニック・フィリップス氏は社外取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。管理会社は、社外取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対して年間報酬を支払う。バーバラ・ヒーリー氏およびピクトリア・パリー氏は独立取締役である。

ヒューゴ・マクニール氏およびグレン・ソープ氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドまたは管理会社から報酬を受け取っていない。トム・フィッツジェラルド氏およびジャッキー・オコナー氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。管理会社は、トム・フィッツジェラルド氏およびジャッキー・オコナー氏に、その取締役としての業務および管理会社に雇用されていることに対して報酬を支払っている。

管理事務代行会社

管理会社は、B N Yメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）をファンドの管理事務代行会社に任命している。管理事務代行会社は、N A Vの計算および財務書類の作成を含むファンドの業務の管理事務に対する責任を負っている。管理事務代行会社は、その業務に対してファンドの資産から通常は月次の後払いで報酬を受け取る。

2020年12月31日終了年度において、ファンドに関する管理事務代行報酬は30,473米ドル（2019年12月31日：30,380米ドル）であった。

受託会社

ファンドは、信託証書に基づき、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンS A / N V、ダブリン支店をポートフォリオの受託会社に任命している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保管されているポートフォリオの全資産の保護預りを行っている。受託会社は、その業務に対してファンドの資産から通常は月次の後払いで報酬を受け取る。

2020年12月31日終了年度において、ファンドに関する受託報酬は20,053米ドル（2019年12月31日：19,998米ドル）であった。

販売会社および代行協会員

ファンドは管理会社を主たる販売会社に任命し、主たる販売会社は副販売会社を任命および監督している。G S A M F S Lは、日本における販売会社として直接業務を行う、または1社もしくは複数の日本における販売会社を任命することができる。G S A M F S Lは、ゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に任命している。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本における代行協会員に任命している。

ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対し、ファンドの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々のN A Vに対する一定の年率で報酬を支払う。

当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2020年12月31日	2019年12月31日
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド		
販売報酬	0.10%	0.20%
代行協会員報酬	0.02%	0.02%

2020年12月31日および2019年12月31日終了年度における販売会社報酬および代行協会員報酬は、以下のとおりであった。

	2020年12月31日		2019年12月31日	
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
販売報酬	800,678米ドル	406,454米ドル	775,882米ドル	ゼロ米ドル
代行協会員報酬	80,061米ドル	ゼロ米ドル	77,601米ドル	ゼロ米ドル

名義書換事務代行会社

管理会社は、管理会社とRBCインベスター・サービス（アイルランド）リミテッド（以下「名義書換事務代行会社」という。）との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、同社をファンドの登録・名義書換事務代行会社に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに提供する日々の業務には、申込および買戻し注文の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録簿の維持が含まれる。名義書換事務代行会社は、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬を支払われる。当期において名義書換事務代行会社が稼得した金額は136,383米ドル（2019年12月31日：103,653米ドル）であった。

評価者

2020年12月31日および2019年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーを評価者の代理人に任命しており、評価はコントローラーズ・ディビジョンによって実施された。注記4も併せて参照のこと。

８．資本

ポートフォリオの最低当初申込額は10.00米ドルである。最低継続投資額は0.01米ドルである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ポートフォリオは必要に応じて買戻しに応じるための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行受入金を適切な投資有価証券に投資している。ポートフォリオの受益証券は請求により日々買戻される。

以下の表は、ポートフォリオの受益証券の変動を要約したものである。

	2019年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2020年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	39,377,902,359	62,722,273,816	(64,236,285,081)	37,863,891,094

	2018年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2019年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	45,484,100,740	53,933,160,782	(60,039,359,163)	39,377,902,359

９．純資産価額（NAV）

以下の表は、ポートフォリオのNAVおよび受益証券１口当り純資産価格を要約したものである。

	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在	
	NAV	受益証券１口当り 純資産価格	NAV	受益証券１口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	378,638,911米ドル	0.01米ドル	393,779,024米ドル	0.01米ドル

	2018年12月31日現在	
	NAV	受益証券１口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド		
米ドル受益証券（分配型）	454,841,007米ドル	0.01米ドル

10．分配金

ファンドは、ポートフォリオの投資純収益があれば、実質的にすべてを配当金として宣言し、ポートフォリオの受益者に少なくとも年1回支払う予定である。ポートフォリオの投資に係るキャピタル・ゲインおよび実現為替差益の純額はポートフォリオが留保する見込みである。

ポートフォリオが分配した配当金は、現金で支払われるか、または当該配当金の宣言日現在の受益証券の純資産価格でポートフォリオの受益証券に再投資される。

以下の表は、ポートフォリオが宣言した配当金を要約したものである。

	2020年12月31日	2019年12月31日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	1,012,330米ドル	6,629,552米ドル

11．金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ポートフォリオは、ポートフォリオの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・サブ・ファンドに投資している。

マスター・サブ・ファンドを通じたポートフォリオの投資活動により、ポートフォリオは、金融投資ならびにポートフォリオおよびマスター・サブ・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。

ポートフォリオの投資ポートフォリオは、期末日現在、集団投資スキームから構成されている。管理会社の取締役は、ポートフォリオの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。マスター・サブ・ファンドを通じてポートフォリオがさらされる金融リスクのうちで主要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・サブ・ファンドの資産配分は、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・サブ・ファンドの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・サブ・ファンドのリスク管理方針に従ってモニターされる。

ポートフォリオに関連して採用されているリスク管理方針の概要は、以下のとおりである。

(a) 市場リスク

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

() 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。

() 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率および信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

() その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・サブ・ファンドの市場リスク戦略はマスター・サブ・ファンドの投資リスクとリターンの目標によって決定される。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理されている。マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定（すなわち見通し）トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスのAMDディビジョナル・リスク管理グループ（以下「ディビジョナル・リスク」という。）は、全般的なリスク・ガバナンス体制に責任を負い、適切なリスク管理のベストプラクティスを定めている。リスク・ガバナンス体制には、該当するリスクの識別、測定、モニタリング、報告および改善を含んでいる。AMDディビジョナル・リスクは、感応度、ボラティリティおよびVaRのモニタリングを含め、リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。このチームは、半年に1回以上の頻度で取締役会にリスクについての報告を行うまたは書面による資料を提供する。報告日現在のポートフォリオの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表において開示されている。

・ 通貨リスク

ポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、当該ポートフォリオの機能通貨建て資産にのみ投資しているため、通貨リスクに対するエクスポージャーを有していない。

・ 金利リスク

ポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現在の金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・サブ・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ポートフォリオの唯一の投資先は、マスター・サブ・ファンドであった。マスター・サブ・ファンドは、満期日までの加重平均最長期間が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・サブ・ファンドに対する投資の性質上、マスター・サブ・ファンドのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・サブ・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現在のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

・その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券もしくはその発行体に固有の要因、または市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

ポートフォリオの集団投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用される集団投資スキームの評価方針に従い集団投資スキームが提供する1口当り純資産価格に基づいている。集団投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供会社により評価されると予想されるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況が発生する可能性がある。そのような場合、関連する集団投資スキームの管理会社は、かかる有価証券または金融商品の評価を要求される可能性がある。

当期において、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な大流行が発生した。世界中の金融市場がCOVID-19の感染拡大によって生じた大幅なボラティリティを経験しており、またそれが継続する可能性がある。COVID-19が各ポートフォリオのパフォーマンスに与える影響は、大流行の期間および継続的な感染拡大を含む将来の動向によって異なると予想される。

ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・サブ・ファンドの投資顧問会社によって管理される。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ポートフォリオが現金またはその他の金融資産の受渡しによって決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下するおそれがあるのは、担保付および／もしくは無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、または予測できない現金もしくは担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、またはポートフォリオもしくは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ポートフォリオの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資は、ポートフォリオにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これには、ポートフォリオが受益者に申し出る買戻日より買戻しの頻度が低くなるが含まれる。

ポートフォリオは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ポートフォリオの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の買戻し資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した基礎となる投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに応じるために流動性の高い資産をさらに売却した場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポートフォリオの英文目論見書は、受益証券を日々発行し、日々買戻しを行うことを規定している。ポートフォリオは、そのため、受益者の買戻しに応じるための流動性リスクを負っている。

2020年12月31日現在、ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資は、マスター・サブ・ファンドの純資産の0.70%（2019年12月31日現在：0.96%）を占めている。

以下の表は、ポートフォリオの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・ミドルファンド

2020年12月31日現在	
受益者 1 ¹	37.48%
受益者 2 ¹	23.07%
受益者 3 ¹	12.88%
その他の受益者 ¹	26.57%
合計	100.00%

2019年12月31日現在	
受益者 1 ¹	44.40%
受益者 2 ¹	23.31%
受益者 3 ¹	11.70%
その他の受益者 ¹	20.59%
合計	100.00%

¹ 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2020年12月31日の受益者 1 は2019年12月31日の受益者 1 と同一ではない可能性がある。

2020年12月31日および2019年12月31日現在、すべての金融負債は期末から 3 ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

受益者から一時期に集中した大量の買戻請求があった場合、ファンドは、買戻しの資金に充てるために現金を調達する目的で、また縮小した資産基盤を適切に反映したポートフォリオを実現する目的で、本来であれば望ましい時期よりも迅速に一定の投資対象を清算する必要に迫られることがある。大量の買戻請求により、ファンドの投資プログラムの実行を成功させる投資顧問会社の能力は制限されることがあり、買い戻される受益証券の価格および買い戻されずに残存する受益証券の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。ファンドの受益者または投資者がファンドの相当数の受益証券の買戻しを請求した場合、取締役は、ファンドに制限を設け、将来の買戻数を制限するか、またはその他著しく縮小した資産規模でファンドを継続するよりもファンドを終了することを決定することがある。早期にファンドを終了する決定がなされた場合、ファンドのリターン、ひいてはファンドの受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクおよびカウンターパーティ（相手方）リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための手続が実施されている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の両方を評価する。承認された相手方の信用リスクはその後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

ポートフォリオ、およびポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算または債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

- （ ）受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
- （ ）受託会社がファンドと合意している手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
- （ ）信託に保管されている有価証券のうち適切に分離されていないために受託会社側で識別がなされていない有価証券（以下、「信託資産」という。）、または受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の一部もしくはすべての損失
- （ ）受託会社による不適切な口座管理に起因する、またはインソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む、関連する信託資産および／もしくは顧客資金の識別および譲渡の過程に起因する資産の一部もしくはすべての損失
- （ ）残高譲渡の受領および関連資産に対する支配の回復が長期的に遅延することに起因する損失

インソルベンシーは、ポートフォリオの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役がNAVの計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2020年12月31日および2019年12月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集団投資スキームへの投資およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

報告日現在における信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	2020年12月31日	2019年12月31日
資産	米ドル	米ドル
集団投資スキーム	378,779,413	393,623,251
未収収益	37,378	570,593
資産合計	378,816,791	394,193,844

以下の表は、2020年12月31日および2019年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体を示している。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド		2020年12月31日	2019年12月31日
名称	関係	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス ¹	集団投資スキーム	100.04%	99.96%

¹ ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）の関係ファンド

(d) 追加的リスク

() 集中リスク

ポートフォリオは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数に限られることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2 ページ（訳者注：原文のページ）に記載されているファンドのサービス提供会社（副保管会社を含む）は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社によって定期的に行われる。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資を行う特定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に不利な影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 現金および当座借越

2020年12月31日および2019年12月31日現在、現金および当座借越は発生していなかった。

13. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS 第102号セクション7「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

14．ポートフォリオ変動計算書

「ポートフォリオの重大な変動」は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。「ポートフォリオの重大な変動」は、30ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

15．ソフト・コミッション

ポートフォリオは、2020年12月31日および2019年12月31日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結していない他、調査および／または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

16．英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2019年6月28日に発行された。

17．偶発債務

2020年12月31日および2019年12月31日現在、偶発債務はなかった。

18．当期中の重要な事象

当期において、COVID-19のパンデミックの結果、世界の市場ではあらゆる金融商品のボラティリティが大幅に増加した。当期において、ファンドは重要な運用上の混乱に陥っておらず、サービス提供会社は従業員の大部分のリモートワークを可能にする事業継続計画を発動させ、ファンドが引き続き期待通りに機能できるように努めている。状況は積極的に監視されており、ファンドの運用の変更に関連する重要な進展があれば、投資家に伝えられる。

ヒューゴ・マクニール氏は、2020年3月9日付で管理会社の取締役会から退任した。

ニック・フィリップス氏は、2020年8月7日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

2020年12月31日終了年度において、ファンドに影響を与える重要な事象は他に発生しなかった。

19．後発事象

2020年12月31日以降、ファンドに影響を与える後発事象は発生しなかった。

20．補償

管理会社は、ファンドに代わり、さまざまな補償を含む契約を締結することがある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドには過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

21．財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2021年4月14日に本監査済財務書類を承認した。

（３）【投資有価証券明細表等】

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド

投資有価証券明細表

2020年12月31日現在

保有高	銘柄	利回り(a)	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	公認の取引所への上場が認められている または規制市場で取引されている譲渡性 のある有価証券			
	U C I T S 集団投資スキーム			
378,779,413	ゴールドマン・サックスUS\$トレジャ リー・リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス(b) (c)(d)(e)	0.10%	378,779,413	100.04
	U C I T S 集団投資スキーム合計		378,779,413	100.04
	投資有価証券 - 買建合計		378,779,413	100.04
	投資合計			
	U C I T S 集団投資スキーム		378,779,413	100.04
	その他の資産および負債		(140,502)	(0.04)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産		378,638,911	100.00

(a) ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2020年12月31日現在の実効利
回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）の関係ファンド。

(c) ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの投資顧問報酬が発生
しない証券クラスに投資されている。

(d) 資産合計の99.99%に相当する。

(e) ポートフォリオはアイルランド籍である。

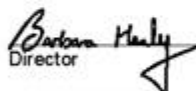
添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Statement of Financial Position
As at 31 December 2020

		31 December 2020 US\$	31 December 2019 US\$
	Notes		
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	3(c),6	378,779,413	393,623,251
Income receivable	3(b)	37,378	570,593
Total Assets		378,816,791	394,193,844
Liabilities			
Distribution payable	10	151	25,204
Management Company fees payable	7	3,215	6,662
Investment Adviser fees payable	7	37,501	133,216
Administration fees payable	7	7,630	12,734
Depositary fees payable	7	6,717	8,376
Distributor fees payable	7	3,253	69,742
Agent Company fees payable	7	19,345	20,393
Transfer Agent fees payable	7	36,212	49,616
Audit fees payable		15,970	17,035
Legal fees payable		9,876	20,208
Printing fees payable		31,997	42,753
Other liabilities		6,013	8,881
Total Liabilities (Excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		177,880	414,820
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	8,9	378,638,911	393,779,024

On Behalf of Board of Directors of the Manager


 Director


 Director

Date: 14 April 2021

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Statement of Comprehensive Income
For the Year Ended 31 December 2020

	Notes	31 December 2020 US\$	31 December 2019 US\$
Income			
Dividend and Interest Income	3(b)	2,203,881	8,637,121
Net Investment Income		<u>2,203,881</u>	<u>8,637,121</u>
Expenses			
Management Company fees	7	40,030	38,808
Investment Adviser fees	7	800,678	775,883
Administration fees	7	30,473	30,380
Depository fees	7	20,053	19,998
Distributor fees	7	800,678	775,882
Agent Company fees	7	80,061	77,601
Transfer Agency fees	7	136,383	103,653
Audit fees		15,759	17,548
Legal fees		46,449	108,596
Printing fees		22,374	50,479
Other expenses		11,520	8,741
Total Expenses		<u>2,004,458</u>	<u>2,007,569</u>
Less: Investment Adviser/Distributor fees waived	7	(812,907)	—
Total Operating Expenses		<u>1,191,551</u>	<u>2,007,569</u>
Operating profit		<u>1,012,330</u>	<u>6,629,552</u>
Finance Costs			
Distributions to holders of redeemable participating units	10	(1,012,330)	(6,629,552)
Total Finance Costs		<u>(1,012,330)</u>	<u>(6,629,552)</u>
Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		<u>—</u>	<u>—</u>

Gains and losses arose solely from continuing investment activities. There were no gains or losses other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders
of Redeemable Participating Units
For the Year Ended 31 December 2020

		31 December 2020 US\$	31 December 2019 US\$
	Notes		
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at Start of Year		393,779,024	454,841,007
Proceeds from redeemable participating units issued	8	627,222,738	539,331,608
Payments for redeemable participating units redeemed	8	(642,362,851)	(600,393,591)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at End of Year		378,638,911	393,779,024

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

1. Organisation

Goldman Sachs Unit Trust (Ireland) (the "Trust") is a Unit Trust established as an umbrella fund. The Central Bank of Ireland authorised the Trust under the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations, 2011 as amended (the "UCITS Regulations").

The Trust has appointed Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited ("GSAMFSL") to be its Manager. Refer to the Significant Agreements and Related Parties note for the functions the Manager undertakes and delegates.

The Trust has appointed The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch (the "Depositary") to act as the depositary of the Trust pursuant to the Trust Deed.

As at 31 December 2020 the Trust had one sub-fund, the Goldman Sachs US\$ Fund (the "Fund"), which invests, all or substantially all, of its assets in Goldman Sachs US\$ Treasury Liquid Reserves Fund (the "Master Sub-Fund").

The Master Sub-Fund is a sub-fund of Goldman Sachs Funds, plc an open-ended investment company with limited liability, incorporated under the laws of Ireland and authorised by the Central Bank of Ireland as a UCITS. The Annual Report and Audited Financial Statements of the Master Sub-Fund can be obtained from the Administrator.

2. Investment Objective

The investment objective of the Fund is a high level of total return consisting of income and capital appreciation. To achieve this objective, all, or substantially all, of the proceeds of each class of Units in the Fund will be invested in the Class "X Distribution" share class of the Master Sub-fund.

3. Significant Accounting Policies

(a) Basis of Preparation of Financial Statements

The Trust has applied Financial Reporting Standards 102 ("FRS 102") "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland".

The Financial Statements are presented in United States Dollars, the Trust's functional currency. The Directors of the Manager consider that this currency most accurately represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Trust.

The preparation of the financial statements is in accordance with FRS 102, Irish Statute comprising the Unit Trust Act 1990 and in accordance with the UCITS regulations. The financial statements have been prepared on a going concern basis, as the Directors are of the view that the Trust can continue in operational existence for the foreseeable future.

The preparation of the financial statements requires the Directors of the Manager to make certain estimates and assumptions that may affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Refer to the Liabilities section of the Statement of Financial Position and Note 4 for instances where the Directors of the Manager were required to make certain estimates and assumptions to determine fair value.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

3. Significant Accounting Policies (continued)

(a) Basis of Preparation of Financial Statements (continued)

Actual results may differ from those estimates. Accounting Standard FRS 102 applied in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountant in Ireland and issued by the Financial Reporting Council.

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

The format and certain wording of the financial statements has been adapted from those contained in FRS 102, Section 3 "Financial Statement Presentation" so that, in the opinion of the Manager, they more appropriately reflect the nature of the Trust's business as an investment trust. In the opinion of the Manager, the financial statements with the noted changes provide the information required by the Unit Trust Act 1990.

(b) Investments Transactions and Related Investment Income and Operating Expenses

Investment transactions are recorded on a trade date basis. Realised gains and losses are based on the Weighted Average Cost Method. Dividend income and dividend expense are recorded on the ex-dividend date and interest income and interest expense are accrued over the life of the investment. Interest income includes accretion of market discount, original issue discounts and amortisation of premiums and is recorded into income over the life of the underlying investment. Interest income and dividend income are recognised on a gross basis before withholding tax, if any.

Operating expenses are recognised on an accruals basis.

Transaction costs, when incurred, are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

(c) Financial Investment in Securities and Valuation

Under FRS 102, in accounting for all of its financial instruments, an entity is required to apply either (a) the full requirements of Sections 11 "Basic Financial Instruments" and Section 12 "Other Financial Instruments Issues" of FRS 102, (b) the recognition and measurement provisions of International Accounting Standards ("IAS") 39 "Financial Instruments: Recognition and Measurement" ("IAS 39") as adopted for use in the European Union and the disclosure requirements of Sections 11 and 12, or (c) the recognition and measurement provisions of International Financial Reporting Standards ("IFRS") 9 "Financial Instruments" ("IFRS 9") and the disclosure requirements of Sections 11 and 12. The Trust has elected to apply the recognition and measurement provisions of IAS 39 and the disclosure requirements of Sections 11 and 12.

i. Classification

A financial asset or financial liability at fair value through profit or loss is a financial asset or liability that is classified as held-for-trading or designated at fair value through profit or loss. The following financial investments are classified as held-for-trading: Collective Investment Schemes.

Financial assets that are not at fair value through profit or loss include accounts receivable.

Financial liabilities that are not at fair value through profit or loss include accounts payable and financial liabilities arising on Redeemable Units.

ii. Recognition and Derecognition

The Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the investment. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognised using trade date accounting. From trade date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

3. Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Investment in Securities and Valuation (continued)

iii. Fair Value Measurement Principles

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are valued in accordance with IAS 39. Financial assets and financial liabilities are initially recorded at their transaction price and then measured at fair value subsequent to initial recognition. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise.

Financial assets classified as receivables are carried at cost less impairment losses, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at cost. Financial liabilities arising from redeemable units issued by the Trust are carried at the redemption amount representing the investors' right to a residual amount of the Trust's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units ("Net Assets").

The fair value of all securities and derivatives is determined according to the following policies:

(iii 1) Shares in Collective Investment Schemes

The fair value of investments in open-ended collective investment schemes, including UCITS collective investment schemes, is based upon the net asset value per share as supplied by the Master Sub-Fund, in accordance with the valuation policy of the Master Sub-Fund as outlined in its prospectus.

(iii 2) All Securities

If a quoted market price is not available from a third party pricing service or a dealer, or a quotation is believed to be materially inaccurate, the fair value of the investment is determined by using valuation techniques. Valuation techniques include the use of recent market transactions, reference to the current fair value of another investment that is substantially the same, discounted cash flow analyses or any other techniques that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions.

Such securities and derivatives shall be valued at their probable realisation value as determined by a Valuer. The Valuer is appointed by the Management Company. The Valuer during the year ended 31 December 2020 was Goldman Sachs & Co. LLC and the valuation function was performed by Goldman Sachs Controllers Division ("Controllers").

The investments have been valued in accordance with generally accepted accounting principles that require the use of certain estimates and assumptions to determine fair value. Although these estimates and assumptions are based on the best available information, actual results could be materially different from these estimates.

Refer to Note 4 for securities where the Valuer was used to determine fair value.

(d) Cash

Cash is valued at cost, which approximates fair value.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

3. Significant Accounting Policies (continued)

(e) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate in effect at the date of the transaction. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US Dollars at the foreign currency closing exchange rate in effect at the year end date. Foreign currency exchange differences arising on translation and realised gains and losses on disposals or settlements of assets and liabilities are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Foreign currency exchange gains or losses relating to investments at fair value through profit or loss, derivative financial investments, and all other foreign currency exchange gains or losses relating to monetary items, including cash and cash equivalents, are reflected in the net realised investment gain/(loss) or net change in unrealised investment gain/(loss) in the Statement of Comprehensive Income.

(f) Finance Costs

Distributions declared on the Redeemable Participating Units are recognised in the Statement of Comprehensive Income as Finance Costs.

(g) Redeemable Participating Units

All Redeemable Participating Units issued by the Trust provide the investors with the right to redeem for cash at the value proportionate to the investor's share in the Trust's Net Assets on the redemption date.

In accordance with FRS 102, Section 22 "Liabilities and Equity", such Units have been classified as a financial liability at the value of the redemption amount in the Statement of Financial Position. The Trust is contractually obliged to redeem Units in accordance with the Prospectus.

4. Valuation Determined by the Valuer

As at 31 December 2020 and 31 December 2019, there were no assets where estimates and assumptions were used to determine fair value.

5. Taxation

Under current Irish law and practice, the Trust qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. On that basis Irish tax is not chargeable to the Trust on its income or capital gains.

The Trust will not be liable to Irish tax in respect of its income and gains, other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution to Unitholders or any encashment, redemption or transfer of Units or appropriation or cancellation of Units, or a deemed disposal of Units every 8 years beginning from the date of the acquisition of those Units, but does not occur in respect of:

- (a) Unitholders who are neither Irish Resident nor Irish Ordinary Resident for tax purposes at the time of the chargeable event and who have provided the Trust with a relevant declaration to that effect; and
- (b) Certain exempted Irish tax resident Unitholders who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

5. Taxation (continued)

A chargeable event does not include:

- (i) any transaction in relation to Units held in a recognised clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners of Ireland;
- (ii) an exchange by Unitholders, effected by way of an arm's length bargain where no payment is made to the Unitholders of Units in the Trust for other Units in the Trust;
- (iii) an exchange of Units arising on a qualified amalgamation or reconstruction of a fund with another fund; or
- (iv) a transfer by a Unitholder of the entitlement to a Unit where the transfer is between spouses and former spouses, subject to certain conditions.

In the absence of an appropriate declaration, the Trust will be liable for Irish tax on the occurrence of a chargeable event and the Trust reserves its right to withhold such taxes from Unitholders. Capital gains, dividends and interest received by the Trust may be subject to taxes, including withholding taxes in the countries in which the issuers of investments are located, which may be reflected in the Net Asset Value ("NAV") of the Trust. Such taxes may not be recoverable by the Trust or its Unitholders.

6. Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss

Under Amendments to FRS 102, Section 34, the Trust is required to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 - Unadjusted quoted prices in active markets that are accessible at the measurement date for identical unrestricted assets or liabilities;
- Level 2 - Quoted prices in markets that are not active or financial instruments for which significant inputs are observable (including but not limited to quoted prices for similar securities, interest rates, foreign exchange rates, volatility and credit spreads), either directly or indirectly. This may include the Valuers' assumptions in determining fair value measurement;
- Level 3 - Prices or valuations that require significant unobservable inputs (including the Valuers' assumptions in determining fair value measurement).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety shall be determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The following tables provide an analysis of financial instruments that are measured at fair value in accordance with FRS 102:

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2020				
Goldman Sachs US\$ Fund				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US\$	US\$	US\$	US\$
Financial Assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	378,779,413	—	—	378,779,413
Total	378,779,413	—	—	378,779,413

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

6. Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss (continued)

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2019				
Goldman Sachs US\$ Fund				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US\$	US\$	US\$	US\$
Financial Assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	393,623,251	-	-	393,623,251
Total	393,623,251	-	-	393,623,251

7. Significant Agreements and Related Parties

Manager

As outlined in Note 1, the Trust has appointed GSAMFSL, a wholly-owned indirect subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., as its Manager. GSAMFSL is entitled to receive an annual management fee which shall be accrued daily and paid generally monthly in arrears. The amount earned by the Manager was US\$40,030 for the year under review (31 December 2019: US\$38,808).

Investment Adviser and Sub-Investment Adviser

The Manager on behalf of the Trust, has appointed Goldman Sachs Asset Management International (the "Investment Adviser"), a related party to the Trust, as Investment Adviser to the Trust. The Investment Adviser has appointed Goldman Sachs Asset Management Co., Limited as Sub-Investment Adviser to the Trust. The Investment Adviser is entitled to receive an annual fee, which shall be accrued daily and paid generally monthly in arrears.

The annualised rates in effect during the year were:

	31-Dec-2020	31-Dec-2019
Goldman Sachs US\$ Fund	0.10%	0.20%

For the year ended 31 December 2020 and 31 December 2019, the Investment Adviser fees were:

	31-Dec-2020		31-Dec-2019	
	Total Fees	Waived	Total Fees	Waived
Goldman Sachs US\$ Fund	US\$800,678	US\$406,453	US\$775,883	US\$Nil

In respect of the Fund's investment in the Master Sub-Fund, the total annual fees and expenses, to be borne at the Master Sub-Fund are capped at 0.05%. There are no investment manager fees payable for the USD Class.

Total ordinary expenses, including fees and expenses of the Investment Adviser and Depositary together with the Fund's share of the ordinary operational and administrative expenses of the Master Sub-Fund are currently voluntarily limited to 0.70% per annum of the daily NAV attributable to Redeemable Participating Unitholders.

The Investment Adviser has followed a voluntary policy of seeking to maintain a positive net yield in respect of the Fund. This is achieved through various forms of fee waivers and expense reimbursements. The positive yield target may vary from time to time at the discretion of the Investment Adviser, and such information may be reported to the Fund's Unitholders or the public in a manner that reflects the actual or rounded yield of the Fund. Yield targets are not to be construed as guarantees or assurances of performance or preservation of capital. The Trust's prospectus provides more information, including the key risks of investing in the Fund.

Investment Adviser/Distributor fees waived in the Statement of Comprehensive Income and Statement of Financial Position may comprise of amounts waived as a result of the expense cap and/or amounts waived as a result of maintaining a positive net yield.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Directors of the Manager Remuneration

Ms. Barbara Healy, Ms. Victoria Parry and Mr. Nick Phillips are external Directors and have no executive function with the Investment Adviser or its related party companies. The Manager pays each external Director an annual fee for their services as a Director of the Manager. Ms. Barbara Healy and Ms. Victoria Parry are independent Directors.

Mr. Hugo MacNeill and Mr. Glenn Thorpe are related parties to the Investment Adviser and receive no compensation from the Trust or the Manager. Mr. Tom Fitzgerald and Ms. Jackie O'Connor are related parties to the Investment Adviser and receive no compensation from the Trust. The Manager pays Mr. Tom Fitzgerald and Ms. Jackie O'Connor compensation for their services as Directors and employees of the Manager.

Administrator

The Manager has appointed BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company (the "Administrator") as administrator to the Trust. The Administrator is responsible for the administration of the Trust's affairs including the calculation of the NAV and the preparation of financial statements. The Administrator receives a fee for its services payable out of the assets of the Trust payable generally monthly in arrears.

For the year ended 31 December 2020, the Administration fees for the Trust were US\$30,473 (31 December 2019: US\$30,380).

Depository

The Trust has appointed The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch to act as the Depository of the Fund pursuant to the Trust Deed. In accordance with and subject to the Trust Deed, the Depository provides safe custody for all assets of the Fund which are held under the control of the Depository in the Depository's custodial network. The Depository receives a fee for its services payable out of the assets of the Trust payable generally monthly in arrears.

For the year ended 31 December 2020, the Depository fees for the Trust were US\$20,053 (31 December 2019: US\$19,998).

Distributors and Agent Member Company

The Trust has appointed the Management Company as Principal Distributor, and the Principal Distributor appoints Sub-Distributors and oversees them. GSAMFSL may act as distributor in Japan directly or appoint one or more Distributors in Japan. GSAMFSL has appointed Goldman Sachs Japan Co., Limited to act as Distributor in Japan. The Manager has appointed Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd to act as Agent Company in Japan.

The Trust will pay the Distributors and Agent Company in Japan a fee at an annual rate based on the daily NAV attributable to Redeemable Participating Unitholders of the Trust.

The annualised rates in effect during the year were:

	31-Dec-2020	31-Dec-2019
Goldman Sachs US\$ Fund		
Distributor fees	0.10%	0.20%
Agent Member Company fees	0.02%	0.02%

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Distributors and Agent Member Company (continued)

For the year ended 31 December 2020 and 31 December 2019 the Distributor and Agent Company fees were:

Goldman Sachs US\$ Fund	31-Dec-2020		31-Dec-2019	
	Total Fees	Waived	Total Fees	Waived
Distributor fees	US\$800,678	US\$406,454	US\$775,882	US\$Nil
Agent Member Company fees	US\$80,061	US\$Nil	US\$77,601	US\$Nil

Transfer Agent

The Manager has appointed RBC Investor Services (Ireland) Limited (the "Transfer Agent") as registrar and transfer agent of the Trust pursuant to the Registrar and Transfer Agent Agreement between the Manager and the Transfer Agent. The day-to-day services provided to the Trust by the Transfer Agent include receiving and processing subscriptions and redemption orders, allotting and issuing Units and maintaining the Unitholder register for the Units. The Transfer Agent is paid a fee quarterly in arrears out of the net assets of the Trust. The amount earned by the Transfer Agent was US\$136,383 for the year under review (31 December 2019: US\$103,653).

Valuer

The Directors of the Manager have appointed Goldman Sachs & Co. LLC as its delegate to act as the Valuer during the year ended 31 December 2020 and 31 December 2019 and the valuation function was performed by Controllers Division. Please also refer to Note 4.

8. Unit Capital

The minimum initial investment amount is US\$10.00 for the Fund. The minimum subsequent investment amount is US\$0.01. All of the Japanese distributors can, at their discretion, set higher minimum initial and subsequent investment amounts.

The relevant movements on Unit capital are shown on the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units. The Fund invests the proceeds from the issue of Units in appropriate investments while maintaining sufficient liquidity to meet redemptions when necessary. Units in the Fund may be redeemed daily on demand.

The following tables summarise the activity in the Fund's Units.

	Balance at 31-Dec-2019	Subscriptions	Redemptions	Balance at 31-Dec-2020
Goldman Sachs US\$ Fund				
US\$ Base Distribution	39,377,902,359	62,722,273,816	(64,236,285,081)	37,863,891,094

	Balance at 31-Dec-2018	Subscriptions	Redemptions	Balance at 31-Dec-2019
Goldman Sachs US\$ Fund				
US\$ Base Distribution	45,484,100,740	53,933,160,782	(60,039,359,163)	39,377,902,359

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

9. Net Asset Value ("NAV")

The following tables summarise the Net Asset Value and the NAV per Unit of the Fund.

	31-Dec-2020		31-Dec-2019	
	NAV	NAV Per Unit	NAV	NAV Per Unit
Goldman Sachs US\$ Fund				
US\$ Base Distribution	US\$378,638,911	US\$0.01	US\$393,779,024	US\$0.01

	31-Dec-2018	
	NAV	NAV Per Unit
Goldman Sachs US\$ Fund		
US\$ Base Distribution	US\$454,841,007	US\$0.01

10. Distributions

The Trust intends that substantially all the net investment income, if any, of the Fund will be declared as a dividend and paid at least annually to the Unitholders the Fund. Net capital and currency gains realised on the Fund's investments are expected to be retained by the Fund.

Dividends distributed by the Fund may be paid in cash or reinvested in additional Units of the Fund at the NAV of the Units as of the date on which such dividends are declared.

The following table summarises dividends declared by the Fund:

	31-Dec-2020	31-Dec-2019
Goldman Sachs US\$ Fund	US\$1,012,330	US\$6,629,552

11. Financial Investments and Associated Risks

The Fund invests all, or substantially all, of its assets in the Master Sub-Fund, as outlined in Note 1.

The Fund's investing activities through the Master Sub-Fund expose it to various types of risks that are associated with the financial investments and markets in which it and the Master Sub-Fund invest (the "Investment Risks").

The Fund's investment portfolio is comprised of a collective investment scheme at year end. The Directors of the Manager have appointed the Investment Adviser to manage the investment risks of the Fund. The main types of financial risks which the Fund is exposed to through the Master Sub-Fund are market risk, liquidity risk and credit risk. The prospectus provides details of these and other types of risk some of which are additional to that information provided in these financial statements.

Asset allocation of the Master Sub-Fund is determined by the Master Sub-Fund's Investment Adviser who manages the allocation of assets to achieve the investment objectives as detailed in Note 2. Achievement of the Master Sub-Fund's investment objectives involves taking risks. The Master Sub-Fund's Investment Adviser exercises judgement based on analysis, research and risk management techniques when making investment decisions. Divergence from the benchmark and/or the target asset allocation and the composition of the portfolio is monitored in accordance with the Master Sub-Fund's risk management policy.

The risk management policies employed in relation to the Fund are outlined below:

(a) Market Risk

The potential for changes in the fair value of the Fund's investment in the Master Sub-Fund is referred to as market risk. Commonly used categories of market risk include currency risk, interest rate risk and other price risk.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

- (i) Currency risks may result from exposures to changes in spot prices, forward prices and volatilities of currency rates.
- (ii) Interest rate risks may result from exposures to changes in the level, slope and curvature of the yield curve, the volatility of interest rates, mortgage prepayment speeds and credit spreads.
- (iii) Other price risks are the risk that the fair value of an investment will fluctuate as a result of changes in market prices other than those arising from currency risk or interest rate risk and may result from exposures to changes in the prices and volatilities of individual equities, equity baskets, equity indices, and commodities.

The Master Sub-Fund's market risk strategy is driven by its investment risk and return objectives.

Market risk is managed through the application of risk budgeting principles. The Master Sub-Fund's Investment Adviser determines an appropriate risk target, commonly referred to as expected or predicted (i.e. forward-looking) Tracking Error, employing a risk budgeting framework.

The AMD Divisional Risk Management group at Goldman Sachs ("Divisional Risk") is responsible for overall risk governance structure and establishing appropriate risk management best practices. The risk governance structure includes identifying, measuring, monitoring, escalating and remediating applicable risks. AMD Divisional Risk uses a number of risk metrics to monitor risks including monitoring sensitivities, volatility, and VaR. The team presents or provides written materials on the risks to the Board no less frequently than semi-annually. Details of the Fund's investment portfolio at the reporting date are disclosed in the Schedule of Investments.

i. Currency Risk

The Master Sub-Fund, in which the Fund invests, only invests in assets denominated in its functional currency so it has no exposure to currency risk.

ii. Interest Rate Risk

The Master Sub-Fund, in which the Fund invests, may invest in fixed income securities. Any change to the relevant interest rates for particular securities may result in the Master Sub-Fund's Investment Adviser being unable to secure similar returns upon the expiry of contracts or the sale of securities. In addition, changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of the fixed income securities will decline. A decline in interest rates will, in general, have the opposite effect. All fixed income securities and floating rate securities, together with their coupon rate and maturity date, are disclosed in the Schedule of Investments of the Master Sub-Fund.

At the year end the only investments of the Fund were in the Master Sub-Fund. The Master Sub-Fund is a money market fund with a maximum weighted average maturity of 60 days. Given the nature of the investments in the underlying Master Sub-Fund, it would be expected that the NAV of the Master Sub-Fund would have a very low sensitivity to changing interest rates and other market conditions. However, it is expected that the yields on the underlying Master Sub-Fund will move consistently with changes in the overnight rates and prevailing money market benchmarks.

iii. Other Price Risk

Other price risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate as a result of changes in market prices, other than those arising from currency risk or interest rate risk whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or any other factor affecting financial investments in the market.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

iii. Other Price Risk (continued)

The Fund's investments in collective investment schemes are based upon the net asset values per share as supplied by the collective investment scheme, in accordance with the valuation policy of the applicable collective investment scheme as outlined in its prospectus. While it is expected that the assets of the collective investment schemes will generally be valued by an independent third party administrator or other service provider, there may be circumstances in which certain securities or other assets of a collective investment scheme may not have a readily ascertainable market price. In such circumstances, the manager of the relevant collective investment scheme may be required to value such securities or instruments.

During the year, an outbreak of a novel strain of coronavirus (COVID-19) emerged globally. Global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of COVID-19. The extent of the impact of COVID-19 on each Fund's performance will depend on future developments, including the duration and continued spread of the outbreak.

The Fund has no significant exposure to other price risk.

Currency, interest rate and other price risks are managed by the Master Sub-Fund's Investment Adviser as part of the integrated market risk management processes described above.

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Among other things, liquidity could be impaired by an inability to access secured and/or unsecured sources of financing, an inability to sell assets or unforeseen outflows of cash or collateral. This situation may arise due to circumstances outside of the Fund's control, such as a general market disruption or an operational problem affecting the Fund or third parties. Also, the ability to sell assets may be impaired if other market participants are seeking to sell similar assets at the same time.

The Fund's investment in the Master Sub-Fund may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Fund. This includes offering less frequent redemption dates than are offered by the Fund to its unitholders.

The Fund provides for the subscription and redemption of Units and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with Unitholder redemptions in accordance with the terms in the prospectus. The Fund is managed to include liquid investments which the Investment Adviser believes are sufficient to meet normal liquidity needs although substantial redemptions of Units in the Fund could require the Fund to liquidate their investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the redemptions and changes in the liquidity of the Fund's underlying investments once acquired can adversely impact its position in this respect. These factors could adversely affect the value of the Units redeemed, the valuation of the Units that remain outstanding and the liquidity of the Fund's remaining assets if more liquid assets have been sold to meet redemptions.

The Fund's prospectus provides for the daily subscription of Units and the daily redemption of Units. The Fund is therefore exposed to the liquidity risk of meeting Unitholder redemptions.

As at 31 December 2020 the Fund's investment in the Master Sub-Fund is 0.70% of the Master Sub-Fund's net assets (as at 31 December 2019: 0.96%).

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk (continued)

The following tables set forth details of Unitholders with holdings greater than 10% of the Fund's net assets.

Goldman Sachs US\$ Fund

31-Dec-2020	
Unitholder 1 ¹	37.48%
Unitholder 2 ¹	23.07%
Unitholder 3 ¹	12.88%
Other Unitholders ¹	26.57%
Total	100.00%

31-Dec-2019	
Unitholder 1 ¹	44.40%
Unitholder 2 ¹	23.31%
Unitholder 3 ¹	11.70%
Other Unitholders ¹	20.59%
Total	100.00%

¹Unitholder is a Distributor.

Note: Unitholders are shown in order of holding at the specific period end so Unitholder 1 on 31 December 2020 may not be the same as Unitholder 1 on 31 December 2019.

As at 31 December 2020 and 31 December 2019, all financial liabilities were payable within three months of year end.

Substantial redemption requests by Unitholders in a concentrated period of time could require a fund to liquidate certain of its investments more rapidly than might otherwise be desirable in order to raise cash to fund the redemptions and achieve a portfolio appropriately reflecting a smaller asset base. Substantial redemption requests may limit the ability of the Investment Adviser to successfully implement the investment program of a fund and could negatively impact the value of the Units being redeemed and the value of Units that remain outstanding. If Unitholders or investors in a fund request redemption of a substantial number of Units in the fund, the Directors may determine to gate the fund and limit future redemptions or otherwise terminate the fund rather than continue it with a significantly smaller asset base. A determination to terminate a fund early may adversely affect the returns of the fund and, in turn, the Unitholders.

(c) Credit Risk

Credit and counterparty risk is the risk that one party to a financial investment will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

Procedures have been adopted to reduce credit risk related to its dealings with counterparties. Before transacting with any counterparty, the Investment Adviser or its related parties evaluate both credit-worthiness and reputation by conducting a credit analysis of the party, their business and reputation. The credit risk of approved counterparties is then monitored on an ongoing basis, including periodic reviews of financial statements and interim financial reports as needed.

The Fund and the Master Sub-Fund in which it invests are subject to a number of risks relating to the insolvency, administration, liquidation or other formal protection from creditors ("insolvency") of the Depositary. These risks include without limitation:

- (i) The loss of all cash held with the Depositary which is not being treated as client money at the level of the Depositary ("client money").
- (ii) The loss of all cash which the Depositary has failed to treat as client money in accordance with procedures (if any) agreed with the Trust.
- (iii) The loss of some or all of any securities held on trust which have not been properly segregated and so identified at the level of the Depositary ("trust assets") or client money held by or with the Depositary.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

- (iv) The loss of some or all assets due to the incorrect operation of accounts by the Depositary or due to the process of identifying and transferring the relevant trust assets and/or client money including any deduction to meet the administrative costs of an insolvency.
- (v) Losses caused by prolonged delays in receiving transfers of balances and regaining control over the relevant assets.

An insolvency could cause severe disruption to the Fund's investment activity. In some circumstances, this could cause the Directors of the Manager to temporarily suspend the calculation of the NAVs and dealings in Units.

At 31 December 2020 and 31 December 2019, the following financial assets were exposed to credit risk: investments in collective investment schemes and other receivables. The carrying amount of financial assets best reflects the maximum credit risk exposure at the reporting date.

The maximum exposure to credit risk as at the reporting date can be analysed as follows:

Goldman Sachs US\$ Fund	31-Dec-2020	31-Dec-2019
Assets	US\$	US\$
Collective investment schemes	378,779,413	393,623,251
Income receivable	37,378	570,593
Total Assets	378,816,791	394,193,844

The table below sets forth concentrations of counterparty or issuer credit risk greater than 5% of the net assets attributable to holders of Redeemable Participating units at 31 December 2020 and 31 December 2019.

Goldman Sachs US\$ Fund		31-Dec-2020	31-Dec-2019
Institution	Capacity	% of Net Assets	% of Net Assets
Goldman Sachs US\$ Treasury Liquid Reserves Fund – X Distribution Class ¹	Collective Investment Scheme	100.04	99.96

¹Related Party to Goldman Sachs Unit Trust (Ireland).

(d) Additional Risks

(i) Concentration Risk

The Fund may invest in a limited number of investments and investment themes. A consequence of a limited number of investments is that performance may be more favourably or unfavourably affected by the performance of an individual investment.

(ii) Operational Risk

Operational risk is the potential for loss caused by a deficiency in information, communications, transaction processing and settlement, and accounting systems. The Trust's service providers, including sub-custodians and as shown on page 2, maintain controls and procedures for the purpose of managing operational risk. Reviews of the service levels of service providers are performed on a regular basis by the Investment Adviser. No assurance is given that these measures will be 100% effective.

(iii) Legal, Tax and Regulatory Risks

Legal, tax and regulatory changes could occur during the duration of the Trust which may adversely affect the Trust.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(d) Additional Risks (continued)

(iii) Legal, Tax and Regulatory Risks (continued)

With respect to tax, the Trust may be subject to taxation on capital gains, interest and dividends in certain jurisdictions where the Trust invests.

The interpretation and applicability of the tax law and regulations by tax authorities at times may not be clear or consistent. Tax obligations where probable and estimable are recorded as liabilities. However, some tax obligations are subject to uncertainty and may result in additional tax liabilities, interest and penalties based on future actions, interpretations or judgements of these authorities covering current and past tax positions. Accounting standards may also change, creating or removing an obligation for the Trust to accrue for a potential tax liability. Consequently, it is possible that certain potential tax obligations which currently are not probable may become so which may result in additional tax liabilities for a Fund in the future and these additional liabilities may be material. Because of the foregoing uncertainties, the NAV may not reflect the tax liabilities ultimately borne by the Trust, including at the time of any subscriptions, redemptions or exchanges of interests in the Trust, which could have an adverse impact on investors at that time.

Additional details of risks not disclosed in these Financial Statements can be found in the prospectus.

12. Cash and Bank Overdraft

There was no Cash or Bank overdraft held as at 31 December 2020 or 31 December 2019.

13. Cash Flow Statement

The Trust has elected to apply the exemption available to open-ended investment funds under FRS 102, Section 7 "Statement of Cash Flows", not to prepare a cash flow statement.

14. Statement of Changes in the Portfolio

The Material Portfolio Changes reflect the aggregate purchases of a security exceeding one per cent of the total value of purchases for the period and aggregate disposals greater than one per cent of the total value of the sales. The Material Portfolio changes are shown on page 30.

15. Soft Commissions

The Fund did not enter into any third party soft commission arrangements or pay commissions for research and/or execution for the year ended 31 December 2020 and 31 December 2019.

16. Prospectus

The latest prospectus of the Trust was issued on 28 June 2019.

17. Contingent Liabilities

There were no contingent liabilities as at 31 December 2020 and 31 December 2019.

18. Significant Events during the year

During the year global markets experienced a significant increase in volatility across all financial instruments as a result of the COVID-19 pandemic. The Trust experienced no significant operational disruption during the year, with service providers invoking business continuity plans to enable the vast majority of employees to work remotely, ensuring the Trust continues to function as expected. The situation is being actively monitored and any significant developments pertaining to changes in the operation of the Trust will be communicated to investors.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2020

18. Significant Events during the year (continued)

Mr. Hugo MacNeill resigned from the Board of Directors of the Manager as of 9 March 2020.

Mr. Nick Phillips was appointed as a member of the Board of Directors of the Manager as of 7 August 2020.

There were no other significant events affecting the Trust during the year ended 31 December 2020.

19. Subsequent Events

There were no subsequent events affecting the Trust since 31 December 2020.

20. Indemnifications

The Manager may enter into contracts on behalf of the Trust that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

21. Approval of the Financial Statements

The Board of Directors of the Manager approved the audited financial statements on 14 April 2021.

Goldman Sachs US\$ Fund
A Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)
Schedule of Investments
As at 31 December 2020

Holdings	Description	Yield ^(a)	Fair Value US\$	% of Net Assets
	Transferable securities admitted to an official exchange listing or traded on a regulated market			
	UCITS COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES			
378,779,413	Goldman Sachs US\$ Treasury Liquid Reserves Fund - X Distribution Class ^{(b), (c), (d), (e)}	0.10%	378,779,413	100.04
	TOTAL UCITS COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES		378,779,413	100.04
	TOTAL INVESTMENTS - LONG		378,779,413	100.04
	Total Investments			
	UCITS Collective Investment Schemes		378,779,413	100.04
	Other assets and liabilities		(140,502)	(0.04)
	Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units		378,638,911	100.00

^(a) The interest rate shown for the Goldman Sachs US\$ Treasury Liquid Reserves Fund represents the yield effective as at 31 December 2020.

^(b) Related party to Goldman Sachs Unit Trust (Ireland).

^(c) The Fund is invested in the non-Investment Advisory fee bearing share class of the Goldman Sachs US\$ Treasury Liquid Reserves Fund.

^(d) Represents 99.99% of total assets.

^(e) Fund is domiciled in Ireland.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

（参考情報：以下はファンドのマスター・サブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスＵＳ\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋である。）

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2020年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
ＵＳ\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・
ファンド
2020年12月31日

	米ドル	千円
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	53,912,014,993	5,872,635,793
現金	383,873,247	41,815,313
ブローカーに対する債権	-	-
投資証券販売未収金	1,107,524	120,643
未収収益	22,717,696	2,474,639
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	1,832,372	199,600
その他の資産	191,563	20,867
流動資産合計	54,321,737,395	5,917,266,854
流動負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
ブローカーに対する債務	-	-
未払収益	12,114,265	1,319,607
投資証券買戻未払金	1,689	184
未払配当金	581,453	63,338
投資購入未払金	25,753,008	2,805,275
未払投資運用報酬	11,441,080	1,246,277
未払管理会社報酬	459,742	50,080
未払管理事務代行報酬	567,900	61,861
未払受託報酬および費用	170,139	18,533
未払販売報酬	2,080	227
未払名義書換事務代行報酬	95,280	10,379
未払監査報酬	14,708	1,602
未払取締役報酬	5,480	597
未払弁護士報酬	9,091	990
未払保険料	-	-
未払印刷費	25,637	2,793
その他の負債	337,456	36,759
流動負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	51,579,008	5,618,501
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	54,270,158,387	5,911,648,353

取締役

取締役

フランク・エニス

グレン・ソープ

日付：2021年4月20日

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2019年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
 US \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・
 ファンド
 2019年12月31日

	米ドル	千円
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	39,773,519,479	4,332,529,477
現金	2,464,297,323	268,435,907
投資売却未収金	871,963,339	94,982,967
投資証券販売未収金	-	-
未収収益	40,479,511	4,409,433
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	1,148,261	125,080
その他の資産	474	52
流動資産合計	43,151,408,387	4,700,482,916
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
銀行当座借越	-	-
ブローカーに対する債務	-	-
未払収益	12,187,538	1,327,589
投資証券買戻未払金	-	-
未払配当金	45,823,981	4,991,606
投資購入未払金	2,154,208,516	234,657,934
未払投資運用報酬	11,220,928	1,222,296
未払管理会社報酬	582,766	63,481
未払管理事務代行報酬	464,891	50,641
未払受託報酬および費用	608,885	66,326
未払販売報酬	190,973	20,803
未払名義書換事務代行報酬	114,664	12,490
未払監査報酬	15,938	1,736
未払取締役報酬	6,455	703
未払弁護士報酬	10,040	1,094
未払保険料	152,801	16,645
未払印刷費	5,973	651
その他の負債	140,116	15,263
流動負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	2,225,734,465	242,449,255
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	40,925,673,922	4,458,033,660

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2020年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ
ンド
2020年12月31日

	米ドル	千円
収益		
受取利息	209,237,987	22,792,294
レボ取引受取利息	43,729,865	4,763,494
正味実現投資損失	-	-
未実現投資（損失）／利益の純変動額	-	-
投資純収益	252,967,852	27,555,788
マイナスの利回りに係る費用	13,742,902	1,497,014
費用		
投資運用報酬	93,623,447	10,198,402
管理会社報酬	5,328,142	580,395
管理事務代行報酬	1,685,821	183,636
受託報酬および費用	2,158,425	235,117
販売報酬	1,049,197	114,289
名義書換事務代行報酬	225,929	24,610
監査報酬	13,832	1,507
取締役報酬	7,441	811
弁護士報酬	30,096	3,278
保険料	(176,938)	(19,274)
印刷費	55,624	6,059
その他の費用	798,005	86,927
費用合計	104,799,021	11,415,757
控除：投資運用報酬放棄額／払戻額	(9,708,914)	(1,057,592)
運用費用合計	95,090,107	10,358,165
運用による純利益	144,134,843	15,700,608
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(143,500,861)	(15,631,549)
財務費用合計	(143,500,861)	(15,631,549)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	633,982	69,060

利益および損失は継続的な投資活動からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているものの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2019年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ
ンド
2019年12月31日

	米ドル	千円
収益		
受取利息	314,405,822	34,248,226
レボ取引受取利息	440,210,827	47,952,165
正味実現投資利益	-	-
未実現投資（損失）／利益の純変動額	-	-
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	754,616,649	82,200,392
マイナスの利回りに係る費用	6,337,910	690,389
費用		
投資運用報酬	64,044,243	6,976,339
管理会社報酬	3,335,537	363,340
管理事務代行報酬	1,096,505	119,442
受託報酬および費用	1,511,609	164,660
販売報酬	1,980,349	215,719
名義書換事務代行報酬	230,467	25,105
監査報酬	23,174	2,524
取締役報酬	13,144	1,432
弁護士報酬	15,472	1,685
保険料	107,860	11,749
印刷費	41,553	4,526
その他の費用	439,387	47,862
費用合計	72,839,300	7,934,385
控除：投資運用報酬放棄額／払戻額	(6,562,968)	(714,904)
運用費用合計	66,276,332	7,219,481
運用による純利益	682,002,407	74,290,522
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(677,901,028)	(73,843,759)
財務費用合計	(677,901,028)	(73,843,759)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	4,101,379	446,763

利益および損失は継続的な投資活動からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているものの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2020年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ
ンド
2020年12月31日

	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	40,925,673,922	4,458,033,660
買戻可能参加受益証券発行受取額	381,577,823,747	41,565,272,341
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(368,233,973,264)	(40,111,726,708)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	633,982	69,060
為替換算調整額	-	-
	13,344,484,465	1,453,614,693
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	54,270,158,387	5,911,648,353

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2019年12月31日終了年度

ゴールドマン・サックス
US \$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ
ンド
2019年12月31日

	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	35,842,566,007	3,904,330,715
買戻可能参加受益証券発行受取額	286,810,876,463	31,242,308,773
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(281,731,869,927)	(30,689,052,591)
NAV安定化メカニズムに起因する受益証券の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	4,101,379	446,763
為替換算調整額	-	-
	5,083,107,915	553,702,945
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	40,925,673,922	4,458,033,660

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS \$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表
 2020年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値(c) 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
政府発行債					
2,564,711,000	United States Cash Management Bill	0.101%	16/03/2021	2,564,180,028	4.72
1,228,000,000	United States Cash Management Bill	0.092%	23/03/2021	1,227,746,406	2.26
825,700,000	United States Cash Management Bill	0.099%	30/03/2021	825,500,859	1.52
1,844,200,000	United States Cash Management Bill	0.101%	06/04/2021	1,843,708,988	3.40
694,100,000	United States Cash Management Bill	0.103%	13/04/2021	693,897,118	1.28
490,400,000	United States Cash Management Bill	0.096%	20/04/2021	490,258,191	0.90
609,300,000	United States Cash Management Bill	0.095%	27/04/2021	609,112,975	1.12
430,550,000	United States Cash Management Bill	0.090%	04/05/2021	430,417,606	0.79
870,000,000	United States Cash Management Bill	0.090%	11/05/2021	869,717,250	1.60
733,000,000	United States Cash Management Bill	0.090%	18/05/2021	732,749,861	1.35
923,900,000	United States Cash Management Bill	0.090%	25/05/2021	923,567,396	1.70
270,000,000	United States Cash Management Bill	0.095%	01/06/2021	269,892,412	0.50
764,000,000	United States Treasury Bill	0.018%	05/01/2021	763,998,509	1.41
695,000,000	United States Treasury Bill	0.036%	07/01/2021	694,995,775	1.28
172,000,000	United States Treasury Bill	0.080%	12/01/2021	171,995,796	0.32
893,700,000	United States Treasury Bill	0.068%	14/01/2021	893,677,894	1.65
2,171,300,000	United States Treasury Bill	0.075%	19/01/2021	2,171,218,470	4.00
1,300,700,000	United States Treasury Bill	0.071%	21/01/2021	1,300,648,398	2.40
1,203,200,000	United States Treasury Bill	0.079%	26/01/2021	1,203,133,851	2.22
884,200,000	United States Treasury Bill	0.073%	28/01/2021	884,151,592	1.63
3,094,600,000	United States Treasury Bill	0.076%	02/02/2021	3,094,391,085	5.70
3,074,600,000	United States Treasury Bill	0.093%	04/02/2021	3,074,330,768	5.66
1,773,000,000	United States Treasury Bill	0.074%	09/02/2021	1,772,857,357	3.27
725,000,000	United States Treasury Bill	0.080%	16/02/2021	724,925,891	1.34
1,039,210,000	United States Treasury Bill	0.094%	23/02/2021	1,039,065,817	1.91
2,232,900,000	United States Treasury Bill	0.094%	02/03/2021	2,232,549,115	4.11
914,555,000	United States Treasury Bill	0.085%	04/03/2021	914,421,334	1.68
609,440,000	United States Treasury Bill	0.098%	09/03/2021	609,329,014	1.12
693,300,000	United States Treasury Bill	0.093%	01/04/2021	693,138,667	1.28
242,800,000	United States Treasury Bill	0.105%	08/04/2021	242,731,475	0.45
601,200,000	United States Treasury Bill	0.087%	15/04/2021	601,049,713	1.11
643,200,000	United States Treasury Bill	0.091%	22/04/2021	643,019,963	1.18
547,010,000	United States Treasury Bill	0.103%	13/05/2021	546,804,209	1.01
564,100,000	United States Treasury Bill	0.100%	20/05/2021	563,882,193	1.04
405,900,000	United States Treasury Bill	0.090%	27/05/2021	405,751,846	0.75
786,100,000	United States Treasury Bill	0.090%	03/06/2021	785,799,317	1.45
935,000,000	United States Treasury Bill	0.083%	17/06/2021	934,640,304	1.72
565,000,000	United States Treasury Bill	0.089%	24/06/2021	564,757,736	1.04
1,250,000,000	United States Treasury Bill	0.100%	01/07/2021	1,249,371,522	2.30
1,883,600,000	United States Treasury Floating Rate Note	0.152%	31/01/2021	1,883,683,055	3.47
1,697,071,000	United States Treasury Floating Rate Note	0.124%	30/04/2021	1,697,657,592	3.13
570,000,000	United States Treasury Floating Rate Note	0.108%	31/07/2021	570,673,737	1.05
200,000,000	United States Treasury Floating Rate Note	0.100%	31/10/2021	200,487,849	0.37
120,785,000	United States Treasury Inflation Indexed Bonds	0.145%	15/01/2021	120,831,027	0.22
69,000,000	United States Treasury Note/Bond	0.093%	28/02/2021	69,114,761	0.13
933,000,000	United States Treasury Note/Bond	0.101%	28/02/2021	936,606,308	1.73
16,120,000	United States Treasury Note/Bond	0.107%	30/06/2021	16,202,039	0.03
25,500,000	United States Treasury Note/Bond	0.141%	30/06/2021	25,753,008	0.05
143,620,000	United States Treasury Note/Bond	0.121%	15/07/2021	145,567,692	0.27
33,600,000	United States Treasury Note/Bond	0.112%	31/07/2021	33,799,459	0.06
62,000,000	United States Treasury Note/Bond	0.122%	31/08/2021	62,418,118	0.12
16,300,000	United States Treasury Note/Bond	0.128%	31/08/2021	16,450,307	0.03
32,400,000	United States Treasury Note/Bond	0.130%	31/08/2021	32,807,224	0.06
政府発行債合計				46,069,438,877	84.89
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている 譲渡性のある有価証券合計				46,069,438,877	84.89

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表（続き）
 2020年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 ^(c) 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券					
	三者間レボ取引				
2,000,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	0.080%	04/01/2021	2,000,000,000	3.69
100,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	0.080%	04/01/2021	100,000,000	0.18
1,850,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	0.080%	19/01/2021	1,850,000,000	3.41
98,100,000	BofA Securities Repo ^(d)	0.060%	04/01/2021	98,100,000	0.18
500,000,000	Citigroup Global Markets Inc Repo ^(d)	0.060%	04/01/2021	500,000,000	0.92
300,000,000	Credit Agricole CIB Repo ^(d)	0.050%	04/01/2021	300,000,000	0.55
107,061,590	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	107,061,590	0.20
496,325,610	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	496,325,610	0.91
198,530,244	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	198,530,244	0.37
99,901,019	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	99,901,019	0.18
499,505,095	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	499,505,095	0.92
497,721,395	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	497,721,395	0.92
447,949,256	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	447,949,255	0.83
147,481,908	Norges Bank Repo ^(d)	0.070%	04/01/2021	147,481,908	0.27
500,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp Repo ^(d)	0.060%	04/01/2021	500,000,000	0.92
三者間レボ取引合計				7,842,576,116	14.45
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている 以外の譲渡性のある有価証券合計				7,842,576,116	14.45
投資有価証券合計				53,912,014,993	99.34

	公正価値 ^(c) 米ドル	純資産比率 %	公正価値 ^(c) 米ドル	純資産比率 %
投資合計	2020年12月31日現在	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在	2019年12月31日現在
政府発行債合計	46,069,438,877	84.89	29,180,519,479	71.30
三者間レボ取引合計	7,842,576,116	14.45	10,593,000,000	25.88
その他の資産および負債	358,143,394	0.66	1,152,154,443	2.82
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	54,270,158,387	100.00	40,925,673,922	100.00

(a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付証券については現行の金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表しており、1年を360日として計算されている。

(b) 満期日は、有価証券に記載された日、または各有価証券の法定償還日のいずれかを表している。

(c) 満期までの残存日数が75日以内または時価評価額との乖離が10bps未満の有価証券は、償却原価で評価される。

(d) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年4月末日現在)

	千米ドル（d、eを除く）	百万円（d、eを除く）
a 資産総額	378,211	41,199
b 負債総額	145	16
c 純資産総額（a - b）	378,066	41,183
d 発行済口数	37,806,605,880口	
e 1口当たり純資産価格（c / d）	0.01米ドル	1.0893円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、
タウンゼンド・ストリート 43、ジョージズ・キー・ハウス

日本の受益者については、ファンド受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（ロ）受益者集会

信託証書の規定に従い受益者集会が開催されることがある。

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる（米国外で開催される。）。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。挙手においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、各自一議決権を有する。投票においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、その保有する各受益証券につき一議決権を有する。各受益者は、各受益証券1口につき一議決権が付与されている。

異なるポートフォリオ受益証券の受益者の個々の権利と利益を考慮し、(a) 管理会社が、一つのポートフォリオの受益証券にのみ影響すると判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(b) 管理会社が、複数のポートフォリオの受益証券に影響するが、各々のポートフォリオの受益証券にかかる受益者間に利益相反を生じないと判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる単一受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(c) 管理会社が、複数のポートフォリオに影響し、各々のポートフォリオにかかる受益者間に利益相反を生じまたは生じうると判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる受益者による単一の受益者集会における可決に代えて、当該ポートフォリオにかかる受益者による個別の受益者集会において可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。(d) 上記の受益者集会について、信託証書の別紙のすべての規定は、受益証券および受益者に関する言及をそれぞれ当該クラスまたは特定の受益証券および当該クラスまたは特定の暫時の受益者に関する言及であるものとして、準用される。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、方針変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 株式資本の額

授權資本金は、一株当たり 1 ユーロの普通株式1,000億株に分割される1,000億ユーロおよび一株当たり 1 米ドルの普通株式1,000億株に分割される1,000億米ドルである。2021年 4 月末日現在、払込済資本金は2,500万米ドル（約27.23億円）および 2 ユーロ（約264円）であり、発行済口数は25,000,002口である。

管理会社の資本金の額の増減は以下のとおりである。

2018年 3 月20日現在	2 ユーロ
2018年12月19日現在	2,500万米ドルおよび 2 ユーロ
2021年 4 月末日現在	2,500万米ドルおよび 2 ユーロ

(2) 会社の機構

管理会社の取締役が管理会社の経営管理に責任を負う。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

1 名以上の取締役が管理会社を運営する。取締役は株主の決議によって選任される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、2 名または取締役が随時決定する人数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において 2 票の投票権を有するが、議事の定足数に 2 名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は2018年 3 月20日に設立され、アイルランド中央銀行により、UCITS 規則に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、米ドル・ポートフォリオに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011 / 61 / E Uに定義される）としての業務を行う。

管理会社はファンドおよび米ドル・ポートフォリオの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細はファンドの英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を副販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、米ドル・ポートフォリオの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託先、従業員および臨時従業員（それぞれを「管理会社被補償者」という。）は、信託証書に基づく管理会社の職務の遂行および／または管理会社の権限の行使（投資顧問会社または他の委託先に対する管理会社の職務および権限の一部もしくは全部の委託を含むがこれに限定されない。）からまたはこれに関連して生じる関連ある管理会社被補償者が直接的または間接的に被るまたは負担する訴訟行為、費用、手数料、損失、損害および経費（弁護士報酬および経費を含む。）を含むがこれらに限定することなく、関連ある管理会社被補償者が負担または被るすべての要求、訴訟行為、係争、損失、損害、負債、費用および経費についてファンドから補償され、免責される。ただし、管理会社または関連する管理会社被補償者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

故意による懈怠、詐欺行為または過失が存在しない場合、管理会社は、受託会社、ファンド、投資顧問会社または受益者に対して、信託証書に基づく管理会社の行為の結果、生じる損失に責任を負わない。

管理会社は、直接的に日本における販売会社として行為するか、一もしくは複数の日本における販売会社を任命することができる。受益証券の販売は、管理会社および日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は、管理会社の関係会社である場合もない場合もあり、管理会社によってその裁量により随時任命される。

2021年4月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2021年4月末日現在の数値（推定値を含む。）である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	392,637,509米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	3	963,819,451米ドル
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	480,068,157米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	9	1,409,919,806米ドル
	投資信託	1	786,849,049オーストラリア・ドル
		2	15,483,981,101ユーロ
		3	19,581,899,099英ポンド
		2	1,235,870,952円
		12	86,444,424,140米ドル
ルクセンブルグ	プライベート・エクイティ	21	3,823,618,158米ドル
	投資信託	7	7,579,900,659ユーロ
		1	32,349,806英ポンド
		2	3,289,615,567円
		1	2,031,475,082ノルウェー・クローネ
		68	61,053,021,936米ドル

3【管理会社の経理状況】

a．管理会社の直近２事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書きの規定を適用して、アイルランドにおける法令に準拠して管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

上記原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2021年４月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.93円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
損益計算書

2020年12月31日終了年度

	注	2020年12月31日終了年度		2019年12月31日終了年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
売上		780,077	84,973,788	655,099	71,359,934
受取利息および類似収益	4	305	33,224	841	91,610
一般管理費	6	(774,780)	(84,396,785)	(652,312)	(71,056,346)
営業利益および税引前利益		5,602	610,226	3,628	395,198
利益にかかる税額	7	(776)	(84,530)	(476)	(51,851)
当期利益		4,826	525,696	3,152	343,347

当社の営業利益は、継続事業から生じたものである。

当社は、上記に表示された当期損益計算書に計上されている損益以外の損益を認識していないため、別個の包括利益計算書を掲載していない。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド

貸借対照表

2020年12月31日現在

注	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
流動資産				
銀行預金および手許現金	118,155	12,870,624	45,632	4,970,694
債権	172,899	18,833,888	135,452	14,754,786
	291,054	31,704,512	181,084	19,725,480
債務：1年以内に期限が到来する金額	(258,076)	(28,112,219)	(152,932)	(16,658,883)
純流動資産および純資産	32,978	3,592,294	28,152	3,066,597
資本金および準備金				
払込資本金	25,000	2,723,250	25,000	2,723,250
利益剰余金	7,978	869,044	3,152	343,347
株主持分合計	32,978	3,592,294	28,152	3,066,597

本財務書類は、2021年3月24日に取締役会で承認され、取締役会を代表して以下の取締役により署名された。

（署名）
バーバラ・ヒーリー
取締役

（署名）
ジャクリーン・オコナー
取締役

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド

株主資本等変動計算書2020年12月31日終了年度

	払込資本金		利益剰余金		株主持分合計	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
2018年12月31日現在残高	25,000	2,723,250	-	-	25,000	2,723,250
当期利益	-	-	3,152	343,347	3,152	343,347
2019年12月31日現在残高	25,000	2,723,250	3,152	343,347	28,152	3,066,597
当期利益	-	-	4,826	525,696	4,826	525,696
2020年12月31日現在残高	25,000	2,723,250	7,978	869,044	32,978	3,592,294

2020年12月31日終了年度および2019年12月31日終了年度に支払われた配当金はなかった。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド

財務書類に対する注記 - 2020年12月31日

1. 基本情報

当社は非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立され、本拠地としている。その登記上の所在地は、アイルランド、2 ダブリン、セント・ステイブンス・グリーン47-49である。

直接の親会社は、アメリカ合衆国において設立され、本拠地としているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・エルエルシーである。

最終の親会社および連結財務書類が作成されている最小単位かつ最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国において設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。その連結財務書類の写しは、アメリカ合衆国、10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200のインベスター・リレーションズ、またはwww.goldmansachs.com/shareholders から入手することができる。

2. 重要な会計方針の要約

a. 作成基準

当社は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計慣行（以下「アイルランドG A A P」という。）に基づき財務書類を作成している。

取締役会は当社が予測可能な将来において営業活動を行う事業体として存続できると考えているため、本財務書類は、継続企業の前提に基づき作成されている。本財務書類は、取得原価主義に基づき、また財務報告基準第101号「簡易化された開示のフレームワーク」（以下「F R S第101号」という。）および2014年会社法を含むアイルランドの法律に準拠して作成されている。

F R S第101号に準拠した本財務書類の作成において、E Uが採用した国際財務報告基準（以下「I F R S」という。）の開示要件から以下の免除規定が適用されている。

() I F R S第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および46項から52項。これらの項目はグループ・インクの連結財務書類において開示されている。

() I F R S第7号「金融商品：開示」

() I F R S第13号「公正価値測定」第91項 - 99項

() I F R S第15号「顧客との契約から生じる収益」第110項第2文、ならびに113(a)項、114項、115項、118項、119(a)項から(c)項、120項から127項、および129項

() I A S第1号「財務諸表の表示」第79(a)()項に関する比較情報を表示するI A S第1号「財務諸表の表示」第38項

() I A S第1号「財務諸表の表示」第10(f)項、16項および40A - D項

() I A S第7号「キャッシュ・フロー計算書」

() I A S第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」第30項および31項

() I A S第24号「関連当事者についての開示」第17項

() I A S第24号「関連当事者についての開示」のうちG Sグループ内で完全所有されている会社との取引の開示要件

b. 収益認識

当社は、投資運用サービスに関する顧客との契約から稼得した収益をI F R S第15号に基づき会計処理している。このため、これらのサービスからの収益は、対象取引に関連する履行義務が完了した時点で認識される。

当社が取引の当事者本人である場合、当社は、履行義務の一部または全部を充足するために発生した費用を控除せずに、総額で、顧客との契約からの収益を認識している。当社が顧客にサービスを提供する主たる義務を負っている場合、当社は当該取引の当事者本人である。当社は、履行義務を自ら充足することもあれば、他のG Sグループ会社に当社に代わって履行義務の一部または全部を充足させることもある。こうした収益は売上に認識され、発生した費用は一般管理費に認識される。

売上は、当社が管理会社報酬、およびポートフォリオの管理などのサービスの提供の本人であるが、最終的には当該サービスの提供を再委託する取決めに関連した収益を表す。売上は、関連サービスが提供される期間にわたって発生主義で認識される。

c．配当金

最終配当金は、負債として認識され、配当金が当社の株主によって承認された期間において株主持分から減額される。期中配当金は、支払時に認識され、株主持分から減額される。

d．外貨

当社の財務書類は、当社の機能通貨でもある米ドルで表示されている。

外貨建て取引は、取引発生日における為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。為替差損益は損益計算書に認識される。

e．銀行預金および手許現金

この項目には、銀行預金および手許現金、ならびに通常の事業過程において保有されている流動性の高い預金が含まれる。

f．金融資産および金融負債

() 認識および認識の中止

金融資産および金融負債は、金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識される。

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社が当該金融資産を譲渡し、a) 当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しているか、またはb) 当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしておらず、当社が支配を保持していない場合に、認識が中止される。金融負債は、当該金融負債が消滅した場合（すなわち、契約中に特定された債務が免責された場合、取り消された場合または失効した場合）にのみ、認識が中止される。

() 分類および測定

当社は、金融資産の管理に関する当社の事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づき、金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類している。事業モデルは、当社が将来キャッシュ・フローを生み出すために特定の資産グループをどのように管理しているのかを反映している。契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有する事業モデルの場合、当社はその後、当該キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表しているかどうかを評価する。

契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有され、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表す金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されていない限り、償却原価で測定する。当社は、キャッシュ・フローが基本的な融資の取決めを表しているかどうかを検討し、契約条件によって、基本的な融資の取決めと整合しないリスクまたはボラティリティに対するエクスポージャーがもたらされる場合、当該金融資産は、純損益を通じて公正価値で分類および測定される。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定される。実効金利法とは、金融商品の償却原価を算定し、関連期間にわたって受取利息を配分する方法である。実効金利とは、金融資産の予想残存期間または適切な場合にはよりも短い期間を通じて、将来の現金受取額の見積りを当該金融資産の正味帳簿価額まで正確に割り引く率である。実効金利を計算する際に、当社は当該金融資産のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積っているが、将来の信用損失は考慮していない。すべての金融収益は損益計算書に認識される。

当社は、金融負債を償却原価で測定する金融負債に分類している。この分類は当初認識時に決定されるが、当該金融商品が取得または組成された目的に応じて行われる。

償却原価で測定する金融負債は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初認識され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定される（上記参照）。発行時に認められた割引を含む金融費用は、損益計算書に計上される。

()金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、以下の場合に相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

()現在、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、かつ

()当該資産と当該負債を純額で決済するか、または当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行うことを意図している。

これらの条件が満たされない場合は、金融資産および金融負債は貸借対照表に総額で表示される。

g. 当期税金および繰延税金

当年度の税金費用は、当期税金および繰延税金で構成されている。税金は損益計算書に認識される。

当期税金は、当社が営業活動を行い課税所得を得た国にて貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税法に基づき計算される。

繰延税金は、将来においてより多くの税金を支払う義務またはより少ない税金を支払う権利をもたらす取引または事象が貸借対照表日までに発生した場合、発生済みで同日現在において解消していないすべての一時差異に関して認識される。ただし、以下の場合を例外とする。

()繰延税金資産は、対象となる一時差異の将来における解消を控除できる適切な課税所得がある可能性が50%超であると取締役が考えている範囲でのみ認識される。

()繰延税金は、割引前の金額を基礎として、貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税率および税法に基づき、一時差異が解消する期間に適用が予想される税率を用いて測定される。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成において、経営者は、財務書類に認識される金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。見積りの性質により、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。経営者は、本財務書類に認識されている金額に重大な影響を及ぼす見積りまたは判断はなかったと考えている。

4. 受取利息および類似収益

	2020年12月31日 終了年度	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
翌日物預金に係る利息	305	841
	305	841

５．取締役報酬

当社の取締役報酬は以下の表のとおりである。

	2020年12月31日 終了年度	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
報酬総額：		
適格サービスに対して	1,203	939
	1,203	939

上記の金額は、４名（2019年度：４名）の執行権のない取締役および２名（2019年度：２名）の執行権を有する取締役に支払われた報酬に関連している。確定拠出制度に関して２名（2019年度：２名）の取締役に対して当社が行った拠出は、29,768米ドル（2019年度：28,200米ドル）であった。

６．一般管理費

	2020年12月31日 終了年度	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
再委託した業務に関してグループ会社によって請求される報酬	637,223	521,747
再委託した業務に関してグループ外の当事者によって請求される報酬	31,333	28,973
取引に基づく費用	85,581	83,967
グループ会社によって請求される管理報酬（注記 a 参照）	15,338	13,976
直接人件費	3,576	1,680
その他の費用	1,729	1,969
	774,780	652,312

a．グループ会社によって請求される管理報酬は、営業および管理サポート、ならびにグループ会社による管理業務に関連している。

当期の監査人報酬30,000ユーロ（費用を含み、V A Tを除く）（2019年度：20,000ユーロ）は、その他の費用に含まれており、当社の財務書類監査に関連している。法定監査人は、当期において、税務助言業務に対しても6,750ユーロ（2019年度：14,000ユーロ）を受領した。その他に提供された業務はなかった。

当期の執行取締役を含む平均月次従業員数は20名（2019年度：８名）であった。

7. 利益にかかる税額

a. 当期費用の内訳

	2020年12月31日 終了年度	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
当期税金		
アイルランド法人税（12.5％）	716	485
過年度に関する調整	96	-
経常的な事業活動からの利益にかかる税金費用 （注記6(b)参照）	812	485
繰延税金		
その他の一時差異	(21)	(9)
過年度に関する調整	(15)	-
繰延税金合計（注記8参照）	(36)	(9)
経常的な事業活動からの利益にかかる税額合計	776	476

b. 当期税金費用に影響を及ぼす要因

	2020年12月31日 終了年度	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
経常的な事業活動からの税引前利益	5,602	3,628
経常的な事業活動からの利益にアイルランド法人税の標準税率 （12.5％）を乗じた額	700	453
永久差異	-	7
過年度に関する調整	81	-
為替差額	(5)	16
当期税金費用	776	476

c. 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要因

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5％である。

8．繰延税金：一時差異の発生および解消

	2020年12月31日 終了年度	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
繰延税金残高の内訳：		
その他の一時差異	48	9
	48	9
繰延税金残高の増減は以下のとおりであった。		
2019年12月31日現在	9	-
当期損益計算書への / からの振替	36	9
為替差額	3	-
2020年12月31日現在	48	9

9．債権

債権は、すべて貸借対照表日から1年以内に期限が到来するが、その内訳は以下のとおりである。

	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
	千米ドル	千米ドル
顧客に対する債権	172,588	129,381
グループ会社に対する債権	93	5,989
その他の債権	170	73
繰延税金	48	9
	172,899	135,452

10．債務：1年以内に期限が到来する金額

	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
	千米ドル	千米ドル
グループ会社に対する債務	224,127	113,222
未払費用	31,077	39,244
グループ会社間の借入	2,872	-
未払法人税	-	466
	258,076	152,932

11. 資本金

	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在	
	株式数	千米ドル	株式数	千米ドル
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>				
額面 1 米ドルの普通株式	25,000,000	25,000	25,000,000	25,000
額面 1 ユーロの普通株式	2	-	2	-

2018年12月19日、当社は、直接の親会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・エルエルシーに対して、1米ドルの普通株式25,000,000株を額面で発行した。

12. 財務コミットメントおよび偶発債務

当社には、期末現在において、財務コミットメントまたは偶発債務はなかった（2019年12月31日現在：ゼロ米ドル）。

13. 後発事象

本財務書類承認日までの当社に影響を与える後発事象はなかった。

14. 金融リスク管理および資本管理

当社は、継続的に資本のモニタリングを行っている。当社の目的は、当社のリスク・エクスポージャーと比較して、その資本基盤の金額および構成の観点から健全な自己資本を維持することである。自己資本の適切な水準および構成は、当社の現在および将来における規制上の自己資本要件、当社の資本計画の結果、ならびに金融市場における事業環境などのその他の要因を含む様々な要因によって決定される。

2020年度において、当社はアイルランド中央銀行が定めた自己資本要件を遵守していた。

取締役は、当社の金融リスクの中で最も重要な要素は市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクであると考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続を順守している。

a. 市場リスク

市場リスクとは、市況の変化に伴い当社の金融資産および金融負債の価値に損失が生じるリスクである。リスクは、強力な全社的監督ならびに当社の事業全般にわたる独立した統制およびサポート機能を通じて、モニタリングおよび管理される。当社に関連する市場リスクは、金利リスクおよび通貨リスクである。

金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率、金利のボラティリティならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる。

通貨リスクは、直物価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動から生じる。

当社は、当社の状況に適切な範囲で、経済的ヘッジを設定することにより、G Sグループのリスク管理方針の一環として、金利リスクおよび通貨リスクを管理している。

当期において、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な大流行が発生した。世界中の金融市場がCOVID-19の感染拡大によって生じた大幅なボラティリティを経験しており、またそれが継続する可能性がある。COVID-19が当社に与える影響は、大流行の期間および継続的な感染拡大を含む将来の動向によって異なると予想される。

b. 信用リスク

信用リスクとは、取引相手先の債務不履行または信用度の悪化に伴い損失を被る可能性を表している。信用リスクは、取引相手先の信用度のレビュー、また該当する場合には、資産に対する対象担保の見直しによって管理されている。当社の信用エクスポージャーは、以下のとおりである。

銀行預金および手許預金 銀行預金および手許預金には、有利子預金と無利子預金の両方が含まれている。損失リスクを軽減するために、当社は、預金の実質的にすべてを高格付の銀行に預け入れている。

債権 当社は、顧客に対する債権およびグループ会社に対する債権からの信用リスクにさらされている。投資ファンドからの報酬は、ファンドのAUMから決済されるが、その信用リスクは僅少であると考えられている。

c．流動性リスク

流動性リスクとは、期限が到来した際に取引相手先に支払を行うための十分な現金または担保を当社が保有していないというリスクである。当社は、当社特有とより広範な業界または市場との両方の流動性事象に対応するために、流動性および資金調達に関するGSグループの包括的かつ保守的な方針に従って、流動性リスクを管理している。

15．金融資産および金融負債

a．分類別の金融資産および金融負債

当期および過年度において、金融資産はすべて、償却原価で測定する金融資産に分類される。当期および過年度において、金融負債はすべて、償却原価で測定する金融負債に分類される。

b．公正価値で測定しない金融資産および金融負債の公正価値

当社は、290.8百万米ドル（2019年12月31日現在：181.0百万米ドル）の流動金融資産および257.7百万米ドル（2019年12月31日現在：152.3百万米ドル）の流動金融負債を保有しており、そのすべてについて、公正価値で測定していない。これらの金融商品は短期的な性質であるため、貸借対照表上の金融資産および金融負債の帳簿価額は、公正価値の合理的な近似値である。

c．金融負債の満期日

金融負債はすべて、貸借対照表日から1ヶ月以内に期限が到来する。

16．財務書類の承認

本財務書類は、2021年3月24日に取締役会によって承認された。

（２）【損益計算書】

損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目の記載を参照のこと。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT****for the year ended 31 December 2020**

	Note	Year ended 31 December 2020 US\$'000	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Turnover		780,077	655,099
Interest receivable and similar income	4	305	841
Administrative expenses	6	(774,780)	(652,312)
OPERATING PROFIT AND PROFIT BEFORE TAXATION		5,602	3,628
Tax on profit	7	(776)	(476)
PROFIT FOR THE FINANCIAL YEAR		4,826	3,152

The operating profits of the company are derived from continuing operations.

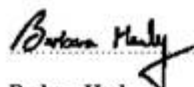
The company has no recognised gains and losses other than those included in the profit and loss account for the year shown above and therefore no separate statement of comprehensive income has been presented.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**BALANCE SHEET****as at 31 December 2020**

	Note	31 December 2020 US\$'000	31 December 2019 US\$'000
CURRENT ASSETS			
Cash at bank and in hand		118,155	45,632
Debtors	9	172,899	135,452
		<u>291,054</u>	<u>181,084</u>
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR	10	<u>(258,076)</u>	<u>(152,932)</u>
NET CURRENT ASSETS AND NET ASSETS		<u>32,978</u>	<u>28,152</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	11	25,000	25,000
Profit and loss account		7,978	3,152
TOTAL SHAREHOLDER'S FUNDS		<u>32,978</u>	<u>28,152</u>

The financial statements were approved by the Board of Directors on 24 March 2021 and signed on its behalf by:



Barbara Healy

Director



Jacqueline O'Connor

Director

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY****for the year ended 31 December 2020**

	Called up share capital	Profit and loss account	Total shareholders' funds
	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Balance at 31 December 2018	25,000	-	25,000
Profit for the financial year	-	3,152	3,152
Balance at 31 December 2019	25,000	3,152	28,152
Profit for the financial period	-	4,826	4,826
Balance at 31 December 2020	25,000	7,978	32,978

No dividends were paid for the years ended 31 December 2020 or 31 December 2019.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020

1. GENERAL INFORMATION

The company is a private limited company and is incorporated and domiciled in Ireland. The address of its registered office is 47-49 St. Stephen's Green, Dublin 2, Ireland.

The immediate parent undertaking is Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C., a company incorporated and domiciled in the United States of America.

The ultimate parent undertaking and the parent company of the smallest and largest group for which consolidated financial statements are prepared is The Goldman Sachs Group, Inc., a company incorporated in the United States of America. Copies of its consolidated financial statements can be obtained from Investor Relations, 200 West Street, New York, NY 10282, United States of America, or at www.goldmansachs.com/shareholders.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

a. Basis of preparation

The company prepares financial statements under Irish Generally Accepted Accounting Practices (Irish GAAP).

The financial statements have been prepared on the going concern basis as the Directors are of the view that the Company can continue in operational existence for the foreseeable future. The financial statements have been prepared under the historical cost convention and in accordance with Financial Reporting Standard 101 Reduced Disclosure Framework (FRS 101) and Irish law, including the Companies Act 2014.

The following exemptions from the disclosure requirements of International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the EU have been applied in the preparation of these financial statements in accordance with FRS 101:

- (i) IFRS 2 'Share-based Payment' paragraph 45(b) and 46 to 52. These disclosures are provided in the consolidated financial statements of Group Inc.;
- (ii) IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures';
- (iii) IFRS 13 'Fair Value Measurement' paragraphs 91-99;
- (iv) IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' second sentence of paragraph 110 and paragraphs 113(a), 114, 115, 118, 119(a) to (c), 120 to 127 and 129;
- (v) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 38 to present comparative information in respect of IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 79(a)(iv);
- (vi) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 10(f), 16, and 40A-D;
- (vii) IAS 7 'Statement of Cash Flows';
- (viii) IAS 8 'Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors' paragraphs 30 and 31;
- (ix) IAS 24 'Related Party Disclosures' paragraph 17; and
- (x) IAS 24 'Related Party Disclosures' requirements to disclose transactions with companies also wholly owned within GS Group.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020****2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****b. Revenue recognition**

The company accounts for revenues earned from contracts with clients for investment management services under IFRS 15. As such, revenues from these services are recognised when performance obligations related to the underlying transactions are completed.

If the company is principal to the transaction, the company recognises revenue on contracts with clients, gross of expenses incurred to satisfy some or all of its performance obligations. The company is principal to the transaction if it has the primary obligation to provide the service to the client. The company satisfies the performance obligation by itself, or by engaging other GS Group entities to satisfy some or all of its performance obligations on its behalf. Such revenue is recognised in turnover and expenses incurred are recognised in administrative expenses.

Turnover represents management company fees and revenues associated with arrangements where the company is principal to providing services but ultimately sub-delegates provision of these services, such as portfolio management. It is recognised on an accruals basis over the period that the related service is provided.

c. Dividends

Final equity dividends are recognised as a liability and deducted from equity in the period in which the dividends are approved by the company's shareholder. Interim equity dividends are recognised and deducted from equity when paid.

d. Foreign currencies

The company's financial statements are presented in U.S. dollars, which is also the company's functional currency.

Transactions denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the date the transaction occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling at the balance sheet date. Foreign exchange gains and losses are recognised in the profit and loss account.

e. Cash at bank and in hand

This includes cash at bank and in hand and highly liquid deposits held in the ordinary course of business.

f. Financial assets and financial liabilities**(i) Recognition and derecognition**

Financial assets and financial liabilities are recognised when the company becomes party to the contractual provisions of the instrument.

A financial asset is derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or if the company transfers the financial asset and either a) substantially all the risk and rewards of ownership, or b) neither transfers nor retains substantially all the risk and rewards of ownership and the company does not retain control of that financial asset. A financial liability is derecognised only when it is extinguished (i.e. when the obligation specified in the contract is discharged, is cancelled or expires).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020****2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****f. Financial assets and financial liabilities (continued)****(ii) Classification and measurement**

The company classifies its financial assets as financial assets measured at amortised cost on the basis of both the company's business model for managing financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The business model reflects how the company manages particular groups of assets in order to generate future cash flows. Where the business model is to hold the assets to collect contractual cash flows, the company subsequently assesses whether the cash flows represent solely payments of principal and interest.

Financial assets that are held for the collection of contractual cash flows and have cash flows that represent solely payments of principal and interest are measured at amortised cost, unless they are designated at fair value through profit or loss. The company considers whether the cash flows represent basic lending arrangements and where contractual terms introduce exposure to risk or volatility inconsistent with a basic lending arrangement the financial asset is classified and measured at fair value through profit or loss.

Financial assets at amortised cost are initially measured at fair value plus transaction costs and subsequently at amortised cost using the effective interest method. The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of a financial instrument and allocating the interest income over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset or, when appropriate, a shorter period to the net carrying amount of the financial asset. When calculating the effective interest rate, the company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial asset but does not consider future credit losses. All finance income is recognised in the profit and loss account.

The company classifies its financial liabilities as financial liabilities measured at amortised cost. The classification, which is determined at initial recognition, depends on the purpose for which they were acquired or originated.

Financial liabilities measured at amortised cost are initially recognised at fair value plus transaction costs and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method (see above). Finance costs, including discounts allowed on issue, are recorded in the profit and loss account.

(iii) Offsetting financial assets and financial liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the balance sheet where there is:

- (i) Currently a legally enforceable right to set off the recognised amounts; and
- (ii) Intent to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Where these conditions are not met, financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis on the balance sheet.

g. Current and deferred tax

The tax expense for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the profit and loss account.

Current tax is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date in the countries where the company operates and generates taxable income.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020****2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****g. Current and deferred tax (continued)**

Deferred tax is recognised in respect of all temporary differences that have originated, but not reversed at the balance sheet date, where transactions or events have occurred by that date that will result in an obligation to pay more tax or a right to pay less tax in the further with the following exceptions:

- (i) Deferred tax assets are recognised only to the extent that the directors consider that it is more likely than not that there will be suitable taxable profits from which the future reversal of the underlying temporary differences can be deducted.
- (ii) Deferred tax is measured on an undiscounted basis at the tax rates that are expected to apply in the periods in which temporary differences reverse, based on tax rates and laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

The preparation of financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in these financial statements. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. In the opinion of management, there were no estimates or judgements made that had a significant effect on amounts recognised in the financial statements.

4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	Year ended 31 December 2020 US\$'000	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Interest on overnight deposits	305	841
	305	841

5. DIRECTORS' EMOLUMENTS

The table below presents the company's director's emoluments:

	Year ended 31 December 2020 US\$'000	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Aggregate emoluments:		
For qualifying services	1,203	939
	1,203	939

The amounts included above relate to emoluments paid to four (2019: four) non-executive directors and to two (2019: two) executive directors. Company contributions made for two (2019: two) directors in respect of defined contribution schemes were US\$29,768 (2019: US\$28,200).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020****6. ADMINISTRATIVE EXPENSES**

	Year ended 31 December 2020 US\$'000	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Fees charged by group undertakings for sub-delegated functions	637,223	521,747
Fees charged by external parties for sub-delegated functions	31,333	28,973
Transaction based expenses	85,581	83,967
Management fees charged by group undertakings (note a)	15,338	13,976
Direct costs of employment	3,576	1,680
Other expenses	1,729	1,969
	774,780	652,312

- a. Management fees charged by group undertakings relate to operational and administrative support, and management services received from group undertakings.

Auditors' remuneration for the current period of €30,000 (including expenses and excluding VAT) is included in other expenses and relates to the audit of the entity financial statements (2019: €20,000). The statutory auditors also received €6,750 for tax advisory services during the period (2019: €14,000). There were no other services provided.

The average monthly number of employees, including executive Directors, during the year was 20 (2019: 8).

7. TAX ON PROFIT**a. Analysis of charge for the period:**

	Year ended 31 December 2020 US\$'000	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Current Tax		
Irish corporation tax at 12.5%	716	485
Adjustments in respect of prior periods	96	-
Tax charge on profit on ordinary activities (See note 6(b))	812	485
Deferred tax		
Other timing differences	(21)	(9)
Adjustments in respect of prior periods	(15)	-
Total deferred tax (see note 8)	(36)	(9)
Total tax on profit on ordinary activities	776	476

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020****7. TAX ON PROFIT (CONTINUED)****b. Factors affecting the tax charge for the current period:**

	Year ended 31 December 2020 US\$'000	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Profit on ordinary activities before tax	5,602	3,628
Profit on ordinary activities at standard Irish corporation tax rate (12.5%)	700	453
Permanent differences	-	7
Adjustments in respect of prior periods	81	-
Exchange differences	(5)	16
Current tax charge for the period	776	476

c. Factors that may affect future tax charges:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax.

8. DEFERRED TAX: ORIGINATION & REVERSAL OF TIMING DIFFERENCES

	Year ended 31 December 2020 US\$'000	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Deferred tax balance comprises:		
Other timing differences	48	9
	48	9
 The movements in the deferred tax balance were as follows:		
As at 31 December 2019	9	-
Transfer to/from the profit and loss account for the period	36	9
Exchange differences	3	-
As at 31 December 2020	48	9

9. DEBTORS

Debtors, all of which are due within one year of the balance sheet date, comprise:

	31 December 2020 US\$'000	31 December 2019 US\$'000
Amounts due from customers	172,588	129,381
Amounts due from group undertakings	93	5,989
Other debtors	170	73
Deferred tax	48	9
	172,899	135,452

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020****10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR**

	31 December 2020	31 December 2019
	US\$'000	US\$'000
Amounts due to group undertakings	224,127	113,222
Accruals	31,077	39,244
Intercompany borrowings	2,872	-
Corporation tax payable	-	466
	<u>258,076</u>	<u>152,932</u>

11. SHARE CAPITAL

	31 December 2020	31 December 2019
	No. US\$'000	No. US\$'000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>		
Ordinary shares of US\$1 each	25,000,000 25,000	25,000,000 25,000
Ordinary shares of €1 each	2 -	2 -

On 19 December 2018, the company issued 25,000,000 ordinary shares of US\$1 at par to Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C., the immediate parent undertaking.

12. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

The company had no financial commitments or contingencies outstanding at period end (31 December 2019: US\$ nil).

13. POST BALANCE SHEET EVENTS

There were no subsequent events affecting the company up to the date of approval of the financial statements.

14. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT

The company monitors its capital on an ongoing basis. The company's objective is to be prudently capitalised in terms of the amount and composition of its equity base compared to the company's risk exposures. The appropriate level and composition of its equity capital is determined by multiple factors including the company's current and future regulatory capital requirements, the results of the company's capital planning and other factors such as the business environment in the financial markets.

During 2020, the company was in compliance with the capital requirements set by the Central Bank of Ireland.

The directors consider that the most important components of the company's financial risk are market risk, credit risk and liquidity risk. The company, as part of a global group, adheres to global risk management policies and procedures.

a. Market Risk

Market risk is the risk of loss in the value of the company's financial assets and financial liabilities due to changes in market conditions. Risks are monitored and controlled through strong firmwide oversight and independent control and support functions across the company's business. Relevant market risks for the company are interest rate risk and currency risk.

Interest rate risk results from exposures to changes in level, slope and curvature of yield curves, volatilities of interest rates and credit spreads.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2020

14. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT (CONTINUED)

a. Market Risk (continued)

Currency risk results from changes in spot prices, forward prices and volatilities in currency rates.

The company manages its interest rate and currency risk as part of GS Group's risk management policy, by establishing economic hedges as appropriate to the circumstances of the company.

During the year, an outbreak of a novel strain of coronavirus (COVID-19) emerged globally. Global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of COVID-19. The extent of the impact of COVID-19 on the company's performance will depend on future developments, including the duration and continued spread of the outbreak.

b. Credit risk

Credit risk represents the potential for loss due to the default or deterioration in the credit quality of a counterparty. Credit risk is managed by reviewing the credit quality of counterparties and reviewing, if applicable, the underlying collateral against which the assets are secured. The company's credit exposures are:

Cash at bank and in hand – Cash at bank and in hand include both interest-bearing and non-interest-bearing deposits. To mitigate the risk of loss, the company places substantially all of its deposits with highly-rated banks.

Debtors – The company is exposed to credit risk from its amounts due from customers and amounts due from group undertakings. Fees from investment funds are settled from the AUM of the fund, for which the credit risk is considered minimal.

c. Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the company does not have sufficient cash or collateral to make payments to its counterparties as they fall due. The company manages its liquidity risk in accordance with GS Group's comprehensive and conservative set of liquidity and funding policies to address both company specific and broader industry or market liquidity events.

15. FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

a. Financial assets and financial liabilities by category

All financial assets are categorised as financial assets measured at amortised cost in the current and prior periods. All financial liabilities are categorised as financial liabilities measured at amortised cost in the current and prior periods.

b. Fair value of financial assets and financial liabilities not measured at fair value

The company has US\$290.8 million (31 December 2019: US\$181.0 million) of current financial assets and US\$257.7 million (31 December 2019: US\$152.3 million) of current financial liabilities, all of which are not measured at fair value. Given the short-term nature of these instruments, the carrying amounts of the financial assets and financial liabilities on the balance sheet are a reasonable approximation of fair value.

c. Maturity of financial liabilities

All financial liabilities are due within one month of the balance sheet date.

16. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of Directors on 24 March 2021.

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、副販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、ファンドの投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社として行為すること、もしくは他の方法により他の投資信託に投資することができる。従って、事業の過程において、こうした者のいずれかとファンドまたは受益者との間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれは、常に、このような場合において、ファンドに対する自身の義務に配慮するものとする。投資顧問会社、管理会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、ファンドと取引を行うことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉されるように行われるものとし、受益者の最良の利益となるものとする。取引は、（ ）受託会社（受託会社が関係する取引の場合は、管理会社）によって、独立した適格者として認められた者によるかかる取引の証明付評価が得られた場合、または（ ）かかる取引が、組織化された投資取引所において当該取引所の規則に従い最良の条件で実行される場合、または（ ）（ ）もしくは（ ）が実行不可能な場合は、かかる取引が、受託会社（受託会社が関係する取引の場合は、管理会社）が独立当事者間で交渉されたと確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉されたとみなされる。

管理会社は、管理会社の利益相反方針に基づきあらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努める。管理会社が（ ）上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されるための取決めが存在しており、また（ ）期間中に締結された関連当事者との間の取引が上記の義務を果たしていると認められるかという点に関しては、年次報告書および半期報告書に記載されるものとする。

信託証書は、非上場証券の予想実現価額を決定する際、管理事務代行会社は、権限のある者（受託会社の承認を得て、管理会社の取締役によって承認された者）の予想価額を受諾することができる旨規定している。管理会社は評価会社を適格者として任命し、管理事務代行会社は、かかる目的上、評価会社によって提供された予想価額を受諾することができる。投資者は、かかる状況において、証券の予想実現価額が高ければ高いほど管理会社または投資顧問会社に支払われるべき報酬も高くなるため、利益相反が発生する可能性があることを認識しておくべきである。

マスター・ファンドの利益相反に関する詳細については、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因」の「マスター・ファンドに関するリスク考察」の項を参照のこと。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

関係当局からの事前の認可を条件として、管理会社は、当該事業を行うことを承認されている他の管理会社に対し、その事業を譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、（ ）裁判所の命令により、または（ ）株主の特別決議によって解散される。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

(Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2021年4月末日現在、払込資本額は1,755,714米ドル（約1億9,125万円）

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、英国に所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。

(2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 (「副投資顧問会社」および「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、4億9,000万円

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。

(3) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SA/NV、ダブリン支店 (The Bank of New York Mellon SA/NV, Dublin Branch) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2021年4月末日現在、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SA/NVの発行済資本は1,723,485,526.21ユーロ（約2,275億円）

(ロ) 事業の内容

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SA/NV、ダブリン支店は、ベルギーの公開有限責任会社かつザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellonの完全子会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SA/NVのダブリン支店である。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SA/NVは、重要金融機関として欧州中央銀行（以下「ECB」という。）に、健全性に関してベルギー国立銀行に、規制および監督され、また、事業行為規範に関し、ベルギー金融サービス市場局の監督下にある。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SA/NV、ダブリン支店は、ECBに認可され、事業行為規範に関してアイルランド中央銀行に規制され、アイルランド法人登記所に登記されている。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon SA/NV、ダブリン支店は、現金口座、グローバル・カストディーおよびコーポレート・トラスト業務を提供する。

(4) RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited) (「登録・名義書換事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2021年4月末日現在、授權資本金は1,200万ユーロ（約16億円）

(ロ) 事業の内容

登録・名義書換事務代行会社は、アイルランドにおいて1997年1月31日に有限責任のもと設立された。同社は、RBCインベスター・サービス・バンク・エス・エイの完全子会社であり、とりわけ投資信託スキームおよび投資法人に対し、管理事務代行業務を提供している。

(5) BNY Mellon Fund Services (アイルランド) デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー

(BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company) (「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2021年4月末日現在、授權資本金は1,534,033米ドル(約1億6,710万円)

(ロ) 事業の内容

管理会社はBNY Mellon Fund Services (アイルランド) デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニーを、各ファンドの純資産価額および受益証券1口当たりの純資産価額の毎日の計算を含む日々の管理業務に責任を負う、管理事務を行う会社として任命した。管理事務代行会社は1994年5月31日にアイルランドにおいて設立された特定活動会社であり、投資信託スキームならびに投資信託の管理事務、会計、登録、名義書換代行業務および関連受益者業務を提供している。管理事務代行会社は1995年投資仲介業者法に基づきアイルランド中央銀行により認可されている。

(6) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シー (Goldman Sachs & Co. LLC) (「評価会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、11,994,385,495米ドル(約1兆3,065億円)である。

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーは、米国ブローカーおよび先物取次業者として登録された有限責任会社であり、デラウェア企業のザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの全額出資子会社(非提携ブローカー・ディーラーが保有するデミニマス無議決権非参加持分を除く。)である。

(7) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、48,323百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(8) a u カブコム証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、7,196百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(9) クレディ・スイス証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、78,100百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(10) ゴールドマン・サックス証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、83,616百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(11) 株式会社埼玉りそな銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、70,000百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

(12) 楽天証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、7,495百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(13) F F G証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、3,000百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(14) 松井証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、11,945百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。

(15) マネックス証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、122億円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(16) 株式会社三井住友銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、1,770,996百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業務を中心に金融サービスを提供している。

(17) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、125,167百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。

(18) みずほ信託銀行株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、247,369百万円

(ロ) 事業の内容

日本における信託銀行業務を行っている。

(19) 株式会社りそな銀行（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

2021年3月末日現在、279,928百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

2【関係業務の概要】

(1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

投資顧問会社と管理会社の間で締結された投資顧問契約に従い、投資顧問会社は、ファンドの投資対象と投資方針に従ってファンドの運用を行い、随時本書に記載される制限に従う。

投資顧問会社は、その投資顧問契約上の職務の履行または不履行における投資顧問会社の過失、詐欺、不誠実、故意の不履行または不注意の結果として、管理会社がその請求を受ける訴訟、支出、請求、損害賠償、費用または要求について、そうした訴訟、支出、請求損害賠償、費用または要求が、管理会社の過失、詐欺、不誠実、故意の不履行または不注意を原因として生じたものでない限り、管理会社を補償する。

投資顧問契約は、信託証書の条項に従い、管理会社または投資顧問会社が90日以上前に書面により他方当事者に通知することにより、違約金の支払いを要することなく、解約することができる。

投資顧問会社は、一定のポートフォリオに関し、投資決定および運用について関係会社に依拠することができ、またその他の関係会社の調査および意見を求めることができる。ゴールドマン・サックスおよびその関係会社は、1940年投資顧問法（改正済）（以下「顧問法」という。）に基づいて登録されているが、ファンドが米国籍投資信託ではないため、ファンドの投資家は投資顧問法含め米国の法律上の一定の規定についてはその恩恵を受けない。

(2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社に対して、ファンドの副投資顧問業務および代行協会員としての業務を行う。詳しくは前記「1 名称、資本金の額及び事業の内容、(2)」を参照のこと。

(3) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン S A / N V、ダブリン支店

信託証書は、アイルランド法に準拠し、受託会社の責任および職務を定める規定を含んでいる。それらは、主に以下のとおりである。

- a) ファンドのキャッシュ・フローが適切に監視され、受益証券購入により、受益者による、または受益者のために行われる全ての支払いが、適切な勘定に受領され、記帳されることを確保する。
- b) U C I T S 規則の規定に基づき、ファンドおよび各ポートフォリオの資産に関する保管、監督および資産確認業務を提供する。
- c) 受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、U C I T S 規則および信託証書に基づき遂行されることを確保する。
- d) 受益証券の価額が、U C I T S 規則および信託証書に基づき、計算されることを確保する。
- e) 管理会社の指示を、それらがU C I T S 規則および信託証書に反しない限り、遂行する。
- f) ファンドの資産に関連する取引において、通常の時間制限内で、対価がファンドに送金されることを確保する。
- g) ファンドの収益がU C I T S 規則および信託証書に基づき、適用されることを確保する。

信託証書は、受託会社の責任についての規定を有しており、それによれば、受託会社に信託証書に基づく義務の不当な不履行または当該義務の不適切な履行がない場合には、受託会社は補償を受けられる。

受託会社は、アイルランド中央銀行の承認がない限り解任されない。信託証書は、受託会社を他の受託会社と交替させるにあたって遵守されるべき条件について規定しており、このような交替の場合に、受益者の保護を図るための規定を有している。

信託証書は、新しい受託会社の選任の場合を除いて、受託会社が自ら退任する権利がないことを規定している。信託証書はさらに受託会社が退任することを希望する場合およびアイルランド中央銀行から承認されなくなった場合、管理会社は法人である新しい受託会社を確保するために合理的な努力をするものとし、その上で、新受託会社がアイルランド中央銀行に承認されることを条件に、信託証書の補完文書によってこうした新受託会社を退任受託会社に代わって受託会社として選任する。受託

会社が退任の希望を表明した後 6 ヶ月以内に新しい受託会社を管理会社が見つけれない場合、ファンドは解散される。

(4) R B C インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

登録・名義書換事務代行会社は、購入申込および買戻請求の受領および処理、受益証券の割当および発行ならびに受益証券の受益者名簿の維持について責任を負う。登録・名義書換事務代行会社は、管理会社が特にマネーロンダリング防止を目的として行う投資者の本人確認に依拠することができる。

(5) B N Y メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー

管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録の維持、ならびにファンドの年次および半期報告書の作成援助を含む日常管理業務をファンドに提供する。管理事務代行会社の責任には、各ファンドの純資産価額および受益証券 1 口当たりの純資産価格の日々の計算を含むファンドの会計事務業務の提供も含まれる。

(6) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シー（Goldman Sachs & Co. LLC）
ファンド資産に関する評価業務を行う。

(7) 株式会社 S B I 証券

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(8) a u カブコム証券株式会社

日本における米ドル受益証券の買戻業務を行う。（注）

(9) クレディ・スイス証券株式会社

米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(10) ゴールドマン・サックス証券株式会社

米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(11) 株式会社埼玉りそな銀行

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。（注）

(12) 楽天証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(13) F F G 証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

- (14) 松井証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (15) マネックス証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (16) 株式会社三井住友銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (17) みずほ証券株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (18) みずほ信託銀行株式会社
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。
- (19) 株式会社りそな銀行
日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。（注）

（注）a u カブコム証券株式会社、株式会社埼玉りそな銀行および株式会社りそな銀行は、米ドル受益証券の新規の販売は行わず、買戻請求の受付および分配金再投資の取扱いのみ行う。

3【資本関係】

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、代行協会員、評価会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

第3【投資信託制度の概要】

アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1．アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく規則および規制（以下「ユニット・トラスト法」という。）により代替された。

1989年ヨーロッパ共同体（U C I T S）規則（以下「1989年規則」という。）および1989年金融法（同法は、1989年規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、E C規則に基づき、U C I T S型の投資信託の設定および変動資本を有する会社型ファンドの設立が認められた。

2．アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日（E C規則の初版の施行日である。）までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（改正済）（以下「E C規則」という。）は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009/65/E C、2010年7月1日付通達2010/43/E Uおよび2010年7月1日付通達2010/44/E U（改正済）（以下「U C I T Sに関する指令」という。）を履行する。1989年規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連したアイルランド会社法の規定の一部も改正された。E C規則は、随時改正される2013年中央銀行（監督および施行）法（第48条（1））（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2019年規則およびこれに基づきまたはこれに関連してアイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）が発行するあらゆる指針によって補足される（以下「中央銀行のU C I T Sに関する規則」という。）。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令2011/61/E U（以下「A I F M D」という。）は2013年7月21日に施行され、2013年7月16日にアイルランドにおいて2013年ヨーロッパ連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則（改正済）（以下「A I F M規則」という。）により現地法人化された。A I F M規則は、投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるU C I T S以外の投資信託（その投資コンパートメントを含む。）（以下「A I F」という。）に適用される。A I F M規則は、中央銀行が発行するA I Fルールブック（以下「A I Fルールブック」という。）によって補足される。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、E C規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

(a) 契約型投資信託、一般契約型投資信託、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびアイルランド集団資産運用ビークル（以下「I C A V」という。）としての構造を持つE C規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「U C I T S」という。）

(b) 以下として設立されるA I F

- 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト（以下「A I Fの契約型投資信託」という。）

- 2005年および2020年アイルランド投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「投資信託、投資会社およびその他規定法」という。)の下に設立される一般契約型投資信託(以下「AIFの一般契約型投資信託」という。)
- 1994年および2020年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- 2014年会社法パート24により認可される会社型投資信託、および
- 2015年および2020年アイルランド集団資産運用ピークル法(以下「ICAV法」という。)に基づくICAV

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITSに関する指令に基づく通知手続を遵守し、かつ同国での販売に関する現地の規則に従うことを条件として、その株式または受益証券を自由に販売することができる。認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を有するAIFは、AIFMDの要件に従い、他のEU加盟国において機関投資家に対してその株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) EC規則は、ある一定の例外はあるが、UCITSを以下のように定義している。

- (a) 公衆から調達した投資元本を()譲渡性のある証券、() EC規則に規定されるその他の流動性金融資産に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および
- (b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当すると見做される。

(B) EC規則は、上記の定義に該当するが、EC規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

- (a) クローズド・エンド型のファンド
- (b) ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
- (c) 信託証書、設立証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(C) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (1) 契約型投資信託(Unit Trusts)
- (2) 一般契約型投資信託(Common Contractual Funds)
- (3) 有限責任組合理型投資信託(Investment Limited Partnership)
- (4) 会社型投資信託(Investment Companies)
 - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
 - (b) 固定資本を有する会社型投資信託
- (5) ICAV

UCITSおよびAIFは契約型投資信託、一般契約型投資信託、会社型投資信託またはICAVとして設定しうる。さらにAIFは、有限責任組合理型投資信託としても設定しうる。

(D) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

- (2) UCITSおよびAIFの認可された契約型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。
- (3) UCITSおよびAIFの認可された一般契約型投資信託は、租税上パススルーされるためアイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税が免除される。
- (4) 認可されたUCITSおよびAIFの会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびICAVは、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) 契約型投資信託(以下「ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託」という。)

このタイプの投資信託の構造は、共有資産(以下「ファンド」という。)、管理会社および受託会社の3要素に基づいている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。本項における信託証書の記載は、一般契約型投資信託の設立証書にも同様に適用される。

(2) 発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に一定の規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合にはEC規則の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託に関しては、EC規則に基づいている。信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託に関する諸規則

EC規則により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って執行すること。
- (b) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1ヶ月に二度は計算されること。
- (c) 中央銀行のUCITSに関する規則およびこれに対応する申請書には、目論見書、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)および重要契約に関する一定の開示要件が規定されること。

(4) 投資制限

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSに適用される制限に区別される。

() UCITSの投資制限は、EC規則に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

1 認可された投資対象

UCITSの投資対象は以下に限定される。

- 1.1 EU加盟国もしくはEU非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- 1.2 発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(上記)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
- 1.3 規制された市場で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- 1.4 UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- 1.5 AIFの受益証券
- 1.6 金融機関における預金
- 1.7 金融派生商品

2 投資制限

- 2.1 UCITSは、第1項に記載されたものの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- 2.2 UCITSは、発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場（1.1項に記載）への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資については適用されない。
- （ ）当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
- （ ）当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格またはおおよそその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができる場合。
- 2.3 UCITSは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
- 2.4 （2.3項の）10%制限は、EU加盟国に登録上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。UCITSがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの純資産総額の80%を超えてはならない。本条項の利用を意図しない限り、本制限を含める必要はなく、また本制限が中央銀行の事前の承認を要するという事実に言及しなければならない。
- 2.5 （2.3項の）10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- 2.7 UCITSは、同一機関に行われた預金にその資産の20%を超えて投資してはならない。
- 2.8 店頭市場派生商品の取引相手方に対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
- かかる制限は、EEAで認可されている金融機関、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（EEA加盟国以外）によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる
- 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項に関わらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および／または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。
- 2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- 2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- 2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。

個々の発行体は、信託証書、設立証書、設定証書または定款および目論見書に記載されなければならない、また以下のリストから引用されることがある。

OECD加盟国政府(関係銘柄は投資適格であること)、中華人民共和国政府、ブラジル政府(銘柄は投資適格であること)、インド政府(銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン組合(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート-AファンディングLLC、輸出入銀行

UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

3 投資信託(以下「CIS」という。)への投資

- 3.1 UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。投資先CISがアンブレラ型投資信託である場合、当該アンブレラ型投資信託の各サブ・ファンドは、本制限において個別CISとみなすことができる。UCITSの投資先のCISの資産は、UCITSの投資制限の遵守にあたって考慮する必要はない。
- 3.2 AIFへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- 3.3 CISは、純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することを禁止されている。
- 3.4 UCITSが、UCITSの管理会社によるかまたはUCITSの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- 3.5 UCITSの管理会社/投資運用会社/投資顧問会社が他のUCITSの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。

4 指数連動UCITS

- 4.1 UCITSは、中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株式および/または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。
- 4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。

5 一般条項

- 5.1 投資会社、またはその運用するCISのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- 5.2 UCITSは、以下を超えて取得することはできない。
 - () 同一発行体の無議決権株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一CISの受益証券の25%
 - () 同一発行体の短期金融市場証券の10%
 (注) 上記()、()および()の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- 5.3 5.1項および5.2項は以下については適用されないものとする。

- () E U加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- () E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- () 一または複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- () あるE U非加盟国の法律に基づき当該保有がUCITSが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登記上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にUCITSが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、E U非加盟国の会社がその投資方針において2.3項乃至2.11項、3.1項、3.2項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。
- () 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に一または複数の投資会社が保有する株式
- 5.4 UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- 5.5 中央銀行は、最近認可されたUCITSに対しその認可日から6ヶ月間2.3項乃至2.12項、3.2項、3.3項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるUCITSはリスク分散原則を遵守するものとする。
- 5.6 UCITSが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、UCITSは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- 5.7 投資会社または管理会社またはユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について担保を付さずに販売することはできない。
- 譲渡性のある証券
 - 短期金融市場証券(UCITSによる短期金融市場証券の空売りは禁止されている。)
 - CISの受益証券、または
 - 金融派生商品
- 5.8 UCITSは付随的に流動資産を保有することができる。
- 5.9 UCITSは、その事業の目的上必要な不動産および動産を取得することができる。
- 5.10 UCITSは、貴金属またはこれを表象する証券を取得してはならない。
- 6 金融派生商品(以下「FDI」という。)
- 6.1 UCITSはFDIに投資することができる。ただし、
- () 関連する指標となる項目または指数は、譲渡性のある証券、短期金融市場証券、CIS、預金、金融指標(中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たすもの)、金利、為替レートまたは通貨の一または複数で構成される。
- () FDIに投資することにより、UCITSが当該投資を行わない限り想定されないリスク(UCITSが直接的なエクスポージャーを有することのできない商品/発行体/通貨へのエクスポージャー等)に曝されることがない。
- () FDIに投資することにより、UCITSがその投資目的から逸脱することがない。
- 6.2 FDIは、E U加盟国またはE U非加盟国において制限され、定期的に運営され、認可されかつ一般に公開されている市場で取引されなければならない。信託証書、設立証書、設定証書または通常定款には、UCITSが投資を行う市場を記載しなければならない。各証券取引所および市場に関する規制は、中央銀行によりケース・バイ・ケースで定められる。
- 6.3 UCITSは店頭市場(OTC)で取引されるFDIに投資することができる。ただし、

- () 取引相手方は、E E Aで認可されている金融機関、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(E E A加盟国以外)によって認可されている金融機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関であるか、またはE E A加盟国において金融商品市場通達に従い認可されている投資法人であるか、または米国証券取引委員会による総合監督下機関としての規制の対象機関であるものとする。
- () 取引相手方に信用格付が付されている場合、かかる格付は信用力評価において考慮されるものとする。取引相手方が、かかる信用格付機関によってA 2格(または同等格付)以下の短期格付に格下げされた場合、その取引相手方について新たな信用力評価が遅滞なく行われる。
- () 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、中央銀行のU C I T Sに関する規則で規定された制限を超過しない。
- () U C I T Sは、取引相手方が合理的な範囲で正確にかつ信頼できる方法で取引を評価し、U C I T Sの請求に応じていつでも公正価額にて取引を終了することを確信しなければならない。
- () U C I T Sは、O T Cデリバティブに信用性があることを確認する適切なシステムを有する。U C I T Sは、取引相手方による評価または、U C I T Sもしくは独立した価格決定業者により算定された評価等の代替評価のいずれかをを用いてO T Cデリバティブを評価することを選択することができるが、U C I T Sまたはその他の当事者が、評価を遂行するための適切な人材および技術手段を有することを条件とする。U C I T Sは、O T Cデリバティブを毎日評価しなければならない。

U C I T Sが、代替評価を用いてO T Cデリバティブを評価する場合、U C I T Sは国際的な最善の慣行に従い、I O S C OおよびA I M A等の機関により定められたO T C商品の評価に関する原則を遵守する。代替評価は、マネジャー、取締役もしくはゼネラル・パートナーにより任命され、当該目的のため受託会社により承認された適格者により提供される評価、または当該評価額が受託会社により承認されている場合のその他の手段による評価である。また代替評価は、毎月、取引相手方による評価と照合しなければならない。重大な相違が発生した場合、かかる相違は、迅速に調査および説明されなければならない。

U C I T Sが、取引相手方による評価を用いてO T Cデリバティブを評価する場合、評価は、当該目的のため受託会社により承認されかつ取引相手方から独立している者により承認または検証されなければならない。独立した検証は、U C I T Sについて少なくとも毎週実行されなければならない。

- 6.4 F D Iの裏付資産(譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたF D Iを含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行のU C I T Sに関する規則で規定された投資制限を超過してはならない。(本項は指数型F D Iについては適用されないが、裏付指数は中央銀行のU C I T Sに関する規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)
- 6.5 U C I T Sは、レバレッジされる指数連動U C I T Sを除き、コミットメント・アプローチ、バリュエーション・アット・リスク(以下「V a R」という。）・アプローチまたは適切なその他の高度なリスク測定手法を用いて、そのグローバル・エクスポージャーを計算する。コミットメント・アプローチを用いるU C I T Sは、そのグローバル・エクスポージャーがその純資産総額を超えないことを確保しなければならない。バリュエーション・アット・リスク・アプローチを用いるU C I T Sは、グローバル・エクスポージャーを計算するにあたり、相対的V a Rアプローチまたは絶対的V a Rアプローチを用いることができる。相対的V a Rアプローチを用いる場合、U C I T SのV a Rは、関連する参照ポートフォリオのV a Rの二倍以下であってはならない。絶対的V a Rアプローチを用いる場合、U C I T SのV a Rは、その純資産価額の20%を超えてはならない。

6.6 U C I T S のため将来の約定額を生じる F D I 取引は以下のようにカバーされることを要する。

- 裏付資産の現物引渡しを要する F D I の場合、資産は常に U C I T S が保管しなければならない。
- 自動的にまたは U C I T S の裁量により現金決済が行われる F D I の場合、U C I T S は常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。

6.7 O T C デリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、かかる相手方が U C I T S に担保を提供し、担保が常に下記の基準を満たす場合、軽減されることがある。

- () 流動性：現金を除き、受領する担保は流動性が高く、先行販売価格に近い価格で速やかに売却されるよう、規制された市場または価格設定に対して透明性を有する多面的取引システムにおいて取引されなければならない。
- () 評価：受領する担保は、少なくとも日次ベースで評価され、大幅な価格変動を示す資産は、十分に保守的な超過担保が提供されない限り、担保として受諾すべきではない。
- () 発行体の信用度：受領する担保は、信用度が高くななければならない。
- () 相関関係：受領する担保は、取引相手方から独立しており、取引相手方の実績と高い相関関係がないと予想される機関により発行されなければならない。
- () 分散性（資産の集中）：担保は、国、市場および発行体に関し、十分に分散されていなければならない。
- () 直ちに利用できること：受領する担保は、いつでも、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方からの承認を得ることなく、U C I T S によって完全に実行されるものでなければならない。

6.8 信用デリバティブの取引が認められるのは、かかる商品が、() 上記6.1項()に記載された資産の信用リスクを当該資産に関するその他のリスクと切り放して移すことができる場合、() 結果的に、E C 規則に規定されない資産の引渡しまたは移転（現金の形態を含む。）を生じない場合、() 上記6.3項に規定された O T C デリバティブに関する基準に従う場合、および() その資産が信用デリバティブの裏付証券として使用される企業の非公開情報を信用デリバティブの取引相手方が入手する可能性から発生する U C I T S と取引相手方の間の情報のひずみに関するリスクについて、かかる商品のリスクが、U C I T S のリスク管理プロセスおよびその内部管理構造により十分にヘッジされる場合である。U C I T S は、F D I の取引相手方が U C I T S の関係当事者または信用リスク発行者である場合、最大限の注意をもってリスクの査定を行わなければならない。

6.9 U C I T S は、F D I のポジションに付随するリスクの監視、判定および管理を行うためのリスク管理プロセスを採用しなければならない。U C I T S は中央銀行に対し、F D I への投資計画およびリスク評価方法の詳細を提供しなければならない。中央銀行に対する当初届出には、以下の事項に関する情報を含むことが要求される。

- 譲渡性のある証券および短期金融市場証券に内包されたデリバティブを含む認可された F D I の種類、
- 対象リスクの詳細、
- 該当する量的制限およびかかる制限の監視・執行方法、
- リスク予想方法。

当初届出書に関する重要な変更は、事前に中央銀行に通知されなければならない。中央銀行は通知された変更につき異議を唱えることがあり、中央銀行が異議を唱えた変更および／または関連投資を行うことはできない。

6.10 U C I T S は中央銀行に対し、その F D I ポジションにかかる年次報告書を提出しなければならない。かかる報告書は、上記6.8項に記載される様々な項目に関する情報を記載した上、U C I T S の年次報告書とともに提出されなければならない。U C I T S は、中央銀行の要求により、いつでもかかる報告書を提出しなければならない。

- () A I Fとして設立されるファンドの投資制限は、A I Fルールブックにおいて定められるとおりである。

A I Fに適用される特定の投資制限は、A I Fルールブックに規定されており、当該A I Fが個人投資家向けのA I Fであるか適格投資家向けのA I Fであるかを参照して、また、A I Fの設立に関連する投資先の資産の種類を参照して決定されている。

個人投資家向けのNON - U C I T S類は、個人投資家向けのA I Fに代替され、個人投資家向けのA I Fは投資および借入れについて制限を受ける。例えば借入れはその純資産の25%を超えることはできないが、U C I T Sとは対象的に、借入れは投資目的のみならず、買戻し請求に対応するため行うことができる。適格投資家向けA I Fは、法的形態、適格投資家、許可される投資対象および関連あるサービス提供者について旧A I F M D適格投資家向けファンドの主な特徴のほとんどを維持している。適格投資家向けA I Fは、投資、借入れまたはレバレッジに上限がないことから、ヘッジ・ファンドおよびその他のオルタナティブ投資戦略を促進する。

(5) 管理会社

- () E C規則ならびに中央銀行のU C I T Sに関する規則により、U C I T Sの契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。

(b) 125,000ユーロに相当する最低財源を有すること（以下「財源要件」という。）。運用投資信託の純資産価額が250,000,000ユーロを上回る場合、管理会社は純資産価額が250,000,000ユーロを上回った金額の0.02%に相当する追加資金（以下「追加額」という。）を提供しなければならない。（ ）金融機関または保険会社により同額の保証を得る場合および（ ）中央銀行が保証書を承認する場合、管理会社はかかる追加金額の50%までの額を支払う必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超える必要はない。

(c) 受託会社を兼任しないこと。

(d) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。

- () ユニット・トラスト法の下で設立されたA I Fの契約型投資信託または投資信託、投資会社およびその他規定法の下で設立されたA I Fの一般契約型投資信託の管理会社は、A I Fルールブックに基づく以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド法または他のE U加盟国の法律に基づき設立された法人であること。

(b) 最低125,000ユーロまたは最新の年次決算書における支出総額の四分の一のいずれか多い方の額に相当する最低財源を常に有すること。

(c) A I Fの管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、A I Fの受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

- () 各A I Fは、A I F M規則の要件に従ってA I F Mを任命しなければならない。A I F Mは外部の機関であってもよく、または、A I FはA I F M（要するに自己運用のA I F）としての認可を申請することもできる。A I F Mは、A I F M規則およびA I F Mルールブックに記載される資本金、組織、手続きその他に関する要件に従う。

(6) 受託会社

- () 信託証書または設立証書に定められる受託会社は、信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。さらに、受託会社は、買付金を含む現金ポジションおよび現金移動の完全な監督を要する現金精査の責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

- (a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がE C規則、ユニット・トラスト法、または投資信託、投資会社およびその他規定法および信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従って遂行されるようにすること。

- (b) 受益証券の価格が E C 規則（U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合）および信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示を E C 規則もしくはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法または信託証書もしくは設立証書（いずれか適用あるもの）に抵触しない限り実行すること。
- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益が E C 規則（U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合）および信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託（いずれか適用あるもの）の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、（ ）信託証書または設立証書および E C 規則またはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法（いずれか適用あるもの）により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ（ ）その他については信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）の条項および E C 規則またはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法（いずれか適用あるもの）を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託（いずれか適用あるもの）を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) E C 規則、ユニット・トラスト法もしくは投資信託、投資会社およびその他規定法（いずれか適用あるもの）、または中央銀行により課された条件もしくは目論見書の条項に対する重大な違反について中央銀行へ速やかに通知すること、また上記に対する軽微な違反について 4 週間以内には是正されない場合は中央銀行へ通知すること。
- (h) 組入証券の効率的な運用の目的で N O N - U C I T S の契約型投資信託または N O N - U C I T S の一般契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。
- () U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。
- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他の E U 加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。
- (b) () アイルランドで認可された金融機関であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上または外貨建て相当額であること、または、
- () アイルランドで認可されている金融機関のアイルランドで設置された支店であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上であること、または、
- () E C 規則に基づく預託機関としての業務を実施するための認可を中央銀行から受け、自己資本規則に定められる要件以上の自己資本比率要件に服し、自己資本規制指令に基づく当初自己資本金額以上の自己資本を有する別箇の法的主体であること。
- () 受託会社は E C 規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、受託会社の保管機能の一部として保管されている金融商品の損失（受託会社がかかる金融商品に関する自らの保管機能を委託しているか否かを問わない。）について責任を負うが、金融商品の損失が受託会社の合理的な支配のおよばない外部事象の結果生じたものであり、かつそれを防ぐために行った合理的なあらゆる努力にもかかわらずかかる外部事象の結果が不可避であったことを受託会社が証明できる場合を除くものとする。受託会社はまた、金融商品の損失に関するもの以外の、受託会社の過失または自身の職務の適切な遂行を意図的に怠ったことによるあらゆる損失についても責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

- () A I F の受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他の E U 加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b)() 通達2006 / 48 / E C に従って認可されている金融機関であること。または
- () 通達2006 / 49 / E C 第20条(1)に基づく自己資本比率要件（オペレーショナル・リスクに関する資本要件を含む。）に服し、通達2004 / 39 / E C に従って認可され、通達2004 / 39 / E C の別紙 I の B (1)に従って顧客の勘定において金融商品の保管および管理の付随的サービスを提供する投資会社であること。かかる投資会社は、いかなる場合においても、通達2006 / 49 / E C 第9条に言及される当初資本金額以上の自己資金を有するものとする。
- () アイルランドで設立された会社で、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること）。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做される E U 非加盟国の機関の完全子会社であること（ただし、預託機関の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込済資本金を有していること）。
- (cc) 健全性規制および継続的監督に服する別のカテゴリーの機関であり、2011年7月21日時点で E C 規則に基づく受託会社として適格と中央銀行が決定した機関カテゴリーに該当すること。
- () 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない、受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は他の会社と頻繁に投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および / または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任組合型の投資信託は1994年および2020年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託は中央銀行の認可および監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 会社型の投資信託

- () 会社型の投資信託は、これまで E C 規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

U C I T S または A I F の形態を有する会社型投資信託のすべての株式は、通常、株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に

属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。A I Fは、一定の状況において無議決権付株式を発行することができる。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するA I Fの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するU C I T S型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

固定資本を有する会社型投資信託の最低当初授權資本として2ユーロまたはその外貨相当額が、2014年会社法により、要求されている。

管理会社またはファンド管理事務代行会社のサービスを利用しないU C I T S型の会社型投資信託は、以下の事項を満たさなければならない。

- 300,000ユーロに相当する最低払込済資本を有すること。これは、事後に株主の資金と置換可能な当初払込済資本として行うことができる。
- その業務を有効に遂行し、中央銀行のU C I T Sに関する規則の規定を遵守するために十分な管理リソースを有していることにつき、継続的に中央銀行の要求を満たす。
- 中央銀行が要求する検討を行うため、中央銀行と会議を行う。これに関し、かかる会議の目的において、会社型投資信託は中央銀行が特定する資料（業務方法および会社の監査役が発行したマネジメント・レターを含む。）を提供することを要求される。

（ ）変動資本を有する会社型投資信託（V C C）

V C Cは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

V C Cは、公開有限責任会社の特殊な形態であり、2014年アイルランド会社法の規定は、（U C I T Sとの関係で）E C規則によって制限されない限度で適用される。

V C Cは次の仕組みを有する。

V C Cは、オープン・エンドまたはA I FのV C C形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。V C Cがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のV C Cの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

E C規則は、U C I T S V C Cについて特定の要件を規定している。

- (a) V C Cの資本金は常にV C Cの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届け出て、その承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、V C Cはいつでも株式を発行することができること。
- (d) V C Cは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) V C Cの株式は、V C Cの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にV C Cに純発行価格相当額が払い込まれない限り、V C Cは株式を発行しないこと。
- (g) V C Cの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（U C I T Sについては1ヶ月に最低2回とする。）。中央銀行は、U C I T Sに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にV C Cが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払い込まなくてはならず、かつ株式は無額面であること。

(I) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIFのVCCに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる適格投資家向けのAIFとして設立されている場合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

() IC AV

IC AVは会社法に基づき設立された一般的なアイルランド企業の地位を有していない。それに代わり、IC AVはIC AVが一般企業とは区別されることを可能にするための独自の法的制度を有している。このため、投資信託スキームに関連しないが、適切ではない会社法制度の当該部分に服していない。IC AVは、多くのサブ・ファンドおよびクラス受益証券を持つアンブレラ型として設立することができ、株式市場に上場することができる。投資家はIC AVの証券を所有し、IC AVは投資家需要に応じて継続的に証券を発行または買い戻すことができる。この点に関しては、IC AVおよびその他のオープン・エンド型CISの間に相違はない。IC AVは、設立証書（以下「IOI」という。）として運営規約を有する。有限責任会社の基本定款と同様に、IOIはIC AVの設立文書となる。IOIに変更ある場合においては、預託機関が変更によりIOIが（契約型投資信託の信託証書の変更に係る要件と同様に）投資家の利益が損なわれないことを証明する場合、投資家の事前の合意を取得する必要はない。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)()および()記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 関係法人

(a) 預託機関

UCITSである会社型投資信託およびIC AVの資産の保管は、EC規則により、受託会社/保管銀行に委託されなければならない。

上記3.(A)(6)(a)から(g)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託またはIC AVに関する記載として、(b) 受益証券の記載は、株式の記載、(c) ユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法の記載は、2014年会社法のパート24（改正済）またはEC規則（いずれか適用あるもの）の記載および(d) 信託証書または設立証書の記載は、会社型投資信託の定款またはIC AVの設定証書の記載として解釈される。

AIFの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社に関する要件は、AIFM規則およびAIFルールブックの要件に従うAIFの会社型投資信託およびIC AVの預託機関にも同様に適用される。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記３．(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

４．アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

() アイルランド会社法が、UCITSまたはAIFにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

() 会社設立の要件

最低２名の株主が存在すること。

FCCの形態で設立された公開有限責任会社の発行済資本金の最低額は２ユーロである。ただし、管理会社が上記３(C)()に規定されるとおり任命されていない場合は、UCITS型会社型投資信託に関する要件を参照。

() 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本（もしあれば）の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の詳細および権限

(l) 存続期間（適用ある場合）

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

(n) アンブレラ・ファンドとして設立され、かつ投資信託、投資会社およびその他規定法に基づくアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドとの間で債務を分離することができる会社型投資信託の場合、各サブ・ファンドの資産は該当サブ・ファンドにのみ帰属するものであり、他のサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求の弁済に直接または間接的に用いないものとし、また、かかる目的での資産利用は不可能とすることに関する規定。

() EC規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

() アイルランドにおけるUCITSの認可

(a) アイルランド内のUCITSは中央銀行から認可を受けることを要する。EC規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。

(b) 中央銀行の権限と義務は、EC規則に定められ、同規則によりUCITSの監督権が中央銀行に付与されている。

(c) EC規則による目論見書等の要件

EC規則は、ファンドに、目論見書、主要投資家情報文書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。EC規則は上記書類に関する要件を以下のように定めている。

- () UCITSは目論見書、主要投資家情報文書、これらの変更、年次報告書および半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。
- () 目論見書、主要投資家情報文書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
- () 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
- () 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- () その該当期間の終了から、(aa) 年次報告書は4ヶ月以内に、(bb) 監査済または未監査の半期報告書は2ヶ月以内に公表されなければならない。

(d) EC規則によるその他の要件

- () 公募または売出しの申請

EC規則は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためには中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。

- () 信託証書、設立証書、設定証書または定款の事前承認

EC規則は、UCITSは、中央銀行が信託証書、設立証書、設定証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

- () 他のEU加盟国における株式または受益証券の自由な販売

アイルランドのUCITSは、他のEU加盟国における販売に関する現地の規則を遵守することを条件として、当該国においてその株式または受益証券を自由に販売するために、UCITSに関する指令に基づく通知手続を利用することができる。

- () 目論見書の記載内容

管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともEC規則に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

- () 財務状況の報告および監査

EC規則は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授權された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

- () 財務報告書の提出

EC規則は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

EC規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

- () 罰則規定

EC規則に基づく違反につき有罪判決を受けた者は、(a) 即決判決としてA級の罰金刑もしくは6ヶ月以下の禁固刑もしくはその両方、または(b) 起訴状に基づく有罪判決として500,000ユーロ以下の罰金刑もしくは3年以下の禁固刑もしくはその両方に処される。

- () アイルランドにおけるAIFの認可

アイルランドにおいて設立される各AIFは、AIFM規則およびAIFルールブックを遵守することを要求されるものとする。

5 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、設立証書、定款または設定証書および2014年会社法またはICA法に規定されている。

契約型投資信託または一般契約型投資信託の清算の場合、信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託は2014年会社法またはICA法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。かかるアイルランドの投資信託は、受益証券または株式の発行、譲渡、買戻し、償還もしくは消却または申込の際に印紙税、文書税、譲渡税または登録税を課されない。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

（上記に規定する）投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合（またはアイルランド税金法に基づく「免税投資家」の資格を有する場合）およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター（以下「IFSC」という。）に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者（特定の例外は除く）に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または（個人およびトラストの場合）アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱い、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地／住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドにおける課税は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

投資信託がアイルランドに居住する非免税の受益者に対して分配金を支払う場合、当該投資信託は分配金からアイルランドの税金を控除する。控除されるアイルランドの税金の金額は、(a) 25%の税率の適用を受けるために適切な申告を行っている会社である受益者に対して分配金が支払われる場合は分配金の25%、(b) その他のすべての場合においては分配金の41%となる。投資信託は、このように控除した税金をアイルランド歳入庁に支払う。

(B) 法人税

すべての管理会社は、その関連ある課税対象取引利益につき12.5%のアイルランド法人税率の特典を受ける。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年6月30日	有価証券届出書
	有価証券報告書（第21期）
2020年9月30日	半期報告書（第22期中）
	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙

．ゴールドマン・サックス・米ドルファンド

1．ストラクチャー

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド（本別紙の ．において「U S \$ フィーダー・ポートフォリオ」という。）は、アイルランド法に基づくアンブレラ型投資信託であり、U C I T S 規則に基づきアイルランド中央銀行により認可されたゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のポートフォリオである。同ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスU S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド（本別紙の ．において「U S \$ マスター・ファンド」という。）に投資するフィーダー・ファンドである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー（本別紙の ．において「当会社」または「マスター・ファンド」という。）は公開有限会社として会社法に基づき1996年7月25日にアイルランド共和国で設立された。

当会社は、アイルランド共和国法に基づき設立された有限責任のオープン・エンド型投資会社であり、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「U C I T S」）として1996年7月31日にアイルランド中央銀行により認可されている。

U S \$ マスター・ファンドの受益証券は、ユーロネクスト・ダブリンに上場されている。

当初募集期間中、U S \$ フィーダー・ポートフォリオの受益証券の募集は1口当たり0.01米ドルの基準価格で行われた。その後、受益証券の募集は、1口当たり純資産価格で行われている。

2．取引日

「取引日」とは、ロンドンおよび日本における銀行ならびにニューヨーク証券取引所が営業している日（ニューヨークの銀行が現地の休日のため休業している日を除く。）、ならびに管理会社が決定し受益者に事前に通知するその他の日（ただし、各暦月に一定の間隔を置いて2取引日以上あることを条件とする。）をいう。

3．最低投資額

当初の最低投資額は10.00米ドルである。最低追加投資額は0.01米ドルである。日本の販売会社は10.00米ドルを超える最低当初投資額および最低追加投資額ならびに買戻額をその裁量で定めることができ、この場合、投資者は事前に通知を受ける。いかなる場合にも、一取引日において買戻されるファンド証券数は、発行済ファンド証券数の10%を下回って制限されることはない。

U S \$ フィーダー・ポートフォリオの純資産総額がいずれかの時点で30,000,000米ドルを下回る場合、U S \$ フィーダー・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独の裁量により、取引を停止することができる。このような場合、管理会社は、U S \$ フィーダー・ポートフォリオを解散し、その資産を受益者に分配するか否かを決定する。

4．分配

U S \$ フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各取引日のニューヨーク時間の午後3時（または管理会社が決定するその他の時間）現在で計算され、当該取引日のU S \$ フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終取引日の一取引日前までに宣言された分配金は（適用ある場合には管理会社、副販売会社または日本における販売会社による源泉徴収の後）当該月の最終取引日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、当初買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終取引日頃（翌月の第三取引日までに支払われるものとする。）に支払われる。管理会社は、事前の通知により、他の日に受益者に分配を支払うことができる。信託証書により、管理会社は、U S \$

フィーダー・ポートフォリオの運用に関する受取利息を含む純利益（インカム・ゲイン）ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

6年以内に請求されなかった分配、またはＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの解散時のすべての分配は、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの資産に返還される。

上記にかかわらず、受益証券の保管を販売会社に委託している日本の受益者への分配は、日本の販売会社に対して支払われる。日本の各販売会社は、分配がある場合にはこれを追加受益証券に投資することを管理会社に指示する。このような再投資は、追加的販売と同様の方法で行われる。

信託証書の規定により、受益者に支払われる分配金またはその他の金額は、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオに対し利息を生じるものではなく、すべての未請求の分配金は、請求されるまでＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオのために投資されるか、またはその他の方法により利用されることがある。更に、未請求分配金または受益証券について個別勘定に支払われるその他の金額のＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオによる支払いは、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオがこれに関する受託者となるものではなく、最初の支払日から6年経過しても請求されなかった分配金は、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオが宣言その他の行為を行うことを要することなく、自動的に失効する。

取引日の申込締切時間までに実行された買付注文に基づいて発行された受益証券は、当該取引日の翌取引日（入金日）から、当該受益証券の買戻代金が受託会社により支払われる取引日の直前の日まで分配を生じる。

ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの受益証券1口当たりの日々の純運用収益および年間利回りは、通常、各日のダブリン時間午後10時30分以後に管理会社または管理事務代行会社から入手することができる。

５．経費および費用

投資顧問報酬	上限0.20%
販売報酬	上限0.30%
運営費用	変動
総費用上限	0.70%

投資顧問会社は、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの年間の報酬および費用の総額を、純資産総額の年率0.70%または管理会社がＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオのクラス受益証券（もしあれば）について同意するこれより少ない金額に制限することに同意している。0.70%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできない。かかる報酬は、日々発生し、毎月末に後払いされる。

受益証券が負担することとなっているＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの年間の報酬および費用の総額は、投資顧問会社により、任意に純資産総額の年率0.70%以下の割合を上限と定められることがある（「固定率」）。投資顧問会社が固定率を設定した場合、投資顧問会社は、受益証券に帰属するＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に係る実費について発生することがある、固定率を上回る追加の報酬、経費または費用を（直接その報酬の一部の権利を放棄することによって、もしくは受益証券の口座への払戻しにより）負担する。固定率は、投資顧問会社により任意に決定される。投資顧問会社は、随時、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオに通知して、固定率の増減を選択することができる。しかしながら、固定率は、受益者から事前に承認を得ることなく、受益証券に帰属する純資産総額の年率0.70%を超えて引き上げることはできない。固定率は、受益証券に帰属するＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に関連するあらゆる報酬、経費および費用を対象とし、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

管理、運用、管理事務、登録、名義書換代行、受益者サービス、保管、副保管および譲渡に関する報酬、目論見書、年次報告書および半期報告書ならびに受益者宛のその他の書類の作成、翻訳、印刷、公表および配布に関して生じたその他の報酬および費用、

管轄地におけるＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオまたは受益証券の規制当局における認可の取得または登録に係る経費および費用、
専門家報酬および費用、
年間監査報酬ならびにその他の報酬
しかし、以下のものは含まれない。

ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの投資対象に関する源泉税、印紙税またはその他の税金、

ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの投資対象に関して生じた手数料および売買委託手数料、

借入金の利息、

当該借入の条件の交渉、実施または変更において生じた銀行手数料、

受益証券への投資に関連し仲介機関により請求される手数料、

管理会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、代行協会会員および日本における販売会社に生じた報酬および現金立替費用、

ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオに関する重要な訴訟等のその時々が発生することがある特別費用または臨時費用（もしあれば）

固定率は、管理会社により任命される日本における販売会社およびその他の第三者に支払われる0.30%（年率換算ベース）を上限とする販売報酬を含む。販売報酬は、管理会社により任命される日本における販売会社および／またはその他の第三者が顧客のために保有する受益証券の日々の平均純資産に基づく。販売報酬は、受益証券の買付、買戻しまたは交換における支援、顧客からの要求に基づくファンドに関する情報およびその他の支援の提供を含む、受益証券に関連するこれらの販売会社による顧客への継続的な業務提供の対価として、適用ある規則に基づきかつこれに許可される場合に支払われる。この報酬は、受益証券に帰属するか、受益証券によって表章される資産から支払われる。

ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオがＵＳ\$マスター・ファンドに投資することによりＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるＵＳ\$マスター・ファンドの投資顧問報酬は、投資顧問報酬からＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

疑義を避けるため記載すると、ＵＳ\$マスター・ファンドにより請求されるファンドの運営費用は上記の固定率に含まれる。

2020年12月31日に終了した会計年度にＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオが支払った各報酬および費用（投資顧問報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、販売報酬および代行協会会員報酬、名義書換事務代行報酬、受益者サービス代行報酬、監査報酬、管理会社報酬、弁護士報酬、その他の費用）については、前記「第3 ファンドの経理状況、1 財務諸表、（2）損益計算書 費用」のとおりである。

各報酬の支払い先および役務の内容は以下のとおりである。

報酬	支払い先	役務の内容
投資顧問報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（投資顧問会社）	ファンドに関する日々の投資運用業務
管理事務代行報酬	BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー（管理事務代行会社）	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
受託報酬	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ダブリン支店（受託会社）	ファンドの資産の保管業務等の受託業務
販売報酬	日本における販売会社	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（代行協会員）	目論見書の配布の手配、1口当たり純資産価格の公表、ファンドに関する文書の配布、およびこれらに付随する業務
登録・名義書換事務代行報酬	RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド（登録・名義書換事務代行会社）	ファンド証券の登録・名義書換代行業務
管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド（管理会社）	ファンド資産の運用・管理、受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス代行業務

上記の固定率に含まれない費用・手数料は、ファンドより実費として間接的に負担するが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできない。

手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

6. US\$フィーダー・ポートフォリオの投資目的および方針

US\$フィーダー・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するUS\$マスター・ファンドに実質的にその資産の全部（およびいかなる状況においても純資産額の少なくとも90%）を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。US\$フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物（譲渡性預金証書、定期預金、OECD諸国の国債、マスター要求払い債、変動金利要求払い債または短期資金調達契約などの金融商品を含む場合がある。）に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はUS\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。

疑義を避けるために記載すると、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオは株式または株式関連証券に投資を行わないものとし、ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオは、トータル・リターン・スワップ、レポ取引または貸株取引に対するエクスポージャーを持たない。

7. ＵＳ\$マスター・ファンドの投資方針

ＵＳ\$マスター・ファンドの投資方針の概要

ＵＳ\$マスター・ファンドは、以下に記載する信用度の高い証券に資産の少なくとも99.5%を投資する。（「信用度の高い」証券とは、下記「信用評価」に記載されるとおり、良好な信用評価を受けている証券である。）

有価証券／金融商品	適格性
短期金融市場証券（政府系）	適格
短期金融市場証券（非政府系）	非適格
証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー	非適格
預金	適格
金融デリバティブ商品	非適格
レポ取引	非適格
リバース・レポ取引	適格
マネー・マーケット・ファンド	非適格

ＵＳ\$マスター・ファンドが投資する短期金融市場証券（政府系）は、アメリカ合衆国財務省証券であり、同証券は、アメリカ合衆国財務省により発行もしくは保証され、その元本および利息の支払いがアメリカ合衆国政府の十分な信頼および信用によって裏付けられる短期金融市場証券である。さらに、ＵＳ\$マスター・ファンドがリバース・レポ取引に従い受領する唯一の担保は、当該証書である。

ＵＳ\$マスター・ファンドは、資産の0.5%までを下記の「11. ＵＳ\$マスター・ファンドが投資する証券の説明」に記載される資産に投資することができる。

ＵＳ\$マスター・ファンドの投資資産および受領する担保はすべて、米ドル建てである。

ＵＳ\$マスター・ファンドの受益証券は、米ドル建てであり、マスター・ポートフォリオは、分配クラスの場合、1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することを目指す。マイナス利回り環境が目標達成に及ぼす影響に関する詳細については、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因」の1.7項「マイナス利回り環境」を参照のこと。

信用評価

副投資運用会社は、所与の投資または発行体が「信用度が高い」か否かを判断する際、管理会社と合意する信用分析法を用いるものとする。この方法は、少なくとも以下の要因を考慮し、これらの評価を文書化する。

- (a) 発行体の信用リスクならびに発行体および証書の相対的デフォルト・リスクの定量化
- (b) マクロ経済および金融市場の状況に対する観点を含む証書の発行体の量的指標
- (c) 短期金融市場証券の短期的性質
- (d) 証書の資産クラス
- (e) 少なくとも次の種類の発行体を明示する発行体の種類：国内、地域もしくは地方における運営、金融会社および非金融会社

(f) 仕組み金融商品については、仕組み金融取引に固有のオペレーションおよび取引相手方リスク、ならびに、証券化のエクスポージャーの場合、発行体の信用リスク、証券化の構造および裏付け資産の信用リスク

(g) 証書の流動性特性

所与の投資資産または発行体は、信用度さえ高ければ、格付は付与されている場合もされていない場合もある。US\$マスター・ファンドが保証または要求払い条項の裏付のある有価証券を保有する場合、副投資顧問会社は、投資対象の信用度を決定する際、保証または要求払い条項の信用度に依拠することができる。

満期

US\$マスター・ファンドは、以下の要件に従って投資する。

- (a) 購入時において満期（例えば、最終満期日）まで397日以下の証券、証書および債務に投資するものとする。
- (b) US\$マスター・ファンドは、60日以下の加重平均満期（weighted average maturity）および120日以下の加重平均残存年限（weighted average life）を維持する。両者は、US\$マスター・ファンドによって使用される預託金の影響を考慮して計算される。このようにUS\$マスター・ファンドは、いずれも、欧州証券・市場機構の欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインによって「短期マネー・マーケット・ファンド」として分類されている。

加重平均満期（WAM）は、すべての投資先証書の満期までの平均期間の尺度であり、各証書の相対的な保有量を反映している。WAMは、証書の元本価額が返済されるまでの期間ではなく、次の金利更改日までの残存期間として、変動または可変利付証書の満期を認識する。

加重平均残存年限（WAL）は、すべての投資先証書の満期までの平均期間の尺度であり、各証書の相対的な保有量を反映している。WALは、証書の元本価額が返済されるまでの残存期間のみを認識する。

流動性管理

管理会社は、欧州MMF規制の要件に従い、以下の流動性制限の遵守を確保するため慎重かつ厳格な流動性管理手続きを設定、実施および常時適用するものとする。

US\$マスター・ファンドの資産の少なくとも10%は、日々満期となり、US\$マスター・ファンドの資産の少なくとも30%は、週次で満期となる（ただし、一日で償還および決済されることができ、満期まで190日以内の残存期間がある流動性が高い政府証券は、17.5%を上限として、週次満期資産に含まれる。）。週次満期資産の割合が、総資産の30%未満に低下し、US\$マスター・ファンドの取引日における純買戻しがUS\$マスター・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、管理会社の取締役は、翌取引日までに、以下の方法のうちまたはそれ以上を用いるものとする。

- (a) US\$マスター・ファンドの流動性達成コストを適切に反映し、US\$マスター・ファンドに引き続き投資する投資主が、他の投資主が期間中に買戻しをする際に不当に不利益を受けないことを確保するため、買戻しに流動性手数料を課すこと。
- (b) 最長15取引日期間において、いずれか1取引日に買い戻される受益証券数をUS\$マスター・ファンドの受益証券の最大10%に制限する買戻制限を課すこと。
- (c) 最長15取引日期間、買戻し停止を課すこと。
- (d) 適用ある流動性制限の遵守を確保するための優先事項措置の採用以外に緊急措置を取らないこと。

週次満期資産の割合が、総資産の10%を下回る場合、管理会社の取締役は、上記(a)または(c)のいずれかを実施する義務がある。

投資目的および投資方針の変更

US\$マスター・ファンドの投資目的に関するあらゆる変更および投資方針に関するあらゆる重大な変更は、投資主の承認を得ることを条件とする。ただし、UCITS規則または欧州MMF規制のマスター・ファンドに適用される投資制限が変更された場合、マスター・ファンドの取締役は、US\$マス

ター・ファンドの投資主の事前の承認を得ることなく、これらを遵守する。マスター・ファンドによるかかる変更について、US\$マスター・ファンドの投資主に事前の通知が行われる。

8. US\$フィーダー・ポートフォリオの投資制限

US\$フィーダー・ポートフォリオは、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（5）投資制限」に記載されるUCITS規則の要件に加えて、以下の投資制限に従わなければならないものとする。

（1）空売り制限

US\$フィーダー・ポートフォリオは空売りをせず、空売りポジションを保有しない。

（2）一発行体に対する投資制限

管理会社が管理するすべてのファンドの全体において、一発行会社の発行済総株数の20%を超えて当該会社の株式に投資しない。ただし、本制限はUS\$マスター・ファンドへの投資には適用されない。

（3）流動性のない証券への投資制限

US\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて、私募株式、抵当証券および非上場株式であって流動性に欠けるものに投資しない。

（4）利害関係人との取引制限

前記「第二部 特別情報、管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」に別段の定めがない限り、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) これらの主要株主は、本人自らまたは自己の勘定でUS\$フィーダー・ポートフォリオの資産との間で、有価証券の売買または貸借を行わない。

（「主要株主」とは、自己または他人名義（ノミニー名義を含む。）であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）

9. 一般的な投資家の特性

US\$フィーダー・ポートフォリオは、様々な信用度の高い短期金融市場証券に投資することにより元本を確保しつつ流動性を維持し、当期利益を最大限に増やすことを求めている投資者に適している。

10. 借入れ

上記「投資制限」に定められる制限に従い、受託会社は一時的な目的のためにのみ、US\$フィーダー・ポートフォリオのために借入れを行うことができる。借入れは買戻し請求に応じるためにのみ行われる。

借入れ残高の総額がUS\$フィーダー・ポートフォリオの純資産価額の10%を超えることになる場合は、借入れを行なうことはできないものとする。

11. US\$マスター・ファンドが投資する証券の説明

本別紙の7に記載される具体的な投資方針および本別紙の8に記載される制限に従い、US\$マスター・ファンドは、以下の証券にのみに投資する。

（a）信用度の高い短期金融市場証券

かかる有価証券は、信用度が高く、主に、公認の市場で上場もしくは取引され、固定利付または変動利付であり、以下を含む。

（ ）政府証券：政府証券は、政府、政府機関、政府当局または政府関連機関によって発行または保証される債務証券である。当該証券は、政府の十分な信頼および信用、発行体が政府から借入を行う権利、債務に対する政府の自由裁量による買取権または発行体の信用のみのいずれかによって保証される。US\$マスター・ファンドの目論見書に記載されるとおり、US\$マスター・ファンドは政府系発行体によって発行される証券に資産の100%まで投資することができる。US\$マスター・ファンドが投資する短期金融市場証券（政府系）は、アメリカ合衆国財務省証券であり、同証券は、アメリカ合衆国財務省によって発行もしくは保証される短期金融市場証券であ

り、その元本および利息の支払いは、アメリカ合衆国政府の十分な信頼および信用によって裏付けられる。

() 金融債：金融債は、銀行の子会社が発行する債務証券を含む、銀行によって発行もしくは保証される証券であり、親銀行の全体債務であるか、または特定債務の条件もしくは政府規則によって発行子会社に限定される場合がある。

() コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期社債：コマーシャル・ペーパーは企業またはその他の政府以外の非金融事業体によって発行もしくは保証される短期債務である。

(b) 信用度の高い証券化商品およびアセット・バック・コマーシャル・ペーパー

US\$マスター・ファンドは、(上記「流動性管理」に従い)十分に流動性があり、下記のいずれかに該当する場合、信用度の高い証券化商品およびアセット・バック・コマーシャル・ペーパー(以下「ABC P」という。)に投資することができる。

() 委員会委託規則(EU)2015/61の13条に記載される証券化(即ち、金融機関に課せられる流動性要件レベル2 Bに適合する高い流動性および信用度を持つ証券化)：

() (1) ABC Pに基づく金額の全額支払いを投資家に保証するために必要な場合、全ての流動性リスク、信用リスクおよび重大な希薄化リスク、ならびに、継続的取引費用およびABC Pに関連する進行中のプログラム全体に関わる費用を引き受ける、規制対象金融機関が全面的に後援するプログラムにより発行されるABC P；(2)再証券化ではないABC Pで、各ABC P取引レベルで証券化の裏付けとなるエクスポージャーが証券化ポジションを含まないプログラムにより発行される、および(3)シンセティック証券化(即ち、リスクの移転がクレジット・デリバティブまたは保証の使用によって実施され、証券化されるエクスポージャーが発行機関のエクスポージャーであり続ける場合の証券化)を含まないプログラムにより発行されるABC P

() STS規則に記載される基準および条件に従い決定される、単純で透明性があり標準化された証券化(STS)またはABC P

(c) 決済機関への預金

預金は、() 要求に応じて返済可能、または随時引き出しが可能でなければならない、() 12ヶ月以内に満期となり、() 登記上の事務所を欧州連合加盟国または、欧州連合のものに匹敵すると欧州評議会が見做す健全性規則を有する第三国に置く決済機関への預金でなければならない。

(d) レポ取引

US\$マスター・ファンドが投資するレポ取引は、本書「第一部 ファンドの情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」に詳細に記載される。

(e) リバース・レポ取引

US\$マスター・ファンドが投資するリバース・レポ取引は、本書「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」に詳細に記載される。

(f) マネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券

当該受益証券または投資証券は、短期マネー・マーケット・ファンドの受益証券または投資証券でなければならない。さらに、マネー・マーケット・ファンドは、US\$マスター・ファンドが投資することが認められている種類の証券、商品または債券に投資しなければならない、投資運用会社はかかるマネー・マーケット・ファンドへの投資が最小限の信用リスクを伴うことを確認していなければならない。US\$マスター・ファンドは、他のマネー・マーケット・ファンドの投資目的、投資方針および投資制限が、US\$マスター・ファンドのそれらとほぼ同様であり、ほぼ同様のリスクを持つ場合を除き、かかる他のマネー・マーケット・ファンドに投資しない。

疑義を避けるため付言すると、US\$マスター・ファンドは、株式または株式関連証券に投資しないものとする。

効率的ポートフォリオ運用

ＵＳ\$マスター・ファンドは、効率的ポートフォリオ運用のため（例えば、リスクの低減、コストの削減および／またはファンドの追加元本もしくはインカムの創出）、マスター・ファンドの目論見書に記載される投資制限に従い、発行日または先渡予約ベースで証券を購入することができる。

12．受益者に対する報告

ＵＳ\$フィーダー・ポートフォリオの年次報告書および半期報告書は、管理会社の判断によりおよびＵＣＩＴＳ規則の要件に従い決定されるＵＳ\$マスター・ファンドの定期報告書のすべての重要な情報を含む。

[次へ](#)

．潜在的利益相反

マスター・ファンドに関連する利益相反の概要

マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対して様々な業務を提供するゴールドマン・サックス（本項において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびこれらの関連会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員をいう。）を（管理会社および管理会社の委託先を通して直接的に）任命し、ゴールドマン・サックスが管理会社の利益相反方針に従い行為することに依拠する。ゴールドマン・サックスは、世界的なフル・サービスの投資銀行、証券会社、資産管理会社金融サービス会社であり、また、世界的な大手金融市場参加者である。上記の通り、ゴールドマン・サックスは、企業、金融機関、政府、富裕層を含む多様な顧客に対し、幅広い金融サービスを提供している。ゴールドマン・サックスは、投資銀行、リサーチ提供者、投資アドバイザー、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、貸し手、取引相手方、エージェント、プリンシパルおよび投資家として行為する。上記の資格およびその他の資格において、ゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引において顧客に対し助言を行っており、自身の勘定または顧客および従業員の勘定で、顧客の勘定および関係ならびに自身がスポンサーとなり、管理し、また助言する商品（かかるゴールドマン・サックスの勘定またはその他の顧客の勘定（マスター・ファンドおよびファンドを含む。）、関係および商品を「アカウント」と総称する。）を通して、有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、インデックス、バスケットならびにその他の金融証書および商品を含む多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有しており、またこれらの推奨を行っている。ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが直接的または間接的に投資を行っているグローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、バンク・ローン市場、およびその他の市場、証券および発行体に関し、直接的および間接的に利益を得ている。結果として、ゴールドマン・サックスの事業および取引は、マスター・ファンドに不利益を与えまたはマスター・ファンドを制限するなどの影響を及ぼし、および／またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウントに利益をもたらす可能性がある。「アカウント」とは、ゴールドマン・サックス自身のアカウント、ゴールドマン・サックスの従業員が利害関係を有するアカウント、分別運用されるアカウント（即ち、分離アカウント）を含むゴールドマン・サックスの顧客のアカウント、およびゴールドマン・サックスが後援、運用または助言する合同運用ビークル（マスター・ファンドを含む。）を意味する。上記の結果として生じる利益相反を管理するにあたり、G S A Mは通常、受託者義務に従う。

以下は、マスター・ファンドによって、マスター・ファンドと、およびマスター・ファンドのために行う取引に関しマスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびゴールドマン・サックスが得る可能性のある財務上またはその他の利益に関連する特定の利益相反および潜在的利益相反に関する概説である。これらは、発生しうるすべての潜在的利益相反の完全な列挙または説明ではなく、また、完全な列挙または説明であることを意図したものでもない。さらに、ゴールドマン・サックスの投資顧問顧客ではない他の事業体のためのゴールドマン・サックスの行為は、一方における当該事業体および他方におけるアカウント（マスター・ファンドを含む。）との間に、本書に記載されているようにマスター・ファンドおよび他のアカウントとの間に生じる利益相反と同一または類似の利益相反を生じさせる可能性がある。マスター・ファンドの投資運用会社のフォームA D Vの第7項（「顧客の種類」）を参照のこと。本書における利益相反は、G S A Mまたはゴールドマン・サックスが現在有する、または将来有する可能性がある財務上またはその他の利害に関連する利益相反の完全な列挙または説明であることを意図したものではない。マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびゴールドマン・サックスに関わる潜在的利益相反に関する追加情報は、投資運用会社のフォームA D Vに記載されており、投資を行おうとする者は、受益証券購入前にこれを精読すべきである。マスター・ファンドの投資運用会社のフォームA D Vのパート1およびパート2 2 Aの写しは、米国証券業協会のサイト

(www.adviserinfo.sec.gov)において閲覧可能である。投資主は、マスター・ファンドに投資することにより、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびかかる利益相反に直面するマスター・ファンドの運営を認めたものとみなされるものとする。

受益証券の販売および投資機会の配分

ゴールドマン・サックスの金銭的およびその他の利益がゴールドマン・サックスの受益証券の販売促進にインセンティブを与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、マスター・ファンドの受益証券の販売促進に関し、利益を有しており、また、かかる販売から得られる報酬は、他のアカウントの受益証券の販売に関する報酬よりも高い可能性がある。従って、ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、他のアカウントの受益証券よりもマスター・ファンドの受益証券の販売を促進することに金銭的利益を有する可能性がある。

投資運用会社は、マスター・ファンドのための投資運用活動に関してパフォーマンスに基づく報酬を受け取らないが、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、同時に、マスター・ファンドに関し受け取る手数料またはその他の報酬（パフォーマンスによる報酬または割当を含む。）よりも高い手数料またはその他の報酬を得ることのできるアカウントの運用を同時に行う可能性がある。管理会社または投資運用会社は、より高い報酬を受け取る可能性のあるアカウントを優先し得るため、より高い手数料またはその他の報酬を支払うアカウントとマスター・ファンドが同時に運用されることにより、利益相反が生じる可能性がある。例えば、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、運用実績に基づく報酬を支払うアカウントから、より高い報酬を受け取る可能性がある状態で少ない投資機会を配分する際、利益相反に直面し得る。こうした利益相反に対応するため、管理会社および投資運用会社は、管理会社としての義務および投資顧問会社としての受託者義務に一致すると考える方法で投資機会を配分する際に従う方針および手続を採択した。下記の「マスター・ファンドおよびその他のアカウントの間の投資機会および費用の配分」を参照のこと。しかしながら、マスター・ファンドによる投資の利用可能額、時期、構成または条件が、他のアカウントのこれらとは異なる可能性があり、パフォーマンスは他のアカウントのパフォーマンスより低くなる可能性もある。

ゴールドマン・サックスの仲介業者との金銭的およびその他の関係から生じる販売に関するインセンティブおよび関連する利益相反

ゴールドマン・サックスおよびその従業員（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の従業員を含む。）は、アカウント（マスター・ファンドを含む。）に提供されたサービスおよびマスター・ファンドの販売に関連して、便益を受け、報酬および対価を得ることができる。当該報酬および対価は、当該アカウント（マスター・ファンドを含む。）の管理に関連してマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社に支払われる報酬から直接または間接的に支払われる。さらに、ゴールドマン・サックスおよびその従業員（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の従業員を含む。）は、マスター・ファンドとの取引またはマスター・ファンドのための取引を推奨し、またはこれらを行う販売会社、コンサルタントおよびその他の者と関係（マスター・ファンドに関連か否かを問わず、また、募集、仲介、助言および取締役会に関する関係を含むがこれらに限定されない。）を有する可能性がある。かかる販売会社、コンサルタントおよびその他の者は、かかる関係に関連し、ゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドから報酬を受け取る可能性がある。かかる関係により、販売会社、コンサルタントおよびその他の当事者は、マスター・ファンドの販売促進のためのインセンティブが生じるような利益相反に直面する可能性がある。

適用ある誘引規則を損うことなく、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドは、マスター・ファンドの販売促進のために、授権されたディーラーおよびその他の金融仲介機関および営業担当者に対し支払いを行う場合がある。かかる支払いは、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに支払われる金額から行われる。かかる支払いにより、かかる者がマスター・ファンドを強調し、宣伝し、または推奨するインセンティブが生じる可能性がある。

マスター・ファンドとその他のアカウントとの間の投資機会および費用の配分

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンドの投資目的と同一もしくは同様の投資目的を有し、また、マスター・ファンドと同様の有価証券もしくはその他の商品、セクターまたは戦略に投資を行う可能性のある、またはこれらの投資対象を売却する可能性のある複数のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびその従業員が利害を有するアカウントを含む。）について、運用または助言を行うことができる。これにより、特に、投資機会の利用可能性または流動性が限定されている場合（例えば、地域市場および新興市場、ハイ・イールド債、確定利付き証券および規制された業界）、潜在的利益相反が生じる可能性がある。

かかる潜在的利益相反に対応するために、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、アカウントのためにポートフォリオの決定を行っているゴールドマン・サックスの従業員が、管理会社および投資運用会社の信託義務に伴うアカウントのために投資決定を行うこと、また、かかるアカウント間で投資機会を配分することなどを定めた配分方針および手続を策定した。かかる方針および手続により、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用される適格アカウントの限られた投資機会は、（管理会社または投資運用会社によって決定される基準により、）比例按分方式で配分されることになり得るが、他の場合において、当該割当が比例按分されないことがある。

マスター・ファンドおよびその他のアカウントのための配分に関連する決定は、以下を含むがこれらに限定されない—または複数の要素を参考に行われる。アカウントのポートフォリオおよびその投資期間、投資目的、投資ガイドラインおよび投資制限（特定のアカウントまたはアカウント間の保有に影響を及ぼす法律上および規制上の制限を含む。）、顧客の指示、戦略適合性およびその他のポートフォリオ運用に関する考慮事項（一定の戦略に対するエクスポージャーの様々な期待水準を含む。）、マスター・ファンドおよび関連するアカウントの将来の期待キャパシティ、マスター・ファンドの管理会社の仲介に係る裁量の制限、現金および流動性の必要性およびその他の考慮事項、ならびに他の適切な、もしくは概ね類似する投資機会の利用可能性、アカウント間におけるベンチマーク要因およびヘッジ戦略の相違。適格性に関する考慮事項、評判に関する事項およびその他の考慮事項も検討され得る。—または複数のアカウントが、特定の取引戦略に注力するか、またはこれに関する優先権を受けることを意図している場合、他のアカウント（マスター・ファンドを含む。）は、当該戦略にアクセスできないか、または、他の場合よりもアクセスが制限されている可能性がある。当該アカウントが投資運用会社以外のゴールドマン・サックスの領域によって運用される場合、当該アカウントは投資運用会社のアロケーション方針の対象とはならない。当該アカウントによる投資は、マスター・ファンドに対する投資機会の利用可能性を減少または排除するか、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、—または複数のアカウントが、特定の取引戦略または投資タイプに焦点を当てたGSAMの主要な投資ピークルとなるか、特定の取引戦略または投資タイプに関する優先権を受けることが意図されている場合、当該アカウントは、単一または複数の投資に関して当該アカウントと同時に投資する機会（以下「共同投資機会」という。）を受けるアカウントまたはその他の個人に関して、特定の方針または指針を有することができる。その結果、一定のアカウントまたはその他の個人は、マスター・ファンドが通常利用できない共同投資機会への配分または共同投資機会への投資権を受領する。

また、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、管理会社または投資運用会社とは独立して投資決定を行うアカウントに対し投資に関する推奨を行う場合がある。投資機会の利用可能性が制

限されている場合において、かかるアカウントがマスター・ファンドと同時に、またはマスター・ポートフォリオよりも前に投資機会に投資した場合は、マスター・ファンドの投資機会の利用可能性は、管理会社または投資運用会社の投資対象の配分に関する方針にかかわらず、低下することになる。

一定の場合において、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社にアカウントを持たない個人または事業体は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社とかかる者または事業体との間に投資顧問関係がない場合でも、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社にアカウントを持つ場合と同様に、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社から機会の配分を受け、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社の配分手続きに含まれることがある。かかる場合は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が様々なサービス（事業体のビジネス戦略または事業に関連する運用その他のサービスを含む。）を提供する特定の事業体、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が直接または間接の利害関係を有する事業体、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が事業またはその他の関係を有する事業体、および/またはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社またはその従業員が投資関連またはその他の業務に関連する業務（運営委員会またはアドバイザリー委員会の委員となることを含む。）を提供する事業体が含まれるがこれらに限定されない。かかる個人または事業体は、マスター・ファンドの投資目的または投資プログラムと同一または類似する投資目的または事業戦略を有することがあり、マスター・ファンドと同一の証券または他の証券、セクターまたは戦略に投資を行うことがある。特定の投資機会は、かかる個人または事業体およびマスター・ファンドの双方に適切である場合があるが（マスター・ファンドがそのような個人または事業体に持分または関係を有している場合を含むがこれに制限されない。）、かかる投資機会の全部または一部は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社のアロケーション方針および手続に従い、アカウントを有していない個人または事業体に配分されることがある。さらに、規制上またはその他の留意事項により、投資機会の個人または事業体による受領は、マスター・ファンドが当該個人または事業体に持分または関係を有する場合には、マスター・ファンドが同一機会の配分を受ける能力を制限または限定する可能性がある。

マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、随時、新たな取引戦略を策定および実行し、新たな取引戦略および投資機会に参加することができる。かかる戦略および機会は、アカウントの目的と合致していたとしても、すべてのアカウントにおいて採用されるわけではなく、または採用されたアカウント間において比例的に用いられない場合もある。さらに、マスター・ファンドが用いる取引戦略であって、他のアカウントと類似するか、同一のものは、異なる方法で、時には重大な程度において、実行されることがある。例えば、マスター・ファンドは同一または類似する取引戦略を持つ別アカウントとは、異なる割合で異なる証券またはその他の資産に投資するか、同一の証券またはその他の資産に投資することがある。マスター・ファンドの取引戦略の実施は、アカウントの取引戦略の運用に関与するポートフォリオ・マネージャー、異なるポートフォリオ・マネジメント・チームの所在地に関連する時差、および上記およびマスター・ファンドの投資運用会社の様式A D Vの第6項（「運用実績に基づく報酬および並行運用 - アドバイザリー・アカウントの並行運用；機会の配分」）に記載される要因を含む様々な要因に依存する。

異例な市場環境においては、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、通常の取引配分慣行を逸脱する可能性がある。例えば、これは、通常、レバレッジあり、および/またはロング・ショートのアカウントと通常は並行して運用されるレバレッジなし、および/またはロングのみのアカウントの運用に関し、発生する可能性がある。当該期間中、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、配分を決定するための規律ある処理（ゴールドマン・サックスおよびその従業員が利害関係を有するアカウントに対するものを含む。）を遂行することを目指す。

マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社およびマスター・ファンドは、様々な理由で第三者から投資機会に関する通知を受け取り、または投資機会に参加する可能性がある。管理会社または投資運

用会社は、機会が、マスター・ポートフォリオの投資条件に基づき、先買権または株主割当などの契約上の要件に従い受領されない限り、その単独裁量により、マスター・ポートフォリオがかかる投資機会に参加するか否かを決定する。さらに、G S A M以外のゴールドマン・サックスの事業は、マスター・ポートフォリオに投資機会を提供する義務またはその他の責務を負うものではなく、一般的にそのように期待されていない。さらに、G S A M内の特定のポートフォリオ運用チーム内を源とする機会は、当該チームまたは他のチームが運用するアカウント（マスター・ポートフォリオを含む。）に配分されないことがある。G S A Mが運用するマスター・ポートフォリオまたはその他のアカウントに割り当てられていない（または完全に割り当てられていない）機会は、ゴールドマン・サックス・アカウントを含むゴールドマン・サックス（G S A Mを含む。）によって引き受けられるか、または他のアカウントまたは第三者が利用できるようにすることができ、マスター・ポートフォリオは、当該機会に関連するいかなる報酬も受領しない。投資運用会社のアロケーション方針に関する追加情報は、マスター・ファンドの投資運用会社の様式A D Vの第6項（「運用実績に基づく報酬および並行運用 - アドバイザリー・アカウントの並行運用；機会の配分」）に記載されている。

上記の様々な留意事項の結果として、一定のアカウント（ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員が持分を有するアカウントを含む。）は、マスター・ファンドが投資機会の配分を行わないか、またはマスター・ファンドが当該機会の配分を受けるが、他のアカウントとは異なる条件（不利な条件になる場合がある）による場合に、投資機会の配分を受けることがある。これらの留意事項を適用することにより、マスター・ファンドと同一または類似する戦略を用いる異なるアカウントの運用実績に差額が生じる可能性がある。

複数アカウント（マスター・ファンドを含む。）は、アカウントの運営もしくは運用に関連して、特定の投資に参加するか、アカウントの運営もしくは管理に関連して適用される費用を負担するか、または、複数のアカウントに割り当てることができる費用または経費（研究費、技術費、社債権者グループへの参加に関連する費用、リストラクチャリング、集団訴訟およびその他の訴訟、ならびにその他の保険料を含むが、これらに制限されない。）を負担することがある。G S A Mは、投資関連費用およびその他の費用を比例配分または異なる基準で配分することができる。一定のアカウントは、その条件またはG S A Mの決定（その都度、定めることができる。）により、当該費用の割り当て分に責任を負わず、さらにG S A Mは、特定のアカウントとの間で、当該アカウントが負担する費用の額（または一定の種類の費用の額）に上限を設定することを合意しており、その結果、当該アカウントは、上述のように本来であれば負担するであろう費用の全額を負担しないことがある。その結果、マスター・ファンドは、異なるまたはそれ以上の費用負担に責任を負うことがある一方、他のアカウントは、当該費用の一部または全部を負担しないことがある。

マスター・ファンドの運用

ゴールドマン・サックスが保有する情報に関連する検討事項および問題点

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス内の異なる事業部門間の情報の交換に対応するために、一定の情報障壁およびその他の方針を策定した。情報障壁が設けられたことにより、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、通常、ゴールドマン・サックスの他の部門の情報および従業員にアクセスすることはできず、または制限されたアクセスしかできず、また、通常、かかる他の部門が保有する情報の恩恵を受けてマスター・ファンドの運用を行う。ゴールドマン・サックスは、プライム・ブローカー業務およびその他の業務に基づく資金、市場および証券へのアクセスおよびこれらに関する知識のため、マスター・ファンドが（直接または間接的に）保有する種類の投資資産の持分について、マスター・ファンドに不利となる可能性のある方法で、情報に基づいて決定を下すか、または措置を取る（もしくは取らない）ことがあり、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社と情報を共有する自己またはその他の責務に関する情報を提供する義務を負わない。

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社内の特定の事業間にも情報障壁が存在し、また、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの管理会社および投資運用会社に関する情報障壁およびその他に関して本書に記載される利益相反は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社内の事業にも適用される。投資運用会社のポートフォリオ運用チームの一部が保有する情報の結果、マスター・ファンドが当該情報を保有するチーム以外のポートフォリオ運用チームによって運用される場合も含めて、投資運用会社はマスター・ファンドの行為または取引を制限する場合がある。

さらに、ゴールドマン・サックスは、情報障壁の存在にかかわらず、マスター・ファンドのために、ゴールドマン・サックスの取引活動、戦略もしくは見解、または他のアカウントのための活動、戦略もしくは見解に関する一切の情報を入手できるようにする義務またはその他の責務を負わないものとする。さらに、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が、ゴールドマン・サックスおよびその従業員、またはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社の他の部分によって開発されたファンダメンタルズ分析および独自のテクニカル・モデルまたはその他の情報を利用できる限り、当該分析およびモデルに従って、アカウント（マスター・ファンドを含む。）に代わって取引を実行する義務またはその他の責務を負わない。ゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社が、マスター・ファンドと一定の情報を共有しないことを選択する場合、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社がそのような情報を提供していた場合とは異なる投資判断を行うことがあり、マスター・ファンドにとって不利となる可能性がある。

マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社、ゴールドマン・サックスの様々な部門は、マスター・ファンドの管理会社、投資運用会社、ゴールドマン・サックスの他の部門とは異なる見解をとり、意思決定や勧告を行うことがある。マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ファンドとは異なるが、マスター・ファンドに不利となり得る方法で、当該チームが助言を行うアカウントに関し、情報に基づく決定または行為を行う（または行為を行うことを回避する）可能性がある。かかるポートフォリオ・マネジメント・チームは、マスター・ポートフォリオのポートフォリオ・マネジメント・チームと情報を交換しない可能性があり（一定の情報障壁およびその他の方針による場合を含む。）、また、情報を交換する義務もしくはその他の責務を負わない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス・セキュリティーズ・サービスズ（以下「GSS」という。）として知られている事業を運営している。これは、単一もしくは複数のアカウントが投資する投資信託（合同運用ビークルおよびプライベート・ファンドを含む。）（以下「投資先ファンド」という。）またはアカウントが投資する市場および証券に關与するプライム・ブローカー業務、管理事務業務およびその他の業務を顧客に提供するものである。GSSおよびゴールドマン・サックスの他の部門は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が入手できない一定の市場、投資、資金、ファンド・オペレーターに関する詳細な情報を幅広く入手することができる。さらに、ゴールドマン・サックスは、単一または複数の投資先ファンドのプライム・ブローカーとして行為することがあり、その場合、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が入手できない投資先ファンドの投資および取引に関する情報を保有する。これらの行為およびその他の行為の結果として、ゴールドマン・サックスの一部は、ゴールドマン・サックスおよび投資先ファンドに関連ある、または関連していない市場、投資、投資顧問についての情報を保有することがある。これらが、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が知られた場合、ゴールドマン・サックスの一部は、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社に、アカウントが保有する投資における持分の処分、保持または増額を求めるか、アカウントのために一定のポジションを取得すること、またはその他の措置を取ることを求める可能性がある。ゴールドマン・サックスは、当該情報を投資運用会社またはアカウント（マスター・ファンドを含む。）の意思決定に關与する者に提供する義務またはその他の責務を負わない。

マスター・ファンドの投資対象の評価

マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンドが保有する証券および資産に関連する特定の評価サービスを行う委託先として評価会社を任命している。評価会社は、管理会社の評価方針に従って、かかる評価サービスを遂行する。評価会社は、同一の資産について、ゴールドマン・サックスの他の部門またはユニットとは異なる評価を行う可能性がある（かかる他の部門またはユニットは、管理会社と共有していないか、マスター・ファンドの管理会社または評価会社のものとは異なる情報を持ち、評価手法および評価モデルまたはその他の情報を使用するため）。これは、特に評価することが困難な資産の場合に起こり得る。また、評価会社は、異なる評価方針または手続きその他を用いる異なるアカウントの同一の資産について異なる評価を行う可能性がある（例えば、異なるアカウントは、それぞれを規定する契約により（例えば、異なるアカウントに適用される規制上の制限に関連する）異なる評価ガイドラインに従うため、またはアカウントのための評価を行うために異なる第三者ベンダーが採用されるため、またはアカウントは、G S A M、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社内の異なるポートフォリオ・マネジメント・チームによって運用もしくは助言されるため等。）。評価会社は、評価がマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社に支払われる報酬およびその他の対価に影響するため、一般に評価に関連して利益相反に直面する。

他のアカウントのためのゴールドマン・サックス、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の業務

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンドに関する日々のポートフォリオ運用決定に責任を負う。マスター・ファンドのための管理会社および投資運用会社の決定ならびに行為は、他のアカウントのための決定および業務とは異なる可能性がある。一もしくは複数のアカウントに対し行われた助言、投資決定または議決権に関する決定は、マスター・ファンドに対し行われた助言または投資決定と競合し、影響を及ぼし、異なり、対立し、またはタイミングが異なる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、世界の金融市場で種々の行為に従事する。投資銀行、リサーチ提供者、投資アドバイザー、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、貸し手、取引相手方、エージェント、プリンシパルおよび投資家としての立場ならびにその他の立場を含むがこれらに限定されることなく、世界の金融市場におけるゴールドマン・サックスの活動範囲は、マスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社を含む。）、ゴールドマン・サックスが助言を行う顧客およびゴールドマン・サックスの従業員は、マスター・ファンドの投資目的またはポートフォリオと類似するか、関連するか、または相反する投資目的またはポートフォリオを有するアカウントに関し利益を有し、またこれらに助言を行う。ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドから受領しているものよりも多額の報酬もしくはその他の対価（パフォーマンスに基づく報酬を含む。）を当該アカウントから受領することがある。さらに、ゴールドマン・サックス、ゴールドマン・サックスがアドバイスを行う顧客、およびその従業員は、アカウントとの間で商業的取り決めまたは取引に従事（または従事することを検討）し、および／またはマスター・ファンドと同種の企業、資産、有価証券およびその他の証書における商業的取り決めまたは取引を得るために競合することがある。マスター・ファンドの管理会社およびマスター・ファンドのための投資運用会社の決定および行為は、G S A Mが後援、運用または助言するアカウントを含む他のアカウントのためのゴールドマン・サックス（G S A Mを含む。）による決定および行為と異なることがある。マスター・ファンドに与えられる助言、またはマスター・ファンドのために下される投資決定もしくは決議は、G S A Mが後援、運用または助言するアカウントを含む他のアカウントに与えられる助言、または当該アカウントのために下される投資決定もしくは決議と競合し、これらに影響を与え、これらとは異なり、これらと利益が相反し、またはこれらとは異なるタイミングを伴うことがある。

アカウントによる取引、アカウントに対する助言およびアカウントの行為（投資決定、決議および権利行使に関連する行為を含む。）には、マスター・ファンドが投資する証券またはその他の資産もしくは商品と同一もしくは関連する証券またはその他の資産もしくは商品が含まれる可能性があり、当該アカウントがある戦略を用いる一方で、マスター・ファンドは同一の、もしくは異なる戦略を用いることがあり、それらはいずれもマスター・ファンド（取引またはその他の行為に従事するマスター・ファンドの能力を含む。）またはマスター・ポートフォリオの取引またはその他の行為が行われる際の価格もしくは条件にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ポートフォリオとの間で取引を締結することを検討しているアカウントにアドバイスを提供することを確約することがあり、またゴールドマン・サックスは、アカウントに対し、マスター・ポートフォリオとの取引を遂行しないようアドバイスするか、他の場合に潜在的取引に関して、マスター・ファンドに敵対することがあるアカウントにアドバイスを提供する。さらに、マスター・ファンドは証券を購入し、アカウントは同一証券または類似する証券のショート・ポジションを構築することがある。このショート・ポジションは、マスター・ファンドが保有する証券の価格の減損を招くか、または証券価格の下落から利益を得るように設計されている場合がある。マスター・ファンドは、（欧州MMF規制に従い）ショート・ポジションを構築し、その後、アカウントが同一証券または類似証券にロング・ポジションを構築する場合、同様に悪影響を受ける可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、同一の証券を保有または保有していたか、同一発行体の資本構成の異なる部分に信用供与を行っている別のアカウント（マスター・ファンドを含む。）のためではなく、アカウント（マスター・ファンドを含む。）のために、特定の証券に関する投資主集団訴訟または類似の事案に関連して、届出を行うことができる。

マスター・ファンドが他のアカウントと同一または類似する種類の証券またはその他の投資の取引に従事している限り、マスター・ファンドおよびその他のアカウントは、当該取引または投資に関して競合することがあり、かかる他のアカウントによる取引または投資は、マスター・ファンドの取引（当該取引または投資またはその他の行為に従事するマスター・ファンドの能力を含む。）またはマスター・ファンドの取引もしくは投資またはその他の行為が実行される価格または条件に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、一方のマスター・ファンドおよび他方のゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントは、同一の証券に関して異なる決議を行い、または異なる行為をとるか控えることがあり、マスター・ファンドに不利となる可能性がある。アカウントはまた、同一の発行体または関連のない投資顧問との間で、投資に関して異なる権利を有することがあり、また、流動性を含むがこれに制限されない、異なる権利を有する同一発行体の異なるクラスに投資することがある。GSAMがかかる他のアカウントのために当該権利を行使する決定は、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックス（適用ある場合、GSAMを含む。）およびその社員は、投資銀行、リサーチ提供者、投資アドバイザー、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、貸し手、取引相手方または投資家もしくはその他の資格において行為する際、マスター・ファンドの利益および行為と整合しないか、または敵対する取引について助言を行い、投資決定または投資助言を行い、リサーチまたはバリュエーションに関する異なる投資見解を提供するか、意見を持つことがある。投資主は、複数の異なるゴールドマン・サックス・アドバイザー事業部（ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびGSAMを含む。）を通じてアドバイザー業務へのアクセスを提供される。ゴールドマン・サックス内の様々な助言部門は、異なる戦略に基づき当該アカウントを運営し、同一もしくは類似する戦略に異なる基準を適用し、ポートフォリオ組み入れ企業もしくは有価証券に関して異なる投資見解を有することがあり、マスター・ファンドの投資チームまたはポートフォリオ・マネジャーがマスター・ファンドについて取るポジションは、マスター・ファンドの投資運用会社の他の投資チームまたはポートフォリオ・マネジャーによって助言を受けるアカウントの利益および行為と整合しないか、これによって悪影響を受けることがあ

る。リサーチ、分析または見解は、様々な時期に、顧客もしくは潜在的顧客が入手できる。ゴールドマン・サックスは、リサーチまたは分析をその公的発表以前にマスター・ファンドに入手可能とさせる義務またはその他の債務はない。

マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、マスター・ファンドに代わって投資判断を行う責任を負い、当該投資判断は、他のアカウントのためにゴールドマン・サックスが行う投資判断または投資推奨とは異なる場合がある。ゴールドマン・サックスは、単一または複数のアカウントのために、マスター・ファンドのために下した類似の投資判断または投資戦略（投資判断が同一のリサーチ分析またはその他の情報から生じるか否かを問わない。）に先立って、または同時に、またはその後に投資判断または投資戦略の実施することがある。

一方のアカウント（GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む。）および他方のマスター・ファンドとの間における、投資決定または投資戦略の実践の相対的なタイミングは、マスター・ファンドに不利に働く可能性がある。例えば、マーケット・インパクト、流動性制約またはその他の状況などの一定の要因により、マスター・ファンドにより好ましくない取引結果が生じ、かかる投資判断または投資戦略の実施に伴うコストが増加するか、その他不利な状況に陥る可能性がある。

マスター・ファンドの投資運用会社は、投資運用会社の社員および投資運用会社を支援する一定のゴールドマン・サックス追加社員が個人的証券取引を行うに当たり、適用ある連邦証券法を遵守し、顧客の利益を最優先することを規定することを目的とするアドバイザー法のルール204A-1に基づく倫理規定（以下「倫理規定」という。）を採用している。倫理規定は、利益相反を回避するために、対象者の個人アカウントにおける証券取引に一定の制限を課している。倫理規定の制限に従い、対象者は個人的アカウントで有価証券または他の投資資産（マスター・ファンドの投資資産を含む。）の売買を行うことがあり、マスター・ファンドが直接または間接に取ったポジションと同じポジション、これとは異なるポジション、もしくは、異なる時期に構成されたポジションを取ることがある。さらに、ゴールドマン・サックス社員（投資運用会社の社員を含む。）は、機密および専属情報、情報障壁、個人投資、社外事業および個人取引について、全社の方針および手続きに従う。

後続投資に関連する潜在的利益相反

随時、マスター・ファンドの投資運用会社は、アカウント（マスター・ファンドを含む可能性がある。）に対し、一定のアカウントがすでに投資している企業への投資機会を提供することがある。このような後続投資は、新規投資の条件の決定およびアカウント間（マスター・ファンドを含む。）の当該機会の配分など、利益相反を生じさせる可能性がある。マスター・ファンドが発行体に対する既存の投資を有していないにもかかわらず、マスター・ファンドは追加投資機会を利用することができ、その結果、潜在的に他のアカウントに価値を提供するか、または他の方法で他のアカウントの投資を支援する可能性がある。またアカウント（マスター・ファンドを含む。）は、他のアカウントが投資を行ったか、投資する企業に関連する、再レバレッジ、資本増強および類似の取引に参加することができる。これらの取引およびその他の取引における利益相反は、企業に既存の投資資産があるアカウント（マスター・ファンドを含む。）と、企業に爾後投資を行う（価格決定および他の条件に関して相反する利益を有する可能性がある）アカウントとの間で発生する可能性がある。爾後の投資は、以前に投資されたアカウント（マスター・ファンドを含む。）の利益を希薄化またはその他悪影響を及ぼす可能性がある。

投資主の多様な利益

該当する範囲において、投資運用会社およびその関連会社を含む、マスター・ファンドにおける様々なタイプの投資家および受益者は、マスター・ファンドにおける彼らの持分に相反する投資、税金およびその他の利害を有する可能性がある。マスター・ファンドの潜在的投資を検討する際、投資運用会社

は一般的に、特定の投資家または受益者の投資目的ではなく、マスター・ファンドの投資目的を検討する。マスター・ファンドの投資運用会社は、あるタイプの投資家または受益者に対して他のタイプの投資家または受益者に対してより、または、投資運用会社およびその関係会社に対して投資運用会社と関係のない投資家または受益者に対するよりも有益な決定（税務に関する決定を含む。）を随時、行うことができる。さらに、ゴールドマン・サックスは、源泉徴収代理人としての立場を含む、マスター・ファンドが構築したポジションに基づく一定の税務リスクに直面する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、自らおよびその関連会社のために、これらの状況において、実際のまたは潜在的な租税債務をカバーするための源泉徴収を含む、マスター・ファンドまたはその他のアカウントに対して不利な措置を講じる権利を留保する。

戦略的取決め

G S A Mは、アカウントの既存の投資者または第三者との間で戦略的関係を締結することがあり、当該関係は、一定のアカウント（マスター・ファンドを含む。）を補完することを意図しているが、アカウントに投資機会を共有すること、またはアカウントがその他の場合に得ることができる投資機会の金額を制限することを要求することがある。さらに、当該関係は、減額された手数料または無手数料でのアカウント（マスター・ファンドを含む。）への投資機会または特定の投資など、マスター・ファンドの他の投資家に与えられる条件よりも有利な条件を含む。

サービス提供者の選定

マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスおよびその他のアカウントにもサービスを提供するサービス提供者（弁護士およびコンサルタントを含む。）を雇用する予定である。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、専門知識および経験、関連または類似する商品に関する知識、サービスの質、市場における評判、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社、ゴールドマン・サックスその他との関係、ならびに価格など多くの要因に基づいて、これらのサービス提供者を選択する。これらのサービス提供者は、G S A M、ゴールドマン・サックスまたはアカウントのポートフォリオ企業を含むゴールドマン・サックス（従業員を含む。）との業務上、財務上またはその他の関係を有する。これらの関係は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社によるマスター・ファンドのためのこれらのサービス提供者の選定に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もある。このような状況では、マスター・ファンドがこれらのサービス提供者を雇用しない、または雇用を継続しないことを決定する場合、（マスター・ファンドのために行う）ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドとの間に利益相反が生じる可能性がある。上記にかかわらず、マスター・ファンドのサービス提供者の選定は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社のマスター・ファンドに対する受託者義務に従って行われる。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社によって選定されるサービス提供者は、提供される特定サービス、サービスを提供する要員、提供するサービスの複雑性または他の要因に基づいて、異なる受取人に異なる料金を請求することがある。その結果、マスター・ファンドがこれらのサービス提供者に対して支払う料金は、G S A Mを含むゴールドマン・サックスが支払う料金よりも、有利な場合も不利な場合もある。さらに、G S A Mまたはマスター・ファンドが支払う料金は、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの他の部分が運用するアカウントが支払う料金よりも、有利な場合も不利な場合もある。ゴールドマン・サックス（G S A Mを含む。）および/またはアカウントは、マスター・ファンドが一般的に投資する事業体にサービスを提供する企業に投資資産を保有することができ、適用法に従い、G S A Mは、当該企業の業務をマスター・ファンドが保有する証券を発行している事業体に照会または紹介することがある。

ゴールドマン・サックスは、自ら業務を行うか、または外部委託することができる

ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および／または投資運用会社を含む。）は、適用法に従って、随時、投資者に通知することなく、自らの事務管理人またはその他の立場でマスター・ファンドに提供する様々なサービスに関連する特定の業務を社内で行うか、または外部委託することができる。かかる社内における業務遂行または外部委託により、さらなる利益相反が生じる可能性がある。

現金以外の資産の分配

マスター・ファンドの買戻しに関して、マスター・ファンドは、一定の状況において、買戻しを許可または制限するか、買戻しに関連して証券またはその他の資産の形で分配を行うか否か、またその場合の当該分配の構成について決定する裁量権を有することがある。当該決定を行うに当たり、マスター・ファンドの管理会社と投資運用会社は、買戻しを行う投資家および残存する投資家に対して潜在的利益が対立する忠実義務および責任を有する。

ゴールドマン・サックスは、管理会社または投資運用会社以外の資格においてマスター・ファンドに対する業務を行う可能性がある

発行体の資本構成の異なる部分への投資

一方でゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウント、および他方でマスター・ファンドは、単一発行体の資本構成の異なる部分に投資または信用供与を行うことができる。その結果、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウントは、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす行為を行うことがある。さらに、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、同一発行体の資本構成の異なる部分、またはマスター・ファンドが投資する証券に劣後または優先する証券のクラスに関して、アカウントに助言することができる。ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、マスター・ファンドが投資した発行体に関して、自らまたはその他のアカウントのために、権利を主張し、助言を提供し、もしくはその他の行為に従事し、または権利の主張、助言の提供またはその他の行為への従事を行わない場合があり、当該行為（または行為を行わないこと。）は、マスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

例えば、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウントが、同一の発行体におけるマスター・ファンドの保有資産に優先する発行体の資本構成におけるローン、証券またはその他のポジションを保有し、発行体が財務上または業務上の問題を抱えている場合、自らまたはアカウントのために行う行為するゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、発行体の清算、組織改編またはリストラクチャリング、またはこれらに関連する条件を求めることができ、これによりマスター・ファンドの発行体における保有資産の利益に悪影響を及ぼすか、その他の方法でこれに相反する可能性がある。当該清算、再編またはリストラクチャリングに関連して、マスター・ファンドの発行体における保有資産は、消滅または実質的に希薄化されることがある一方で、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）または他のアカウントは、それらに発生する金額の一部または全部の回収を受けることがある。さらに、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウントが参加する、発行体が関与する貸付契約に関して、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウントは、適用される貸付契約またはその他の文書に基づく権利の行使を求めることができ、これはマスター・ファンドに不利益を与える可能性がある。あるいは、マスター・ファンドが、他のアカウント（GSAMを含むゴールドマン・サックスのアカウントを含むことがある。）が保有するポジションと比較して、財務上またはその他の問題を抱えている発行体の資本構成においてより上位の地位を保有する場合においては、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンドが利用可能な措置および救済策を行わないことを決定するか、またはより下位のポジションを保有するアカウントに不利な特定の条件を実施することがある。さらに、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウント

が、マスター・ファンドがローン、債券またはその他の信用関連の資産もしくは証券を保有する発行体の議決権証券を保有する場合、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウントは、マスター・ファンドが保有するポジションに悪影響を及ぼすような方法で、一定の事項について投票することができる。逆に、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウントが信用関連の資産または証券を保有する発行体の議決権証券を保有することができ、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはアカウントに不利な方法で投票しないことをマスター・ファンドのために決定することがある。

これらの潜在的な問題は、マスター・ファンドおよびゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはその他のアカウントが、単一発行体の資本構成の異なる部分に投資または信用供与を行う場合に、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）が直面する利益相反である。例えば、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）の様々な事業部門またはポートフォリオ・マネジメント・チームの間の情報障壁に依拠することを決定することがある。ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）は、同様の状況にある貸付保有者または証券保有者の行為をみずからマスター・ファンドのために行うことに代わり、もしくはこれに関連して、かかる行為に依拠することを決定することがある。

種々の利益相反および本書に記載される関連する問題および、利益相反がマスター・ファンドの利益に資する形で必ずしも解決されないという事実の結果、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックス（GSAMを含む。）またはその他のアカウント（GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む。）が一般的に、または同一発行体の特定の持分について、利益を得る期間において、マスター・ポートフォリオが損失を被るか、上記の利益相反が存在しなかった場合よりも低い収益または高い収益を達成する可能性もある。上記のマイナスの影響は、小型株、新興市場、経営不振企業の証券、または流動性の低い戦略に関する取引に関して、またはマスター・ポートフォリオがこれらを採用する場合により顕著となる可能性がある。

自己勘定取引およびクロス取引

マスター・ファンドのために行動するマスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、適用法および各々の方針により認められる場合、ゴールドマン・サックスとの、またはゴールドマン・サックスを通じ、もしくはマスター・ファンドの管理会社および投資運用会社またはその関係会社が運用するアカウントにおける証券およびその他の商品の取引を行う可能性があり、また、マスター・ファンドに、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が自らのために当事者として行為する取引（自己勘定取引）を行わせ、取引の両当事者に対し助言する（クロス取引）を行わせ、また、取引の一方当事者であるマスター・ファンドおよび他方当事者である取引アカウントのブローカーとして行為させ、手数料を受け取らせる（代理人クロス取引）ことができる（が、その義務または他の責務はない。）。かかる取引に関しては、潜在的利益相反または規制上の問題もしくはGSAMの社内方針に記載される制限があり、これにより、マスター・ファンドのためにかかる取引を行うマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社の決定が制限される可能性がある。

ゴールドマン・サックスが特定の市場における唯一の参加者、または少数の参加者の一つであるか、または当該参加者のうち最大規模の一つである場合など、特定の状況においては、当該制限は、マスター・ファンドに対する一定の投資機会の利用可能性を排除または減少させるか、または当該投資機会に関連する取引が行われる価格または条件に影響を与える可能性がある。

またクロス取引は、他のアカウントによる投資資産の取得後に、アカウントに対する共同投資機会の提供に関連して発生することがある。これらの場合、共同投資機会を提供されたアカウントは、他のアカウントにより取得された投資資産の一部を購入することができる。アカウント（マスター・ファンド

を含む。)が共同投資機会に関連して投資資産を取得する価格は、原価に基づくことができ、利息部分を含めることも含めないこともあり、販売側アカウントによる取得後の投資資産の価値の調整を反映することがある。

一定の状況において、ゴールドマン・サックスは、適用法で認められる範囲内で、「無リスク元本」としてアカウントのために証券を売買することができる。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が証券の購入に関心があることを知りながら、第三者から当該証券を購入し、直ちに当該アカウントに購入した証券を売却することができる。さらに、場合によっては、アカウント（マスター・ファンドを含む。）は、ゴールドマン・サックスに対し、適用される現地規制要件を遵守するために、プリンシパルとして証券を購入し、アカウントに参加権または類似する権利を発行するよう要求することがある。

ゴールドマン・サックスは、かかる取引（当該取引締結の決定ならびにバリュエーション、プライシングおよびその他の条件に関連する場合を含む。）の当事者に対して潜在的利害の対立する忠実義務および責任を有する可能性がある。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、かかる取引および利益相反に関する方針および手続きを策定した。しかしながら、当該取引が実施されるか、または当該取引が当該取引の当事者であるマスター・ファンドにとってより有利な方法で実施されるという保証はない。クロス取引は、アカウントが取得する市場預金の相対的量により、マスター・ファンドを含む他のアカウントと比較して、一部のアカウントに不均衡に利益をもたらすことがある。自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引は、受託者責任および適用法（開示および合意を含むことがある。）に従って行われる。投資主は、当初口座契約を締結することにより、マスター・ファンドで認められる限度において、自己勘定取引、クロス取引または代理人クロス取引を締結することに同意したことになる。

ゴールドマン・サックスは、複数の商業上の資格において行為する可能性がある

ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドまたはマスター・ポートフォリオが保有する証券の発行体のために、ブローカー、ディーラー、エージェント、取引相手方、貸し手もしくはアドバイザー、またはその他の商業的立場を有する者として行為する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる業務の提供に関し報酬を受け取る権利を有するが、マスター・ファンドは、かかる報酬を受け取る権利はない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに有利なかかる業務およびマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある行為または取引を行うための業務提供に関し、手数料およびその他の報酬を受け取る権利を有する。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント（マスター・ファンドを含む。）が持分を保有する企業からローンの全部もしくは一部の弁済を要求することがあり、その結果、当該企業が債務不履行に陥るか、より急速に資産を清算しなければならない可能性がある。さらに、当該企業の価値および当該企業へのアカウントの投資資産の価額に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが（直接または間接的に）保有する証券の価値または優先権が減少するような結果となる、資本構成の変更を企業に助言することができる。その他の種類の取引に関連してゴールドマン・サックスが行う行為または助言も、マスター・ファンドに悪影響を与える場合がある。また、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドが持分を有する企業またはマスター・ファンドに様々な業務を提供する可能性があり、これにより、ゴールドマン・サックスは、手数料、報酬、対価またはその他の恩恵を受けることがある。当該報酬、対価および支払ならびにその他のゴールドマン・サックスに対する便益は多額の場合がある。マスター・ファンドおよびマスター・ファンドが投資する企業に対するサービスの提供により、ゴールドマン・サックスと様々な当事者との関係が強化され、さらなる事業の発展が促され、また、ゴールドマン・サックスは、追加の業務を取得し、追加の収益を得ることができるようになる。

ゴールドマン・サックスの顧客のための行為もまた、マスター・ファンドが利用できる投資機会を制限する可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドの潜在的な投資機会となる可能性がある商業取引に関連して、しばしば、ファイナンシャル・アドバイザーとして、またはファイナンスその他のサービスを提供するために企業に雇用される。当該企業によるゴールドマン・サックスの雇用の結果として、マスター・ファンドが当該取引に参加することを妨げられる場合がある。ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、このような状況下でこれらの企業のために行為する権利を留保する。さらにゴールドマン・サックスは、米国破産法第11章（およびこれに相当する非米国破産法）に基づく手続きまたはこれらの申請に先立ち、債権者または債務者を代表することができる。随時、ゴールドマン・サックスは、債権者委員会または株主委員会の委員を務めることがある。ゴールドマン・サックスはこれらの行為に対して報酬を受け得る可能性があり、当該行為は、マスター・ファンドが他の場合に、当該企業が発行する証券および他の資産を売買しなければならない柔軟性を制限または妨げることがある。マスター・ファンドの英文目論見書および後述の「ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの投資機会および投資活動に関する潜在的制限」を参照のこと。

適用法に従い、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、ゴールドマン・サックスが関連し、助言し、またはゴールドマン・サックスもしくはアカウントが株式、債券またはその他の持ち分を有する会社の証券、バンク・ローン、またはその他の債券に投資するよう、またはゴールドマン・サックスもしくは他のアカウントが投資対象に関する義務を免除されることになるか、もしくは投資対象を売却することになる取引を行うよう促す可能性がある。例えば、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックスに直接または間接的に関連する企業の証券または債券をシンジケートまたは流通市場を通じて取得するか、または、手取金をゴールドマン・サックスが行った融資の返済に充当する企業に融資を行うか、もしくは当該企業の証券を購入することができる。マスター・ファンドによるこれらの行為は、ゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントの当該企業への投資および関連する行為に関する収益を向上させることがある。マスター・ファンドは、この収益性の向上の結果として報酬を受け得る権利を有しない。

ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社を含む。）またはアカウント（ゴールドマン・サックスの従業員による投資促進のために設定されたアカウントを含む。）は、適用法に従って、マスター・ファンドに対してまたはマスター・ファンドと並行して投資を行うことができる。これらの投資は、マスター・ファンドの他の投資主よりも有利な条件で行われる可能性があり、また、マスター・ファンドのかなりの割合を占める可能性があり、マスター・ファンドが並行投資が行われない場合より少ない投資割合を割り当てられる可能性がある。

これに反する内容の契約により、別途規定されない限り、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、投資主に通知することなく、またはマスター・ポートフォリオへの影響（当該買戻しにより悪影響となりうる。）を考慮することなく、いつでも、マスター・ファンドの持ち分を買い戻すことができる。ゴールドマン・サックスが短期間に集中的に買戻しを要求する場合、マスター・ファンドは、買戻金を調達するため現金化するために、他の場合よりも急速に、投資資産の一部を清算することを要求され、マスター・ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、ボルカー・ルール要件およびBHC Aのその他の要件により、ゴールドマン・サックスおよび一部のゴールドマン・サックスの職員は、買戻しによるものを含む、合同運用ビークルへの投資を既に処分し、処分を継続しているが、これは既に相当量であり、引き続き相当量になり、上記のとおり悪影響を及ぼす可能性がある。後述の「ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの投資機会および投資活動に関する潜在的制限」を参照のこと。

ゴールドマン・サックス（マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社を含む。）は、マスター・ファンドに関連して、またはマスター・ファンドの裏付証券もしくは資産に関連して、またはマ

スター・ファンドのパフォーマンスに基づくかもしくはマスター・ファンドのパフォーマンスを繰り返すか、もしくはヘッジするためにデリバティブ（金融派生商品）を設定、引き受け、売却、発行、投資するか、または販売会社として行為することができる。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ取引は、マスター・ファンドの取引とは異なり、また、マスター・ファンドの利益に悪影響となりうる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、顧客、会社または個人に対して、マスター・ファンドにおける顧客の受益証券を含む、公開もしくは未公開の証券またはその他の資産によって担保される（または担保されない）貸付けまたは信用取引、資産担保型もしくはその他の信用供与もしくは類似の取引を行うことがある。これらの借り手の一部は、公的もしくは私的企業、またはマスター・ファンドが（直接もしくは間接的に）投資する企業の創業者、役員もしくは株主であることがあり、当該貸付は、マスター・ファンドが（直接もしくは間接的に）保有する持分と同等、または優先もしくは劣後する可能性がある当該企業の証券によって担保されていることがある。貸し手としての権利に関連して、ゴールドマン・サックスは、証券の清算または借り手のために証券を清算させるか、ゴールドマン・サックスの名義で当該証券を差し押さえ、清算することなどにより、自己の商業的利益を保護するために行うことができ、借り手に悪影響を及ぼす措置をとる可能性がある。当該行為がマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある（例えば、借り手がマスター・ファンドが保有し、悪影響のある他の場合において清算する証券の大量ポジションを早急に清算する場合、当該証券の価額が低下し、その結果マスター・ポートフォリオの価値が低下するか、または有利な価格で当該証券のポジションを清算できなくなるか、全く清算できなくなる可能性がある）。「ゴールドマン・サックスは、管理会社または投資運用会社以外の資格においてマスター・ファンドに対する業務を行う可能性がある - 発行体の資本構成の異なる部分への投資」を参照のこと。さらに、ゴールドマン・サックス（管理会社またはその委託先を除く。）は、投資主に対し貸付を行い、または投資主の受益証券に質権もしくは抵当権（かかる投資主がその義務を履行しなかった場合は、かかる受益証券を買い戻す権利をゴールドマン・サックスに提供する。）を設定することにより保証されるのと同様の取引を締結する可能性がある。かかる取引および関連する買戻しは、規模が大きくなる可能性があり、また、投資主に通知することなく行われる可能性がある。

管理会社および投資運用会社による代理議決権

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、顧客（マスター・ファンドを含む。）のために行う議決権の代理行使に関する意思決定が利益相反の影響を受けることを防止するため、また、かかる意思決定が自身の顧客に対する信認義務に基づきなされるよう策定されたプロセスを遂行した。かかる議決権の代理行使に関する手続きにかかわらず、マスター・ポートフォリオによって保有されている証券に関しマスター・ファンドの管理会社または投資運用会社が行う議決権の代理行使に関する意思決定が、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンド以外のアカウントの利益になる可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの投資機会および投資活動に関する潜在的制限

マスター・ファンドの投資運用会社は、様々な状況（適用され得る規制上の要件、GSAMまたはゴールドマン・サックスによって保有されている情報、他の顧客に関連する、および資本市場における（ゴールドマン・サックスが当該顧客に与える助言、または当該顧客もしくはゴールドマン・サックスが行う商業的取り決めもしくは取引に関連するゴールドマン・サックスの役割を含む。）ゴールドマン・サックスの役割、ゴールドマン・サックスの社内方針および/またはアカウント（マスター・ファンドを含む。）に関する潜在的評判リスクもしくは不利益による状況を含む。）において、マスター・ファンドのために自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ポートフォリオ以外のゴールドマン・サックスの投資活動ならびに規制要件および評価リスク審査により、マスター・ファンドのための取引またはその他の行為を行うことができないか、またはマスター・ファンドのために権利を行使できない可能性がある。

さらに、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、マスター・ファンド（潜在的にゴールドマン・サックスおよびその他のアカウントとともに）が一定の所有持分を超えるか、または一定の議決権もしくは支配権を保有するか、またはその他の持分を有する場合、マスター・ファンドの投資資産の金額を制限、限定または減額するか、マスター・ファンドが取得または行使するガバナンスまたは議決権の種類を制限することがある。例えば、ポジションまたは取引が、G S A Mを含むゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントに追加的な費用および開示義務が発生することになるか、規制上の制約が課される可能性のある届出もしくは認可またはその他の規制上もしくは社内の合意を要する場合、または基準値を超過することが禁止されているか、規制上もしくはその他の制限に帰結する場合、当該制限が存在する。一定の場合に、かかる基準値に近づくことを避けるために、制限および限度が適用される。当該制限または限度が生じる可能性のある状況は、以下を含むが、これらに限定されない。(i) 発行体の証券の一定割合以上の保有の禁止、(ii) 基準値を超える場合にマスター・ファンドの保有資産に希薄化の影響を及ぼす「ポイズンピル」、(iii) ゴールドマン・サックスを発行体の「利害関係株主」と見なさせる規定、(iv) ゴールドマン・サックスを発行体の「関連会社」または「支配者」と見なさせる可能性がある規定、および(v) 発行体（定款の修正、契約またはその他を通じて）または政府、規制もしくは自主規制機関（法律、規則、規制、解釈またはその他の指針を通じて）による他の制限または限度の賦課

上記の制限に直面する際、基準値超過はG S A Mまたはゴールドマン・サックスの事業活動能力に悪影響を及ぼす可能性があるため、ゴールドマン・サックスは一般的に基準値の超過を回避する。また、ゴールドマン・サックスは、類似する投資戦略を追求する他のアカウントが投資機会の持分を取得することができるように、一定の規制上もしくはその他の要件を考慮して、総投資額に上限を設定することを決定した場合、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、利用可能性が限られている投資機会におけるマスター・ファンドの持分を減額するか、マスター・ファンドがこれに参加することを制限することがある。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、取引または活動を適用法に従って行うことは、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社に多額の費用または管理上の負担をもたらすことになるか、または取引もしくはその他のエラーの潜在的リスクを生じさせることになるため、マスター・ファンドにとって有益となり得る当該取引または活動に従事しないことを決定することがある。マスター・ファンドおよび単一または複数の登録投資信託が並行投資を行う状況においては、マスター・ファンドのために行うゴールドマン・サックスは、適用法に基づいて交渉する取引の条件について制限されることがある。これは、マスター・ファンドが一定の取引に参加する能力を制限するか、あるいは、他の場合に比べて不利な条件をマスター・ファンドに課することになる可能性がある。

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、通常、公的証券に関与するマスター・ファンドの取引における売買実施に重大な非公開情報を使用することを許可されていない。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、ゴールドマン・サックス（G S A Mまたはその従業員を含む。）によって保有される情報の結果による場合を含む、マスター・ファンドが他の場合に従事する可能性がある行為または取引（売買取引など）を制限することがある。例えば、ゴールドマン・サックスの取締役、役員、従業員は、ゴールドマン・サックスがマスター・ファンドのために投資する会社について、取締役会の席に就くことができ、あるいは取締役会のオブザーバー権を持つことができる。ゴールドマン・サックスの取締役、役員または従業員が、公開会社に関連する取締役会の席に就くか、または取締役会オブザーバー権を有する場合、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社（またはその投資チームの一部）は、当該会社の証券を取引する能力を制限または限定されることがある。

さらに、G S A Mは、その活動に直接適用される経済制裁および貿易制裁に関連する義務の一般的な遵守を確保するために合理的に設計されたプログラムを運営している（ただし、かかる義務は、マスター・ファンドが負う義務と必ずしも同一ではない。）。かかる経済的および貿易上の制裁は、特に、

特定の国、地域、組織および個人との取引およびこれらに対する直接もしくは間接的なサービスの提供を禁止することができる。これらの経済制裁および貿易制裁ならびにG S A Mによるその遵守プログラムの適用は、マスター・ファンドの投資活動を制限または限定することがある。

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、評判その他の理由により、マスター・ファンドのための取引および活動を制限するか、全く行わないことを決定することがある。当該決定がなされる時期の例は、ゴールドマン・サックスがかかる投資活動または取引に関与する組織に対しアドバイスもしくはサービスを提供する場合（または提供する可能性がある場合）、ゴールドマン・サックスまたはアカウントが、マスター・ファンドのために検討されていた取引と同一もしくは関連する取引を行っている、または行う可能性がある場合、ゴールドマン・サックスまたはアカウントがかかる投資活動または取引に関与する組織に関する持ち分を有する場合を含むがこれらに限定されない。当該投資活動または取引における取引相手方またはその他の参加者に関連する政治、広告、またはその他の評判に関連する留意事項があるか、マスター・ファンドのための、またはマスター・ファンドに関する当該投資行為または取引がゴールドマン・サックス、G S A M、アカウントまたはその他の行為に有形無形の形で影響する場合、マスター・ファンドの投資運用会社は、他のアカウントのためではなく、マスター・ファンドのための自身の投資決定および投資活動を制限する可能性がある。

マスター・ファンドのために取引を行うため、マスター・ファンドの管理会社および/または投資運用会社は、証券、デリバティブまたはその他の商品を取引する場所の規則、条項および/または条件に従う（または、マスター・ファンドに従わせしめる。）。これは、管理会社および/もしくは投資運用会社ならびに/またはマスター・ファンドが一定の取引所、執行プラットフォーム、取引施設、決済機関およびその他の場所の規則を遵守することを要求される場合、または当該場所の裁判管轄権に合意することを要求される場合を含むがこれに限定されない。当該場所の規則、条項および/または条件に基づき、管理会社および/または投資運用会社（ならびに/またはマスター・ファンド）は、特に委託保証金、追加報酬およびその他の経費、懲罰手順、報告および記録維持、ポジション制限およびその他の取引制限、決済リスクおよび当該場所が規定するその他の関連する取引条件に服することがある。

時宜に応じて、マスター・ファンド、ならびに管理会社および/または投資運用会社またはそれらの関連会社および/または業務提供者もしくは代理人は、マスター・ファンドが保有する投資資産、ならびにその実質所有者（および当該実質所有者の裏付けとなる実質所有者）の氏名および持分割合を含むがこれらに限定されることなく、マスター・ファンドに関する一定の情報を、地方自治体、規制組織、課税当局、市場、取引所、決済機関、保管者、ブローカーおよび投資運用会社もしくはマスター・ファンドの取引相手または業務提供者を含む第三者へ開示することを要求されるか、かかる開示が適切である旨決定することができる。マスター・ファンドの管理会社および/または投資運用会社は、一般に、かかる決定に従い、電磁的交付プラットフォームによる場合を含む、当該情報の開示要求を遵守する予定である。しかしながら、管理会社および/または投資運用会社は、要求される開示を行わず、マスター・ファンドの一定の資産の売却を行うことを決定する場合があり、当該売却は、プライシングまたはその他の観点から不適当な時期に行われる場合がある。

B H C Aに従い、G S A Mがマスター・ファンドの投資運用会社として、またはその他の資格において行為する限りにおいて、一定の投資を保有する期間が限定されることがある。その結果、マスター・ファンドは、B H C Aが適用されなかった場合よりも早期に投資を処分しなければならないことがある。さらに、ボルカー・ルールの下では、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員のによる一定の種類のファンドの所有権の規模は制限されており、一部の従業員は、当該ファンドの持分保有を禁じられている。その結果、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員は、マスター・ファンドの他の投資家がファンドの投資資産を処分する機会を有していない場合を含む、買戻し、第三者または関連会社への売却もしくはその他により、マスター・ファンドへの投資資産の全部または一部を処分することを要求されており、また引き続き要求されている。ゴールドマン・

サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員によるマスター・ファンドのかかる持分の処分は、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの他の投資家との利益の一致を低下させ、マスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドの活動に影響を及ぼす可能性のある事業活動について追加的な制約を受ける可能性がある。さらに、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、GSAMが後援、運用または助言するアカウントを含む他のアカウントではなく、マスター・ファンドのための投資判断および活動を制限することがある。

ブローカー取引

マスター・ファンドの投資運用会社は、投資に関する意思決定プロセスにおいて投資運用会社に適切な支援を行うと考えられる独占的もしくは第三者の売買委託およびリサーチ業務（「売買委託およびリサーチ業務」と総称する。）を投資運用会社、マスター・ファンド、これらの関連会社およびゴールドマン・サックスの他の従業員に提供する米国および米国以外の証券会社（マスター・ファンドの管理会社の関連会社を含む。）をしばしば選定する。その結果、これらの売買委託およびリサーチ業務は、特定のブローカー・ディーラーによって提供される取引執行、清算または決済サービスと一括処理されることがあり、適用法に従い、投資運用会社は、かかる売買委託およびリサーチ業務に関し、「ソフト」ダラーまたはコミッション・ダラーを支払う可能性がある。ただし、かかる業務がマスター・ファンドへの投資業務の提供を全般的に補助すること、また、業務の受理およびそれに対する支払いは、適用法令を遵守することを条件とする。当該慣行が適用法の下で制限される場合または状況がある。例えば、欧州連合の金融商品市場指令II（「MiFID II」）は、リサーチまたは資料に対して、投資顧問会社が自己の資金から、または顧客の同意を得て顧客から資金提供を受けたりリサーチ支払口座から、支払われない限り、欧州連合に居所を置く投資顧問会社が容認可能な軽微な非金銭的な利益に該当しないリサーチその他の資料を受領することを禁じている。

マスター・ファンドの投資運用会社が売買委託およびリサーチ業務の提供を受けるために顧客の手数料を使用する場合、投資運用会社自身は、売買委託およびリサーチ業務を行い、またはこれについて支払いを行う必要がないため、投資運用会社にとって有益なこととなる。その結果、マスター・ファンドの投資運用会社は、最善価格または手数料の受領における顧客の利益のみではなく、ブローカー・ディーラーから売買委託および調査サービスを受ける際の投資運用会社の利益に基づいてブローカー・ディーラーを選定または推奨するインセンティブを持つことになる。さらに、投資運用会社が顧客手数料を利用して関連会社から独自の調査サービスを得る場合、投資運用会社はそれらのサービスに支払うために、より多くの「ソフト」即ち手数料を配分するインセンティブを持つことになる。証券会社（証券会社の関連会社を含む。）に支払われる「手数料」（適用規則によって幅広く定義されており、マーク・アップ、マーク・ダウン、手数料に相当するもの、または特定の状況におけるその他の報酬を含む。）が投資運用会社に提供される売買委託およびリサーチ業務の価値に対して合理的であると誠意をもって決定する投資運用会社の義務に従って、投資運用会社は、投資運用会社が受けるソフト・ダラーの恩恵の代わりに他の証券会社によって請求される金額よりも高い金額の手数料をマスター・ファンドが支払うよう手配することができる。

証券会社によって提供される売買委託およびリサーチ業務に関するマスター・ファンドの投資運用会社の評価は、取引を行う証券会社を選定する際の重要な要素となる可能性がある。そのため、投資運用会社は、特定のポートフォリオ・マネジメント・チームが参加し、投資運用会社の従業員が、売買委託およびリサーチ業務を提供する証券会社を格付けする投票プロセスを設けた。最良の執行を追求する投資運用会社の義務および適用法に従って適用ある誘引規則、法令を損なうことなく、投資運用会社は、投票プロセスの結果に基づき、証券会社の間で取引を配分するものとする。

アカウントは、手数料を通じて、かつ適用法に従い、調査および売買委託サービスに支払いを行うか否か、および支払の範囲に関して異なることがあり、売買委託およびリサーチ業務は、他のアカウントおよびマスター・ファンドに業務を提供するために用いられる可能性がある。その結果、売買委託および調査サービス（ソフト・ダラー便益を含む。）は、マスター・ファンドが支払う手数料の相対的な金額に基づき、マスター・ファンドと比較して他のアカウントおよび、特に、調査費用の上限予算の設定（および上限に達する場合の執行に限定した価格決定への変更）に関連するものを含み、リサーチおよび売買委託業務について支払わないか、または限定的に支払う他のアカウントに不均等に利益を与える可能性がある。適用法によって要求される場合を除き、投資運用会社は、ソフト・ダラー・ベネフィットを顧客間で比例按分計算により配分し、または売買委託およびリサーチ業務が特定のアカウントまたはアカウント・グループに関連する手数料にもたらす恩恵を追跡することを試みない場合、委託業務およびリサーチ業務（ソフト・ダラー・ベネフィットを含む。）は、マスター・ファンドと比較してその他のアカウントに不均衡に恩恵を与える可能性がある。投資者は、マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社の最善業務執行方針の写しを、管理会社に対し要求することにより入手可能である。

ブローカー・ディーラーからの売買委託またはリサーチ業務の受託に関連して、投資運用会社は、業務の一部が投資意思決定プロセスにおいて投資運用会社を支援し、一部が他の目的に使用される「混合使用」サービスを受けることがある。業務の利用が混在している場合、投資運用会社は、その使用に応じて費用を合理的に配分し、投資運用会社の投資意思決定プロセスを支援する商品または業務の部分についてのみ支払うために、顧客手数料を使用する。投資運用会社は、投資運用会社自己の資金ではなく、顧客手数料で当該費用を支払う可能性があるため、「混合利用」の範囲を過小評価するか、投資運用会社の投資意思決定プロセスを支援するために使用する費用を配分するインセンティブを持つ。

マスター・ファンドの管理会社による取引または投資運用会社による注文の合算

マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、注文が同時に執行され、当該注文の大量処理が利用可能な場合に選択されるよう、複数のアカウント（ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの社員が持ち分を有するアカウントを含む。）の同一の証券または他の商品に関する買いまたは売り注文を合算すること（「バンチング」（一括処理）と呼ばれる場合がある。）ができる方針および手続に従うものとする。マスター・ファンドの管理会社および投資運用会社は、管理会社または投資運用会社が適切とみなす場合、注文を統合するものとし、利用可能な場合、通常、顧客の利益において一括取引扱いを選択する場合がある。また、特定の状況において、マスター・ファンドの取引注文は、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントに対する注文と統合され得る。

一括処理注文または大量取引が完全に執行された時点で、マスター・ファンドの管理会社または当該日の終了時点で注文が部分的にのみ執行される場合、投資運用会社は、通常、買いまたは売り注文およびマスター・ファンドの相対的規模に基づき、参加アカウントの間で買い付けされた証券もしくは他の商品または売却手取金を比例按分計算により配分するものとする。特定のブローカー・ディーラーまたは他の取引相手における注文が、複数の取引によって、異なる価格で執行された場合、通常、すべての参加アカウントは、端株、四捨五入、および市場の慣例に従って、平均価格を受領するものとし、また、平均手数料を支払うものとする。一括処理または統合された注文に関し、すべてのアカウントが同一の手数料または手数料に相当する料金が請求されない場合（調査サービスに支払うための顧客手数料の利用に対する適用法に基づく制限を含む。）もある。

特定の状況において、合算する場合もあるものの、注文に関するポートフォリオ・マネジメントの決定が個別のポートフォリオ・マネジメント・チームによって行われる場合、またはマスター・ファンドの管理会社もしくは投資運用会社の実務上またはその他の見通しにより、バンチング、合算、大量取引扱いの選択、もしくはネッティングが適切でない場合、または実行可能でない場合、または合算することが適用され得る規制上の配慮から適切でない場合、マスター・ファンドの管理会社または投資運用会

社は、異なるアカウント（マスター・ファンドを含む。）のための注文の合算およびマスター・ファンドのための買いおよび売り注文の大量取引扱いまたは相殺を常に行うとは限らない。マスター・ファンドの管理会社または投資運用会社は、統合されていないアカウントの取引注文に関してよりも、統合された取引注文に関して、より高い価格およびより低い手数料の交渉を行うことができる可能性があり、また、ネッティングされていない取引注文よりもネッティングされた取引注文に関して、負担する取引費用が減額される可能性がある。投資運用会社は、特定の注文を合算またはネッティングする義務またはその他の責務を負わない。

マスター・ファンドの注文が他の注文と統合されない場合、またはマスター・ファンドまたは他のアカウントの注文とネッティングが行われない場合、マスター・ファンドは、注文が合算またはネッティングされていたら入手可能であった場合よりも、より高い価格およびより低い手数料またはより低い取引費用からの利益を受けない。注文の合算およびネッティングは、アカウントが得る市場預金の相対的な量のため、マスター・ファンドを含む他のアカウントと比較して、一部のアカウントに不均衡に利益をもたらす可能性がある。投資運用会社は、MiFID の対象となるアカウント（以下「MiFID アカウント」という。）の注文を、ソフト・ダラーを創出するアカウント（マスター・ファンドを含む。）およびソフト・ダラーの使用を制限するアカウント（マスター・ファンドを含む。）を含む、MiFID の対象とならない他のアカウントの注文と合算することができる。MiFID II アカウントとの合算注文に含まれるすべてのアカウントは、同一の証券平均価格および同一の執行コスト（料率で測定される）を支払う（または受け取る）。しかしながら、合算注文に含まれるMiFID IIアカウントは、MiFID IIの対象とならない合算注文に含まれるアカウントが支払う合計手数料を下回る「執行のみ」の料率で手数料を支払うことがある。

（訳文）
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
（ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド）
の受益者宛
独立監査人の監査報告書

財務書類監査に関する報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド（ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド）の財務書類に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・ 2020年12月31日現在におけるファンドの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した年度における運用成績の真実かつ公正な外観を提供している。
- ・ アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む、英国の財務報告評議会によって発行された会計基準、ならびにアイルランド法）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集合投資事業）（改正済）の要件に準拠して適正に作成されている。

私どもは、以下により構成されている年次報告書および監査済財務書類の中に含まれる財務書類の監査を行った。

- ・ 2020年12月31日現在の財政状態計算書、
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書、
- ・ 同日に終了した年度の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、
- ・ 2020年12月31日現在の投資有価証券明細表、ならびに、
- ・ 重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記

監査意見の基礎

私どもは、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を実施した。

ISA（アイルランド）のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）の倫理基準を含め、アイルランドにおける財務書類監査に関連する倫理要件に準拠して、ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要件に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

私どもは、実施した手続に基づき、財務書類の発行の承認日から少なくとも12ヶ月間において、個別にも集合的にも、ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類監査において、私どもは、管理会社が継続企業の前提を使用して財務書類を作成することが適切であるという結論に達した。

しかし、将来の事象や状況をすべて予測することはできないため、この結論はファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する私どもの責任および管理会社の責任は、本報告書の関連するセクションに記載されている。

その他の記載内容に関する報告

その他の記載内容は、年次報告書および監査済財務書類のうち、財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは、本報告書において明示的に記載されたものを除き、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる形式の保証も表明しない。財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかな重要な相違または重要な虚偽表示を識別した場合、財務書類の重要な虚偽表示またはその他の記載内容の重要な虚偽表示の有無について結論を下すために手続を実施することが求められている。私どもは、実施した手続に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、これらの責任に基づき、報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の責任

3 ページおよび 4 ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている管理会社の責任についての記載に詳述のとおり、管理会社は、真実かつ公正な概観を与える適用される枠組みに従って財務書類を作成する責任がある。

管理会社はまた、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制について責任を有している。

財務書類を作成するにあたり、管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要に応じて、継続企業に関する事項を開示する責任を有しており、また、管理会社に運用中止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私どもの監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもの監査手続は、データ監査手法を用いて特定の取引および残高の母集団全件のテストを含むことがある。しかし通常は、母集団全件のテストではなく、限られた数の項目の選択を伴うものである。私どもは、その規模またはリスク特性に基づき、テストには特定の項目をターゲットとすることが多い。また場合によっては、私どもは、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団についての結論を導き出すことが可能になる。

財務書類監査に対する私どもの責任の詳細は、以下のI A A S Aのウェブサイトに掲載されている。

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf.

この記載は、私どもの監査報告書の一部を形成するものである。

本報告書の利用

監査意見を含む本報告書は、2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集団投資事業）（改正済）に準拠した集団としての受益者のためにのみ作成されるものであり、その他の目的のためではない。私どもは意見を表明するにあたり、事前に書面で明確に同意している場合を除き、その他の目的に対して責任を負わず、本報告書を読むまたは本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

／／署名／／

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2021年4月20日

（ ）上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the unitholders of Goldman Sachs US\$ Fund, a Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Goldman Sachs US\$ Fund, a Sub-Fund of Goldman Sachs Unit Trust (Ireland)'s financial statements:

- give a true and fair view of the Trust's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2020 and of its results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law); and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 31 December 2020;
- the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units for the year then ended;
- the Schedule of Investments as at 31 December 2020; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (" ISAs (Ireland) ") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the Trust's ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the Manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 3 and 4, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf.

This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders as a body in accordance with the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended) and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

20 April 2021

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッドの
メンバー各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッドの財務書類
に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・ 2020年12月31日現在の会社の資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度における会社の経営成績について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行（財務報告基準第101号「簡易化された開示のフレームワーク」を含む英国財務報告評議会が公表した会計基準およびアイルランドの法律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2014年会社法の規定に準拠して適正に作成されている。

私どもは、取締役報告書および監査済財務書類の中に含まれる財務書類の監査を行った。この財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2020年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した事業年度における損益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度における株主資本等変動計算書、ならびに
- ・ 重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記

監査意見の基礎

私どもは、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を実施した。

ISA（アイルランド）のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）の倫理基準を含め、アイルランドにおける財務書類監査に関連する倫理要件に準拠して、会社に対して独立性を保持しており、また、これらの要件に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

私どもは、実施した手続に基づき、財務書類の発行の承認日から少なくとも12ヶ月間において、個別にも集合的にも、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類監査において、私どもは、取締役が継続企業の前提を使用して財務書類を作成することが適切であるという結論に達した。

しかし、将来の事象や状況をすべて予測することはできないため、この結論は会社の継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する私どもの責任および取締役の責任は、本報告書の関連するセクションに記載されている。

その他の記載内容に関する報告

その他の記載内容は、取締役報告書および監査済財務書類のうち、財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書以外のすべての情報である。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは、本報告書において明示的に記載されたものを除き、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる形式の保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかな重要な相違または重要な虚偽表示を識別した場合、財務書類の重要な虚偽表示またはその他の記載内容の重要な虚偽表示の有無について結論を下すために手続を実施することが求められている。私どもは、実施した手続に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、これらの責任に基づき、報告すべき事項はない。

取締役報告書に関して、私どもは、2014年会社法によって要求される開示内容が含まれているかについても検討した。

ISA（アイルランド）および2014年会社法により、私どもは、上記の責任および監査の過程において行われた作業に基づき、下記の特定の意見および事項についても報告することが求められている。

- ・ 私どもの意見は、監査の過程において行われた作業に基づいており、2020年12月31日に終了した事業年度の取締役報告書に含まれる情報は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に準拠して作成されていると判断した。
- ・ 監査の過程で得られた会社およびその環境に関する知識および理解に基づき、私どもは、取締役報告書にいかなる重要な虚偽表示も識別していない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する取締役の責任

4 ページおよび5 ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている取締役の責任についての記載に詳述のとおり、取締役は、適用される枠組みに従って財務書類を作成し、それが真実かつ公正な概観を与えていることを担保する責任がある。

取締役はまた、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制について責任を有している。

財務書類を作成するにあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要に応じて、継続企業に関する事項を開示する責任を有しており、また、取締役に会社の清算もしくは営業中止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私どもの監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもの監査手続は、データ監査手法を用いて特定の取引および残高の母集団全件のテストを含むことがある。しかし通常は、母集団全件のテストではなく、限られた数の項目の選択を伴うものである。私どもは、その規模またはリスク特性に基づき、テストには特定の項目をターゲットとすることが多い。また場合によっては、私どもは、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団についての結論を導き出すことが可能になる。

財務書類監査に対する私どもの責任の詳細は、I A A S A のウェブサイト（https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf）に掲載されている。

この記載は、私どもの監査報告書の一部を形成するものである。

本報告書の利用

監査意見を含む本報告書は、2014年会社法第391条に準拠した集団としての会社のメンバーのためのみ作成されるものであり、その他の目的のためではない。私どもは意見を表明するにあたり、事前に書面で明確に同意している場合を除き、その他の目的に対して責任を負わず、本報告書を閲覧するまたは本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2014年会社法に基づくその他の事項に関する意見

- ・ 私どもは、私どもの監査の目的に必要なと考えるすべての情報および説明を入手した。
- ・ 私どもは、会社の会計記録は本財務書類の容易かつ適切な監査を可能にするのに十分な状態であったと考えている。
- ・ 本財務書類は会計記録と一致している。

その他の例外事項の報告

取締役の報酬および取引

2014年会社法に基づき、私どもは、同法第305条から312条に規定される取締役の報酬および取引に関する開示が行われていなかった場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

ジョナサン・オコーネル

プライスウォーターハウスクーパースを代表して

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン

2021年3月31日

（ ）上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited**Report on the audit of the financial statements**

Opinion

In our opinion, Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited's financial statements:

- give a true and fair view of the company's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2020 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 101 "Reduced Disclosure Framework" and Irish law); and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

We have audited the financial statements, included within the Report of Directors and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Balance sheet as at 31 December 2020;
- the Profit and loss account for the year then ended;
- the Statement of changes in equity for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (" ISAs (Ireland) ") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Report of Directors and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the Companies Act 2014 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (Ireland) and the Companies Act 2014 require us to also report certain opinions and matters as described below:

- In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Directors' Report for the year ended 31 December 2020 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.
- Based on our knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we have not identified any material misstatements in the Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of directors' responsibilities set out on page 4 and 5, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view.

The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf

This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with section 391 of the Companies Act 2014 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2014 opinions on other matters

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
 - In our opinion the accounting records of the company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.
 - The financial statements are in agreement with the accounting records.
-

Other exception reporting

Directors' remuneration and transactions

Under the Companies Act 2014 we are required to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by sections 305 to 312 of that Act have not been made. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Jonathan O'Connell
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
Dublin
31 March 2021

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しております。